

平成 2 9 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 9 年 9 月 5 日開会

平成 2 9 年 9 月 2 8 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 9 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 5 日

平成29年第3回北杜市議会定例会（1日目）

平成29年9月5日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

日程第4 認定第2号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

日程第5 認定第3号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

日程第6 認定第4号 平成28年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

日程第7 認定第5号 平成28年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第8 認定第6号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第9 認定第7号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第10 認定第8号 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第11 認定第9号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第12 認定第10号 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定

日程第13 認定第11号 平成28年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定

日程第14 認定第12号 平成28年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第15 認定第13号 平成28年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第16 認定第14号 平成28年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第17 認定第15号 平成28年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第18 認定第16号 平成28年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第19 認定第17号 平成28年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第20 認定第18号 平成28年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第21 認定第19号 平成28年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第22 認定第20号 平成28年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第23 認定第21号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第24 認定第22号 平成28年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

日程第25 報告第10号 平成28年度北杜市健全化判断比率報告の件

日程第26	報告第11号	平成28年度北杜市資金不足比率報告の件
日程第27	報告第12号	平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計継続費精算報告書報告の件
日程第28	報告第13号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
日程第29	議案第61号	北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第30	議案第62号	北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
日程第31	議案第63号	北杜市小淵沢駅前広場条例及び北杜市駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第32	議案第64号	北杜市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第65号	平成29年度北杜市一般会計補正予算（第2号）
日程第34	議案第66号	平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第35	議案第67号	工事請負契約の締結について（（仮称）就業促進住宅白州団地建築主体工事）
日程第36	議案第68号	工事請負契約の締結について（清里南部クリーンセンター機械設備更新工事）
日程第37	同意第10号	大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第38	同意第11号	棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第39	同意第12号	大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第40	同意第13号	八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件
日程第41	選挙第2号	釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
日程第42	請願第5号	教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市 長	渡 辺 英 子	副 市 長	菊 原 忍
総 務 部 長	高 橋 一 成	企 画 部 長	濱 井 和 博
市 民 部 長	篠 原 直 樹	福 祉 部 長	織 田 光 一
生 活 環 境 部 長	小 松 武 彦	産 業 観 光 部 長	丸 茂 和 彦
建 設 部 長	赤 羽 久	教 育 長	堀 内 正 基
教 育 部 長	井 出 良 司	会 計 管 理 者	中 田 二 照
監査委員事務局長	岩 波 信 司	農業委員会事務局長	手 塚 清 作
明野総合支所長	小 尾 民 司	須玉総合支所長	八 巻 利 博
高根総合支所長	清 水 永 一	長坂総合支所長	中 澤 貞 夫
大泉総合支所長	上 村 法 広	小淵沢総合支所長	仲 嶋 敏 光
白州総合支所長	宮 川 雅 人	武川総合支所長	有 泉 賢 一
総 務 部 次 長	石 井 悠 久	政 策 秘 書 課 長	清 水 博 樹
総 務 課 長	山 内 一 寿	企 画 課 長	中 山 晃 彦
財 政 課 長	植 村 武 彦	代 表 監 査 委 員	三 井 英 雄

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 土 屋 裕
 議 会 書 記 清 水 市 三
 “ 進 藤 修 一

開会 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

平成29年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

まず本年7月の梅雨前線と台風3号の影響により発生しました九州北部豪雨および、その後の局地的豪雨等により被害にあわれました皆さまに心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

全国各地で局地的な豪雨による災害が発生している状況の中、先月には北朝鮮によるミサイルの発射により全国瞬時警報システム、通称Jアラートが発動されるなど国からの地震や気象などの警戒警報と合わせ、有事関連情報等への迅速かつ適切な対応の重要性を改めて認識したところであります。

このような中、一昨日、多くの市民や関係機関のご参加のもと災害に備えた北杜市総合防災訓練が大規模に行われ、また各地区におきましてもそれぞれの地域の実情に合った実践的な訓練が行われました。

今後こうした訓練を重ねるなど、日ごろの備えの大切さを痛感したところであります。

また9月に入り北杜市も収穫の秋を迎えます。本年も実り多き秋となりますよう市民の皆さまとともに期待するところであります。

さて今定例会は、平成28年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されております。議員各位におかれましては健康に十分ご留意の上、十分な議案審議をいたかくとともに円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げ、あいさつといたします。

本日の出席議員数は22人であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

最初に諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は認定22件、報告4件、議案8件、同意4件であります。

次に、今定例会において受理した請願は1件でお手元に配布のとおりであります。

次に、8月10日に山梨県市議会議長会議員合同研修会が昭和町で開催され、議員が参加いたしました。

次に監査委員から4月から6月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、峡北広域行政事務組合議会から報告がございました。

峡北広域行政事務組合議会 福井俊克君、報告をお願いします。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

それでは峡北広域行政事務組合臨時会の報告をいたします。

朗読をもって報告させていただきます。

平成29年第2回峡北広域行政事務組合議会臨時会報告書

平成29年第2回峡北広域行政事務組合議会臨時会が8月4日に開催され清水敏行議員、井

出一司議員、原堅志議員、岡野淳議員、相吉正一議員、清水進議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員が出席し、私は一身上の都合により欠席をいたしました。

審査しました議案の概要についてであります。

提出された議案は報告案件2件、契約案件2件の計4案件であります。

まず、報告案件についてであります。

はじめに報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（常備消防特別会計）であります。

平成28年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計予算について、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告がありました。

次に、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（ごみ処理特別会計）であります。

平成28年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計予算について、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告がありました。

次に、契約案件についてであります。

契約案件については地方自治法第96条第1項第8号、ならびに峡北広域行政事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提出されたものであります。

はじめに、議案第19号 高規格救急自動車購入契約の締結についてであります。

契約内容につきましては契約金額2,860万6,608円。契約の相手方 甲斐日産自動車株式会社 代表取締役 井上俊和。納入期日 平成30年3月22日。配備場所 北杜消防署であります。これは長坂町大八田にあります。

次に、議案第20号 消防ポンプ自動車購入契約の締結についてであります。

契約内容については契約金額3,076万9,200円。契約の相手方 有限会社中村ポンプ工作所 代表取締役 中村巳春。納入期日 平成30年3月22日。配備場所 韮崎消防署白州分署であります。

以上2議案、いずれも原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、平成29年第2回峡北広域行政事務組合議会臨時会の報告といたします。

○議長（中嶋新君）

ご苦労さまでした。

次に、峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会 齊藤功文君。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

峡北地域広域水道企業団議会9月定例会の報告を行います。

平成29年第2回峡北地域広域水道企業団9月定例会報告書

平成29年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会が8月25日、企業団事務所において開催され池田恭務議員、秋山真一議員、藤原尚議員、志村清議員、加藤紀雄議員、坂本静議員と私の7名が出席いたしました。

今回の一般質問には志村清議員が質問に立ち「塩川ダム上流におけるメガソーラー建設計画への対応について」質問を行いました。

今定例会に企業長から提出された案件は決算の認定案件1件、報告案件1件の計2件でありました。

以下、その概要について説明いたします。

議案第4号 平成28年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてですが、平成28年度の収益的収支における水道事業収益の決算額は14億6,598万4,774円であり、給水収益の11億378万520円が主なものであります。

なお、年間総供給量は800万1,398立方メートルであり、そのうち北杜市へは年間481万9,845立方メートルを供給し、給水料金は6億9,970万5千円となりました。また北杜市の基本水量に対する使用率は約74.4%であり、前年度と比較いたしますと約1.5%の増となりました。

一方、水道事業費用の決算額は12億3,348万5,447円であり、その主なものは営業費用の11億4,605万2,093円であります。

これらの状況から税抜き処理による損益計算を行った結果、当年度純利益は2億1,963万8,363円となり、その他未処分利益剰余金変動額の1億5,303万1,975円を加えた当年度未処分利益剰余金は3億7,267万338円となりました。

なお、当年度純利益2億1,963万8,363円につきましては、次年度以降の企業債償還金及び建設改良費に充当するため、減債積立金及び建設改良積立金に積み立て、その他未処分利益剰余金変動額の1億5,303万1,975円については、資本的収支における不足額への補填財源として自己資本金へ組み入れるものであります。

次に、資本的収支につきましては、企業債元金償還分としての構成市からの出資金を主なものとした2,911万4千円の収入に対し塩川系ITV制御装置更新工事、大門系ポンプ設備更新工事など総額2億194万2,008円の施設整備費を執行したほか1億8,313万7,623円の企業債元金を償還した結果、合計3億8,507万9,631円の支出となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填しております。

次に、報告第1号 平成28年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査についてであります。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して議会に報告するものでありますが、平成28年度決算に基づく資金不足比率につきましては、流動負債に対し流動資産が大きいことから資金不足は生じていない旨、報告されました。

以上、今回企業長から提出されました議案等につきましては、いずれも原案のとおり可決および認定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

13番議員 岡野 淳君

14番議員 相吉正一君

15番議員 清水 進君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月5日から9月28日までの24日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月28日までの24日間とすることに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第3 認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第40 同意第13号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件までの38件を一括議題といたします。

ここで市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

皆さん、改めましておはようございます。

平成29年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の夏は8月中、雨の日が多く農作物への影響が心配されますが、稲穂は日に日に黄金色となり、まもなく刈り取り作業に入るものと思われます。今年も良質なおいしいお米が収穫されることを期待するところであります。

この夏も明野サンフラワーフェスを皮切りに八ヶ岳ホースショー in こぶちさわ、北杜ふるさと祭り、大泉ふるさと夏祭り、明野ふるさと納涼まつり、甲斐駒エリアふるさと祭りが開催され、ふるさと北杜へ思いを寄せる方々で賑わいました。また、民間でも清里フィールドバレエ、八ヶ岳薪能などが開催され多くの皆さまに楽しんでいただいたところであります。

今月3日には八ヶ岳ロードレースが行われ、県内外のランナーの皆さまに初秋の高原を満喫

していただけたと考えております。これからは須玉甲斐源氏祭り、台ヶ原宿市、ポールラッシュ祭、浅尾ダイコンまつり、甲斐駒の里名水まつりや体育祭、文化祭などが開催されます。

市民の皆さまをはじめ多くの観光客に北杜の魅力、歴史や文化などを知る機会になることを願っております。併せて実行委員会等、関係者の皆さまのご尽力に対し心から感謝申し上げますところであります。

ところでこの夏、元気な北杜っ子たちが活躍しました。高根東小学校自転車クラブが7月に行われた交通安全子ども自転車山梨県大会で見事21連覇を果たし、先月9日に行われた全国大会に出場しました。

また、第70回全日本合唱コンクール関東支部県大会において、最も優れた団体として明野少年少女合唱団が全日本合唱連盟理事長賞を受賞しました。

中学校総合体育大会では、高根中学校3年生の長田士さんが陸上競技で関東大会と全国大会へ、また長坂中学校卓球部と泉中学校剣道部が、個人では明野中学校2年生の菊島悠之介さんが体操競技でそれぞれ関東大会への出場を果たしました。

また、本市在住で葦崎工業高等学校3年生の古川裕貴さんがJOCジュニアオリンピックカップ大会・2017年度全日本ジュニアレスリング選手権大会において、男子グレコローマンスタイル85キロ級で優勝し、今月ギリシャで開催される世界選手権に出場します。ご活躍を期待するとともに、東京オリンピックに男子レスリング選手として出場できますよう心から応援しております。

また、全国高等学校総合体育大会に甲陵高等学校フェンシング部、北杜高等学校スキー山岳部とウエイトリフティング部3年生比嘉龍さん、帝京第三高等学校女子ソフトボール部と男子サッカー部が出場しました。

その他、第53回全国高等学校将棋選手権大会に甲陵高等学校将棋部1年生玉田雄基さんが、第51回全日本高等学校馬術競技大会に北杜高等学校馬術部がそれぞれ出場しました。

北杜高等学校はスポーツ以外でもたくさん活躍しております。ギター部が全国学校ギター合奏コンクール2017において金賞審査員特別賞を、放送部が第41回全国高等学校総合文化祭放送部門においてビデオメッセージ部門優秀賞を2年連続で受賞し、ビジネスライセンス部が第64回山梨県高等学校商業実務競技大会兼全国大会予選電卓の部において団体優勝、個人でも3年生の千野祐貴也さんが優勝し、団体・個人とも全国大会に出場しました。

また、農業クラブ3年生の河西飛鳥さんが山梨県代表として出場した第68回関東地区学校農業クラブ連盟大会意見発表I類において最優秀賞を受賞しました。県代表が関東大会で優勝したのは10年ぶりと聞いております。

北杜の子どもたちが活躍する姿は、北杜市に大きな力を与えてくれます。これからもさまざまな場面で活躍されることを願っております。

一方、第45回山梨県肉畜鶏卵共進会の肉牛の部において、高根町の高原俊廣さんが最高賞の県知事賞を、白州・武川両地区の住民と有識者で構成するNPO法人甲斐駒清流懇話会が国土交通省の水資源功績者表彰を受賞しました。

また、日本酒のおいしさを競うSAKE COMPETITION2017において山梨銘醸の七賢 純米大吟醸 大中屋 斗瓶囲いが高級酒を対象にしたスーパープレミアム部門で最高賞に選ばれました。同時に醸造責任者の北原亮庫さんは、35歳以下の最上位受賞酒蔵の作り手に贈られる若手奨励賞も受賞しました。

皆さまのご苦勞に敬意を表するとともに、その活動が認められたことは大変喜ばしいことであります。

このように子どもたちをはじめ、団体・企業等の素晴らしい活躍は日ごろのたゆまぬ努力のたまものであるとともに市の財産であります。

関係いただきました皆さまに大きな大きな拍手を送るとともに、心から感謝申し上げるところであります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、市制施行13周年記念式典についてであります。

今年で北杜市が誕生してから13周年を迎えます。これまで記念式典を11月1日に行っておりましたが、本年度はノーベル生理学・医学賞を受賞なされました北里大学特別荣誉教授の大村智先生にお願いし記念講演を予定しており、12月9日に八ヶ岳やまびこホールにおいて挙行することといたしました。

当日は山梨県知事をはじめ関係者をお招きして、市政の発展等に功績のあった方やご尽力された方々等の表彰のほか本市の魅力をさらに情報発信し、認知度およびイメージの向上を図るため、ふるさと親善大使の制度を創設したので特に市にゆかりのある方に大使をお願いしたいと考えております。そのほかにも韓国抱川市の文化交流団による芸能の披露を行う予定であります。

次に、総合防災訓練についてであります。

今月3日、南海トラフの巨大地震が発生し市内一帯で震度6強を観測した想定で市内全域で防災訓練が実施されました。重点地区である明野中学校では各関係機関や多くの市民団体の皆さまのご協力の中、避難者の誘導、避難所・救護所・ボランティアセンターの開設・運営、物資輸送、炊き出し訓練など行政と市民の皆さまが一体となった訓練を行い、多くの市民の皆さまにご参加いただきました。

また、初めての試みとして浅尾地区を孤立集落と想定し、避難所の公民館との情報伝達訓練や県の協力を得て防災ヘリ「あかふじ」や県警ヘリ「はやて」を要請した救助搬送訓練を行い、より実践的な訓練を実施いたしました。

今回の訓練により、自らの命は自らで守る自助・共助の必要性が認識されると同時に市民の皆さまのさらなる防災減災意識の向上が図られたものと感じており、今後も災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、小淵沢駅前広場整備事業についてであります。

小淵沢新駅舎が7月3日から運用を開始し多くの方にご利用いただいている中、現在、東側の駅前広場の整備を進めているところであります。

一般車両等の乗り入れは新駅舎西側からとしておりますが、従前からの変化による混雑への対応、また通勤通学の時間帯等において旧駅舎側から新駅舎へ通行できるように交通誘導員の増員、誘導時間帯の拡大などを行っているところであります。

さらに先般、JRによる旧駅舎解体工事の工程変更および地元行政区、商工会などからの要望の対応等により工事期間の延長を余儀なくされたことから施工計画を見直し、当初9月中の完成見込みを12月といたしました。

市としては安全を第一に一日も早く完成を目指してまいりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

次に、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会の設置についてであります。

市では太陽光発電設備の設置に当たっては、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱と北杜市景観条例、県のガイドラインと合わせて、より景観に配慮した設置になるように指導を行っているところであります。

条例化による規制等については、土地の所有者や事業者の経済的自由権など関係法令との整合性を図る上での課題をどのようにクリアするか、非常に難しい問題であることから調査・研究をしてきたところであります。

このような中、市民の関心が高いことや特別委員会での審査の経過を踏まえ市民、事業者、市議会議員および学識経験者などの関係者を交えた組織を立ち上げ、再生可能エネルギー、特に太陽光発電設備にかかる推進、規制のあり方など条例化も踏まえて調査・研究・検討等を行いたいとの考えをお示したところであります。このため検討委員会設置要綱を制定し、早期に会議を開催できるよう進めてまいります。

次に、健全化判断比率および普通交付税についてであります。

合併時から重点的に財政の健全化に取り組んできた結果、健全化判断比率の実質公債費比率が昨年度の9.1%から1.9ポイント改善して7.2%となり、将来負担比率も昨年度の5.1%から4.4ポイント改善して0.7%となりました。また市債残高はピーク時の1,009億円から646億円へ、基金保有額は合併時の50億円から172億円へ、トータル485億円の大幅な改善をしてきたことから国や県からも高い評価をいただいております。このことは行財政改革での取り組みの成果であり、改めてご理解・ご協力をいただきました市民の皆さまへ感謝申し上げます。

一方で7月25日に本市の普通交付税として97億8千万円余が決定されましたが、合併特例措置の段階的縮減の影響などにより対前年度比で約4億4千万円の減、臨時財政対策債と合わせた実質交付税ベースでも対前年度比で約4億2千万円の減となりました。

本年度の算定基準に基づくと合併に伴う特例措置のすべてがなくなった段階での影響額は約22億円と見込まれていることから、平成31年度までの特例措置期間内において北杜市総合戦略に掲げる諸事業を重点的に展開する一方、特例措置終了を見据え引き続き行財政改革を進め持続可能な財源の確保に努めてまいります。

次に、北杜市立いずみ保育園建設事業についてであります。

北杜市立いずみ保育園の園舎は昭和52年に建設され、築後40年が経過しており老朽化が著しく進行していることから早急な対応が必要と判断し、保護者や関係者等のご理解をいただく中で建て替えによる整備を行う計画であります。

新園舎は現在と同じ場所に建設を行う計画であり、工事期間中の仮設園舎については、関連する事業費について、本議会に補正予算を提案し建設期間中の安全な保育を確保してまいりたいと考えております。

なお、新園舎は平成31年4月の開園を予定しております。

次に、北杜子育てフェスタの開催についてであります。

来月7日、子育て世代包括支援センターにおいて、北杜子育てフェスにじそらを開催いたします。子育て中のママやパパの趣味を紹介するコーナーや親子で楽しめるワークショップを行います。また「こころを育む子育て～こどもの“今”に寄り添う」と題して山梨英和大学の高

橋寛子先生による子どもとの関わりのお大切さについての講演などを予定しております。

不安や悩みを抱えがちな妊娠期や子育て期にママやパパの情報交換や仲間づくり、育児を楽しむきっかけの場となり、また多くの市民の皆さまにもご参加いただき地域全体で子育てを支えていくための場づくりとして活用していただけるイベントとなることを期待しております。

次に、健康福祉大会についてであります。

本年度の健康福祉大会は、来月21日に須玉ふれあい館で開催いたします。式典ではダイヤモンド婚、おはよう朝ごはんコンテスト等の表彰を行うほか「認知症になった波平さん」と題して日本福祉大学中央福祉専門学校専任教員の渡辺哲雄先生による講演も予定しております。また自由参加コーナーでは健康づくりや福祉に関する各種催しを行い、幅広い世代の市民が触れ合う場としておりますので、多くの市民の皆さまにご参加いただきたいと思いますと考えております。

次に、北の杜フードバレープロジェクトについてであります。

国では昨年度、地方公共団体が民間企業に地方創生の取り組みをアピールするために政策面でのアイデアを競い合うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を創設いたしました。

本市ではこの国の事業による地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を活用し本年、農業者、観光業者等が緩やかなネットワークで結ばれる北杜市フードバレー協議会を創設して全国さらには世界に向けて発信していく地産全消や農観連携ツーリズムなどに取り組みますので本議会で関係予算をご審議いただくこととなっております。

北の杜フードバレープロジェクトを推進し、官・民が協働した地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、小規模企業者経営改善利子補給制度改正についてであります。

市内では積極的に設備投資を行い、新たな販路を求める企業が多数あり市内の産業を支える大きな力となっています。これらの企業に対し、金融面の支援としては小規模企業者経営改善利子補給制度により資金を借り入れた場合、利子補給を行っているところであります。

今回この制度の条例改正をお願いし、対象範囲を拡げることとしていますので、より多くの企業が安定的な事業継続を行うことができ、企業の発展を支援できると考えております。

次に、農業型企業参入の状況についてであります。

農業生産法人の誘致については武川町内において1社が施設整備を完了し、今月から本格的に栽培を開始することとなりました。

同社はサラダほうれん草やパクチーなど葉物野菜を中心に栽培を進めていますが、栽培開始に伴い地元雇用も21人創出されたところであります。来年1月からは大泉町内において1社がトマトの栽培を開始する予定であり、本年度末には21の企業が市内で野菜の栽培を行うこととなります。

今後も「安全・安心 日本の台所 北杜市」を広くアピールし、積極的に企業参入を進め耕作放棄地の解消を図るとともに地域雇用の創出、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、JT Bとの連携協定締結についてであります。

このたびJT Bが北杜市の農家と連携しJT Bファームを設立し、収穫体験や調理体験をJT B自社の福利厚生として提供するほか、観光客向けのコンテンツとして活用いたします。

本市ともイベント等で連携することから食と農を核とした地域振興に関する包括連携協定を今月14日に締結し地域経済活性化、魅力ある観光地づくりなどに取り組んでまいります。

次に、森林整備についてであります。

地域と企業連携による森林再生事業として、三菱地所グループが須玉町増富地域において管理が行き届かない森林を整備・再生し、同社グループに木材供給するとともに社員研修の場としても利用する計画が進められております。

この事業により本市と企業や都市住民との交流が盛んになり、共に支え合う持続可能な社会となることを期待するところであります。

次に観光キャンペーンについてであります。

来月5日から29日まで東京日本橋にある東京シティエアターミナルにおいて、2階の一部をキャンペーン期間中、無償提供いただけることとなりましたので観光情報発信と北杜市商工会が中心となった物品販売等を行ってまいります。

また航空旅客、訪日外国人旅行者に対してもリムジンバスとの連携により、バス車内誌や公式ホームページでの紹介なども行っていただけます。

来場者の皆さまやリムジンバスを利用する訪日外国人旅行者にも本市の魅力を知っていただけるよう、しっかりと情報発信をしてまいります。

次に、トレック・トラックサービスについてであります。

本市には初級者から上級者までが楽しめる名峰が多く、県内外から多数の登山者が訪れることから安全対策は重要課題であります。今回、民間企業が開発したトレック・トラックサービスが増富山岳会の協力により瑞牆山で運用が開始されました。

登山者が専用の端末を携行することにより、携帯電話の電波が届かない場所でも位置情報を発信することができ、緊急時には警察や消防に的確な位置情報が提供できることから遭難救助など速やかな対応が可能になるものと考えております。

次に、公営アカデミー学習応援事業についてであります。

地域の公共施設を会場に公営アカデミーとして学習応援人材バンクへ登録している教員OB等にご協力いただき、この夏休みに学習支援と簡単な調理等生活習慣習得のため北杜っ子チャレンジ教室を実施いたしました。

また、中学生の自主的な学習を応援し、学習習慣や主体的な学びの定着を目指したほくと学び舎を学習応援人材バンク登録者の指導のもと先月2日から夏休み期間中に3回、市内各町8会場で実施し、延べ181人の参加がありました。

今後も学習支援事業のほか地域文化や歴史、郷土芸能など幅広い学びの場を創設し、公営アカデミー事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、青少年育成事業についてであります。

市内中学校の2年生、男女39名が集団生活や野外活動を通じてリーダーとしての資質を高めるため、夏季中学生ジュニアキャンプを行いました。互いに協力することで仲間意識が強くなる様子がうかがえ、素晴らしい経験になったと感じております。

また、先月5日に北杜市子どもクラブ親睦スポーツ大会が開催され、市内の育成会からソフトボールに7チーム、ミニソフトバレーボールに7チーム、ドッジビーに44チームが参加しました。猛暑の中で子どもたちは元気いっぱいプレーしていました。

今後も学校や地域と連携し、子どもたちの健全育成に努めてまいりたいと考えております。

次にスポーツ、芸術・文化事業についてであります。

バスケットボール女子日本リーグに参戦する山梨クィーンビーズが来月28日と29日の

2日間、高根体育館においてトヨタ紡織サンシャインラビッツと対戦いたします。

選手のご活躍を大いに期待するとともに、山梨クィーンビーズのホームタウンとして市民の皆さまと応援してまいりたいと考えております。

芸術・文化の分野では、八ヶ岳定住自立圏事業として舞台劇や子どもから大人まで楽しめるクラシックコンサートを開催したほか、来月14日にはフォークソングからジャズと幅広いジャンルで活躍される森山良子さんによる第1回八ヶ岳森のコンサートを開催いたします。

また、民間団体と連携した八ヶ岳音楽祭として、オーケストラと合唱団によるコンサートやオペラ「椿姫」を公演するなど、芸術の秋にふさわしい催しのほか自衛隊音楽隊や山梨県警察音楽隊のコンサート、市内合唱団の発表会として北杜市合唱祭を開催してまいります。

今後も市内企業の皆さまからご協力いただいている芸術文化スポーツ振興基金を活用しながら、市民の皆さまに多彩な芸術・文化に触れていただくための機会を創出してまいりたいと考えております。

一方、金田一春彦記念図書館では、平成27年度から取り組んでまいりました金田一春彦記念図書館デジタルアーカイブ事業が完成し、先月31日にインターネットで公開いたしました。これを記念して来月8日に金田一春彦記念図書館デジタルアーカイブ本公開記念シンポジウムを開催し、金田一春彦先生や平山輝男先生から寄贈された貴重な研究資料の意義や重要性を市民の皆さまへ改めて紹介させていただき、有効活用が図られるよう周知に努めてまいります。

次に、女性消防隊の活動状況についてであります。

本年4月の女性消防隊の発足以来、本市の消防防災の新しい力としてイベントでの啓発活動を中心に活躍していただいております。

また、今月30日に秋田県で開催される第23回全国女性消防操法大会に県代表として出場するため、ご家族のご理解の中、仕事や家事と並行し週4日の訓練活動に励んでおられます。全国大会ではぜひこれまでの訓練の成果を遺憾なく発揮し、健闘されますよう期待しているところであります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件4件、認定案件22件、条例案件4件、補正予算案件2件、契約案件2件、同意案件4件の合計38案件であります。

はじめに報告案件をご説明いたします。

報告第10号および報告第11号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成28年度北杜市健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に、報告第12号につきましては、平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計予算の継続費について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第13号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定について専決処分したので、これを議会に報告するものであります。

続いて、認定案件であります。

認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第22号 平成28年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22案件につきましては、地方自治法第233条および地方公営企業法第30条の規定により監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に認定をお願いするものであります。

続いて条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第61号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。
介護保険法の一部が改正されたことから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第62号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例につきましては、明野財産区ほか8財産区の特別会計を北杜市財産区特別会計に統合することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第63号 北杜市小淵沢駅前広場条例及び北杜市駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、小淵沢駅前広場の供用開始を延期することから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号 北杜市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例につきましては道路標識、区画線および道路標示に関する命令の一部が改正されたことから所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第65号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

建築後40年を経過し建物の劣化が著しい状況にあるとともに今後、保育室等の不足が予想されるいずみ保育園について、建設期間中に必要となる仮設園舎の借り上げなど所要の経費を計上しております。

次に、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用し市内の農業者、商工業者、観光事業者等が連携して行う認証取得による高付加価値化や生産性の向上などの取り組みを推進することとし所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は6億2,590万3千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ288億8,150万8千円となります。

次に、議案第66号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既存の高齢者福祉施設におけるスプリンクラー設備等整備事業への地域介護・福祉空間整備費等補助金として842万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ43億5,271万6千円とするものであります。

次に、契約案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）就業促進住宅白州団地建築主体工事）および議案第68号 工事請負契約の締結について（清里南部クリーンセンター機械設備更新工事）につきましては、地方自治法ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、同意案件につきまして、ご説明申し上げます。

同意第10号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任、同意第11号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任、同意第12号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任および同意第13号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件の4案件につきましては委員・議員の辞職に伴い、それぞれ新たに委員・議員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項ならびに八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合同規約第6条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案をいたしました案件につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほどの市長の所信の中で訂正がございます。

ここで丸茂産業観光部長より訂正の申し出がありましたので許可いたします。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

先ほどの市長の所信の中で、産業観光部に関する部分で誤りがございましたので訂正申し上げます。

小規模企業者経営改善利子補給制度改正の中で「この制度の条例改正をお願いし」と申し上げましたが、正しくは「この制度の規定を改正し、議会にお知らせし」というものであります。

訂正の上、お詫び申し上げます。失礼しました。

○議長（中嶋新君）

改めて、これで市長の説明が終わりました。

次に、認定第1号から認定第22号までの一般会計および各特別会計の決算の認定22件について補足説明を求めます。

中田会計管理者。

○会計管理者（中田二照君）

それでは、今議会に提出されました平成28年度の北杜市における各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては地方自治法第233条、地方公営企業法第30条および北杜市財務規則第134条の規定に基づきまして処理を行いました。

また、監査委員による決算審査は、平成29年7月11日から8月3日までの間の6日間にわたり実施され、決算に対する意見書を8月3日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件につきましては、平成28年度の一般会計をはじめ各特別会計および病院事業特別会計、合わせて22件であります。

まず、認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は市税の76億円余りをはじめ地方交付税113億3千万円余り、国県支出金46億8千万円余りなど歳入合計は323億779万588円でありました。

また、歳出は子育て支援住宅整備事業、小淵沢駅舎駅前広場整備事業、須玉小学校大規模改

修事業、子育て世代マイホーム補助金などの事業が行われ、歳出合計は305億2,108万1,383円で歳入歳出差引額は17億8,670万9,205円となりました。

次に、認定第2号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険税14億1千万円余りをはじめ国庫支出金15億6千万円余り、前期高齢者交付金18億6千万円余りなど合計で76億1,640万5,058円でありました。

歳出は保険給付費の43億3千万円余りなど合計で71億3,467万5,140円となり、翌年度への繰越額は4億8,172万9,918円となりました。

次に、認定第3号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険料の3億9千万円余りなど合計で5億7,360万7,314円でありました。

歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の5億6千万円余りなど合計で5億7,304万6,083円となり、翌年度への繰越額は56万1,231円となりました。

次に、認定第4号 平成28年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険料の8億1千万円余り、国庫支出金の8億8千万円余りなど合計で39億7,228万6,800円でありました。

歳出は保険給付費の34億3千万円余りなど、合計で38億1,930万6,964円となり、翌年度への繰越額は1億5,297万9,836円となりました。

次に、認定第5号 平成28年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入はサービス収入の600万円余りなど合計で1,394万8,403円でありました。

歳出は総務費の371万7,774円で、翌年度への繰越額は1,023万629円となりました。

次に、認定第6号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の10億2千万円余り、繰入金の8億1千万円余りなど合計で22億9,758万9,251円でありました。

歳出は水道管理費の11億6千万円余り、公債費の7億2千万円余りなど合計で22億8,894万195円となり、翌年度への繰越額は864万9,056円となりました。

次に、認定第7号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の4億8千万円余り、繰入金の14億3千円余りなど合計で26億7,765万3,147円でありました。

歳出は公債費の18億6千万円余りなど合計で26億4,369万5,034円となり、翌年度への繰越額は3,395万8,113円となりました。

次に、認定第8号 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の1億2千万円余り、繰入金の5億3千万円余りなど合計で9億4,305万5,680円でありました。

歳出は公債費の6億6千万円余りなど合計で9億2,470万9,212円となり、翌年度への繰越額は1,834万6,468円となりました。

次に、認定第9号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は売電収入の1億1千万円余りなど合計で1億2,920万9,468円でありました。

歳出は総務費の8,900万円余り、基金積立金の2,700万円余りなど合計で1億1,715万5,243円となり、翌年度への繰越額は1,205万4,225円となりました。

次に、認定第10号 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は診療収入の1億円余りなど合計で1億3,801万3,929円でありました。

歳出は総務費の6,300万円余り、医業費の3,400万円余りなど合計で1億1,304万4,448円となり、翌年度への繰越額は2,496万9,481円となりました。

次に、認定第11号 平成28年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は診療収入の8,900万円余りなど、合計で1億1,221万5,188円でありました。

歳出は総務費の5,800万円余り、医業費の3,200万円余りなど合計で9,736万1,267円となり、翌年度への繰越額は1,485万3,921円となりました。

次に、認定第12号 平成28年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は繰入金の29万9,057円でありました。

歳出は土地開発費の29万9,057円で翌年度への繰越金はありません。

次に、認定第13号 平成28年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で1,080万99円であり、歳出は4つの財産区管理会の管理費など合計で551万2,794円となり、翌年度への繰越額は528万7,305円となりました。

次に、認定第14号 平成28年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰入金、繰越金など合計で4,335万3,501円であり、歳出は8つの財産区管理会の管理費など合計で805万4,771円となり、翌年度への繰越額は3,529万8,730円となりました。

次に、認定第15号 平成28年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、財産収入、繰越金など合計で1億453万5,213円であり、歳出は8つの財産区管理会の管理費など合計で6,804万1,376円となり、翌年度への繰越額は3,649万3,837円となりました。

次に、認定第16号 平成28年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で1,063万6,399円であり、歳出は3つの財産区

管理会の管理費など合計で５００万６，２１９円となり、翌年度への繰越額は５６３万１８０円となりました。

次に、認定第１７号 平成２８年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で５２７万６，２７８円であり、歳出は２つの財産区管理会の管理費など合計で２６５万８，６５４円となり、翌年度への繰越額は２６１万７，６２４円となりました。

次に、認定第１８号 平成２８年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で４４８万８，６０１円であり、歳出は３つの財産区管理会の管理費など合計で２３５万２，００８円となり、翌年度への繰越額は２１３万６，５９３円となりました。

次に、認定第１９号 平成２８年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は繰越金、諸収入など合計で１８３万８６７円であり、歳出は５つの財産区管理会の管理費など合計で１１５万３，２１４円となり、翌年度への繰越額は６７万７，６５３円となりました。

次に、認定第２０号 平成２８年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で８２４万４，９４４円であり、歳出は５つの財産区管理会の管理費など合計で１７２万１，６３８円となり、翌年度への繰越額は６５２万３，３０６円となりました。

次に、認定第２１号 平成２８年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰入金、繰越金など合計で７，５６７万８７０円であり歳出は管理費、事業費など合計で５，６８０万９，８２５円となり、翌年度への繰越額は１，８８６万１，０４５円となりました。

最後に、認定第２２号 平成２８年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額は３６億８，４００万３，１９０円。収益的支出の決算額は３７億９，０１３万７，１０９円であり、収支は１億６１３万３，９１９円のマイナスとなりました。

また、資本的収入の決算額は３億１，８３１万７，２９８円。資本的支出の決算額は４億７，７１４万３，２５６円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億５，８８２万５，９５８円は損益勘定留保資金で補填しました。

以上、平成２８年度の各会計の歳入歳出決算の概要について説明させていただきました。よろしくご審議を賜りご認定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中嶋新君）

補足説明が終わりました。

次に認定第１号から認定第２２号までの２２件の決算審査の結果について、代表監査委員から意見書の報告を求めます。

三井代表監査委員。

○代表監査委員（三井英雄君）

それでは決算審査の報告を申し上げます。

北杜市代表監査委員の三井でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成28年度北杜市一般会計・特別会計歳入歳出決算および基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により決算審査に付された会計については、

平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算

平成28年度北杜市病院事業特別会計決算

の合計22会計でございます。

この22会計の決算につきまして平成29年7月11日から8月3日までの間、北杜市役所において審査のために提出された決算書類について帳簿と証拠書類等に基づき平井求監査委員、千野秀一監査委員、そして私の3名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため関係諸帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査を実施したほか必要と認めた項目の審査を実施いたしました。

一般会計、特別会計および歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく諸帳簿、証拠書類も整備され決算計数は正確でありました。

なお、各会計の決算については、お手元に配布されております決算書に添付された意見書のとおりでございます。

さて、本市では昨年の11月に白倉前市長から渡辺市長へバトンが渡され、合併後初めて市長が代わりました。その渡辺市長のもとで第2次北杜市総合計画、そして第4次北杜市行財政改革大綱が策定され、財政についても新たな取り組みがスタートしたところでございます。

市税などの自主財源の大幅な増加が見込めない中で限られた財源により多様化する行政課題に対応しなければならない厳しい状況下ではありますが子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツ、若者と女性の活躍の5つの分野の主要施策について重点的に推進を図り、住んでいる市民が、特に若者が魅力を感じる地域づくりをしていくことが求められています。

このような中、本市の平成28年度決算に目を向けますと市債の積極的な繰上償還を実施したことにより、その残高は着実に減少して実質公債費比率は7.2%、将来負担比率は0.7%と過去最低の水準となり、財政健全化に向けた努力が如実に数値に表れてきております。

このことは評価に値するところではありますが、一方で市債残高を金額で見えますと一般会計230億円、特別会計416億円、合計では646億円と依然として多額となっております。さらなる削減に向けた取り組みが望まれるところであります。

本市では、これまで3次にわたり行財政改革大綱を策定して多くの行財政課題に取り組み一定の成果をあげてきました。しかしながら加速度的に進む高齢化による社会保障費の増加や公共施設の維持、更新費用の増加など歳出要因が増大する一方、生産年齢人口の減少による市税収入への影響、地方交付税の合併特例措置の段階的縮減や合併特例事業債の活用終了が間近に迫ることなどなど行財政運営はなお一層、厳しさを増すものを見込まれます。

このような財政状況を背景に第2次北杜市総合計画を柱とした北杜市総合戦略や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく事業を実施して、移住定住や地域の活性化などを推進していかなければなりません。これらのことに対応するためには、これまで以上に行政と市民が一体となった行財政改革に取り組んでいかなければなりません。職員一人ひとりが資質向上と意識改革に努め持てる力を組織として存分に発揮し、徹底した事務事業の見直しや公共施設等、総合管理計画の着実な推進など行政のスリム化を実現することが求められております。

また、情報の積極的な開示および広報により市政の見える化を図り、市民とより多くの情報を共有し協働することも大変大事なことであり必要であります。果敢に実行していくことが大変重要であります。

第4次北杜市行財政改革大綱で示された3つの改革の基本目標の達成に向けて、腰を据えて取り組み着実に推進されることを強く望みます。

結びにあたり本市の優秀な人材と美しい自然や文化など、豊富な財産を活用して地方自治の本旨である住民福祉の増進に努め、市民が安心して暮らせる人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指しつつ、市民一人ひとりが愛でつながる北杜市にならんことを切望して平成28年度決算審査の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいまから議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件、議案第61号から議案第64号までの4件につきましては、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件につきましては決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第22号までの22件につきましては決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において22人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました22人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は議員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時30分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、三井代表監査委員は一身上の都合により退席したい旨の申し出がありましたのでこれを許可いたしました。

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。

委員長に野中真理子君、副委員長に清水敏行君。

以上のとおり決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第61号から議案第64号までの4件は会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第10号 平成28年度北杜市健全化判断比率報告の件、報告第11号 平成28年度北杜市資金不足比率報告の件、報告第12号 北杜市簡易水道事

業特別会計継続費精算報告書報告の件、報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の以上4件について内容説明を順次、担当部長に求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

報告第10号 平成28年度北杜市健全化判断比率報告の件についてご説明申し上げます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき平成28年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の4つの健全化判断比率について、別紙の監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

なお、地方公共団体財政健全化法につきましては、財政破綻団体が出ることを未然に防ぐために財政状況を把握しようとするものでございます。

まず実質赤字比率についてですが、普通会計が赤字になっているかどうかを示す指標でございます。本市の場合は普通会計と一般会計の範囲が一致しており、一般会計が赤字ではございませんのでここには数値が入ってきておりません。

次に、連結実質赤字比率についてでございます。

普通会計および特別会計を合わせた全会計が赤字になっているかどうかを判断する指標でございしますが、北杜市は赤字ではないためここにも数値は入ってきておりません。

次に、実質公債費比率でございしますが、全会計および一部事務組合にかかる公債費の財政負担を3カ年平均で示す指標でございします。

平成26年度から平成28年度までの3カ年の平均値は7.2%で昨年度の9.1%から1.9ポイント改善しております。このことはこれまでの財政健全化への取り組みの成果が表われたものと考えております。

また、実質公債費比率が18.0%を下回りますと過疎対策事業債などの一部の公的資金債を除き、民間資金債などを発行する場合に知事への起債協議が不要となる制度となっておりますので、本市については協議対象となる一部の公的資金債を除き、その他の民間資金債などにつきましては、県知事への届け出のみで起債できる状況となっているものでございます。

次に、将来負担比率でございしますが0.7%となっております。これは全会計、一部事務組合および出資法人に関して返済や支払いなど、将来において必要となる負担の合計額が一般財源の総額に対してどの程度の割合であるかを示す指標であり、昨年度の5.1%から4.4ポイントの改善となっております。

なお、表の下段の括弧書きの各数値につきましては上の段が早期健全化基準でございまして、いわゆるイエローカードに相当する数値となっており、下の段が財政再生基準でございまして財政再生計画の策定が義務づけられるレッドカードに相当する数値となっているものでございます。

以上が健全化判断比率の報告でございます。

続きまして報告第11号 平成28年度北杜市資金不足比率報告の件について、ご説明申し上げます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成28年度決算にかかる資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

資金不足比率とは公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、つ

まり赤字がどれだけあるのかを示す指標となります。本市におきましては表にございます病院事業特別会計ほか5会計が対象となっておりますが、いずれの会計も資金不足はございませんので数値は入ってきておりません。

公営企業につきましては会計ごとに経営健全化基準が定められており、その数値は20.0%以上とされております。この数値以上となった場合には、先ほどの健全化判断比率の指標で説明いたしましたイエローカードに該当するため、経営健全化計画の策定が義務づけられることとなります。

資金不足比率の報告につきましては、以上でございます。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

報告第12号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計継続費精算報告書報告の件についてご説明いたします。

2款1項水道施設建設費の簡易水道統合整備事業において平成27年度、平成28年度の2カ年継続事業として予算計上いたしました水道施設遠隔監視システム整備工事について事業年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき精算報告を行うものであります。

全体計画の年割額の合計2億4,679万6千円に対し、実績の支出済額の合計は2億3,832万7,920円であり、年割額と支出済額の差額は846万8,080円となりました。

報告第12号につきましては以上であります。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

続きまして報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）につきまして、ご説明申し上げます。

これは地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

提案理由といたしましては、別紙の損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告させていただきます。

1枚おめくりください。専決第1号でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について次のとおり専決処分いたします。

処分日は平成29年3月31日でございます。

損害賠償の額 9万円でございます。

損害賠償の相手方 山梨県北杜市白州町在住 女性の方でございます。

損害賠償の理由 平成28年11月13日午後9時15分ごろ、北杜市白州町白須312番地付近の国道20号線において、市の職員が運転する公有自動車（白州総合支所方面）に右折する際、韮崎方面から直進してきた相手方

の原動機付自転車と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として負担割合に応じて公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

次のページをご覧ください。3ページでございます。専決第2号でございます。

処分日は平成29年5月8日でございます。

損 害 賠 償 の 額 8万3,007円であります。

損害賠償の相手方 山梨県甲府市在住 男性の方でございます。

損害賠償の理由 平成28年10月31日午前8時39分ごろ、北杜市高根町箕輪3219番地付近の国道141号において、市の職員が運転する公有自動車が清里方面に直進中、市道高根箕輪3号線から右折してきた相手方の軽自動車と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として負担割合に応じて公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

次のページをご覧ください。専決第3号であります。

処分日は平成29年5月11日であります。

損 害 賠 償 の 額 23万3,114円であります。

損害賠償の相手方 山梨県北杜市小淵沢町在住 男性の方でございます。

損害賠償の理由 平成28年11月14日午後5時7分ごろ、北杜市須玉町大豆生田961番地1の北杜市役所において、市の職員が運転する公有自動車が同所敷地内に駐車していた相手方の小型自動車と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

続きまして次のページ、専決第4号でございます。

処分日は平成29年5月29日。

損 害 賠 償 の 額 33万4,800円でございます。

損害賠償の相手方 山梨県中北建設事務所であります。

損害賠償の理由 平成29年2月12日午後4時20分ごろ、北杜市長坂町中丸3273番地6付近の県道17号線において、市の職員が運転する公有自動車が葦崎方面に直進中、県道上に動物が飛び出してきたことから職員が衝突回避操作を行ったところ、県道の縁石を乗り越え転落防止柵を破損させたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法 山梨県の指定した口座に公有自動車事故共済金として公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

私からは以上でございます。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

6ページをお願いいたします。

専決第5号につきましては、農業集落排水処理事業の事故に係る損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、同じく地方自治法の規定により報告するものであります。

専決処分日は平成29年8月17日。

損害賠償の額 24万2,060円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市長坂町在住の男性。

損害賠償の理由 平成29年7月29日午後0時13分ごろ、北杜市長坂町日野661番地において下水道マンホールポンプの不具合により、同敷地の作業所内に排水口から汚水が逆流し床面、備品等を汚損したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

負担割合につきましては市100%であります。

支払い方法 相手方の指定した口座に下水道賠償責任保険事故として公益財団法人日本下水道協会および北杜市農業集落排水事業特別会計から支払われるものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

続きまして7ページのほうをお願いいたします。

専決第6号 道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分の日は平成29年7月6日であります。

損害賠償の額 33万515円

損害賠償の相手方 東京都立川市在住の男性です。

損害賠償の理由 平成29年4月15日午後9時ごろ、北杜市須玉町江草3454番地1付近の市道須玉江草9号線と市道江草・小笠原線の交差点において、市道江草・小笠原線を走行してきた相手方車両前輪が交差点に設置されていたグレーチングを跳ね上げ車両の底部を損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

続きまして8ページのほうをお願いいたします。

専決第7号 道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分の日は平成29年8月4日であります。

損害賠償の額 37万円

損害賠償の相手方 山梨県韮崎市在住の女性です。

損害賠償の理由 平成29年1月27日午後1時40分ごろ、北杜市小淵沢町732番地1の北杜市立小淵沢中学校において同校敷地内に駐車していた相手方の車両に市道敷地内の立木が倒れ車両の後部を損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

以上で報告第10号から報告第13号まで4件の報告を終わります。

次に、議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）就業促進住宅白州団地建築主体工事）の内容説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）就業促進住宅白州団地建築主体工事）につきまして、ご説明を申し上げます。

資料、綴りの一番うしろのほうになるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次のとおり請負契約を締結したいので地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を求める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契 約 の 目 的 就業促進住宅整備事業

（仮称）就業促進住宅白州団地建築主体工事

契 約 の 方 法 一般競争入札

契 約 金 額 3億2,566万3,200円

契約の相手方 山梨県北杜市須玉町大蔵713番地1

興水建設・三沢工務店（仮称）就業促進住宅白州団地建築主体工事共同企業体

構成員（代表） 山梨県北杜市須玉町大蔵713番地1

株式会社興水建設 代表取締役 興水徹

構 成 員 山梨県北杜市白州町横手1308番地2

株式会社三沢工務店 代表取締役 三澤仁

提案理由として地方自治法、北杜市条例に基づき議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６７号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第６７号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第６８号 工事請負契約の締結について（清里南部クリーンセンター機械設備更新工事）の内容説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

議案第６８号 工事請負契約の締結について（清里南部クリーンセンター機械設備更新工事）について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第９６条第１項第５号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 の範囲を求める条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 社会資本整備総合交付金事業

清里南部クリーンセンター機械設備更新工事

契約の方法 一般競争入札

契約金額 ３億６，７２０万円

契約の相手方 東京都港区海岸三丁目２０番２０号

株式会社西原環境 首都圏支店 支店長 杉山英司

提案理由として地方自治法、ならびに北杜市議会北杜市条例に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第６８号につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第６８号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第４１ 選挙第２号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり唯井久男君、名取富雄君、名取一彦君を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました３名を釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました３名が釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（中嶋新君）

日程第４２ 請願第５号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

ここで紹介議員の趣旨説明を求めます。

12番議員、原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

この請願につきましては、朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

請願第5号

平成29年8月23日

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願人

北杜市PTA連合協議会会長 横森 勝

住所 北杜市白州町鳥原1302

北巨摩地区公立小中学校長会会長 篠原俊明

住所 韮崎市藤井町北下條425-4

北巨摩地区公立小中学校教頭会会長 有賀 望

住所 北杜市高根町村山西割3676

山梨県教職員組合北巨摩支部執行委員長 櫻井清彦

住所 北杜市須玉町藤田470-1

紹介議員 秋山俊和

// 加藤紀雄

// 清水 進

// 原 堅志

// 相吉正一

// 内田俊彦

北杜市議会議長 中嶋新殿

請願趣旨

（請願事項）

1. 子どもたちの教育環境改善のために、教職員の長時間労働を是正するために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

（請願理由）

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状況があります。一人ひとりの子どもたちにきめ細かに対応したり、教職員が心身ともに健康を維持して教育活動に携わったりなど、子どもたちの学びの質を高めるための教育環境の実現のためには、定数改善や少人数学級推進は不可欠であり、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。

また、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。（公財）連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると、7～8割の教員が1ヶ月の時間外労働が80時

間（過労死ライン相当）となっていること、1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が誇りとやりがいを持てる環境を確保するための長時間労働是正が必要であり、教職員定数改善も欠かせません。教職員の子どもたちと向き合う時間を確保することで、より一層きめ細かな指導ができ、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成につながります。

本市でも、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し、未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、是非とも、北杜市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2018年度政府の予算編成において、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書を提出していただきますようお願いいたします。

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第5号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月26日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時02分

平成 2 9 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 6 日

平成29年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成29年9月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

日本共産党 志 村 清君
明政クラブ 相吉正一君
ほくと未来 加藤紀雄君
北杜クラブ 秋山真一君
ともにあゆむ会 岡野 淳君

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原 尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村 清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原 堅志
13番	岡野 淳	14番	相吉正一
15番	清水 進	16番	野中真理子
17番	坂本 静	18番	中嶋 新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（44人）

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	高橋一成	企画部長	濱井和博
市民部長	篠原直樹	福祉部長	織田光一
生活環境部長	小松武彦	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	岩波信司	農業委員会事務局長	手塚清作
明野総合支所長	小尾民司	須玉総合支所長	八巻利博
高根総合支所長	清水永一	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	上村法広	小淵沢総合支所長	仲嶋敏光
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
総務部次長	石井悠久	政策秘書課長	清水博樹
総務課長	山内一寿	企画課長	中山晃彦
財政課長	植村武彦	地域課長	宮川勇人
防災調整監	花輪孝	税務課長	清水能行
管財課長	大芝一	市民課長	堀内典子
介護支援課長	三井ひろみ	健康増進課長	浅川辰江
ほくとっこ元気課長	伴野法子	環境課長	中山和彦
農政課長	小澤章夫	観光課長	加藤郷志
商工・食農課長	小澤隆二	まちづくり推進課長	植松宏夫
道路河川課長	坂本孝典	教育総務課長	加藤寿
生涯学習課長	小尾正人	学術課長	雨宮正樹

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	土屋裕
議会書記	清水市三
〃	進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 日本共産党、30分。2番 明政クラブ、30分。3番 ほくと未来、30分。4番 北杜クラブ、90分。5番 ともにあゆむ会、75分。6番 公明党、30分となります。

本日は5会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、8番議員、志村清君。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

日本共産党の代表質問を行います。

はじめに市長の政治姿勢を3つ質します。

山梨日日新聞が8月15日の終戦記念日に合わせて、知事と県内全市町村長を対象に行った憲法改正に関するアンケートで、安倍首相が示した憲法9条を変えることにに対し渡辺市長は「反対」と答えたと紹介されました。甲斐市、甲州市など5つの市町村長が賛成とする一方で渡辺市長のほか南アルプス市、上野原市、市川三郷町、山中湖村の4氏が同じく「反対」と答えています。

市長は先の6月議会で日本共産党の清水進議員への答弁で、国政の場で十分議論されるべきものとして述べ賛否は明らかにしなかったことと比べて、はっきり9条改正反対とし記事によれば市長は9条の精神は尊重されるべきだとしています。このように立場を明確にされたことについて私たちは態度を明確にした決断も含め、高く評価し歓迎したいと思います。市民からも9条は守るべきとした市長の姿勢を頼もしく思ったなどの声が寄せられていることも紹介しておきます。

今後、市長には学校現場での平和教育の推進など可能な限りのリーダーシップを発揮されるように求めたいと思います。9条改正反対とマスコミに答えた市長の憲法や平和への思いをこの議会の場でも伺いたいと思います。

次に北朝鮮による核実験、あるいは連続する弾道ミサイル発射への市長の見解を聞きます。

北朝鮮は今月3日、6回目となる核実験を強行しました。北海道の上空を超えて太平洋に落

下する弾道ミサイル発射も繰り返されています。

7月の国際連合会議では122カ国の賛成のもとで核兵器禁止条約が採択されるなど、国際社会が核兵器がない世界へ向けて新たな前進を目指しているもとで、これに真っ向から挑戦する重大な行為で絶対に許せない暴挙だと思います。同時に危惧されているのは、米朝間で激しい言葉の応酬や軍事的な挑発がエスカレートしていけば、韓国や日本が深刻な被害を受ける戦争へと発展しかねないということです。戦争になれば核戦争となります。破滅をもたらす戦争は絶対に起こしてはならないと思います。市長は一連の北朝鮮の行動をどう評価しているのか。また日本政府としての対応について、安倍首相のように「対話するのは無駄骨」などといってトランプ米政権の方針支持の一边倒ではなく、唯一の被爆国として、また憲法第9条を持つ国として平和外交、何より対話優先の立場を貫くべきだと考えますが市長はどうお考えか答弁を求めます。

次に中学校の新学習指導要領への対応について、1点伺います。

私は6月議会では、教育勅語が学校現場で教材として使われるようになるという政府方針について市長、教育長の見解を質しましたが今回は保健体育について聞きます。

文部科学省は2021年に全面実施される中学校保健体育の武道の選択科目に銃剣道を加える、こういう方針を明らかにしています。どう評価していますか。まさに相手の心臓と喉を突く、これを目的にして競い合う競技であり、旧日本軍が銃剣術という名で訓練や実践してきたもので今も訓練を続けている自衛隊では死亡者さえ出ている競技です。スポーツとしては極めて危険なもので、私は学校現場で生徒に教えるべき競技ではないと考えますが市長、また教育長の見解を求めたいと思います。

続いて大きな2項目めとして、地上型太陽光パネル問題で2点質問します。

まず須玉町北部のメガソーラー計画についてです。

須玉町増富地区の旧大平牧場の跡地に民間による大型太陽光発電・メガソーラー建設計画が持ち上がっています。計画地は市民の飲み水の水源である塩川ダムから約5キロメートル上流で36ヘクタールの牧場跡地にパネル5万8千枚を敷いて発電量14.7メガワット、稼働されれば県下最大規模のメガソーラーとなるわけであります。

跡地はもちろん増富・和田集落の50軒の皆さんの共有地となっており、この使用の判断は地権者の皆さんの総意によるものではありませんが、水源池の上流へのかつてない大規模開発計画であり、50年100年に一度という大雨が降る昨今、大量の雨水は一気に大平沢から釜瀬川を経て確実に塩川ダムに流れ込みます。流木を含んだ鉄砲水の発生も心配されます。

また、この計画を知った市民の間では市内でもほかに類のない景観、広大な牧草道を太陽光パネルで埋め尽くすのではなく、みずがき湖や瑞牆山や横山などと結びつけた観光資源として生かすとか、子どもたちへの原っぱ教育に役立てるなど市として別の活用策を検討して地権者の皆さんに示すべきだとの声もあがっています。もちろん地元の皆さんからも不安の声もあがっています。

今日はまず市民の安全な飲み水や自然環境を守るという責任を持つ市として、また市長としてこの計画に無関心であってはならない、そういう立場から以下、答弁を求めます。

第1に市長や担当課はどの程度この計画を把握しメガソーラーが設置、稼働された場合の塩川ダムの水質や水量等への影響とか災害時被害の心配のあるなしについて、どう判断しているのか。

第2に事業計画の進捗状況、あるいは環境アセスメントの必要性のあるなしなど、市としてこの塩川ダムを管理する県とか事業者との窓口になっている和田地区などに問い質していくべきだと思いますが、何よりまずは市長自らが現地を視察すべきと思いますがどうでしょうか。

太陽光問題の2つ目は、市内に広がっている既存の市内の地上型太陽光パネルへの監視・指導についてです。

4月から運用されている国のガイドライン、また強化したという市の指導要綱に基づく稼働中や建設中の地上型太陽光パネルへの市による監視・指導はどのように強化されているのか。稼働中のパネルには新FIT法で看板の設置やフェンスで囲うことが義務付けられて、市にはそれをチェックしたり、指導する役目が課せられたはずで、通報する責任も生じているはずであります。本格的な監視や指導を市内全域にわたって実施するためには、担当課の体制強化がまずは不可欠だと思いますが、その予定や計画はあるのでしょうか、答弁を求めます。

最後に、国民健康保険税の県の統一化への対応と国民健康保険税引き下げについての努力について質問します。

県統一化への対応は、私は6月議会で質しましたが県の国民健康保険運営協議会は保険料、保険税一本化を急がず3年ごとの見直しの中で検討すると7日付けの新聞報道で明らかにされました。少なくとも県が統一する場合でも、それまでの3年、あるいは4年間でしょうか、北杜市自身で国民健康保険税額を決めるわけであり、黒字分や一般会計からの繰り入れ、繰り入れについては国でも新しい制度になっても可能だと答弁もしています。こういう繰り入れなどで高い国民健康保険税を引き下げるべきではないでしょうか。6月議会に続けて、重ねて求めたいと思います。また滞納してしまった方々への短期被保険者証の有効期限、1カ月とか3カ月とかあります。この有効期限や留め置き、市役所に留めといて滞納者本人に渡らないという留め置きが各地で問題となっていますが、市の状況はどうか答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

私の政治姿勢について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、憲法第9条改憲への賛否についてであります。

先月15日の山梨日日新聞に掲載された県内の市町村長等のアンケートについては「戦争放棄や戦力保持を定めた憲法第9条の改正に対する考えを教えてください」という質問に対して、私はわが国が掲げてきた平和憲法の本質は堅持すべきであり、国の責任においてその必要性の論点を国民に分かりやすく整理して議論する必要があると考えており、現時点ではその議論が十分行われているとは言い難いことから「反対」としたものであります。

憲法第9条の改正にはさまざまな意見があるため、今後、国において十分議論を尽くし幅広く国民の理解を得ながら慎重に議論を進めるべきであると考えております。

次に北朝鮮の核実験、弾道ミサイル等の連続発射への見解についてであります。

北朝鮮による核実験、弾道ミサイル発射は、わが国の安全に対する重大な脅威であるとも

に国際社会の平和と安定に逆行し、平和を求める世界に対する挑発的な行為であります。

本市では平成17年に非核平和都市宣言に関する決議を行い、市民一人ひとりに平和意識の醸成を図り、平和で幸福な社会の実現に取り組んでいるところであり、北朝鮮による度重なる行為は、市民の生命・財産を脅かすもので断じて容認できるものではありません。

このことから国には国際社会と一致協力した外交を展開し、北朝鮮による暴挙を止めさせるための平和的解決を望むものであります。

次に中学校の武道種目への銃剣道の導入については、教育委員会が学校現場において慎重に検討すべきものと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市長の政治姿勢における、中学校の武道種目への銃剣道の導入についてであります。

文部科学省では銃剣道は国体の種目にもなり競技として確立されており、また日本武道協議会加盟団体の実施種目でもあることや、幅広く例示した競技の1つとして新学習指導要領改訂に係るパブリックコメントでも、銃剣道の導入を求める意見が多数あったことから新たに追加したと、説明しております。

実施に当たりましては、安全性など慎重を期す必要があるものと考えております。

学校現場の対応についてであります。銃剣道は武道の選択種目の1つとして新学習指導要領において加えられたものと理解しております。

選択するか否かにつきましては、各学校の判断に委ねられているところでありますが、選択実施する上では、指導者や用具など多くの課題もあることから、慎重に検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

国民健康保険税の県統一化への対応、税の引き下げの努力についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、国民健康保険税の引き下げについてであります。

本市の昨年度の国民健康保険税1人および1世帯当たりの額は、県内13市の中で最も低い状況であります。医療費適正化の取り組みや保険税徴収の努力により黒字を保っている状況であります。

国民健康保険制度改革による県への納付金が示されていないことから、今の時点では黒字分の取り扱いについては未定であります。

また、一般会計からの繰り入れについては、国から示された基準に基づき行っているところであり、国民健康保険税の負担軽減を目的に法定外の繰り入れを行うことは国民健康保険加入者以外の市民との公平性や受益者負担の観点から好ましいことではないと考えております。

次に、短期被保険者証の状況についてであります。

短期被保険者証は、滞納世帯の状況を把握するとともに納税の公平性を図る観点から発行しております。

短期被保険者証の有効期間については、北杜市国民健康保険税滞納者対策実施要綱により最長3カ月、18歳以下の被保険者は6カ月としております。

また新年度の短期被保険者証は分納誓約の履行に関わらず、3月中に簡易書留で郵送しておりますので留め置きはありません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

塩川ダム上流へのメガソーラーについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、計画の把握および事業計画の進捗状況等についてであります。

事業計画については、地元の所有者からの要望等もあることから承知しておりますが、現時点では北杜市景観条例に基づく景観計画区域内行為届出書および北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届出書の提出はありません。

なお、塩川ダムの水質等への影響や防災対策などについては、山梨県がその保全に当たるものとされており、事業規模から山梨県環境影響評価条例に基づく届け出や森林法に基づく林地開発行為の許可が必要で、いずれも山梨県の所掌事務であります。事業者からの相談や北杜市景観条例に基づく届け出等があった場合は、県をはじめ関係部署と情報共有を図るとともに連携して対応してまいりたいと考えております。

また事業計画の進捗状況等については、現時点では事業計画が固まっておらず、関係法令等の確認を行っている段階であると認識しております。

なお、現地の状況は確認しております。

次に太陽光パネルの監視・指導についてであります。

現体制において担当課職員によりパトロールを実施しており、届け出があった場合には設置箇所を確認するとともに、設置完了後についても北杜市景観条例に基づいて提出された景観計画区域内行為届け出の内容どおり実施しているか確認を行い、必要と認められる場合は指導等を行っているところであります。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、標識の掲示や柵、塀等の設置が義務付けられたことから、すでに稼働している施設についてもパトロールを行い、確認を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。ありますか。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

まず、増富のメガソーラーについて再質問します。

私は8月の末に開かれた峡北地域の広域水道企業団議会でもこの問題を質問して、企業長は渡辺市長でした。視察の必要性などを提案したんですが、企業長としての市長の答弁は水質等に問題が生じればダム管理者である県が対応するだろうということで、企業長として独自に動く考えはないという姿勢でした。

私は納得はしませんでした。企業長としての判断かなと受け止めていましたが、今日の質問は市長として、あるいは市として市民が飲む水についての心配をして対策を含めた身構えということの努力が必要ではないかという趣旨で申し上げたわけです。増富の上には13年前に国が代執行した民間の処分場、もう13年経ちます。15万立方メートルというゴミが下に何も敷かないまま、上だけ閉じ込められて現地の人に聞くと発酵しているのか、化学反応しているのか、ものすごく温かいというんですね、そのゴミの処分場の上が。温かいから雪があまり積もらないでシカがすごく集まっていると。なんかが起きているという問題も上に抱えているわけですね。それにこの太陽光発電施設がすべてそういう迷惑をかけるかというふうには今は言いませんけども、地元からも市内からも大丈夫なのかという声があがっているわけですから、もう少し企業長としての立場を越えて、今度は市長として、あるいは北杜市の市としてこれにきちんと向き合ってほしいというふうに重ねて求めたいと思います。

現地を把握しているということですが、ご自身は現地を見ているのかどうか答弁をまずはお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

志村清議員の再質問にお答えします。市の考えということでございます。

先ほど答弁しましたとおり、現時点では地元の太陽光発電事業として有効利用するとの意向もあります。また届け出等を提出しておらず事業計画の概要のみでありますので、市といたしましては相談があれば、その内容に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

それから市長の現地視察につきましては、市長も現場のほうへ行行って確認をしているということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

今の問題で再々質問になりますが、先ほど部長からいわゆるフェンスをやっていないところとか、囲いと看板、パトロールでチェックしているということですが、すでに何件かそういうのが手元に集計され、ここはフェンスがないとかということが具体的に集まっているかどうか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

志村清議員の再々質問にお答えいたします。

柵設置、掲示板等につきましては、みなし認定で現在、稼働している分については3月末までという形になってございます。改めて申請の部分については9月までという形になってございますので、一応みなし認定の稼働している施設についても現在、パトロールは行いながら監視をしている状況でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

時間も限られていますが、最後、国民健康保険税県統一化の問題について答弁がありました。どこの市や町もそうですが、県の方針がはっきりしないということで大変、職員の皆さんも苦労されていることはよく分かります。

ちょっと経過を振り返ると、市は平成23年度に国民健康保険税を上げています。均等割額を4,300円などそれぞれ上げて6年目です。その前は1億4千万円、2億3千万円、2億2千万円の赤字だということで市民の皆さんにお願いして上げさせていただくということが、その当時議論されたようです。その後、上げたあと毎年2億円の黒字会計になっているんですね。そしてこの6年後、先ほど紹介もありましたが28年度は4億8千万円の黒字です。これは県下で一番大きい金額なんですね。職員や関係者の努力の結果でもありますけども、高く納めるのが大変という悲鳴が上がっている納税者の皆さんが一生懸命納めてきた結果でもあるんじゃないですか。統計でも実質賃金のマイナスが続く中で家計収入はもうピークを過ぎているんですね。そういう中でも同じ税率をずっと続けて、この5年間、6年間続けて黒字が残ったと。収入のすべてが納入者のお金ではないことは承知していますけども、黒字が残っているわけですから、北杜市の自由がきくこの3年、4年の間にそういう黒字分、あるいは基金を使って、少しでも国民健康保険税を引き下げる努力に向かうべきだと私は思います。6月議会でも黒字が生じている間は税率を維持していくという、これはこれで正しい判断と思いますが、部長の答弁がありました。維持することはもちろんですが、可能な限り引き下げにこれを使っただきたい、重ねて求めたいと思います。

また答弁は求めませんが、さっきの銃剣術、国体の種目になっているとありましたけども、種目は1年ごと、隔年でしか銃剣術をやられない。なぜかという選手はみんな自衛隊員なんですね。中学校でやる場合も自衛隊の人に教わるしかない。胸を突く、こういう術ですからね。これはぜひ慎重に検討していただきたい。これはごっちゃになりますから答弁は結構ですが、国民健康保険税の引き下げについても一度、そういうことが可能かどうか重ねて答弁を求めたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

志村清議員の再質問にお答えいたします。

黒字を使ってなんとか引き下げに充てられないかというご質問だと思いますが、先ほど答弁いたしましたとおり、今現在では県から納付金が示されておきませんので未定とお答えをしたところでございまして、実際に納付金が示された以降につきましては、当然、昨年度からの繰越金、また基金等もこれから位置づけ、県下の統一に伴いまして基金の位置づけも変わってまいりますので、それらを勘案した中で国民健康保険の運営委員会等のご意見を伺った中で対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

（ な し ）

志村清君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

清水進君の関連質問を許します。

○15番議員（清水進君）

関連質問を1点、太陽光発電についてを伺います。

1点目は増富、大平牧場へ行く手前の急傾斜地に大規模に山林伐採をしてすでにパネル設置がされていますが、業者にどのような指導をしたのか。特に防災対策について指導した点をお伺いしたいと思います。

もう1点、国の先ほどのガイドラインで再生エネルギー発電事業の実施において遵守する事項の中では発電施設を囲う柵、塀等の外観を見やすい場所に会社名等を設置しなければならない、これが遵守事項で決められておりますが実際、市内をまわってみますと、先ほどパトロールしていると言われますが、ほとんどそうした表示がされていないということで、やはり一つひとつの施設に対して、きちっと遵守事項に沿った指導をすべきではないかというふうに考えますが改めてお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

まず清水議員の関連質問にお答えいたします。

柵、塀のほうにつきましてはF I T法の法律の関係で、みなし認定の部分につきましては3月末までに設置するという事を謳われております。したがってパトロール等について、まだ現状を確認しながら、実際まだ付いていないものについては3月まで再度また確認をするというような形を取っています。それから改めて認定の分については当然、柵、塀等につきましても指導をいたしまして設置するように指導しているところでございます。

以上です。

それから大平牧場手前の山林伐採等につきましては、別の業者でございすけれども当然、太陽光パネルにつきましては指導等を行っているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君の再々質問を許します。

○15番議員（清水進君）

先ほど銃剣道について慎重な判断というふうなことを言われましたが、これを導入しないとは発言をしていないんですが、どうしてしないというふうな判断に至らないのか、その点についてだけ伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

清水議員の関連質問にお答えします。

先ほどの教育長答弁のとおり、新指導要領において武道の1つの種目に加わったということでございまして、その実施については学校が選択するという形になっておりますので、現時点においては実施しないというふうなご答弁はできないのかなと。さらに現在、北杜市では柔道を中心に実施しておりますので、先ほど申し上げたとおり課題等も数多くあります。学校でしっかり安全性などを検討しての選択になるかと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、14番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

平成29年9月定例会にあたり、明政クラブを代表して大きく5項目を質問させていただきます。

度重なるミサイル発射により緊迫する北朝鮮情勢、ますますエスカレートする北朝鮮の挑発行為、今後韓国、日本、アメリカへもたらす影響といつ何が起こるか分からないことへの不安と戦争への危機感、こうした緊迫した事態にあるにもかかわらず、昨日安倍首相の大義のない衆議院解散表明、一体なんのための解散か、なぜこの時期なのか、多くの国民が政治的空白を大変心配しています。

こうした中ではありますが、市民が日々感じている北杜市の課題などについて伺います。

最初に太陽光発電施設の諸問題について。

国のガイドラインが4月1日から施行されたことにより、太陽光発電施設に関する指導要綱が改正されましたが、以前と比較して指導にどのように成果、変化があったのでしょうか。地上設置型太陽光発電施設の乱立により本市が誇る豊かな自然環境や景観、ならびに生活環境が破壊されています。そうした中、国においてはFIT法の改正などにより太陽光発電施設にか

かる地域住民とのトラブルを解決するため、地域との共生を図り条例を含む関係法令を遵守することが明文化されました。市内の現状を踏まえ、その規制に取り組む必要があると考え以下何点か伺います。

1点目ですが、指導要綱の改正により事業者への指導はどう強化がされたのでしょうか。例えば長坂町塚川地内の傾斜地に現在設置が進められている太陽光発電施設の要綱および国、県のガイドラインに基づく安全対策への指導はどのようにされているのでしょうか。

2点目として、国のガイドラインの施行に伴い、東京電力と接続契約がされた市内の地上設置型の太陽光発電施設の稼働、未稼働件数はどのくらいでしょうか。

3点目ですが、太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会設置要綱の内容と早期立ち上げに向けてのスケジュールについて伺います。

4点目ですが、市議会議員有志による6月定例会での太陽光発電施設に関する条例提案について審議未了で廃案となりましたが、市長はこの結果をどのように受け止めているのでしょうか。

次に地域公共交通の再編整備について。

面積が県内で一番広い上に集落が点在し、交通空白地区が数多く点在、存在している本市においては急速に高齢化が進み交通不便者が激増、地域公共交通網の整備は喫緊の課題になっています。

そうした中、国土交通省が地域公共交通の活性化および再生に向けた取り組みとして関係市町村に地域公共交通網形成計画の策定を進めていますが、市の地域公共交通の再編整備に対する考え方について伺います。

1点目ですが、利用者の利便性や交通弱者に配慮した地域公共交通の整備を図るとしてありますが地域公共交通網形成計画、いわゆるマスタープランの策定へのタイムスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

2点目として、自家用有償旅客運送についての取り組みについて。

バスやタクシーなどが運行されていない過疎地域などにおいて、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO法人等が自家用車を用いて運送する仕組みがあります。

なお、種別として市町村運営有償運送、交通空白地有償運送、福祉有償運送の3つの態様、種類があります。本市は過疎地域、交通空白地が数多くあり、3つの取り組みが必要であると考えますが、市の目指す方向はどこにあるのか伺います。

次に公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新・統廃合などへの早期対応について。

少子高齢化や人口減少が進む中で合併以来、行政のスリム化がされてきましたが合併による公共施設の市民1人当たりの床面積の現状は、他団体と比較して約2倍多いとしています。今般策定された30年間の管理計画では、更新時期を迎える公共施設の保有量（延べ床面積）を30%削減することを目標としています。

本市においては合併により市民サービスが重複する多くの施設を抱え、人口に対し多大な施設を保有している現状を解決するため、老朽化する前に類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡など並行して進めていくとしています。8月下旬から市民説明会を開催し、適正な施設配置とスリム化を図るとしてありますが今後、具体的な統廃合等の実施に向け、どのように進めていくのか伺います。

1点目ですが、施設累計ごとの基本方針や再編・再配置の方針に基づく統廃合をどう推進していくのか。今後のスケジュールについて伺います。

2点目として義務的施設のうち市が業務を扱う146施設、その他施設148施設の統廃合を含め早期に着手する考えはあるのでしょうか。

3点目として最適配置の実現に向け個別計画を策定して取り組んでいくとしていますが、具体的にはどのように進めていくのか。

次に猛烈な雨、台風などに備えた風水害対策について。

近年、頻発する地震に加え今年は大雨による水害や土砂災害が全国各地で起きています。県内においても8月に台風5号の大雨により大月市で土砂災害が発生、家屋の床下浸水などで避難者が出ました。それらを踏まえて伺います。

1点目ですが、本格的な台風シーズンを迎え全国各地で猛烈な雨による土砂災害が発生していますが、本市の風水害対策は万全でしょうか。県内では8月に大月市で大規模な土石流が起きるなど大きな被害が出ました。

2点目として、風水害被害など災害の発生が予測される場合には、状況に応じた避難情報が出ますが避難勧告、避難指示などの基準がよく分からないという市民の声があります。市町村が避難情報の発令の目安とする主な情報と住民に求める避難行動の目安はなんでしょうか。

3点目ですが、非常に激しい雨、猛烈な雨が降った場合におけるハザードマップ危険箇所地域に住んでいる住民への情報の周知はどのようにになっているのでしょうか。

最後に市職員の採用試験の現状について。

山梨市の職員採用試験不正事件に鑑み、本市で実施している市職員の採用試験の第1次、第2次試験の内容などを含め、採用に至るまでの一連のフロー、流れについて伺います。

旧町村の時代には統一試験として町村会に委託して、山梨大学などを会場として第1次試験が行われていましたが、現在は市が直接試験を実施していると聞いています。試験問題の作成から試験日までの保管、採点から合格発表までの一連の管理体制はどのようにになっているのか。市職員の採用試験の現状について伺います。

以上で明政クラブの代表質問を終わります。よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電施設の諸問題における市議会有志による条例提案についてであります。

条例案は議員発議によるものであり、条例に関わる特別委員会において審査、議論されたものであることから見解を申し上げる立場にないものと考えております。

次に、地域公共交通の再編整備における地域公共交通網形成計画策定のタイムスケジュールについてであります。

本年度すでに計画策定にかかる基礎調査、市民アンケートおよび市の若手職員によるバスへの乗り込み調査などを実施いたしました。

来月からは各地区において地域公共交通を考える市民ワークショップの開催、北杜市地域公共交通活性化協議会などを随時行い、意見募集を経て来年3月中旬の策定を目途に作業を進め

てまいります。

次に、公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新・統廃合等への早期対応における統廃合のスケジュールについてであります。

公共施設等の最適配置の取り組みは、総合的かつ計画的な進行管理が重要であることから本年3月に策定した北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針のスケジュールに基づき、本年度は市民説明会、市民アンケート等を行い公共施設の現状および将来に向けての課題等について市民と情報共有をしております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

猛烈な雨、台風などに備えた風水害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の風水害対策についてであります。

近年、全国各地で激しい大雨や台風等による風水害が発生し、県内においても大雨に伴う土砂災害や住宅への浸水等の被害が発生しております。このため、市では甲府気象台の防災機関専用ホットラインなどにより、最新の気象情報を随時把握するとともに市民に対しても防災情報として迅速かつ適切な周知・伝達を図ることとしております。

次に、避難情報発令の目安と避難行動の目安についてであります。

災害が発生または予想され、市民の生命に危険が及ぶ恐れがある場合を判断基準とし、市から緊急度により3段階の避難情報を発令いたします。

1段階目は避難準備・高齢者等避難開始段階であり、万が一の災害に備え高齢者など避難行動に時間を要する人に避難を開始していただきます。

次に2段階目の避難勧告は、人的被害の発生する危険性が明らかに高まった際、対象区域のすべての方に避難を開始していただきます。

そして3段階目の避難指示（緊急）は、すでに人的被害が発生した状況などのときに発令し、対象区域のすべての方に速やかに避難を指示するものであります。

これらの情報が発令された際に市民の皆さまに求める具体的な行動については、土砂災害ハザードマップ、市の広報紙やケーブルテレビ、ホームページなどで周知しておりますので万が一、発令した場合には速やかに指定避難所への避難をお願いするものであります。

次に、ハザードマップ危険箇所地域に住んでいる市民への情報の周知についてであります。

市では土砂災害への備えに関する情報を事前に周知することを目的として、平成26年3月に土砂災害ハザードマップを改定いたしました。市民の皆さまへは、各戸に配布するとともに市ホームページにも掲載をしております。

地域において、水害時に危険な箇所の確認や避難に要する情報などを把握していただくことは大変重要なことであることから、機会あるごとにさらなる周知に努めてまいります。

なお、有事の際には居住地域にかかわらず、防災情報の周知として防災行政無線や北杜ほっとメールなどの電子メールの配信のほか防災ラジオによる緊急放送も行っております。

次に、市職員の採用試験の現状についてであります。

本市の職員採用試験につきましては、市役所で第1次試験および第2次試験を実施しております。

第1次試験では教養試験、事務適性検査、職場適応検査および初級職を除く試験職種を受験する者には専門試験を実施しております。また第2次試験については、第1次試験合格者および本年度から実施する勤続3年以上の国家公務員等を受験資格とする試験職種の受験者に対して論述試験、集団討論試験および面接試験を実施し可否を決定しております。

第1次試験の問題作成および採点については、山梨県町村会が事務局を務める山梨県町村職員統一試験実施委員会に事務委託をしており、人事担当者が試験の前日に封印された試験問題を手渡しで受領し、施錠できるロッカーに保管し、試験終了後その日のうちに試験問題と解答用紙を山梨県町村会に持参しております。

また第2次試験の論述試験についても第1次試験と同様の取り扱いをしており、集団討論試験および面接試験に限り総務課で課題の作成および採点の集計を行っていますが、試験の公平性や中立性が担保されるよう守秘義務の遵守等の徹底を図り、厳粛に管理をしているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地域公共交通の再編整備における自家用有償旅客運送の取り組みについてであります。

地域公共交通の基本は、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保や地域社会の活力の維持・向上などであると考えております。このことから自家用有償旅客運送を含め、地域の公共交通のあり方について、地域公共交通網形成計画の策定プロセスで検討してまいりたいと考えております。

次に、公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新・統廃合等への早期対応における統廃合を含め早期に着手する考えと個別計画の策定についてであります。

現在、市民アンケートおよび市民説明会を行い、市民の皆さまの理解を深めていただくよう実施しておりますので、アンケート結果および市民の皆さまからの意見等を踏まえ、統廃合への早期着手および個別計画策定への取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電施設の諸問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指導要綱の改正および塚川地区の太陽光発電施設についてであります。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律により発電事業の計画策定に当たってのガイドラインが示され、これに基づいた取り組みが

求められることとなり、これら関係法令、ガイドラインの確認を促す必要があると考え、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱においても改正を行ったものであります。

また塚川地内の太陽光発電施設の安全対策について、事業者は土砂流出対策として側溝、浸透施設を設置して敷地内で処理し、定期的に巡回を行うとしていることから市としては計画に則り事業を行うよう指導しております。

次に、東電と接続契約がされた太陽光発電施設の稼働、未稼働件数についてであります。

接続契約については、東京電力からの情報提供を受けることができませんので把握しておりません。

次に、太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会設置要綱の内容とスケジュールについてであります。

要綱については、太陽光をはじめとした再生可能エネルギー発電設備の設置について、本市の有する景観、自然環境の保全ならびに地域環境との調和に関する事項について検討し、市長に当該検討内容を提言するとしております。

要綱は今月1日に告示、同日施行しております。現在、委員の募集等を行っているところであり、委員が固まり次第、来月中旬に初回の会議開催を目標に進めているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再質問をさせていただきます。

最初に太陽光発電施設の諸問題について。

国が設置箇所、事業者などの情報公開、これを今年の4月1日以降にすることになっていますが大変遅れています。先ほど答弁がありましたが東電との情報はできない、分からないという答弁がありましたが、市が現時点で把握している設置件数、未稼働件数は何件か、市内の。そのへんについてお伺いします。1点目として。

2点目、市民から太陽光に関する相談があった場合には市として設置場所等を関係市民に情報公開をする考えがあるかどうか。もう国が4月1日から情報公開をしているんですよ。これはFIT法の改正の趣旨は地域住民との共存・共生を図ること、トラブルを防ぐことで情報公開をしないと意味がない、国がしているんです。ただ国は今、30万件という未稼働件数のチェックで遅れているということです。私、昨日ちょっと経済産業省へ電話をしました。パニック状態ということなんですよ。ですから地域住民が困った場合はやっぱり場所とかそうい

うふうな情報提供をすべきだと思います。改正によって、できることになっているんですよ。つまり国の情報公開、公表が遅れている中で北杜市として事業者と地域住民とのトラブル、住民の不安に対して市はどのように対処していくか、そのへんについてお聞きします。

3点目ですが、検討委員会の構成メンバーの選定内容と選定方法、特に学識経験者、事業者の選定方法を分かる範囲で教えていただきたいと思います。

そしてあと4点目ですが、先ほど市長の答弁で条例提案、市会議員有志9人による議員発議による条例の提案をしたんですが、特別委員会のことだから見解は差し控えるという答弁だったと思いますが、私は今回、議員発議で太陽光の条例提案は北杜市議会で初めてのことであり、大変重いものがあると思います。そのことについて市長の見解をお聞きしたいということで、ぜひ市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目が件数ということでございます。

経済産業省公表の平成29年3月末現在の件数でございますけれども、認定件数につきましては5,038件、稼働している件数については1,510件、未稼働件数が3,528件ということでございます。

それから公表等についてでございますけれども、未稼働案件につきましては正当な利益を害する恐れがあるために、情報の提供については事業者の承諾を受けた上で提供する必要があるものと考えております。

また市民からの相談等につきましては、事業者にその内容等を報告しまして市民の理解が得られるように指導をしているところでございます。

それから検討委員会の構成メンバーということでございます。

まず事業者のほうにつきましては現在、公募を行っているところでございます。また学識経験者につきましては再生可能エネルギーの発電事業、それから地球温暖化対策などに関する精通者に今現在、打診を行っているところでございます。

それから最後に、今回の議員発議の条例ということでございます。

これにつきましては、特別委員会において議員の皆さまが真摯に議論されていることを真摯に受け止めて、また市民の皆さんの関心が高いことから市としてはこのままでいいのかという思いから、特別委員会中でございましたけれども太陽光発電設備の設置に関し、さまざまな課題がある現状において推進、規制のあり方などを検討していただく組織を立ち上げたいと提案し、今月1日に設置要綱を告示したものでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

○14番議員（相吉正一君）

まだ、市長の答弁が。先ほど市長の見解についての、条例提案についての考え方。どうい

ように受け止めているかという質問をいたしましたけども、そのへんについて。

○議長（中嶋新君）

重ねて、赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

先ほど答弁しましたとおり特別委員会の議論等を踏まえまして、今回の検討委員会の立ち上げ等を提案したものでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

今、答弁があったんですが太陽光発電施設の状態はまだ3,500以上、未稼働物件があるはずですよ。また増えています、若干ですが。今、資源エネルギー庁で3月31日までの東電と接続契約をしたものの期限が9月30日、あと3日です。そうすれば速やかにまた情報を開示する、公開すると思いますが、そうした場合には早く市民の不安に答えていただきたい。早くそのことを広報する考えはあるかどうか。

そして今回、検討委員会を立ち上げて10月中旬をめどに検討委員会をするというふうな答弁だったと思いますが、やはり先ほど質問もありましたとおり要は太陽光発電施設の推進は、私は推進は結構なんです。ただ急傾斜とか危険地域に造る場合、そして今、分譲化です、投資的な株と同じようにそういう取り引きの業者がほとんどなんです。ですから地域住民が建てる場合は地域の皆さんと合意形成を図ってやっています。ただ一部の県外資本のこういう状態をずっともう3年以前から質問してきました。やはり市長も先ほども増富の現場を見たようです。その手前もすごいところなんです。やはりあれを見て、本当に私は20年後、産廃問題もあります、産業廃棄物として先般、総務省が経済産業省へその問題を投げかけました。まだまだ未整備な部分がありますが、やはり環境創造都市北杜市の将来のために条例化は絶対必要だと思っています。ぜひそのへんについて、市長の見解。先ほど市長は、私ども条例提案、これ9人の議員、1万何人の市民の提案ですよ。そうした意味を重く受け止めているという、そういう答えが私はほしかったんですよ。そのへんについて、もう一度答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉正一議員の再々質問にお答えいたします。

まず情報公開でございますけれども、先ほど答弁しましたとおり未稼働案件につきましては、提供する事業者の承諾を受けた上で提供する必要があるものと考えております。

それから急傾斜地等の部分についての懸念ということでございますけれども、傾斜地への設置につきましては、平坦地に設置する場合と比べまして災害の懸念を高める要因でもあるものと考えております。立地を制限すべき土地ではないため、設置の制限をすることは難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

相吉正一議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど答弁したとおりでございまして、特別委員会において審査、論議されたものであり、私が議員の条例提案に対して見解を申し上げる立場にはないと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に地域公共交通の再編整備について、再質問をさせていただきます。

自家用有償旅客運送については3つの種類があります。これについても今度、マスタープランを3月中旬をめどに作成するとの答弁がありましたが、作成することによって市民にどんな成果があるのか。またどんなメリットがあるのか。例えば補助金があって事業に取り組めるとかできるのか。そのへんについて1点目、お聞きします。

2点目、今現在、市が進めている高齢者の外出支援サービスモデル事業と福祉有償運送事業は類似していて関連性があると思いますが、そのへんはどうか。地域公共交通への位置づけはどうするのか。

3点目として、今日の山梨日日新聞に市の若手職員9人が市民バスに乗って9月に調査したと。全路線。これは素晴らしいことだと思います。やはり市職員は現場主義で現場へ出て、利用者から聞いてはじめて分かる。これについては私はすごく評価したいと思っています。

すでに調査が終わっているのかどうか、利用者に聞き取り調査など実態を調査しているとのことですが、どんなことが分かったのか、分かる範囲でもし答弁できれば教えていただきたい。

4点目ですが、今また協議会とかアンケート調査とかいろいろな手法で3月をめどに新しいマスタープランを作成するんですが、市民からの市民バスを利用したいが、行きはあるが帰りが無い。バスと電車の接続、バスとバスとのつなぎをよくしてほしい。つまり使い勝手のいいコンパクトな公共交通にしてほしいという市民の声が多くありますが、マスタープランにはどう反映していくのか教えていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

相吉正一議員からの地域公共交通の再編整備について、いくつか再質問をいただいております。

まず1点目は自家用有償旅客運送、これの現状を踏まえつつマスタープランをつくることのメリット、それと補助金の有無についてでございます。

これは議員ご指摘のように一般的には事業者、緑ナンバーのナンバー、いわゆる交通事業者が一般的には交通を請け負うわけですが、交通空白地という状況において特別の場合にお

いて許可されているもの、これが市民バス等の自家用有償運送ということでもあります。そして今、取り組んでいるものは当然こうしたものを踏まえて検討することとしており、これから市民とのワークショップを開き、最終的には市民も、行政も、それから事業者もみんなが納得、まずは情報共有ができて、1つの憲法のようなもの、これをつくり上げるということが一番大きなメリットであろうというふうに考えております。意外とそれぞれがそれぞれの立場でやっているものですから、お互いをよく知らないという場合もこれまで見受けられたようにも思いますが、お互いの役割をしっかりと認識し連携を図ることが今後の持続的な公共交通の体系をつくと認識しておりまして、それを一番大きなメリットというふうに考えております。

なお、補助については特に国・県の補助はございません。

それから2点目であります。外出支援サービス、それと今の自家用有償運送の中の福祉有償運送の関連、それから地域公共交通との関連であります。

福祉有償運送については、今、実際やっているところでありますけれども、これは単独の移動が困難な心身に障がいがある方、こういった方々の移動をしっかりと担保する上で必要があるということからNPO等が活動するものであります。

そして今、取り組んでいる外出支援サービス、これは要介護支援者などの外出を促して介護の予防などもその効果として図っていくというものであります。そして地域公共交通はご案内するまでもないかもしれませんが、4万5千人市民がそれぞれ使っていくというものでありますので、それぞれの役割分担をしっかりと明確にしながら連携を図っていけるように進めていきたいと考えているところであります。

それから3点目の若手調査の件につきまして、高い評価をいただきましてありがとうございます。代わりにお礼を申し上げたいと思います。

これにつきましては、市のアドバイザーからのアドバイスもいただく中で職員のアイデアで実行したものであります。それからまた市民の皆さまにも知っていただきたいということからマスメディアの方々にもアプローチをしたものであります。同時に担当者はもとより若手職員も各部局でそれぞれの仕事に就きながら協力をし、体制を築いてやっているものであります。

調査の詳細につきましては今、分析中ですのでちょっとお答えすることは難しいのですが、私が聞いている範囲においては路線、時間によっては満車になっている部分もあったり、あるいはガラガラと言われつつも全路線でそうかという意外とそうでもないというようなことを私の段階では把握はしておりますが、今、分析中でございます。

それから市民の皆さま方からの、より利便性の高いものにしてほしいということでもあります。ご指摘を踏まえて進めていきたいと考えております。去年は市民バスに小淵沢・長坂線を北部巡回線へ乗り入れるなど、これまでも工夫はしてきたところでありますが、今つくっているマスタープランの策定過程においても、しっかりと検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新・統廃合等への早期対応について再質問をさせていただきます。

公共施設等の統廃合等については3年後の平成32年以降の財政への影響を最小限にするため、できるだけ早い時期に進める必要があると思います。例えば温泉施設、赤字施設もありますけども、民営化、統廃合について市内に温泉が10ありますけど10カ所を7カ所にする与管理計画ではしていますが、いつごろまでに進めていくのか。

次に9月15日の長坂地区での市民説明会の折、区長さんから説明資料がよく分かる説明資料だったので各組ごとに回覧して市民の理解を得る必要があるとのご意見がありました。公共施設の統廃合を進めていく上で私は必要なことだと思いますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

相吉正一議員からの公共施設に関連して2点、質問をいただきました。

1点目は温泉も含めた民営化、そのスケジュールがいつまでかというご指摘であります。

ご指摘にありますように財政の状況を考えればなるべく早くというところもありますが、一方ではこの公共施設の再編については十分な準備を行いながら、また手続き等もございまして一定の慎重な時間も必要になってくるところであります。

そして、公共施設等総合管理計画をつくり、これから今年、来年、再来年度と個別計画をつくり、そして更新の機会を捉えて有効に活用していく。そういうスケジュールでありますので、今、具体的に申し上げることができませんけれども、その急ぐところとしっかりやらなければならない両面をにらみながら進めていきたいと考えているところです。

それから2点目、説明会の折に出ました、きちんと市民としても認識すべきだから周知をもっとしっかりすべきであるということについての考えであります。

議員のご指摘も踏まえて、また一方で広報紙の活用なども幅広く、また確実にお知らせできる方法もありますので、そのへんも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再々質問ですが現在、市民アンケートを、市民説明会を実施してアンケート調査もして市民の意見を収集しているわけですし、早期に取り組んで3月中旬を目標にマスタープランを策定、早期に対応するということでしたが、やはり市民の理解を深めることが必要だと思います。やはり合併以来ずっと、小中学校統合はしてきましたけども、まだまだ294という施設、類似施設の統廃合、複合化を含めてしていかなければなりません。市民の痛みもありますが、やっぱりいち早くそういうことを説明して理解を求め推進する、もう財政状況が3年後は本当に逼

迫していますので、そういう公共施設の行政改革、財政改革だと思いますので、なおかつまだインフラ整備、下水道等がありますので、しっかり早く進めていただきたいということでよろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

相吉正一議員の公共施設についての再々質問についてお答えいたします。

行財政改革を推進する中で、しっかりと公共施設の再編に努めていくべきところのご指摘であろうと認識しております。

ご指摘の点を踏まえてしっかりやっていく所存でありますし、また今、市民の皆さま方、まだ6カ所しかまわっておりませんが、前を向いてやってほしいという声もございます。そうした中で今、市民アンケート、施設の再編のあり方、再編についての考え方なども、聴取をしているという段階でありますので、手続き、ステップを踏んで前へ向かって進んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に猛烈な雨、台風などに備えた風水害対策について再質問をさせていただきます。

先ほど3段階の避難方法の説明がありました。今回、北杜市内は大雨がなかったわけですが今度、気象庁は東日本大震災以来、地震や豪雨、豪雪など重大な災害が起きる危険性が特に高い場合には特別警報を出すことになりました。特別警報は従来の努力義務から県から市町村、市町村から住民、官公署への周知が義務付けられるなど最大級の警戒を促すものです。

気象庁から市に特別警報が発令した場合の対応について、防災無線で放送して、なおかつ地域自主防災会、地域行政区、地域消防団と連携しながら対応したいと思います。そのへんについての対応について教えていただきたいと思います。

そして北杜市は600キロ平方メートルと面積が広くて、例えば増富地区で大雨が降った場合、長坂地区は降らない、白州地区は降らない、そういう事態があると思うので、今、気象庁が雨量計などが十分でないということで市町村に協力を求めていると思います。旧町時代は雨量計があったことは私、一部記憶していますが各総合支所、増富支所も含めて雨量計は設置されているのかどうか。もし設置がされていなければ、今後設置について整備する予定はあるか伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

相吉正一議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目でございます。

気象庁から市に特別警報が発令された場合の対応、地域消防、各地域との関連等についてでございます。

特別警報につきましては注意報、警報、その上に特別警報というのがございます。警報の発令基準をはるかに超える大雨と異常な気象が予想され、重大な災害の危険が著しく迫っている場合に発表がされます。特別警報が発表されましたら、直ちに命を守る行動を取ってくださいという状況でございます。

これらの情報、特別警報が発令された場合には、市においてはその状況に応じまして避難勧告や避難指示を発令するというようになっております。また地域の協力が当然必要となりますので、地域の方々にも伝達を行います。伝達につきましては市の防災行政無線、もしくは広報車、そのほかにはFM八ヶ岳の防災ラジオなど、あらゆる手段を活用いたしまして速やかに地域の方々に伝達をするという状況でございます。その判断につきましてはさまざまな情報、県、それから市の状況を確認をして、最終的には市長から発令されるということになっております。

以上でございます。

それから2つ目の雨量計の設置、各総合支所に設置されているかという質問でございます。

現在、各総合支所には雨量計は設置されておられません。町村時代にはそれぞれのところで持っている町もありましたけども、現在は設置がされておられません。山梨県中北建設事務所等で発表している雨量情報、13カ所ございまして、そのうち市内が9カ所ございます。それらを参考として現在は進めておるところでございます。

そのため現時点では各総合支所に雨量計の設置は考えておりませんが、雨量計につきましては安いものであれば1万円からありますけども、気象庁の検定品となりますと30万円を超えるものになります。測る状況におきまして現在、宿直というものが各総合支所には設置しておられませんので、それらも難しいという状況に現在ありますので管理することを考えると今のところ、まだ考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

私は今、説明があってしっかり防災無線で万が一特別災害が起きた場合は対応するということでしたが、1つ心配するのは深夜、休日、夜間、今の宿直、たぶん2人の体制だと思います。そういうことをやっぱり研修したり、パニック状態になると思うんです。2人でも。例えば特別警報発令でどういう放送をするのか。例えば火災もそうですが、それを含めて災害が起きた場合、そういうマニュアルづくりが必要だと思います。平常時は職員の皆さんがいるからいいんですが、そういう関係についてはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

休日、夜間等の災害時に警報が出たときの対応でございます。

警報等が出ました場合には、直ちに担当課のほうに連絡が入るように定められております。

24時間体制でこれはいつでも情報を入れることになっておりまして、その伝達がありましたら直ちに担当課が集合します。それ以前に気象庁の発表する注意報、警報の段階においてすでに参集するメンバーは決まっておりますので、すでにそのときには参集しているという状況になっています。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に市職員の採用試験の現状について。

先ほど答弁がありましたけども、答弁の中で今年度から実施する勤続3年以上の公務員等を対象に受験資格とするという、これは中途採用、これは画期的なことだと思いますが、そのへんについてもう少し内容を知りたいと思います。

そして今回、山梨市の市職員の不正事件は山梨県をはじめ、ものすごく各市町村に大変な迷惑をかけているわけです。その点そういう心配が市民の中にも、受験生の中にもありました。そうした意味で今回、質問をさせていただきました。

そして1次試験は町村職員統一試験実施委員会に委託して、その試験用紙を厳重に保管して管理している。2次試験について、今回、山梨市では市長が入って、市長をはじめ4人ぐらいですか、担当課長が入ってしていたということですが、北杜市は入っていないと思うんですが、そのへんについてもちょっと分かる範囲で教えていただきたいと思います。面接には最低何人が立ち会い、採点しているのか。これは論述試験、論文だと思いますがそのへんについて。

そして先ほどと重複しますが、行政Ⅲの試験の内容について教えていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君、3つ目の質問が聞き取りづらかったので、もう一度お願いします。

最後の質問をもう一度お願いいたします。

○14番議員（相吉正一君）

行政職の試験には行政職Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとありますよね。これはホームページで私、見たんですがその内容が中途採用、先ほど言った行政職Ⅲは社会経験者、民間から、26歳から36歳までの方を対象とした試験だと思うんですが、このへんについて分かれば教えてください。重複しているかもしれませんが。

○議長（中嶋新君）

よろしいですか。

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に行政職Ⅲの試験の内容ということだと思います。

本市には平成29年度、今年度から現役の国家公務員、または他の地方公共団体に勤務する者を対象にした試験職種を新たに設けました。本市には現在、国からも2名の国家公務員が派

遣されておりますけれども、政策立案、それから調整能力等が非常に優れており、多様化する住民サービスへの対応や市の課題にスピード感を持って対応をしているところでございます。このため即戦力の国家公務員等の採用枠を試行的に設けたものでございます。

試験資格につきましては、国家公務員等として3年以上継続して勤務している者であって、採用後は北杜市に居住することを希望する者としております。

なお、年齢につきましては35歳になるまでの者という具合に考えているところでございます。

それから2つ目でございますが、2次試験の論述試験の採点方法、それから面接の方法等でございます。

2次試験の論述試験につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけども山梨県町村職員統一試験実施委員会のほうに委託をしてございます。

面接に関しましては、2次試験の面接につきましては市で実施をしております。面接官につきましては副市長以下3名、副市長、総務部長、次長、それから総務課長というメンバーで実施をしているところでございます。

それで全部含まれていると思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

すみません、ちょっと確認で、今、行政職Ⅲの職員の内容についての説明がありましたけど、先ほど国家公務員の3年以上の関係と同じかどうか。私は中途採用も募集しているのかということで聞いたわけですが、そのへんが。国家公務員に限定されるんですか。そのへんについてお聞きしたい。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

国家公務員、地方公務員でも結構でございます。

○議長（中嶋新君）

ほかに質問はありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

最後に山梨市の今回の不正事件を他山の石として、教訓として北杜市にはないと思いますが、市民や受験者から信頼されるよう、さらなる透明性の確保と情報の開示をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

相吉正一議員の再々質問にお答え申し上げます。

採用試験の方法を見直す考え等についてでございますけども、山梨市の事件で職員採用試験のあり方が現在、注目されております。本市において2次試験で個別面接のみの仕組みについ

て、より透明で公平性を確保していくことが必要であるとわれわれも考えております。県内では社長経験者など外部有識者や公平委員が面接官を務める方式を取っている自治体もございます。これから第三者を面接官に入れることを検討している団体もあるとのことでありますので、他市の状況等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

発言の許可をいただきましたので、ただいま相吉正一議員が代表質問の中で太陽光発電施設の諸問題についての再質問の中に、北杜市議会として条例案提出は初めてという発言がございました。これにおきましては事実と異なりまして平成23年3月11日、東日本大震災が起きました。その後、北杜市議会の本会議場におきまして利根川昇議員が議員報酬の5%削減の期限立法、期限を決めての削減についての、提案としては復興支援に鑑みるという内容につきまして提案がされております。

そういうことでございますので、今、相吉議員の発言は撤回、もしくは訂正、議事録の削除、これらを行わなければ議会として議会運営上、私は自治法に則っていいないと思います。おそらく相吉正一議員は太陽光発電に関する条例案は、提出が初めてというふうにご本人は認識していたのではないかなと思いますので、できればこの場で速やかに訂正、もしくは撤回、削除、いずれかの方法を取っていただきたいと思いますし、ぜひともこの議会の名誉にも関わることです。相吉議員の名誉にも関わることでございますので、そのようにお諮りをよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

今の内田議員がおっしゃったとおり、私、ちょっとそういう理解が不足していました。あったという、今、内田議員からありましたのでそこは訂正させていただき、太陽光についての条例がという理解でお願いしたいと思います。

ですから市議会としては、条例提案が今あったという内田議員の発言がありましたのでそのとおりだと思います。ちょっとそのへんは、私は太陽光の条例についての見解を求めたということでご理解をよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

確認ですけども先ほどの相吉正一議員の質問の中で、条例の提出は初めては太陽光についての条例の提出ということで改めたいということですね。

そのことについてはご異議ありませんか。訂正に。

（異議なし。の声）

では訂正といたします。

これで相吉正一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時20分いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時20分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、11番議員、加藤紀雄君。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

ほくと未来を代表いたしまして、北杜市の重要施策につきまして3項目の質問をさせていただきます。

まず1項目めでありますが、移住定住対策についてであります。

持続可能な地域社会総合研究所の調査結果によりますと2010年から2015年までの5年間で社会増があった自治体の1つとして北杜市が挙げられております。また地方の暮らしやUターン、Jターン、Iターンを希望する人をサポートし、都市と農村の橋渡しにより地方の再生、地域の活性化を目指すことを目的としたふるさと回帰支援センターによりますと移住定住希望地ランキングでは、近年は山梨県と長野県がトップを争っている状況下にあると聞いております。またその山梨県の中でその多くは北杜市を希望している、こんな状況にもあります。特に北杜市は人気があり、移住情報等も多いためにふるさと回帰支援センターを利用せずに直接、北杜市のほうにアプローチしてくる人たちも増えている状況下でございます。

このように北杜市は移住定住先として注目され、そして期待されております。特に最近若い人たちの子育て環境を重視し、家族ぐるみで移転を希望する方も増えているという、こんなことも聞いております。これは北杜市の目指す若い人たちの定住を増やす、この施策に非常にマッチした状況下にあるかと思えます。

北杜市では、このような状況下のもとに今までにも積極的に移住定住対策に取り組んできておりますが、今までのその取り組みの内容と実績、またこの重要施策について今後どんなふうに対応していくのか、その方針について以下質問をさせていただきます。

1つ目でありますが、ふるさと回帰支援センターにおける相談件数、近年の相談件数の推移について伺いたいいたします。

2点目でありますが、北杜市への移住を希望する人たちの傾向はどんな傾向なのか。

3点目でありますが、北杜市ではふるさと回帰支援センターと連携を取りながら今までいろいろな事業に取り組んできておりますが、その内容等について具体的にお伺いいたします。

4点目でありますが、北杜市に移住定住したい人、またそんな情報がたくさんあっても受け入れ先である北杜市の体制がしっかりしていなければ、これも成果が出ないわけでありまして。そこで受け入れ態勢については、北杜市も今まで整備して対応していると思いますが、その内容等について伺いをいたします。

5点目であります、特に若い人たちが最近増えているわけでありましたが、この人たちは定住後の働く場所、生活のための収入を得る場所の確保が深刻な問題かと思います。これらについて市はどんな対応しているのか。

6点目であります、市では空き家対策事業を積極的に実施しているわけでありましたが、移住定住事業との関係の中での成果と実績についてお伺いをいたします。

次に2項目めの小淵沢駅の運営と活用策についてであります。

長年の懸案でありました小淵沢駅は、今年の7月3日に駅舎が供用開始されました。現在、工事中の駅前広場を含め、地元住民は事業実施に感謝しながら一日も早い完成が待たれております。この事業につきましては、計画段階においてJRとの協議の中で一時建設することが困難になった時期もありましたが、白倉前市長の大変な努力によりJR東日本のトップとの交渉を積み重ね、新築の協議が整い現在に至ったと聞いております。

その後もこの事業は20億円を超えるという大事業であったため、財政負担や工事内容等についてJRとの困難な交渉を乗り越え、問題や課題を一つひとつ解決し、また地形的に敷地が狭隘であったため、施工等到大変なご苦労があったことと思います。

これらの大きな、そして重要な課題等を解決し小淵沢駅の完成へ向けて努力してきました職員の皆さま、そして関係の多くの皆さま方のご尽力に心より感謝を申し上げるところであります。

完成した駅舎、そしてその周辺を見渡しますと近代的で駅舎と石垣と周辺の環境等がマッチしたお洒落なデザインは一部、工事中とはいえ北杜市の玄関口として、そして広く八ヶ岳広域観光圏、また八ヶ岳定住自立圏の玄関口としてふさわしい駅であります。この地域の将来の発展の中心となることが期待できる駅であります。

新駅は地元の皆さまの日常生活の中での利用はもとより、この地域は国内のリゾート地として注目され発展し、知名度も高まり多くの観光客が訪れておりますし、これからはもう一層訪れる駅になると思います。このため利用しやすく親しみがある、そして多くの訪れる人たちに愛される駅になってほしいと思っております。

そこでまだ一部工事が続いているわけでありましたが、この全面完成までのスケジュールと今後の施設の管理運営等について、以下お伺いをいたします。

1つ目であります、駅前広場を含め施設の全体が完成する時期はいつになるのか。

2つ目であります、今年は夏の最盛期の工事施工であったために駅とその周辺は相当、混雑したと思いますが、利用者の安全対策等について適切な対応ができたかどうかお伺いをいたします。

3点目であります、今後、施設の全面完成までの間のまだ期間はあるわけでありましたが、歩行者や車等の安全対策については十分なのか、お伺いをいたします。

4点目であります、南側の市道45号線、敷地と隣接しているわけでありましたが、路面を見ますとひび割れ等が目立ちます。また歩道には段差等があり、通行に支障がある状況下にあります、これらについての整備計画はどうなっているのかお伺いをいたします。

5点目であります、市道45号線、歩道部分に照明がなく夜間の歩行が危険な状況にあります。これから駅が、もうすでに通行は増えているわけでありましたが、駅が完全にでき上がりますとより多くの皆さんがそこを利用することになると思いますが、その夜間の暗いことに対する安全対策はどうするのか、お伺いをいたします。

6点目であります。駅舎、駅前広場の施設全体の中でJRと北杜市との管理区分はどうなっているのか。

7点目であります。駅舎2階に地元の皆さんの要望等を受け対応しました多目的スペースがありますが、その活用策はどのように考えているのかお伺いをいたします。

次が3項目めであります。市内にあります県営の施設の活性化策についてであります。

リゾート地域である八ヶ岳南麓の標高1千メートルの地点に位置する山梨県営の馬術競技場と八ヶ岳スケートセンターは、地域のスポーツ振興はもとよりリゾート施設として北杜市、また周辺地域にとっては必要不可欠な重要な施設であります。しかし2つの施設とも整備後、長い年月を経過しているために、施設が利用者のニーズに合わない等の課題が露呈してきております。

まず馬術競技場についてであります。平成25年に時の白倉市長に関係団体等で要望書を提出させていただきました。施設の改修、2020年東京オリンピック・パラリンピックの選手強化拠点施設としての活用、そして全日本ジュニア障害馬術大会の開催復活等について、山梨県への対応にご尽力をお願いしたところであります。その結果、老朽化した施設の改修等の整備も年々、計画的に着実に進められてきております。また新規の大会等の開催も誘致できる等、馬術競技場の活性化に向けて、また広く地域の将来の発展に向けてよい兆しが見えてきております。

一方、八ヶ岳スケートセンターは地元の小中学生や高校生の活動拠点施設となっており、今までにも国体選手をはじめとする数多くのトップアスリートを輩出してきております。今後ともこの施設を活用して、それらのことが大きく期待できるわけであります。

特に近年、子どもたちの体力低下が懸念される中で冬のスポーツのスケートは北杜市の推奨している原っぱ教育の推進にも大いに貢献できるものであると思います。

県営の馬術競技場と八ヶ岳スケートセンター、この施設は地域のスポーツ振興と観光の推進と地域の活性化のために必要かつ重要な施設でありますし、これからも必要な施設であります。

県営の施設であるため市としての取り組みには限界があるかとは思いますが、地域住民や関係者がその存続を強く要望している施設であります。その存続と活性化等について市のこれまでの取り組み状況と今後の存続についての方針について、お伺いをいたします。

以上で質問を終わります。答弁をよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

県営施設の活性化対策についてであります。

本市は、乗馬などを楽しむことができる「馬のまち」をアピールしており、その主要施設である山梨県馬術競技場は、日本馬術連盟主催による全日本ジュニア障害馬術大会が開催されるなど、馬術競技によるスポーツ振興や地域の活性化に寄与してまいりました。

施設の老朽化など課題も見られたことから、改修・整備等について県へ要望してきたところ、これまで観覧席、電子掲示計などの改修がされたほか、本年度は厩舎等の整備を進める計画となっております。

整備の推進に当たっては県関係部局、県馬事振興センターおよび市の担当者による馬術競技場施設整備検討会が組織され、本施設が国内に誇れる馬術競技場として利用され、地域活性化につながる施設となるよう意見を交わしたところであります。

また馬術競技大会の誘致についても要望しており、本年5月には公益財団法人日本馬術連盟主催のJOCジュニアオリンピック・全日本ヤング総合馬術大会が開催されたほか、来月には第52回オリンピック記念大会の開催も予定されております。

今後も関係団体と連携しながら、県をはじめとした関係機関へ施設の有効活用を要望してまいりたいと考えております。

次に、山梨県立八ヶ岳スケートセンターについてであります。このスケートセンターは県内におけるスピードスケート競技の拠点施設となっております。

施設の活用が低迷する中、平成23年度の山梨県行政評価アドバイザー会議において、費用対効果の面から廃止との評価を受けたことから、県では八ヶ岳スケートセンターのあり方に関する検討会を設置し、平成28年度末までに年間利用者数を1万8千人以上とするなど、存続へ向けた条件が課せられたところであります。

これを受け、市では関係団体と連携・協力を図り、親子スケート教室や一流選手を招いてのスケート教室を開催するなど、スケート人口の増加に努めてまいりました。

また、小中学校では授業や部活動等により積極的な施設の有効活用に取り組んできた結果、昨年度は目標数値を達成したところであります。

県では来年度以降の施設の存続について検討を進めており、本年度中には結果が公表されることとなっております。

市としては、八ヶ岳定住自立圏事業などにより観光事業者と連携するなど、今後も施設の更なる有効活用に取り組んでいくとともに、市体育協会や峡北スケート連盟などの関係団体と協力して、県に対し施設の存続を引き続き強く要望してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

本市の移住・定住対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ふるさと回帰支援センターの相談件数等の推移についてであります。

ふるさと回帰支援センターは、認定NPO法人が設置運営している民間施設であります。平成24年に現在の東京有楽町に事務所を移転・増設して以来、面談数、電話相談数およびセミナー開催数は増え続け、昨年度の相談件数は約2万6,500件で平成24年の約4倍となっております。このうち、昨年度の山梨県の相談件数は約3千件でありました。

次に、市に移住希望する人の傾向についてであります。

平成22年以前の国勢調査における年齢階級別人口移動の傾向で見えますと、シニア世代が移住希望者の中心となっております。しかし、総合戦略を策定いたしました平成27年ごろから相談窓口や電話相談等に若い世代が増えはじめ、昨年秋から本市への移転時にお願いをしているアンケート調査によりますと移住と答えていただいた方のうち全体の約4割が20歳

代から40歳代となっております。

次に、ふるさと回帰支援センターとの連携についてであります。

ふるさと回帰支援センター内には山梨県がやまなし暮らし支援センターを設置しており、県の協力を得る中で、毎月月初めの週末に「北杜ウィーク」と題した相談会を開催しています。相談会には市職員が在駐し、本市の魅力を伝えるとともに身近な相談に応じております。このほか、県内市町村等との連携による相談会や市独自のセミナーの開催なども行っております。

やまなし暮らし支援センターの相談会は昨年度延べ29回、本年度もこれまでに15回開催し、本年4月から18世帯38名の移住者を受け入れたところであります。

次に、移住・定住者に対する市の受け入れ態勢についてであります。

市総合戦略の施策として若者応援、住まいづくり、雇用創出、交流・観光および生活環境づくりの5つのプロジェクトを掲げ、特に子育て世代への各種支援体制の充実や経済的支援に加えて郷土を愛する人材育成にも努めております。また子育て支援住宅の整備やマイホーム補助金なども、対象となる世代から高い評価をいただいているところであります。

制度の活用もさることながら、移住希望者の受け入れに当たっては市内地域との意思の疎通や協力も不可欠になります。このため今後、行政区長・班長等にご協力をいただき、現在取りまとめをしております区費や地域活動等の情報もお知らせし、移住定住先を選定する材料の1つとしていただきたいと考えております。

次に、移住者等への職業紹介についてであります。

これまでも首都圏等において就職ガイダンスと併せた相談会を開催し、本年度も来月に合同相談会を計画しているところであります。

また本年4月から国の機関である山梨労働局、ハローワーク韮崎との連携を進め、ほくとハッピーワークの機能強化をいたしました。

具体的には、ほくとハッピーワークにおいて、これまでの生活困窮者やひとり親等に加え、移住希望者や若年者への相談も利用できることとしたことから、4月以降は昨年度の約3倍となる毎月300件を超える相談に応じております。

ほくとハッピーワークについては、市民の皆さまや移住希望者に積極的にご利用いただけるよう設置目的やその利便性を市の広報紙やケーブルテレビ等で引き続きPRしてまいります。

次に、空き家バンクの実績と成果についてであります。

平成19年度の空き家バンク制度創設以来119件の物件登録があり、これまでに売り物件40件、貸し物件34件の合わせて74件の成約がありました。特に空き家バンク清掃費等補助金を平成27年度に創設して以降、登録物件は増加しており平成27年度が30件、昨年度は35件とこの2カ年で43件、97名の転入につながったところであります。

空き家の利活用については、移住定住の促進のみならず家屋の劣化やまちの景観上の観点からも重要な課題であることから、今後も空き家バンク制度をあらゆる手段で周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

小淵沢駅の運営と活用策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、全面完成の時期についてであります。

小淵沢駅前広場整備工事については当初9月の完成を目指し進めてまいりましたが、J R東日本の旧駅舎解体工事の工程変更や地元の行政区や商工会からの要望等を踏まえ、施工計画等の見直しを行い、完成見込みを12月としたところであります。

市としては、利用者の皆さまも早期完成を望まれていることから安全を第一に早期完成に向けて取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

次に、利用者への安全で適切な対応および完成までの安全対策についてであります。

小淵沢新駅舎は7月3日に運用開始し、駅前広場については東側の旧駅舎前の整備を進めるため、西側の駅前広場を仮運用とし、車の乗り入れ等については事前に周知を図ってまいりました。

当初2人の誘導員の対応としておりましたが、従前の乗り入れ方法の変化や駅の見学者などにより混雑したことから、誘導員を1人増員するとともに配置時間も朝6時から夜9時までとして対応しております。

また通勤通学者などの歩行者への対応として、東側の工事箇所内へ歩道を設置するとともに夏の観光シーズンからは終日、工事箇所内を安全に通行できるように誘導員を配置し、対応しているところであります。

車両等については駐車場を送迎車両の短時間利用とし、転回場所としてJ R東日本の敷地の一部をお借りして対応しております。長時間滞留の利用者については、小淵沢第3駐車場を利用するように誘導を行うとともに西側入り口と駐車場に案内看板を設置し、周知に努めております。工事完成までの間、利用者の安全を第一に現在の対応を継続してまいります。

次に、市道小淵沢町45号線の整備計画および照明設置についてであります。

本市道は小淵沢駅前を東西に平行している市道であり、駅を利用する地域住民および観光客の多くが通行しており、地域の生活道路としても重要な道路であります。

現在の道路状況は老朽化の影響により舗装のひび割れなどが目立ち、特に歩道では段差などで歩行者の通行に支障があることを確認しております。

駅前の東側入口については、駅前広場整備と合わせて整備を行う予定ですが今後、国の補助事業を活用するなど、前向きに整備を検討してまいりたいと考えております。また、歩道の照明設置については、歩行者の安全確保は必要であることから地元行政区と協議検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、駅西側入口の照明については、駅前広場整備と合わせて設置する予定であります。

次に、駅舎と駅前広場のJ R東日本との管理区分についてであります。

小淵沢新駅舎は合築駅舎となっており、中央階段を境に階段も含む東側が市の施設で1階の観光案内所、2階の交流施設、トイレ、エレベーターが市の財産となります。西側がJ R東日本の財産となります。敷地については現在、レンタカーの駐車場までがJ R東日本の敷地となりバスプール、タクシープール、市営駐車場、歩道などが駅前広場施設で市の管理となります。

次に、交流施設の活用策についてであります。

交流施設は地域の活性化のため、地元からの要望もあり設けた施設であります。現在は駅前

広場が仮運用であり、混雑なども想定されることから施設利用については、交流スペースとして開放し非常に多くの方に利用していただいております、駅舎運用開始後には七夕の笹の展示を行ったところであります。

今後の活用等については、小淵沢駅舎施設利用を考える会にご検討いただくとともに条例の設置趣旨に基づいて、地域住民、観光客等の交流の場として地域活性化に資するよう利用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

加藤紀雄君の再質問を許します。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

丁寧で前向きな答弁をありがとうございました。

質問させていただきました3項目につきましては、市長はじめ部長の答弁によりましてその取り組み内容等につきましては、よく理解ができました。そしてまた答弁の中から課題になっているそれぞれについて迅速かつ的確に積極的に進めていくと、こんなことも確信できましたので、それらに期待し質問は終わります。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

北杜市は渡辺市長を中心とした新体制に代わり新たに打ち出された事業も確実に実行され、いよいよ新市長の目指す新生北杜市の姿が見えてきました。市民が健康で幸福な生活を過ごせるように行政が市民生活を支えていく方針は、とても素晴らしいことだと思います。

今回は新事業も含め、現在注目されている事業についてお聞きします。

はじめに、今後の再生可能エネルギー発電設備に関して。

わが北杜市は八ヶ岳、南アルプス、瑞牆山など日本有数の山々に囲まれ、他に類を見ないほどの素晴らしい自然景観を有しています。市の大部分を占める森林エリアは国蝶オオムラサキや天然記念物のニホンヤママネなど貴重な生物を育んでいます。このような自然豊かな風土を大切に守り、子どもたちに残していくことは私たちの大切な使命だと考えます。

しかし、バブル期の別荘ブームを皮切りに多くの森林が無秩序に伐採、開発され古くからある里山の風景を変化させてきました。近年は再生可能エネルギーの1つである太陽光発電設備も増え、設置箇所周辺の住民との意見との相違、貴重な自然環境への影響などさまざまな問題が発生しています。

再生可能エネルギーは生活を豊かにするための設備ですから暮らしの中に溶け込み、自然が乱開発されないよう近隣住民への配慮や自然環境にやさしい計画を推進しなければなりません。電気は私たちの生活に欠かせません。その電気をつくり出すためには火力、原子力など枯渇していく化石燃料や核燃料を使用した発電に頼ってはいけません。自然環境によいことはありません。対して再生可能エネルギーは枯渇しない自然界の要素を使い、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない自然環境にやさしいエネルギーですから、再生可能エネルギーを推進することはごく当然のことと思います。

今までは他の地域に押し付けてきた発電設備が目の前に設置されてきています。目の前の自然か、地球全体の自然環境か、電気に頼らない生活か、私たちは選択しなければならないときに直面しているのだと思います。

地球温暖化防止という点以外でも再生可能エネルギーで多く普及している太陽光発電設備は大きな利点を持っています。それは経済効果です。市内の林業、土木、電気、製造など多くの企業が仕事を増やし、雇用も増加させてきています。決して産業が活発だとは言えない北杜市において他の地域にはみられないほどの経済効果をもたらしています。それに地目変更による固定資産税の増加は市税の増加につながり、多くの公共サービスに使われているのです。

このたび再生可能エネルギー検討委員会の設置も決定し、全国でもゼロエネルギー住宅の推進などエネルギーの自給自足を目指している時代において、北杜市として再生可能エネルギーをどのように活用し、共存していくかを検討するよい機会だと考えます。

多くの利点を持った再生可能エネルギー施設を単純に独自のルールをつくり規制するのではなく、さまざまな法律や条例があるのですからそれらを活用し、さまざまな立場を尊重し互いを認め共存していく道を模索することが未来につながる方法だと考えます。

以上のことを踏まえ、以下の質問をさせていただきます。

(1) F I T法改正に伴う市の指導・対応等について。

土砂災害への対策のない整地状況や剛性不足の架台など、隣地に影響を起こす危険性のある施設に対しては、行政による厳しい指導が必要と考えます。未着工の施設も数多くあり、安全性の疑われるような施設の乱立は避けなくてははいけません。改正された指導要綱も活用し、さまざまな方法で適切に指導できる体制を整えることが重要です。改正後の状況をお伺いいたします。

①事業計画策定ガイドラインに対する問い合わせ件数は。

②現在の認定件数はどのような状況か。

③窓口においてはどのような指導を行っているか。

④改正F I T法では、関係法令・条例の厳守を定めているが、法令・条例を厳守していないと認められた場合、市はどのような対応を取るのか。

⑤現状課題がある施設やすでに認定された施設について、改正F I T法や指導要綱において指導や助言など行えるか。

⑥太陽光発電設備は景観条例の届け出対象となり1年が経過した。届け出の件数や指導内容は。また成果はみられているか。

(2) 太陽光発電設備による市税の変化について。

太陽光発電設備は、管理の行き届かない雑種地や荒廃した森林も有効的に土地利用ができるなどメリットを持っています。里山で人の手が入らない土地が点在することは、地域の獣害被

害の増加を招く1つの要因にもなります。また多くの地方都市の土地に対する固定資産税の収入は横ばいですが、北杜市では上昇傾向にあります。これは太陽光発電施設の設置による固定資産税の増加が大きく影響していると考えます。近年の市税の変化について伺います。

- ①近年の北杜市全体の固定資産税の変化と総額は。
- ②太陽光発電設備がある土地の課税評価額の変化と総額は。
- ③パネルの減価償却資産に関する市税の変化と総額は。

(3) 地球温暖化対策および再生可能エネルギー発電施設の地域経済効果について。

平成28年5月13日に閣議決定された地球温暖化対策計画において、地球温暖化問題はその予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生活基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の1つであるとされています。また、地球温暖化を防止することは人類共通の課題であることが述べられており、今後の取り組みについて方向性が示されているところでもあります。このことも踏まえ、北杜市の地球温暖化対策および北杜市官民パートナーシップの再生可能エネルギー施設や民間発電施設についての地域経済効果について、伺います。

- ①経済産業省、長期エネルギー需要見通しとしてエネルギーミックスにおける電力需要・電源構成について、2030年度までに再生可能エネルギーを22%から24%程度としているが、北杜市としての地球温暖化対策の考えは。
- ②北杜サイト太陽光発電施設での売電金額は市の財政の大きな収入源となり、さまざまな事業に利用されていると思いますが、年間の売電金額と収益の利活用先は。
- ③太陽光発電施設の通常の維持管理は無人化が進み雇用の効果は少ないと思われますが、計画から稼働するまで市内の多くの企業が参入し、さまざまな経済活動が受注されていると思います。再生可能エネルギー施設を設置したことによる地域への経済効果について、市の見解は。

次に、観光産業の展望に関して。

地方都市にとって観光産業を発展させることは市税の増収においても、とても重要な点だと考えます。現在、北杜市は南アルプスエコパーク、水の山プロジェクトなどさまざまな事業を展開し、観光客に対しさまざまな角度からPRしています。このような事業を展開できるのも恵まれた自然環境があるからこそだと思います。

生活面の開発、観光面の開発、そして貴重な財産でもある自然環境の保護、この3点をバランスよく保つことができなければ観光産業は衰退していくことでしょう。自然の恩恵を最大限に生かしつつ、未来に向けた観光スタイルを模索していくことが行政と観光に関わる組織の使命だと考えます。

近年は自然を壊さず、自分が自然の一部だと認識できるような体験型アクティビティが注目されています。中には細い水路をオールもないボートに乗って、何もせず水と同化して流れていくものもあります。体験者は水路を造ったときの苦労や工夫を感じたり、流れに身を任せ無の感覚を味わったりとさまざまです。テーマパークのようなアトラクションや美術館のような展示型も1つの方法ですが、場所だけを提供して体験者自身で考え活動するような自発体験型の観光も1つの方法だと思います。

観光とは経済活動のためだけではなく、北杜市に来ていただき風土、暮らし、人柄を好きになってもらいながら最終的には移住していただく、人と人をつなげる窓口だと思います。少子

高齢化の時代で多くの人々は仕事や利便性を求め都市部に向かいますが、この自然豊かな北杜市を選んでいただける方もきっといるはずです。そのためにも多くの人に来ていただくために観光産業を発展させ、あらゆる世代が活躍し豊かな生活を送っている姿をPRするべきだと考えます。

以上の点を踏まえ、以下の質問をさせていただきます。

(1) 観光客の動向について。

この夏も市内の観光地は多くの観光客で賑わい、北杜市の魅力を味わっていただけたと思います。完成した小淵沢駅舎や道の駅駐車場拡張など人気のある観光スポットにおいて快適に楽しんでもらえるように環境整備することも観光客を増やすためには重要な要素と考えます。どのような観光が望まれているかを調査し、時代に乗り遅れない観光スタイルを提供していくことが大切です。現状の観光客の動向について、お伺いします。

- ①近年の観光客の増減状況は。
- ②観光客に対して満足度調査などは行っているか。
- ③観光施設の新たな設備計画などは。

(2) 尾白川渓谷事故のその後の対策について。

北杜市二十四景の中にも選ばれている素晴らしい景観の尾白川渓谷で痛ましい事故が起きてしまいました。登山道での事故とはいえ、環境保護と観光を共有させることの難しさと自然の厳しさを改めて痛感させられました。しかし、この素晴らしい景観を安心して楽しんでもらうために、このような事故が起こらないようできるだけの対処は必要だと考えます。事故後の状況および対応についてお伺いします。

- ①検証された安全対策の進捗状況は。
- ②実行された安全対策の効果は。
- ③再発防止に関して今後、新たな対策は計画されているか。

(3) 自然環境を生かした観光開発について。

従来に見せる観光から近年は体験する観光へと観光客の求める内容が変わってきました。フットパスやウォーキングなど、体験しながら新たな発見をするようなスタイルが注目され、一度に大勢を相手にするのではなく、20人程度を相手としたコンパクトなイベントが増えてきています。細分化するニーズに合わせ、北杜市の自然を満喫しながら歴史的・文化的な知識を得られるような観光スタイルを支援していくべきだと考えます。実施団体への市の対応状況と展開について、お伺いします。

- ①実施団体の連携や組織化は。
- ②各種イベントの年間予定や内容がPRできる総合サイトの開設や冊子の製作は。
- ③補助金などの支援の状況は。
- ④ルートの歩道整備などの要望への対応は。

(4) ハヶ岳観光圏の効果について。

北杜市では、近隣の富士見町と原村の3市町村でハヶ岳観光圏を締結しています。共通点の多い3市町村ですから共に学び共に協力し合えば、より大きな効果が得られると思います。そしてお互いの不足している点を補い、これからも3市町村一体の観光プランが推進されることを希望し、今後のハヶ岳観光圏についてお伺いします。

- ①現在の連携状況は。

- ②今後の展開や新しい事業などは。
- ③ジャンルごとにルートマップはあるようですが、総合マップの作成は。
- ④細分化してきた観光客のニーズに対応する対策は。

(5) 地域観光コンシェルジュについて。

さまざまなニーズに応えるためには、知識を持ったガイド的な人材が数多くいることが重要です。1人の知識を複数に教え、複数の人がより多くの人へ伝える。このような伝承的な行為が今のネット社会では希薄になっているように感じます。情報が多すぎて身近で大切な情報がうずもれることのないように対策するべきだと考えます。多様化するニーズへの対応と今後の展開について伺います。

- ①ユネスコエコパークでの育成事業が予算化されていますが、現在の状況は。
- ②他エリアでのコンシェルジュの採用、育成は。
- ③地域おこし協力隊でのコンシェルジュに特化した人材の採用や育成は可能か。
- ④多くの知識を持った高齢者に、より活動してもらえる場を増やすことは。
- ⑤世代を超えて文化継承ができる北杜文化継承塾のような組織づくりは。

次に、よりよい交通環境の推進に関して。

市民が安全で快適に生活する上で交通環境の改善は、とても重要です。理想は各重要ポイントを直線でつなぐようなシンプルな道路計画ができればよいのですが、北杜市の地形やまち並みでは不可能です。しかし、他の事業に比べ多額の税金投資と長期の時間が必要になるので公正で厳選された計画にしなければなりません。まずは実行可能で多くの市民に対し、有益になる計画となることが重要です。人口が減少する中で、より多くの費用対効果を出すためには利用者の少ないエリアを重視するのではなく、人口密集地の交通環境を整えることが適正な方法だと考えます。

また観光地が持っている特質にも注意が必要です。人工的に作り込まれた環境にあるなら開発行為は問題ありませんが、長年自然環境に同化しているような観光地には最低限安全に通行できる状態以上に整備することは観光地が持つ良さを壊すことになるかもしれません。地域住民の声だけではなく、観光客に対してもイメージ調査をしながら計画を進めるべきだと考えます。

バブル期まで拡散し続けた住居エリアもいまや収縮化、集約化傾向に向かっています。市内各地で利己的な意見を言い合うより、北杜市全体の将来像を見据えて発展的な交通網をつくり上げることが重要だと考えます。

以上の点を踏まえ、以下の質問をさせていただきます。

(1) 地域公共交通網形成計画について。

地域の交通を改善していくことは住民生活の利便性・安全性の向上、経済活動の効率化などとても重要だと考えます。交通計画が実際に利用できる状態になるにはシステムでも3年、路線なら10年以上かかるケースもあります。現状の把握と10年20年先の人口推移と分布、将来の都市計画ビジョンを十分に検証しないと無駄な路線や経費も増えるのではないのでしょうか。さまざまな立場の人から意見を聞き、公正な計画となるよう計画内容について伺います。

- ①ワークショップの実施時期やメンバーは。
- ②アンケートなどの実施時期や対象者の選択方法は。

③市庁舎などの重要施設の再構成計画を進めることが先決では。

(2) 高齢者の移動外出支援事業について。

今年の秋から移動外出支援事業がスタートします。買い物難民など高齢者の足となるシステムづくりには担当所管をはじめ、さまざまな方々のご苦勞を重ねてきたと思います。システムが長期継続するためには利用者の細かなニーズに応えることも大切ですが利用者、事業者、そして行政の金銭的負担が小さくなるような工夫が必要と考えます。稼働するサービスの内容と状況について伺います。

①現状の進行状況、計画内容は。

②稼働時期、稼働エリアは。

③利用者への周知方法は。

(3) ふれあい支援農道について。

今年3月議会において私が質問したときは、今年度中に開通と答弁がありましたが6月議会において他の議員が質問した際には、来年7月開通予定と答弁が変わりました。開通予定をめぐりに事業計画を立てている企業もある中、さまざまな要因はあると思いますが、開通予定を変更することについては、それなりの検討・周知・対策が必要と思います。今後の予定と対応について伺います。

①工期延長の詳細な理由は。

②現状工事の進行状況は。

③今後、工期延長はあるか。

④確実な開通開始日はいつか。

最後に未来を担う子どもたちの教育環境の充実に関して。

渡辺市長は所信の中で子育て環境を充実させると表明していただきました。県内初の女性市長であり教員経験、子育て経験という子どもと寄り添って生きてきた実体験をもとに就任1年目にもかかわらず子どもたちのために多くの新しい政策を打ち出したことは、他の市長では真似ができないことだと思います。イクボス宣言や学習支援事業など効果を実感できるまでは、もう少し時間がかかりますがこれからも子どもにやさしい市政を推進していただきたいと思います。

いまや各市町村は子ども人口の争奪戦になっています。出生率が上げれば注目され、若い子育て世代が集まってきます。その影響で労働者人口が増え、経済が活発化し人手不足に悩む高齢者介護にも改善の傾向が表れます。

高齢者の多い北杜市において、世代間バランスを保つためにも子育て政策を進めることが高齢化対策の最善の道だと考えます。高度情報化が進み、今の子どもたちはテレビに映る地球の裏側にいる相手とコミュニケーションし、インターネットという膨大な情報の中で真意も不明確な知識と向き合っています。世界に目を向け、多くの知識を得ることも大切かもしれませんが、自分自身で見て触って感じる心が育てるために一番重要なことだと考えます。

他人と関わることで人は成長すると言いますが、はじめから多くの人や膨大な情報にさらしてはいけません。年齢ごとに人の輪を広げていき、適切なタイミングで情報に触れさせることが大切です。急激な環境変化や固定化した人間関係などがないように教育環境を整備することが行政の使命だと考えます。

新生児が成人になるまではいくつもの節目があり、その都度新しい問題に直面しますが、そ

の問題を解決するためには家庭、学校、地域が協力し合うことが大切です。その連携をサポートするため、それぞれの意見を尊重し、足りない部分を補いながら支援・政策を進めることが重要だと考えます。北杜市らしい子育てスタイルを確立し、1つの命を地域全体で大切に育て大人になったとき生まれ育った、この北杜市で子育てがしたいと思えるようなほくとっ子があふれることを期待しつつ、以下の質問をさせていただきます。

(1) 子育て環境の整備について。

北杜市では出生児の人数が200人程度になってしまいました。この不本意な現状を改善するためにも今まで以上に安心して子育てできる環境整備が急務だと考えます。ワンストップで相談ができる子育て支援センターの開設は素晴らしいことですが、センターから離れた地域での不便性などありましたら本末転倒となってしまいます。センターの有効利用と子育て環境の展望について伺います。

- ①子育て支援センターの利用状況は。
- ②支援センターから離れた地域での対応は。
- ③産前、産後の母子に対する救急時の適切な行動などの説明や相談は。
- ④他市では行政と民間がタイアップして産婦人科を誘致する試みもありますが、本市での見解は。

(2) 小学校における環境の違いについて。

生徒数の大きく違う小学校が点在している状況で規模による差が発生してきています。複式学級や少人数学級で起きやすいとされている授業速度の遅延や教師の過剰負担、授業内容の省略など起きてからでは遅いのです。すべての児童が適正な授業を受けられるための努力を行政と市民が手を取り合って進めていかなければなりません。現在の小学校の環境について伺います。

- ①今後の統合、校舎の新設、改築の予定は。
- ②学習機材などの各校の差への対応は。
- ③全国的に体力不足の生徒が増加している傾向にみられるが、北杜市の各学校の対策は。

(3) 中学校統合計画について。

統合計画推進が難しい中、現在在学している生徒に悪影響が出ないような対応をしなければなりません。個性や自由な発想を尊重する現代で、選択肢の少ない状況に生徒を置き続けることは時代に逆行しています。そして小規模校では教師1人当たりの仕事量が増え、逆に生徒との時間が減少しているケースも報告されています。やはり適正規模というのは、あらゆる面において適正だから推奨されているのです。大人の都合で生徒個人の尊厳が軽視されないよう現状と対策について伺います。

- ①現状では難しいと中断されましたが、新たな統合計画は。
- ②生徒不足により部活動の選択肢が限られているが、選択肢を広げるための対応策は。
- ③自由度や個性を尊重するため、学校区の規制を緩和し生徒自ら選択できる環境を整えることはできないでしょうか。

(4) 小1プロブレム、中1ギャップ、高1クライシスへの対応について。

これは子どもが昇級し小から中、中から高へと学校が変わる1年目に学校生活になじめず不登校や自殺などの問題が増加する現象を意味します。さまざまな要因はありますが、コミュニケーション力の弱い生徒や環境適応力に乏しい生徒に起きやすいといわれています。クラス替

えもなく、小学校入学から中学校卒業までの9年間、ほぼ同じ環境で生活してきた生徒にとって高校入学時の環境変化はすさまじいと思います。環境変化の経験や対応力の強化を教育方針に盛り込み、心の教育を推進したプログラムを実行していくべきだと考えます。現状の心の教育について、お伺いします。

- ①小中連携授業や交流会などの推進は。
- ②他校との交流の促進など環境変化に対応できる教育の推進は。
- ③自ら命を絶つことのないよう生きることについての教育の推進は。

(5) 郷土資料館、考古学資料館の利活用について。

北杜市には多くの文化展示施設がありますが、あまり学校教育には利用されていないように見受けられます。社会科で勉強する内容の実物が身近に展示してあることを知らない子どもたちもいるのです。より多くの子どもたちに学習意欲の向上の一環として率先して利用するべきだと思います。文化施設の利活用についてお伺いします。

- ①年間の総利用者数と市内児童の利用者数は。
- ②八ヶ岳観光圏のさらなる連携や来場を促進させる方策は。
- ③北杜市内にある教育関連施設の総合マップなどの作成・PRは。

(6) 青少年育成事業、子どもクラブなどの支援について。

子どもを健全に育成するためには家庭・学校・地域の協力が不可欠です。その地域の中には青少年育成市民会議、子どもクラブ、読み聞かせボランティアなど多くの方々が子どもたちのために日々ご尽力されています。このような方々に負担なく、よりよい活動ができるように行政としてもしっかりと支援する必要があると思います。少子高齢化社会が進む中、人口比率の少ない子どもたちがいないがしろにされぬことを願いつつ、支援状況についてお伺いします。

- ①財政のスリム化、子どもの人口の縮小などの理由で支援が縮小されてはいけないと思いますが、近年の支援状況と推移は。
- ②少子化時代だからこそ支援を増やし子育てしやすい市をアピールすべきでは。

(7) 公営アカデミー学習応援事業について。

この事業は、教員経験者の渡辺市長らしい新しい試みです。長い夏休み期間中に勉強から離れがちになってしまう状況から、子どもたちの学習意欲を途切れさせないようにするための素晴らしい取り組みだと思います。子育て中の親として、この事業がよりよく継続的に実施されることを願いつつ、この夏に行われた実績についてお伺いします。

- ①実地状況および募集内容は。
- ②指導員の採用および待遇内容は。
- ③利用後の生徒へのアンケートなど、次回に向けての対応は行っているでしょうか。

以上を北杜クラブの代表質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時45分といたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

よりよい交通環境の推進における高齢者の移動外出支援事業の現在の状況と計画内容についてであります。

高齢者の移動手段の確保は大きな課題であり、介護予防の観点からも高齢者の外出を促進することの重要性がますます高まっております。

市では高齢者の移動外出支援事業を行うため、市民向け講座やワークショップを重ね地域の合意形成を図ってきたところであります。

事業の内容は、要支援１と２に認定されている方や同等の状況にある高齢者を対象とした道路運送法上の登録または許可を要しない外出支援サービスであり、市民ボランティア団体に運行管理を行っていただくものであります。

本年度はモデル事業の実施を予定しており、６月から公募を行ったところ長坂町、大泉町から応募がありました。

今後は北杜市地域公共交通網形成計画とも役割を明確にし連携を図る中で進めてまいります。

次に、未来を担う子どもたちの教育環境の充実における公営アカデミー学習応援事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、実施状況および募集内容についてであります。

中学生の学習支援を行う、ほくと学び舎は本年６月に各中学校に対して参加者の募集を行い夏休みを利用して町ごとに３回開催し延べ１８１名の参加がありました。また、生活支援を必要とする児童生徒に対し夏休みを利用して、ほくとっ子チャレンジ教室を開催しました。参加した児童生徒は指導員の指導のもと、それぞれ自主的に学習に取り組んでいたところであります。

次に、指導員の採用と待遇内容についてであります。

指導員は、教員ＯＢや大学生、市単独補助教員など学習応援人材バンクに登録いただいた６８名の方々であり、指導時間に応じた報償を支給したところであります。

次に、生徒へのアンケートなど、次回に向けての対応についてであります。

参加された中学生と指導員にアンケートを実施したところ、中学生からは「参加してよかった」という感想が数多く寄せられました。中でも「家での学習と違い集中して取り組めた」「他の学年の生徒とも一緒に学習できて刺激になった」などの意見がある一方で「時間を長くしてほしい」「いろいろな教科を質問できるようになるとよい」との要望もありました。

また指導員からは「学習上のつまずきが発見でき、今後回数を重ねることで改善が図られるのではないか」との意見をいただきました。

これらの意見を踏まえ、各地区の代表者による連絡調整会議を開催し、今回実施した状況の総括と今後に向けての意見を集約し、次回以降の事業展開を検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

観光産業の展望における地域観光コンシェルジュについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ユネスコエコパークでの育成事業についてであります。

南アルプスがユネスコエコパークに登録されたことを機に、南アルプスや地域の自然と文化に関する地域資源の魅力を学び、伝えることのできる人材の育成を目的に、エコパーク案内人講座を実施しております。

講座は応募により市民20名が参加して南アルプスの地形や地質、生息動植物、山岳信仰、歴史などさまざまな分野の知識を習得していただいております。

平成27年度は入門編を8回、昨年度は初級編として10回にわたり講座や現地講習などを実施いたしました。本年度は上級編として、ガイドの研修や実習などを行っているところであります。

次に、世代を超えて文化継承ができる北杜文化継承塾の組織づくりについてであります。

本市には、昔から大切に受け継がれている伝統行事や文化などが数多くあります。これらを継承することは重要と考えており、歴史再発見講座や歴史連続講座などを開催し、文化継承ができる人材の育成を図っております。

なお、神楽や獅子舞、筒粥など地域独自の文化につきましては、地域において次の世代に受け継がれていくものと考えております。

次に、未来を担う子どもたちの教育環境の充実における小学校の環境の違いについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後の統合、校舎の新築、改築の予定についてであります。

小学校につきましては北杜市立小中学校適正配置実施計画に基づき、統廃合を進めてきたところであり、高根地区の3小学校の統合をもって一応の終了となり、現時点におきましては今後の統合予定はありません。

また、校舎の新築、改築につきましては、昨年度策定いたしました北杜市立小学校施設等中長期保全化計画に基づき、長寿命化が図られるよう既存施設の改修を行ってまいります。

次に、学習機材などの各校の差についてであります。

昨年度策定いたしました北杜市立小中学校教育情報化整備計画に基づきまして、パソコンやタブレット等の機器や校務支援システムの導入、無線LAN環境の整備などを計画的に進めるなど、統一的な整備を進めることにより、充実した教育環境が図られるものと考えております。

次に、児童生徒の体力不足への対策についてであります。

昨年度の全国体力・運動能力等調査によりますと、本市の状況はおおむね全国平均を上回っており、原っぱ教育が一定の成果を挙げているものと捉えております。このことから、引き続き日常的な遊びや運動時間の確保に努めるとともに、発達段階に応じた体育授業の充実を図るなど子どもたちの体力の向上に取り組んでいるところであります。

次に、中学校統合計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新たな統合計画についてであります。

平成26年に策定いたしました市内中学校を4校とする北杜市立中学校統合計画案につきましては、合意が必ずしも得られていないことから、推進は難しいとしたところであります。しかしながら人口減少、少子化が進む中、生徒の教育環境を考えた場合には学校の適正規模、適正配置について検討を進めることは必要であると考えております。

このことから、生徒数の推移や教育環境の変化等を踏まえた今後の中学校の統合につきましては、地域委員会等を通じて地域の意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、部活動の選択肢を広げるための対応策についてであります。

現状の学校規模におきましては、生徒が望むように部活動の選択肢を確保することは難しい状況にあると考えております。

次に、学校区の規制の緩和についてであります。

現在の学校施設は、学区の生徒数に応じた規模を基準に整備がされております。このことから学区要件を緩和し、学校を自由に選択できるようにすることは、学校規模を逸脱した偏った学校編成になるなど学校経営に支障をきたすことが懸念されるため、難しいものと捉えております。

次に、小1プロブレム、中1ギャップ、高1クライシスへの対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小中連携授業や交流会および他校との交流など環境変化に対応できる教育についてであります。

本市は、従来から町単位での保育園や小中学校相互の交流には積極的に取り組んでおり、保育園児の小学校訪問や小学生の中学校授業見学等、保育園から小学校へ、また小学校から中学校にスムーズに移行できるよう努めているところであります。

また、本市におきましては小学校、中学校の学区がほぼ同一エリアであることから保育園から義務教育課程において同じ顔ぶれの中での生活を送ることができる一方、人間関係が固定化されることによって、コミュニケーション能力や環境変化への対応力の育成に支障が生じるなどのデメリットも危惧されることから、芸術鑑賞やスポーツ教室など複数の子どもたちが一堂に会する機会をつくるほか、学校間の交流にも取り組んでいるところであります。

次に、生きることについての教育の推進についてであります。

自他の生命を尊重する心を養うことは、国の学習指導要領に基づき各学校の指導目標にも掲げており、授業や市の思春期事業等、さまざまな場面で生きることの大切さについての教育を進めているところであります。併せて地域や家庭での教育も大切であることから、社会全体での取り組みが必要と考えております。

次に、郷土資料館、考古資料館の利活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、年間の総利用者数と市内児童の利用者数についてであります。

昨年度の入館者の状況につきましては、郷土資料館が1,738人、考古資料館が2,526人、合わせて4,264人でありました。また市内の小中学校の利用状況は郷土資料館13校314人、考古資料館5校131人、延べ18校で445人でありました。

引き続き市民の皆さまや学校等に、地域の歴史や文化を学ぶ場として活用していただけるよう周知を図るとともに資料の充実に努めてまいります。

次に、八ヶ岳観光圏の連携についてであります。

本年度、本市と富士見町・原村の3つの資料館等で八ヶ岳南麓に栄えた縄文文化を共通テー

マとした企画展を同時開催しております。併せて、3館すべてに来場された方へ記念品を贈るスタンプラリーを行い、集客増に取り組んでいるところであります。また、体験教室や圏域にある文化財を巡るバスツアーも企画し、本年度におきましては3回の実施を予定しているところであります。

次に、教育関連施設の総合マップなどの作成についてであります。

本市では、文化財等を案内するほくと文化財マップを作成し、小中学校に配布をしているほか資料館や図書館などで無料配布をしております。

今後、他の教育施設と合わせて紹介する総合マップの作成も検討し、文化財施設のさらなる利用促進に向け、市内外へPRしてまいりたいと考えております。

次に、青少年育成事業や子どもクラブなどへの支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、近年の支援状況についてであります。

市では子どもの健全育成を図るため青少年育成北杜市民会議に対して、平成26年度379万7千円、平成27年度360万7千円、平成28年度342万6千円を補助金として交付をしてまいりました。

また、青少年に関する相談や諸問題に対応するため、青少年カウンセラーを各教育センターに配置するなど、地域の関係団体と協力して青少年の健全育成に努めているところであります。

次に、支援の充実と市のアピールについてであります。

青少年の健全育成に向けての取り組みは重要であることから、青少年育成北杜市民会議や地区民会議、子どもクラブ連絡協議会から意見等を伺う中で、市と地域が一体となって安全・安心な地域づくりを図るため、他の部局とも連携して子育てしやすい魅力ある市としてアピールしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

今後の再生可能エネルギー発電設備における市税の変化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市全体の固定資産税についてであります。

年度当初課税時点の総額は平成27年度、約40億6千万円。平成28年度、約43億6,400万円で前年度より約3億400万円の増加。平成29年度は約44億3,300万円で前年度より約6,900万円増加しております。

次に、太陽光発電設備が設置されている土地の固定資産税の課税額についてであります。

年度当初課税時点の総額は27年度、約1,500万円。28年度は約2,500万円で前年度より約1千万円の増加。29年度は約3千万円で前年度より約500万円増加しております。

次に、パネルの償却資産の課税額についてであります。

固定資産については土地・家屋・償却資産の分類となっております。年度当初時点の太陽光

発電設備を含む償却資産に対する課税額は27年度、約11億5,600万円。28年度は約13億8,500万円で前年度より約2億2,900万円の増加。29年度は約14億1,600万円で前年度より約3,100万円増加しております。

なお、償却資産の中から太陽光発電設備に関する分を抽出することができないため、パネル等の償却資産に対する課税額は把握しておりません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

よりよい交通環境の推進における地域公共交通網形成計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ワークショップについてであります。

地域公共交通を考える市民ワークショップの開催などについては、市の広報紙やホームページ、地区回覧などでお知らせしております。

開催回数などについては市内を明野・須玉地区、高根・長坂・大泉地区、小淵沢地区、白州・武川地区と4地区に分け、来月10日開催の明野・須玉地区を皮切りにおおむね月1回、来年の1月までに各地区3回、計12回実施する予定であります。

なお、実施回数についてはそれぞれの地区ごとの進捗および検討状況を勘案し、柔軟に対応してまいります。

ワークショップ参加者については、開催地区ごとに40名から60名を定員として市民を対象に広く募集をしております。

次に、アンケートについてであります。

市民アンケートについては、6月下旬から7月上旬にかけて実施しました。対象者は市内の3千世帯を無作為抽出し家族の移動実態等を把握するため、各世帯4名まで回答できるよう工夫しました。

また7月から今月上旬にかけては、交通事業者および市民バスの運転を行っているドライバーへの聞き取り調査、市の若手職員が市民バス8路線の始発便から最終便まで乗り込み、市民バス利用者への面接調査を実施するなど、さまざまな立場の方の意見聴取を行ったところであります。

次に、重要施設の再構成計画についてであります。

地域公共交通を考える基本は地域住民が通院、通学、買い物など日常生活上必要不可欠な足の確保と地域社会の持続可能な活力の維持・向上であると考えます。そのほか、住民の移動目的先である公共施設等の配置など長期的視点からのまちづくりと持続可能な交通ネットワークの形成は密接不可分であると考えております。

このことから公共施設の総合的かつ計画的に管理を推進するため、昨年度、北杜市公共施設等総合管理計画等を策定し現在、公共施設の最適配置に向けた市民説明会、市民アンケートなど市民とともに検討するさまざまな取り組みを進めているところであり、持続的な地域公共交通網の形成と公共施設等の有効活用は、まちづくりと地域経営戦略の視点の両面から検討と計

画策定を進めているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

よりよい交通環境の推進における高齢者の移動外出支援事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、稼働時期と稼働エリアについてであります。

稼働時期は来月上旬からの運行を予定しております。稼働エリアは長坂・大泉の2町内と所要時間がおおむね30分以内の範囲内にある医療機関、商業施設、公共施設、金融機関等とし実施団体が設定した地点といたします。

次に、利用者への周知方法についてであります。

事業の地域協力員となっている民生委員、行政区長、保健福祉推進員等の協力を得て対象となる方への情報提供を行っております。また地域への回覧や市広報紙等に掲載し、事業の周知に努めてまいります。

なお、今月24日付けの山梨日日新聞において本事業が大きく掲載されたことから広く市民に効果的に周知されたものと考えております。

次に未来を担う子どもたちの教育環境の充実における子育て環境の整備、産婦人科の誘致についてであります。

市内には出産できる医療機関がなく、市内の妊産婦の多くは県中心部の医療機関を利用している状況にありました。このような中、平成25年4月、市内に不足する産婦人科・小児科の診療科を誘致し市民が医療を受けやすい体制をつくることを目的に北杜市地域医療振興事業補助金交付要綱を創設し平成26年度、補助対象に助産所を追加する要綱改正を行いました。その結果、平成27年7月、長坂町に助産所が開業し、また昨年4月には在宅分娩を実施する助産師が市内に転入いたしました。

引き続き産婦人科・小児科等の開業誘致を図る地域医療振興事業補助金を活用し、市民が安全・安心に医療を受けられる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

未来を担う子どもたちの教育環境の充実における子育て環境の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て世代包括支援センターの利用状況についてであります。

支援センターを拠点とし、妊産婦と赤ちゃんを対象とした産前・産後のサポート事業、県と連携してのチャイルドシート講習会や宿泊型の産後ケア事業など、さまざまな事業の充実を

図っております。

4月の開所から8月までの乳幼児健康診査、妊娠・出産支援事業など各種実施事業の利用者数は2,004人、臨床心理士、保健師等による母子への各種相談支援は1,364人、併設するつどいの広場は土曜日も開設しており、利用者数は3,315人でありました。また食生活改善推進員の伝達講習等、各種団体による施設利用者数も712人となっており、多くの皆さまにご利用いただいている状況であります。

次に、子育て世代包括支援センターから離れた地域での対応についてであります。

現在、乳幼児健康診査や各種相談事業などの実施につきましては、専用の受診室や相談室を完備し、専門職員が常駐する支援センターを拠点として開催しておりますが、市民の皆さまにはご理解をいただき、これまで苦情等の声は聞かれておりません。

なお、相談に行きたいが支援センターへ出向くことができない場合につきましては、電話や地区担当保健師が自宅を訪問するなどの対応を行っております。

また、つどいの広場は支援センター併設のほか市内3カ所に設置しており、その利用者総数は3,619人であり、利用者支援専門員が定期的に巡回しての相談支援や保健師等による各種教室などを行い子育て環境の充実を図っております。

次に、母子に対する救急時の適切な行動などの説明や相談についてであります。

市では妊娠、出産、育児期におけるからだのトラブルの予防、病気や事故から子どもを守るための行動、もしものときの救急医療対応と体制等を知っていただくため、母子健康手帳の交付や乳児戸別訪問の際に母子手帳副読本、子育てハンドブックなどをお渡しし説明や相談を行っております。また、毎月実施しております乳幼児健康診査でも月齢・年齢別で起きやすい事故と予防について説明や相談を行っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

今後の再生可能エネルギー発電設備における地球温暖化対策および再生可能エネルギー発電施設の地域経済効果について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の地球温暖化対策の考えについてであります。

国はエネルギーを取り巻く社会情勢等の変化により、地方自治体にも新たな施策を要求していることから、本市の再生可能エネルギーを推進するため平成27年度に北杜市再生可能エネルギービジョンを策定いたしました。

計画は本市の基本理念「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」に基づいており、従来からの取り組み状況や国や県の再生可能エネルギーの取り組みを踏まえた上で、新たなビジョンに向けた考え方を整理し「災害に強い安全・安心のまちづくり」「世界に誇れる再生可能エネルギー先進自治体を目指して」「豊かな自然の恵みを分かち合う」の3つの基本方針を定めております。

市としても、地球温暖化対策として再生可能エネルギーのバランスの取れた推進と省エネルギー化の推進に取り組み、総合戦略および再生可能エネルギービジョンで掲げた平成27年度

から平成31年度までの5年間に於いてCO2排出量の600トン削減を目指してまいります。

次に、北杜サイトの年間売電金額と収益の利活用についてであります。

北杜サイト太陽光発電所の昨年度における売電収入は約1億1,386万円であります。発電量は約263万キロワットアワーで家庭1世帯当たり約600軒分となり、CO2削減量として1,462トンのCO2削減換算量となります。

収益の利活用先としては、再生可能エネルギービジョンのアクションプランを具現化するため、避難所8カ所へ太陽光発電付きのLEDソーラ街路灯の導入を進めており、今後も順次避難所へ設置する予定であります。

また平成18年度より開始した住宅用太陽光発電システムの補助により、向上した再生可能エネルギー自給率をさらに高めるとともに省エネルギー機器の導入を促進するため、従来の住宅用太陽光発電システム設置補助に加え、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器いわゆるエコキュート・蓄電池・ペレットストーブなどへの補助対象機器を本年度から拡充し、再生可能エネルギーの普及に活用しております。

次に、地域への経済効果についてであります。

NEDOの実証実験終了により無償譲渡された北杜サイト太陽光発電所、北杜市村山六ヶ村堰水力発電所、官民パートナーシップのクリーンエナジー清里の杜太陽光発電所および民間の北杜市村山六ヶ村堰ウォーターファーム水力発電所の建設については、土地造成や送電線の地中埋設工事など市内の多くの企業が携わっていることから経済効果が生まれております。また雇用の創出では、市所有および官民パートナーシップの施設の維持管理として草刈り等を地元企業や市民、農業生産法人、シルバー人材センターなどに委託しております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

観光産業の展望における観光客の動向について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、近年の観光客の増減状況についてであります。

山梨県観光入込客統計調査によりますと昨年度市全体の観光客は401万人で、平成27年度と比べ7.6%の伸びであります。宿泊者数は88万2千人で平成27年度に比べ8万3千人減少していますが、外国人観光客が団体旅行から個人旅行に変化したことが要因と考えられ、平成26年度とほぼ同じ状況であります。

次に、観光客に対する満足度調査についてであります。

市では観光圏事業を活用して平成25年から年2回、観光圏・顧客満足度調査を行っております。旅行客から直接聞き取りを行った結果、ファミリー層が多いこと、マイカーでの来訪が85%、体験プログラムやツアーの内容がよかったことなどからリピーター率が78%と高く、全体の満足度調査においても88.1%と高評価をいただいております。

次に、観光施設の新たな設備計画についてであります。

観光客に旅の安心と快適性を提供することは重要であることから、明野ひまわり公園に観光案内所を併設させた多目的トイレの設置や瑞牆山公衆トイレの設置を本年度実施設計、来年度

工事を予定しております。

次に、尾白川渓谷事故の対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに検証された安全対策の進捗状況についてであります。

市では尾白川渓谷滑落事故の対策として安全対策協議会での提案を受け、百合ヶ淵方面に進む千ヶ淵入口付近に注意喚起の文書を掲載したゲートの設置を行いました。

また、滑落事故が起きた旭滝から百合ヶ淵までの危険箇所延べ585メートルの鎖の設置を行い、北杜警察署・山岳救助隊に安全確認をしていただいたところであります。

次に、実行された安全対策の効果についてであります。

千ヶ淵に啓発看板付のゲートを設置したことにより、軽装の観光客や子ども連れの家族客に対しての注意喚起となり抑止効果が図られました。また、旭滝から百合ヶ淵間の危険箇所に鎖を設置したことにより、登山者が足を滑らせた場合でも鎖が補助的役割を果たし滑落の回避が図られることから効果が高いものと考えております。

次に、再発防止に関して新たな対策や計画についてであります。

尾白川渓谷登山道は観光資源として重要な場所であるため、今後安全に登山ができるよう計画的に整備を行う必要があります。

来年度、千ヶ淵から神蛇滝までの既存構造物の修繕、百合ヶ淵から不動滝までの危険箇所への鎖の設置、駐車場に新たな注意喚起の看板や渓谷登山道ルート案内看板設置を行いたいと考えております。

次に、自然環境を生かした観光開発について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、実施団体の連携や組織化についてであります。

市内の団体や個人ガイドの方々が活躍していることから八ヶ岳観光圏の事業と連携を図り、体験プログラムのモニター事業を行っております。

すべての実施団体を組織化することは考えておりませんが、来訪者が情報を取得しやすいよう八ヶ岳観光圏ポータルサイトへ加盟していただくなど、一体的に情報発信を行っております。

次に、イベントの年間予定や内容をPRする総合サイトや冊子についてであります。

八ヶ岳観光圏ポータルサイトでは加盟団体が自ら情報発信を行うことができ、八ヶ岳観光圏域のイベントなども含め情報が集約されております。また民間が主体となり、圏域の魅力、人や店舗等の魅力を集約した冊子「八ヶ岳ウォーク」の発行を行っております。

次に、補助金などの支援の状況についてであります。

市は団体、個々の民間事業者が行うウォーキングなどのイベントへは八ヶ岳観光圏事業で支援しておりますので、体験イベントへの補助金支援は考えておりません。

次に、ルートの歩道整備などの要望についてであります。

村山六ヶ村堰疎水が世界かんがい施設遺産に登録されたことから、より多くの人に知ってもらうため一部歩道の整備が要望されており、土地改良区を中心に調整を行っております。

今後要望があった場合については、効果等の検証を行い対応してまいります。

次に、八ヶ岳観光圏の効果について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の連携状況についてであります。

具体的には、八ヶ岳観光圏の観光地域づくりプラットフォームである一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメントが主となり、富士見町・原村と連携を図りインバウンドの推進や滞在プログラムの企画などの事業を行っております。広域で事業を行うことにより観光資源が増え

るなどの相乗効果や周遊時間も長くなることから地域経済の活性化が図られております。

次に、今後の展開や新しい事業についてであります。

訪日外国人来訪客を中心としたインバウンド政策として、案内板などの多言語化による環境整備や2次交通の改善、宿泊施設における品質保障制度導入により品質の向上を図り誘客に努めてまいります。

次に、総合マップの作成についてであります。

現在、民間の実行委員会が作成している総合マップを掲載している八ヶ岳ウォークや八ヶ岳ウォーク多言語版の作成支援を行っておりますので、観光圏での総合マップの作成は考えておりません。

次に、細分化してきた観光客のニーズに対応する対策についてであります。

現在の来訪客は国内外を問わず団体旅行から、意思や目的を持って来訪する個人旅行に急速に移行しております。そのため、歴史や文化を巡るツアーや農業体験等ができる滞在プログラムなどの創出を行って、来訪者のニーズに応えられるよう努めているところであります。

次に、地域観光コンシェルジュについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、他エリアでの採用・育成についてであります。

現在、北杜市雇用創造協議会において、北の杜観光コーディネーター養成講座として「海外を含む観光業界の現状と展望」「観光地域づくりと合意形成」など10回の講座を行っております。

受講者は北杜市の資源や歴史について学びたい、訪れる方へ伝える仕事をしていきたいなど意識が高いことから今回の受講により観光施設やホテルなどの宿泊施設、観光案内所、道の駅などでの雇用が図られるものと考えております。

次に、地域おこし協力隊での採用や育成についてであります。

平成23年度より4年間、厚生労働省の緊急雇用創出事業において観光コンシェルジュ育成事業をプラットフォームである一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメントが事業委託を受けホテルでの接客の研修やビジネスマナー研修、マーケティングなどを1年間行いホテルなど観光施設への雇用につなげた実績があります。

このことから一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメントが地域おこし協力隊の受け皿として育成・採用することは可能であります。

次に、知識を持った高齢者の活動の場を増やすことについてであります。

北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会では、平成27年度からの民謡・民話を楽しむ会を開催し、高齢者の方々に地域の歴史や文化を後世へと伝える活動を行っていただいているところであり、今後もこうした取り組みにより高齢者の活躍の場が増えると考えております。

次に、よりよい交通環境の推進におけるふれあい支援農道について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、工期延長の理由についてであります。

ふれあい支援農道については県営事業で進めており、本年度内の開通を目指し工事を進めてきたところでありますが、全線開通後の安全な通行の確保を図るため、信号機の設置を関係機関と協議を行うとともに、供用開始がされていない箇所安全確認を併せて行ったところであります。その結果、信号機の設置、補完工事の施工が来年4月以降となることから全線開通を

7月まで延期したところであります。

次に、工事の進捗状況についてであります。

現在、県において長坂町塚川地内の道路改良・交差点改良工事を実施しているところであります。

今後、年度内を工期として県において舗装工事、安全施設設置工事を、また山梨県警交通規制課において信号機設置工事の発注を行う予定であると聞いており、完了後、市において道路賠償責任保険への加入等、諸手続きを行い開通することとしております。

次に、今後の工期延長と開通開始日についてであります。

今後、不測の事態が生じない限り、これ以上の工期延期はないものと考えておりますが、早期開通に向け県と調整を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

今後の再生可能エネルギー発電設備におけるF I T法改正に伴う市の指導・対応等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業計画策定ガイドラインに対する問い合わせ件数についてであります。

市に対しての問い合わせは数件でありました。一方、北杜市景観条例や北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱等に関しての問い合わせはほぼ毎日あることから、これらに対応する際には併せて事業計画策定ガイドラインの確認を促し、遵守するよう助言・指導しているところであります。

次に、現在の認定件数についてであります。

経済産業省公表の平成29年3月末時点での10キロワット以上の認定状況は5,038件であります。そのうち1,510件が稼働しており、3,528件が未稼働となっております。

次に、窓口における指導についてであります。

窓口においては、北杜市景観条例および北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届出書の提出、相談の際の指導が主であります。

なお、景観形成基準や事業者等の責務の具体的事項について取り組み状況や関係法令の手続きの有無を確認し、取り組みが実施されていない場合などには実施するよう指導しております。

次に、法令・条例を遵守していない場合の市の対応についてであります。

本年5月29日に改正施行した北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づき、法令や条例を遵守していないと認められる場合は、その事実を確認した上で該当する法令等を所管する機関へ報告を行い、所管権限に基づき対応するよう求めてまいりたいと考えております。

次に、改正F I T法や指導要綱における指導や助言についてであります。

改正前に認定されている発電設備についても、改正F I T法に基づく認定があったものとみなされ、法令規定事項や事業計画策定ガイドラインの遵守を求め、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の提出を行う必要があります。

このことから、指導要綱における事業者等の責務と改正F I T法および事業計画策定ガイド

ラインとの間において重なる事項など必要と認められる場合は指導、助言を行えるものと考えております。

次に、景観条例に基づく届け出の件数等についてであります。

昨年6月1日の北杜市景観条例改正施行によって、事業用太陽光発電施設が届け出対象行為となり、先月末までの間に126件の届け出があり、うち本年度は36件の届け出であります。

届け出または相談の際に景観形成配慮事項を確認する中で、隣地境界からの後退や架台の高さ等について再検討、取り組みを求めていること、事業者もこれにに応じていることを踏まえ、これまでの指導の経過からは、届け出等を行う事業者等には内容が浸透してきているのではないかと考えているところであります。

引き続き指導要綱等と併せ、より適正な導入を図るよう事業者等に対して指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時45分いたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時45分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

ここで秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

多岐にわたる質問でしたが、詳しい答弁ありがとうございました。

それではまず、今後の再生可能エネルギー発電設備に関して再質問させていただきます。

まず（1）の④ですが、改正FIT法についてですが改正FIT法によって地域住民への配慮がより重要とされてきました。今後認定される設備については、住民と設置業者の間で起きるトラブルなどは減少すると思われますか。

次に（3）の①市の再生エネルギーに対する考えですが、北杜市はいち早く再生エネルギーに着目し、地球環境にやさしいエネルギーを推奨する都市として注目されてきました。エネルギーは人間が使うものですから、人が住むエリアでつくることが必然だと思います。今こそエネルギーも地産地消、自給自足をする意義を一人ひとりが再考するべきだと思いますがいかがでしょうか。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

秋山議員の再質問にお答えいたします。

改正FIT法によりトラブルなどが今後、減少するかというご質問かと思えます。

これまで北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱において、事業者等の責務として掲げていた地域への説明や協調などは、事業計画策定ガイドラインにおいても地域との関係構築として地域住民との適切なコミュニケーションを図ることや事業について理解が得られるように努めることと明記されております。

これらは法令遵守事項に該当しない推奨事項ではありますが、改正FIT法における再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請に当たって、事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うことに同意する必要があることから減少していくのではないかと考えております。

市といたしましては、引き続き事業者等に対してガイドラインも含めた指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

秋山議員の再質問にお答えいたします。

エネルギーの地産地消、自給自足の意義を一人ひとりが考えるべきではといった質問であります。

エネルギー施策につきましては地球温暖化や3.11、東日本大震災の経験を踏まえてエネルギーの自給構造が必然的に見直されております。現在、このような状況下において再生可能エネルギーの導入拡大が図られている状況であります。

先ほど秋山議員の質問の要旨にもありましたけども、現在、政府が進めております2030年度のエネルギー自給の見通しでは、今から13年後になりますけど再生可能エネルギーについて、現在の約15%を22%から24%まで拡大してエネルギーを賄うことを目指しております。再生可能エネルギーが急速に拡大している今、自分たちに必要なエネルギーをどうつくり出すのかを地産地消、自給自足も含めて、まさに自らの課題として考えることが非常に重要であると考えております。市としましても、さらなる啓発を図っていききたいと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。再々質問はせずに、次に観光産業の展望について再質問させていただきます。

まず（1）の②満足度調査ですが、首都圏近くに気軽に観光できるこの北杜市ですが、調査結果からどのようなことに配慮して、今後の観光施策を展開していくことが望ましいと考えているでしょうか。

次に（5）の③地域おこし協力隊についてですが、地域おこし協力隊の皆さんは積極的・自

発的に北杜市のことを勉強し、得た知識を仕事に生かしていると聞いています。北杜市の魅力を伝えていただけるコンシェルジュのような活動をし、地域に貢献していただいている事例などあるでしょうか。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

秋山議員の再質問にお答えいたします。

最初が満足度調査から分かった結果、その対策ということだと思います。

北杜市は首都圏から2時間という優位性を持ったところにあります。しかしそれは逆に言いますと日帰りの観光客がかなり多いということになります。そうしますと1人当たりの消費額が非常に低いというか安いというか、そんなことになってしまいます。ですから今、そういった結果が分かてまいりましたので、八ヶ岳のDMSですとか観光案内所で旬の情報を提供し周遊体験プログラムへの参加を促すというふうな、そんな滞在時間を長くするための工夫を現在しております。そのため体験プログラムのモニターツアーを今年度やっております、その結果を生かして来年度以降に反映させていこうというふうに考えております。

それからもう1点が、地域おこし協力隊の地域貢献における事例というふうなことだと思います。

2例、申し上げます。八ヶ岳ツーリズムマネジメントに地域おこし協力隊として従事した、ある人がおります。自らの持つスキルを仕事の中で磨いて、そして地域の人や観光事業者と人間関係を構築していった、そして幅広い知識を習得していった。それでその知識をもって地域の事業者へアイデアを提供するですとか、観光客へも非常に積極的に観光案内をして、まさにコンシェルジュといえるような活動をしてまいりました。

隊員終了後も市内に定着して、今現在、八ヶ岳ツーリズムマネジメントの事務局として八ヶ岳観光圏には、もう今はなくてはならない存在というふうになっております。そんな例がございました。

それからもう1点は、南アルプスユネスコエコパークの事務に従事している隊員です。自ら市内のさまざまな講座を受講して、自身は山岳ガイドのライセンスを持っておりますからそういったもののスキルアップをしていこうと今、一生懸命やっております。市の山岳観光に役立たせようという、そんな気持ちでやっているといます。

3年目の今年度は実際のガイドの実践研修を積んで、隊員終了後も山岳ガイドとして関係する職業に就いて、北杜市のために頑張っていきたいというふうな意気込みであります。

そういった、参考例になるか分かりませんが一応、この2点を申し上げます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。それではこれも再々質問はせずに、次によりよい交通環境の推進に関して再質問させていただきます。

まず（１）の③重要施設の再構成計画についてですが、公共施設等総合管理計画も同時に進めているということですが、市民説明会の資料の中では人口推移や面積などを考慮した北杜市全体での各施設の適正個数が明示されていません。将来、目標となる施設数を示し市民の皆さまに検討していただくことも大切だと思いますが、いかがでしょうか。

次に（２）①移動外出支援事業の計画内容についてですが、さまざまな課題があると思いますが大きなものとしてどのようなものが考えられますか。また、その課題解決のための方策はどのように考えているでしょうか。

次に（３）の④ふれあい支援農道の開通開始日についてですが、今回のように工期が変更された場合や工期が長い工事において工事期間を周知することは大切だと思います。ホームページ中に工事規制中などの情報がいつでも確認できるよう整備されるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

以上３点、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

秋山真一議員の再質問のうち公共交通を考える上での公共施設の個数、目標数値、それを示しながら市民と意見交換をすべきではないかということについて、お答えをさせていただきます。

ご指摘の点につきましては、ごもっともなご指摘であると認識をいたしました。ご案内のとおり公共施設の総合管理計画においては、延床面積の削減目標を立てて、それをブレイクダウンする最適配置の基本方針、ここにおきましても特に施設の目標数値は示しておりませんので、例えばということで、１０個の施設を７個にすればどういう影響があるのかというシミュレーションをお示しさせていただくの留まっております。

今後、市民との意見交換を進め、また担当部局とハードの側面、ソフトの側面のほうから検証しつつ個別計画として取りまとめていく過程においてご指摘の点を踏まえて目標なり、個数なり示せるのかどうかを含めて検討させていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

高齢者の移動外出支援事業についての課題と、その解決のための方策という内容であったかと思います。

現時点で大きな課題といたしまして考えられるのは３つほどございます。まずはじめに事業の安定的な継続のためのボランティアの確保ということが１点。２番目はなんと言いましても最も重要でございます、安全な運行の確保という点であると考えております。最後に実証実験

といいますか、モデル事業を通しまして最終的には継続して事業に取り組めるかということで費用対効果の検証という3点が一応、課題として考えられるのかなというふうに考えているところでございます。

またそれらの解決策につきましては、ボランティアの育成や安全運転の確保につきましては、勉強会の開催とか講習会の開催等を頻繁に開催して、そういうところに力を入れていく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

また費用対効果につきましては、2つの側面があると思いますが1つは利用者の確保をどうやっていくかということで、利用者を増やしていくという取り組みが1点。もう1点につきましては運行サイドの視点になりますが、どうやって効率的に運行していくかというその2つが組み合わせることによって効率的な運行ということになるんだろうと思っております。これらにつきましては、市と協力団体が密接に連携しながら、いろんなアドバイスですとか密接した連携の中から事業を進めていくということが重要な点かなというふうに今のところ考えている次第でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

秋山議員の再質問にお答えいたします。

ホームページの活用というふうなことだと思います。

農道などを通行止めにするときには、地域の回覧板ですとか関係者に通知等を差し上げて周知しているところです。しかし今回のように支援農道という広域にわたるような道路の場合につきましては、今後、市のホームページ、あるいはケーブルテレビ、こういったものの活用を検討していこうと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問はありますか。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。今の件も再々質問はせずに最後に未来を担う子どもたちの教育環境の充実について、再質問させていただきます。

まず（2）の③各学校の対策についてですが、各学校は独自でいろいろな取り組みをしていると思います。市が決めた画一的な方針を押し付けるのではなく、このように各学校の校風や地域の特色を生かした教育を率先的に認めて自由度のある教育環境を整えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に（3）の③学校を選択できる環境整備についてですが、人間関係などが原因で学校生活に不安を感じ、小学校から中学校に変わるタイミングで他の学校へ編入することは可能でしょうか。またいじめなどにより不登校になった生徒に対し、避難的に他校へ通学することは可能でしょうか。

次に（６）の②子育てしやすい市のアピールについてですが、今年も子どもクラブスポーツ大会が行われ、多くの方が子どもたちに無償で協力していただきました。そのおかげで県大会でも北杜市の代表がソフトボールで優勝、ソフトバレーボールでも上位入賞をすることができました。県内では子どもクラブ活動が縮小される地域も多く、活動が盛んな北杜市はとても注目されています。まさに北杜市らしい子育てスタイルだと思いますが、いま一度支援の拡充の考えはあるでしょうか。

以上３点、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

秋山議員の再質問にお答えいたします。

まずはじめに自由度がある教育についてというようなご質問かと思えます。

北杜市では地域資源を学校教育に生かす原っぱ教育を推進しているところであります。地域の特色に応じた学校運営に取り組んでおり、子どもたちが地域の良さを再認識していただくことにもつながっているかと考えております。

このことから引き続き原っぱ教育を推進し、各学校の創意工夫による子どもたちの健全育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、２つ目でございますが、人間関係や不登校児童生徒に対する指定校変更についてというようなご質問かと思えます。

まず指定校変更につきましては、学校教育法施行令の規定に基づきまして、市教育委員会が定める要綱に基づいて相当な理由がある場合には、指定校変更を認めているところでございます。

人間関係やいじめを要因とします許可基準であります。教育上の配慮というものがその中にございまして、これによって指定校変更を許可しているような状況でございます。

ちなみに指定校変更の許可基準でございますけれども、全部で５項目ほどございます。転居に関する理由、それから身体的な理由、家庭に関する理由、それから教育上の配慮、今、お話をさせていただいた部分です。それからその他特別な事由がある場合というような項目が該当になってございます。

次に、北杜市らしい子育てへの支援拡充についてというようなご質問かというふうに思います。

はじめに子どもクラブ・スポーツ大会が市の大会、それから県大会を通じて好成績があげられたということに対しまして、関係者の皆さまのご努力やご苦勞に感謝を申し上げるところでございます。

こうした活動が他の自治体から評価をいただいていることは、大変にうれしく思うところでございまして、引き続き青少年育成北杜市民会議をはじめ関係者の方々からご意見を伺いながらニーズに照らした支援策を検討してまいりたいと考えております。

また大会を見させていただいた様子から少子化などによるチーム編成ができずに参加できない地域なんかも見受けられました。こういったことを踏まえて、すべての子どもたちが参加できる機会を創出できるように、支援窓口を務めていただいている青少年育成北杜市民会議や関

係者の皆さんと一緒に改善策や支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

分かりやすい答弁、ありがとうございました。

最後に再々質問として子育てしやすい市のアピールについて、子どもたちを取り巻く環境整備について市の見解をもう一度お聞かせください。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

秋山真一議員の再々質問、子どもたちを取り巻く環境整備についてのご質問であります。

福祉部より答弁をさせていただきたいと思います。

子どもは社会全体の宝であり、子どものすこやかな成長と子育てを社会全体で支援する環境の整備は非常に重要であると考えております。

これまでも市では次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画、さらには北杜市総合戦略などに基づきまして保育料の第2子以降の無料化、子ども医療費受給対象年齢の拡大、ほくとハッピーワーク、ファミリーサポートセンター、子育て世代包括支援センターの設置、子育て支援住宅の建設、子育て世代マイホーム補助金の創設、放課後児童クラブや児童館等子どもの居場所づくりの充実、原っぱ教育の推進、子どもの見守り体制の構築等、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

少子化による人口減少の歯止めまでには至ってございませんが、こうした取り組みにより子育て世代の移住定住、人口の社会増にもつながっており大きな成果もあがっております。子どもを取り巻く環境の整備につきましては子育て、保育、教育、文化、芸術、スポーツ、住まい、健康、家庭、地域など社会生活のすべてにおいて連動するものでございます。今後も他の部局と連携を図る中で政策の充実を図り、また市民の皆さまとともに子どもたちの声が響く北杜市に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

これで秋山真一君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、13番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

ともにあゆむ会を代表して4項目について質問いたします。

大項目のはじめに地域公共交通網形成計画について、まず市の基本的な考え方を伺います。

1つ目、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律では、協議会を組織できるとありますが、この協議会と現在設置されている北杜市地域公共交通会議との関係はどのようなものでしょうか。

2つ目、地域公共交通再編実施計画を策定するにあたり、具体的にどのようなものをお考えでしょうか、お聞かせください。

3つ目、国は地域公共交通網形成計画を地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランと位置づけています。地域の概念としては旧町村単位、あるいは行政区単位などが考えられると思いますが、旧町村内でも場所によって生活圏の意識が別々の方向を向いている場合も考えられるし、行政区単位では細かくなりすぎるとも考えられます。市はこの地域をどのように考えているのでしょうか。

4つ目、先般、市内3千世帯にアンケート調査を行ったとありますが、回答率はどうだったのでしょうか。またどのような結果が得られたのか伺います。

5つ目、国土交通省が示す地域公共交通網形成計画策定にあたり、市は市民バスを利用したくても利用できない人や運転免許証返納者など、いわゆる交通弱者といわれる人たちの声をどのように集約し、事業に反映させようとしているのでしょうか。

次に地域公共交通網形成計画の記載事項について伺います。

1つ目、まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保とは何か。

2つ目、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成の具体的な内容はどのようなものか。

3つ目、住民の協力を含む関係者の連携とは具体的にどういうことか。

4つ目、広域性の確保の広域とは何を指すのか。

次に地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせを考える取り組みについて伺います。

1つ目、地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせは誰が考えるのでしょうか。

2つ目、国はあわよくば事業主体へ住民、あるいは地域が積極的に参画することを狙っているようですが、市はそのことについてどのように考えていますか。

3つ目、第2次北杜市総合計画の中で、公共交通事業者と連携する中で新たな公共交通を検討するとありますが、具体的なイメージがあればお示しください。

4つ目、路線バスでは必ずカバーできないエリアが出ることになりますが、その対応策としてデマンドバスの復活はありますか。

5つ目、タクシー定期券の実証実験についての考えはありますか。

6つ目、市公共交通に対する危機感を市民にどのように伝えるかお伺いします。

大項目の2番目として、観光政策について伺います。

はじめに温泉施設についての質問です。

1つ目、温泉施設は市民福祉の施設として、また観光の重要な拠点として指定管理者制度のもとで管理運営されていますが、温泉施設の利用動向（各施設の市内・市外別利用者数、それから入浴料収入等）の分析や改善策の提案、指定管理料の決定はどこがどのように行っているのでしょうか。

2つ目、温泉施設で市外の利用者が年間5万人を超えるパノラマの湯、増富の湯、スパティオ小淵沢、尾白の湯の観光施設としての利用状況、動向、これはここ数年の利用者数、収入額の推移、分析などをどのように見えていますか。

3つ目、監査委員からの報告では、指定管理施設や指定管理者については定期的なチェックの徹底や緊張感を持った指導の徹底が求められていると思いますが、どの程度実施しているのでしょうか。

次に観光客の交通の便について伺います。

1つ目、JRや高速バスを利用して北杜市を訪れる観光客の市内での移動手段はどのように考えていますか。

2つ目、清里ピクニックバス、八ヶ岳鉢巻周遊リゾートバスの平均的な乗車率と利用状況の経年変化はどうなっていますか。

3つ目、将来の自動車自動運転の実証実験に手を挙げる準備はありますか。

国土交通省は今秋に全国13カ所で実証実験を実施、2020年までに実用化を目指しており、今後実用性の向上に向けさまざまな実験を試みるはずです。北杜市でも例えば台ヶ原宿の区間を自動運転車が往復するなどの可能性が考えられますので、今から自動運転車の実証実験の誘致の準備を始めてはどうかと考えますが、見解を伺います。

次に観光客の誘致と安全対策について伺います。

1つ目、標識や説明板等の多言語対応はどうなっていますか。

2つ目、適切に標識等が設置されているかどうかのチェックはできていますか。

3つ目、7月末から甲斐駒ヶ岳七丈小屋を拠点に山岳医、看護師による山岳医療パトロールが始まりましたが、この活動はどういうもののでしょうか。また市としてなんらかのバックアップを考えていますか。

4つ目、インバウンドの誘致策はどのように考えていますか。特に2020年、東京オリンピック・パラリンピックに絡めて相当のインバウンドが見込まれますが、その誘致策は何かありますか。

5つ目、外国人選手の事前合宿誘致の進捗状況を伺います。

6つ目、パーク・アンド・ライドシステムの導入について伺います。

例えば日向山のように比較的初心者でも気楽に登れる山は、登山者の車で時に渋滞が起きるほどの人気です。ふもとに広い駐車場を整備し、登山口まではワゴン車でピストン輸送するようなことは考えられないのでしょうか。

次に観光地としての農産物直売所等について伺います。

1つ目、市が関与する農産物直売所は何カ所ありますか。またその施設の売り上げ、来場者数等の動向は把握していますか。また運営指導はどのように行っているのでしょうか。

2つ目、道の駅こぶちさわの売り場面積拡充の具体化はどうなっていますか。

大項目の3番目として、環境基本計画についての質問です。

はじめにごみを減らし資源を大切にす杜、これは社会環境について伺います。

1つ目、ごみ排出量の傾向はどうなっていますか。

2つ目、不法投棄の現状と対策はどうなっていますか。

3つ目、資源物回収の傾向はどうなっていますか。

次に豊かな自然を守る杜、これは自然環境について伺います。

1つ目、適切な自然環境と景観の保全、水田・畑および里山で生息する野生動物や植物の現状を把握、動植物の保護と有害な鳥獣類の防除、バランスの取れた生態系を維持、市民の大切な森林や農地の保護については、計画に基づいてどのようなことが行われ、現状をどう見ているのでしょうか。

次に清らかな水を大切にする杜、これは生活環境について伺います。

1つ目、水・大気・土壌・騒音・振動・悪臭・地盤沈下などを良好な状態で保ち、市民の安全で健康かつ文化的な生活の保全を図り、市民の財産である清らかな水を将来に残す地下水保全ネットワークを構築、家庭からの生活排水や工場等からの廃水の適正な処理と管理、水源の保護と良好な水循環の維持、これらについての取り組みと現状はどのようなになっていますか。

2つ目、地下水保全ネットワークの活動状況はいかがでしょうか。

次に地球環境保全に貢献する杜、これは地球環境について伺います。

再生可能エネルギー、これは太陽エネルギー・小水力エネルギーといろいろあります。これらの導入に積極的に取り組み、地球にやさしいエネルギーを生かしたまちづくりについての見解と今後の方向性について見解を伺います。

次に、つなぐ将来を大切にする杜、これは環境行政です。これについて伺います。

子どもや若い世代が環境について学べるような取り組みを推進、環境教育の充実を図る市・市民・事業者が協働して積極的に環境保全活動に関わることができるように人材の育成や情報の提供に努める、住民一人ひとりが環境保全に関心を持って行動できる基盤を持続的に整える、豊かな水と緑と太陽の恵みを次世代へ受け継いでいく、これらについて具体的な取り組みと現状はどうなっているのでしょうか。

次に北杜市の環境像実現に向けた意見交換会について伺います。

1つ目、北杜市の環境や景観は重要な観光資源ですが、この保全と活用をどのように考えているのでしょうか。また、この意見交換以降、どのようなスケジュールで何をやろうとしているのかをお聞かせください。

2つ目、9月5日の意見交換会ではどのような意見が出たのでしょうか。また再生可能エネルギーの位置づけについては、どのような意見があったのかお聞かせください。

3つ目、意見を聞く対象がなぜ地域委員会だけなのでしょう。一般の市民の中にもそれぞれ知見を持った人々がいると思いますが、そうした人たちの意見を聞くことはないのでしょうか。

4つ目、残したい場所について話し合った後、どうするのでしょうか。せっかくやるのであればゾーニングにつながる内容にするといった考えはありませんか。またオープンにする場所、クローズにする場所の検討など具体的な目標設定をすべきではないでしょうか。

大項目の4番目、地方創生事業について伺います。

はじめに、8月10日に開催された、ふるさと創生会議の主な内容をお聞きします。

次に、平成28年度からスタートしたふるさと創生事業は、北の杜フードバレー構築プロジェクト事業について、世界に誇る「水の山」北杜ブランド推進事業について、日本の顔となる観光地域づくりのための八ヶ岳DMO構築事業について、ラジウム温泉の活用による癒し、交流、健康促進事業についての4事業はそれぞれ計画どおりに進んでいるのか伺います。また平成29年度の4事業の計画の進捗状況がどうなっているのか伺います。

以上です。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

観光政策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、観光客の交通の便における自動運転車の実証実験誘致についてであります。

本年度、国土交通省で実証実験を行う自動車の自動運転サービスについては、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムにおいて、平成26年6月より取り組んできた自動走行システムの一環であると承知しており、情報収集等を行っていたところであります。本年度の状況についても、いち早く国土交通省関東地方整備局に出向き情報収集および関係者との情報交換を行ってまいりました。

今後も国などと意見交換を行うとともに調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、観光客の誘致と安全対策における山岳医療パトロールについてであります。

これは中高年登山者などの増加を受けて、日本登山医学会が社会貢献活動の一環として行っているもので、山岳医が登山道を巡回し医療上必要があれば登山者への助言や介助・治療を現場で行う山岳医療における新しい取り組みであります。

本年度、甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者である株式会社ファーストアッセントの協力により七丈小屋を宿泊の基地として、7月22日から10月9日までの土曜日・日曜日・休日の27日間、登山道においてパトロールを2名体制で行っております。

なお、医師や看護師はボランティアとして任務に当たり、無償で登山者に対する診療・指導が行われております。

山岳医療は登山の安全対策として重要であることから、このような活動が今後も続けられるよう市においても協力してまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

ここで本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

観光政策の観光客の誘致と安全対策における、外国選手の事前合宿誘致の進捗状況についてであります。

先月8日から3日間、フランス自転車協会BMX関係者が本市の施設などを視察いたしました。フランス自転車協会から、オリンピックを想定した模擬コースの新設が事前合宿地の条件として提示がされました。そして、既存施設を活用して誘致活動を行う本市の方針と、そこには隔たりがございました。

誘致へ向けての交渉を進めてまいりましたが、同協会から本市での事前合宿は「ない」との回答を受けたところであります。

今回の結果は非常に残念ですが、引き続き県と連携しながら誘致活動に取り組んでま

いりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

地方創生事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ふるさと創生会議の内容についてであります。

先月10日に開催したふるさと創生会議においては総合戦略にかかる事業の昨年度実績、達成状況および本年度以降の取り組み内容、地方創生交付金関連事業の進捗状況について報告、説明をいたしました。

委員から空き家バンク制度の充実、子育て支援施設等の内容充実、ミズクマの有効活用とPR方法などに活発なご意見をいただいたところであります。

次に、地方創生交付金4事業の進捗状況についてであります。

北の杜フードバレー構築プロジェクト事業については、本事業の中心的役割を担う企業・団体等のヒアリング、バイヤー誘致商談会等を行いフードバレー協議会の設立に向けての準備を行いました。

本年度は企業版ふるさと納税制度も視野に入れ、来月を目途に協議会を設立し、認証制度の取り組みによる農産物の高付加価値化を進めていく予定であります。

次に、世界に誇る「水の山」北杜ブランド推進事業については水の山ウィークの実施、テレビドラマとのコラボCMやPRムービーの制作による積極的なブランド化の推進に努めてきたところであります。

本年度は水の山感謝祭やWEBの拡充、またシナリオコンクールの開催などにより本市の水資源の優位性とその価値を高めてまいりたいと考えております。

次に、日本の顔となる観光地域づくりのための八ヶ岳DMO構築事業については、DMSの構築、それに伴うマニュアルの作成、専門員の育成等を行いました。

本年度は、一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメントの自主運営によりDMS加盟店の募集と説明会等を実施していくこととしております。

次に、ラジウム温泉の活用による癒し・交流・健康促進事業では、観光資源やパワースポットを組み合わせたモニターツアー開催による旅行コンテンツ調査、健康維持や地域コミュニティ活性化のための体操指導動画の作成、また健康科学大学とのタイアップによる運動プログラムの開発などを行ってまいりました。

本年度は、昨年度に実施した事業をさらに発展させていくことを考えております。これらの事業はおおむね順調に進捗しておりますが、総合戦略に掲げる事業の着実な推進により本市の地方創生に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

公共交通における地域公共交通網形成計画の考え方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、協議会と地域公共交通会議の関係についてであります。

本市には、地域公共交通網形成計画の作成等の協議を行う北杜市地域公共交通活性化協議会および道路運送法に基づく北杜市地域公共交通会議を設置しております。

地域公共交通活性化協議会と地域公共交通会議は、ともに法令で主宰者や構成員が定められており、計画についての協議を行う地域公共交通活性化協議会と許認可手続きの簡略化・弾力化を図る地域公共交通会議は、その内容において密接な関係性を有しているため同じ構成員としたところであります。

次に、地域公共交通再編実施計画の策定についてであります。

本年度、地域公共交通の活性化および再生に関する法律に基づき、地域公共交通のマスタープランである北杜市地域公共交通網形成計画の策定を進めております。このため、実施計画である地域公共交通再編実施計画については市民アンケート、市民ワークショップ等の意見を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、地域をどう考えるかについてであります。

地域の定義付けは難しいものでありますが、公共交通について検討する上では市民の日常生活上の移動動向や地勢などを考慮すべきものと考えております。

次に、世帯アンケートについてであります。

回収率は51.4%であり、結果については現在詳しく分析しているところであります。

次に、交通弱者の声についてであります。

世帯アンケート調査、利用者調査などと市民ワークショップの実施により市民、利用者などの意見集約を図り計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、公共交通における地域公共交通網形成計画の記載事項についてであります。

まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成、住民の協力を含む関係者の連携、広域性の確保については、持続可能な地域公共交通網の形成に資するため計画策定上、留意すべき事項であると理解しております。

このようなことから地域公共交通網形成計画の策定にあたり法令等が制定された背景、方向性などと市民ワークショップ等の意見を踏まえるとともに本市の諸計画との整合性を図り、進めてまいりたいと考えております。

次に、公共交通における地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせを考える取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、組み合わせを誰が考えるかについてであります。

地域の真のニーズ等を調査・検討の上、多様な交通手段を有機的に組み合わせて身の丈に合った地域公共交通網の形成について行政、市民、利用者および交通事業者などがワークショップ、地域公共交通活性化協議会などにおいて考え、つくり上げていくものと考えております。

次に、事業主体に住民等が積極的に参画することについてであります。

持続可能な地域公共交通をつくり上げる枠組みとしての計画策定などに市民による主体的参画は有効であると考えております。また、介護福祉を目的とする高齢者の移動外出支援では市

民ボランティア団体による運行管理を行うこととなっており、市民の積極的な参画が図られております。

第2次北杜市総合計画においての新たな公共交通の具体的なイメージについては、マスタープランとなる計画を策定中であり、その中で検討してまいります。

デマンドバスの復活につきましては、現状考えておりません。

タクシー定期券の実証実験については、国の動向等を注視してまいります。

公共交通に対する危機感を市民にどのように伝えるかについては基礎調査、世帯アンケートおよび利用者調査などの結果をワークショップ、地域公共交通活性化協議会などでしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

次に観光政策における温泉施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指定管理施設の利用動向および指定管理料等についてであります。

温泉施設に限らず利用者数の動向については、施設での管理運営状況を示す重要なバロメーターと考えており、その増減から指定管理の状況を判断し必要に応じて改善に向けた指導・助言等を行っております。

また指定管理料は指定申請の提案内容を基本として議会にご説明し、指定管理者の議決を経た上で施設所管課および管財課と指定管理者の三者で協議し、年度協定において確定することとしております。

次に、指定管理施設の定期的なチェック等についてであります。

指定管理施設については、施設所管課が協定書に基づき指定管理者に各種報告等を求めており、必要に応じて現場に赴き管理運営状況の把握に努めております。その上で定期的なチェックについては半期に一度の定期報告、年間の事業報告、またヒアリングなどを定期的に実施しており、簡易的な指導から業務改善指示などの厳しい処分まで事案に応じた対応を行いつつ管理運営の適正化を図っているところであり、引き続き徹底してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

環境基本計画におけるごみを減らし資源を大切に作る杜について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ごみの排出量の傾向についてであります。

一般廃棄物処理実績から燃えるごみの排出量は平成26年度1万818トン、27年度1万863トン、28年度1万1,621トンで微増の傾向であります。

また燃えないごみの排出量は平成26年度772.6トン、27年度786.4トン、28年度781.2トンとほぼ横ばいの傾向であります。

次に、不法投棄の現状と対策についてであります。

年間の不法投棄の回収量は平成26年度17.6トン、27年度10.6トン、28年度7.7トンと減少傾向であります。

市では現在シルバー人材センターに委託し週2回、市内巡回や回収を実施しております。ま

た市内各地域においてもごみゼロの日に合わせて、地域の小中学生も加わり美化活動を行っており、環境美化意識の向上が図られていると考えております。

次に、資源物回収の傾向についてであります。

年間の資源物の回収量は平成26年度2,189トン、27年度2,075.3トン、28年度1,852.9トンと年々緩やかな減少傾向であります。

次に、環境基本計画における豊かな自然を守る杜についてであります。

本方針の主な取り組みは野生鳥獣による農作物被害防止のため管理捕獲・有害捕獲等を行い、大切な農作物の保護に努めております。また増加している特定外来植物のオオキンケイギクの駆除を北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会と協同で実施しております。このように、自然環境の保全については継続的な取り組みが必要と考えております。

次に、環境基本計画における清らかな水を大切に作る杜について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本方針の主な取り組みと現状についてであります。

河川等の水質の保全を推進するため、市内主要河川45カ所を選定して水質検査を行っており、家庭や工場等からの排水が適正に処理されているか調査しております。調査結果は、すべての調査河川において良好な結果となっております。

次に、地下水保全ネットワークについてであります。

市内で地下水を利用している企業と地下水保全・利用対策協議会を組織し、地下水の適正な利用と地下水質の保全を図っております。主な活動としては、地下水観測井データのモニタリングを実施しております。

次に、環境基本計画における地球環境保全に貢献する杜についてであります。

地球環境問題やエネルギーを取り巻く状況の変化により、地方自治体にも新たな取り組みが求められております。本市においても国や県の方針を踏まえる中で、平成27年度に北杜市再生可能エネルギービジョンを策定し、市の取り組みを進めております。今後も再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策の推進は欠かせないものと考えております。

次に、環境基本計画における、つなぐ将来を大切にする杜についてであります。

本方針の主な取り組みは環境教育リーダー育成講座、幼児環境教育プログラム体験事業、花育推進事業にかかる花育講座、子ども環境フェスタ等を実施し、自然や環境にかかる人材の育成や情報の提供に努めております。

また市民・事業者と行政が協働し、取り組んでいる地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会において、次世代を担う子どもたちへの環境教育指導等を行う中で環境意識の向上が図られております。

次に、環境基本計画における北杜市の環境像実現に向けた意見交換会について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに保全と活用の考え、スケジュールについてであります。

環境や景観は重要な観光資源であり、保全と活用については、環境基本計画の中でも豊かな自然を後世に継承するために適切な自然環境と景観の保全を行うとしており、バランスの取れた保全と活用が必要と考えております。

また、意見交換会については2回の開催を予定しており、地域での環境課題を取りまとめ地域別環境配慮指針として第2次環境基本計画に反映させることとしております。

次に、意見交換会の意見についてであります。

9月5日の意見交換会では地域で今後も残したい場所として神代桜や天女山の夜景などが、改善していきたい場所について荒廃農地や空き家、太陽光パネルの設置などの意見や発言がありました。また、再生可能エネルギーの位置づけについてはありませんでした。

次に、意見を聞く対象者についてであります。

意見交換会は各町の現状や課題、また地域の特性をお聞きするため各町の区長2名と地域で幅広く環境活動等に取り組んでいることから各町の地域委員2名の方に参加をお願いしました。また一般市民の意見については市民1千名、市内事業者200社を対象としたアンケート調査を実施したところであります。

これらの幅広いご意見等を第2次環境基本計画の基礎資料として、すでに知識経験のある者で組織する北杜市環境審議会でご審議いただくこととしております。また、幅広く市民の皆さまからのご意見を反映させるためパブリックコメントも実施する予定であります。

次に、残したい場所や目標設定等についてであります。

意見交換会での残したい場所など話し合いの結果につきましては、第2次環境基本計画の中で新たに位置づけをいたします地域別環境配慮指針における基礎資料となるものであります。

またゾーニングや具体的な目標設定につきましては、今後の北杜市環境審議会での審議を踏まえ検討することといたします。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次の答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

観光政策におけるパノラマの湯、増富の湯、スパティオ小淵沢、尾白の湯の利用状況などについてであります。

パノラマの湯の入場者数は平成26年度16万1,613人、平成27年度14万8,902人、平成28年度14万7,623人。収入額は平成26年度約7,809万円、平成27年度約8,372万円、平成28年度約7,914万円となっております。

増富の湯の入場者数は26年度6万9,026人、27年度6万6,529人、28年度6万1,704人。収入額は26年度約3,755万円、27年度約4,508万円、28年度約4,199万円となっております。

スパティオ小淵沢の湯の入場者数は26年度16万824人、27年度14万5,848人、28年度13万4,898人。収入額は26年度約5,738万円、27年度約6,444万円、28年度約5,828万円となっております。

尾白の湯の入場者数は26年度13万8,806人、27年度14万130人、28年度13万7,591人。収入額は26年度約6,339万円、27年度約8,203万円、28年度約8,051万円となっております。

利用者数については減少傾向にあるものの、収入額は平成26年10月の料金改定により確保できている状況であります。

次に観光政策における観光客の交通の便について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ＪＲや高速バスを利用して北杜市を訪れる観光客の移動手段についてであります。
市内宿泊者については宿泊施設での送迎が行われており、日帰り来訪者はタクシーやレンタカー、ピクニックバスが移動手段として利用されております。

インバウンドの視点からも２次交通は重要であることから、タクシー協会と利用者が割安になる観光ルート別運賃の導入に向け協議を行っているところであります。

次に清里ピクニックバス、八ヶ岳鉢巻周遊リゾートバスの乗車率と利用状況についてであります。

清里ピクニックバスのチケットの販売数は平成２６年度５万３５０人、平成２７年度４万１、０５７人、平成２８年度３万８、１３４人となっております。

八ヶ岳鉢巻周遊バスのチケット販売数は２６年度１、７７３人、２７年度１、６３０人、２８年度１、９４９人となっております。

なお清里ピクニックバス、八ヶ岳鉢巻周遊バスはともに１日周遊券により区間内で自由に乗り降りができるため乗車率は把握しておりません。

次に観光政策における観光客の誘致と安全対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、標識や説明板等の多言語対応についてであります。

市では八ヶ岳観光圏と連携し来年度以降、国の事業を活用した上で外国人目線に合わせた多言語対応の改善・強化を図ることとしております。

次に、適正に標識等が設置されているかの確認についてであります。

北杜市公共サイン整備計画策定に伴い、平成２６年度に市内観光関係看板の確認を行いました。この結果に基づき、経年劣化が激しい観光標識などから順次改修を行っております。

次に、インバウンドの誘致策についてであります。

現在八ヶ岳観光圏において、重点的に取り組んでいる訪日外国人滞在プログラムの造成や海外プロモーション・WEB環境整備の充実を行っております。外国人は宿泊施設を選ぶ際、品質管理を中心とした基準値が重要な要素となるため、観光品質認証のサクラクオリティ導入に向け準備を行っております。

次に、パーク・アンド・ライドシステムについてであります。

日向山は初心者でも気軽に登山できる人気のスポットではありますが、矢立石登山口の駐車場は狭小のため１０台のスペースしかなくトイレ也没有。そのことから昨年度、尾白川渓谷駐車場の整備やトイレの改修などの環境整備を行いました。日向山への登山客には尾白川渓谷駐車場から登るよう啓発を行っておりますので、パーク・アンド・ライドシステムの導入は考えておりません。

次に観光政策における農産物直売所等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の関与する農産物直売所等についてであります。

市内には明野町農村公園直売所、須玉町農林水産物直売・食材供給施設、道の駅南きよさと、道の駅こぶちさわ、道の駅はくしゅう、武川町農産物直売センターの６カ所があります。

６カ所の農産物直売施設につきましては、すべて指定管理施設として民間のノウハウ等を生かし管理・運営していただいております、売り上げ、来場者の動向について把握しております。運営指導についても指定管理施設としてヒアリングを行い、必要があれば指導を行っております。

次に、道の駅こぶちさわの売り場面積拡充についてであります。

今月4日、道の駅こぶちさわの指定管理者、株式会社スパティオ小淵沢から道の駅こぶちさわの経営拡大に関する要望書が提出されました。市としては八ヶ岳観光圏や八ヶ岳定住自立圏の中心的施設として考えており、今後、関係者の皆さまに広くご意見を伺ってまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は5時5分といたします。

休憩 午後 4時53分

再開 午後 5時05分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

それでは再質問をさせていただきます。

まず公共交通についてのところですけども、1番目のワークショップについてちょっと伺いますが、今もうワークショップ、募集が始まっていますよね。応募状況が今、どうなっているかを伺いたいんですが、分かっている範囲で結構です。

このワークショップで出た市民の意見というのが、たぶんいろいろなものが出てくると思うんですが、例えば大泉だと、大泉はさっきデマンドはやらないという答弁がありましたけど、デマンドを復活させてほしいなというグループが今、いろんな具体的な意見交換をやっているんです。やるやらないはともかくですよ。そういったいろんな市民からの意見があるときに、その市民グループとワークショップの関係というのはどういうふうになるのか、ちょっとそれも併せて伺いたいです。

それから次にまたワークショップになりますが、地域をどういうふうにか考えるかというところにかかってくるんですけど、ワークショップの募集を見るとさっきもちょっとありましたが、明野と須玉が1つ、それから高根・長坂・大泉が1つ、小淵沢が単独であと武川・白州、こういうふうにエリア分けがすでにされているような気がするんです。これをもって地域とするのかどうか、そこのお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから先だって21日でしたか、地域公共交通活性化協議会があって、そこで資料をいただいたわけですけども、その中に今後の方向性、これは（案）というふうになっていましたけど、というのがありました。今後の方向性というのが仮に（案）としても出てきてしまうということは、これ今まさにマスタープランをつくろうとしている最中なのに、一定の方向性が、つまり枠がそこにできてしまうというふうに思うんですよ。それならば、その段階から市民が参加するというのがいいんじゃないかなというふうに僕は受け止めたんです。ですからさっきのデマンドの話もそうですけども、例えば今後の方向性という案ですけども、その枠から外れた意見がワークショップなり、市民のほうから出てきたときに、それはボツになってしまう

のかということが危惧されるので、そこのお考えもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから次に、4つばかりいろんな地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成だとか、住民の協力を含む関係だとかということが答弁の中では、これは大事なことなんだというふうに理解していますよということなんだけども、私が聞きたかったのはこれ一つひとつの項目の中身について聞きたいんですね。それぞれどういうことを言おうとしているのかということなので、そこもちょっと具体的な説明がいただけるようならお願いしたいと思います。

たくさんあって申し訳ないんですけど、それから国土交通省が出している地域公共交通の活性化・再生についてという資料があります。その中で住民による主体的な参画という内容がありまして、これは住民が計画だけではなくて実証運行にも参画しているという例が紹介されています。いくつも紹介されています。山梨県だと甲府のはずれにある村が紹介されているんですけども、例えばその中に行政と、それから住民とそれから事業者がパートナーシップ協定を結んで実際に公共交通を動かすという事例が紹介されています。国としてはそこまでやろうとしているのか、それはそうではなくてただの一例なのか、そこを北杜市としてはどういうふうに考えるのかというのをちょっと伺いたいんですね。というのは、この中でさっき言った今後の方向性の案の中にもあるんですけども、地域の責任と自立性という、こういう文言が入っているんです。これが一体何なのかということが分からない、つまり地域が責任と自立性を持って行政と一緒にバスを走らせようというようなことだったらこれは事実上、難しいですよ。そこらへんの北杜市としての考え方を伺いたいんです。それには、その地域において公共交通を充実させたいということを望むのであれば、一定の要件があるよということが書いてあるわけですよ。それは何かというと収支率とか利用率、これを条件づけるというのはどうなのかなと思います。つまり一定の条件をクリアしなかったら公共交通はそこは成立させませんよと、こういうふうにも受け止められるわけですよ。そこは北杜市としてどういうふうに考えるのか、これも伺いたいところです。

それから公共交通の地域公共交通活性化協議会のときにいただいた資料の中には、こういう文言もあるんですね。これ、たしかアンケートの分析の一部だったのかなと思うんですけども、要するに今の公共交通を使っているのは高校生の通学と、それから高齢者の通院、買い物がダントツで多いという部分があります。そこは充実させなくてはいけないよねと言いながら、その一方で今後の方向性の中ではちょっと違うように触れられている。つまり住民生活にとって最低限の足を確保すると書いてあります。さっきの答弁でもありましたけど、住民にとって必要なものなんだという認識であるんだけど、一方で最低限の交通網しかやらないよということになると、それもどうだかなと思うわけですよ。そこらへんの考え方をどういうふうに説明をするのかを伺います。

それとデマンドの復活がないという話がさっきありましたが、さっき申し上げたようにデマンド復活を望む人は最近多いと思います。デマンド、これは僕がしつこくくらいにデマンドデマンドと言っているからうんざりしていると思うんだけど、なぜやらないのかなと思うんですよ。どうしてそれだけ、デマンドだけはやらないと言うのかが分からない。例えば20日付けの信濃毎日新聞、ここには長野県が全県下でデマンドの実証運行をやりますという記事が出ているんですよ。その目玉は、デマンドですからネット予約だ相乗りだ、それから貨客混載だというのもあるんだけど、大きな目玉というのは市町村をまたがってやるという実証運行なんですよ。今まではほとんど、長野県もそうだけでもデマンドは市町村単位ですよ。

だけど長野県は市町村をまたいだデマンドを今からもう1回、県としてやりますよということをやっているんですね。そういう時代にあって、なぜ北杜市はどうしてもデマンドをやらないのかというのが分からない、僕には。それをもう一度、ちゃんと分かるように説明していただけないかなと思います。

とりあえず、たくさんあってごめんなさい、以上です。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

岡野淳議員の公共交通についての再質問、8点ほどいただいたと認識しております。

まず1点目、ワークショップの今の状況とそれから出てきた意見をどのように処分するのかということについてであります。今10月3日までの締め切りで60数名の応募がある状況であります。

ご懸念のさまざまな意見、これはワークショップの優れた点だと思っておりますけれども何か誰かが答えを出すというよりは、お互いコミュニケーションを図って妥当な線を探っていくというふうに処理がされていくことになると考えております。

それから2つ目の地域の定義であります。これはたしかにご指摘のとおり難しい案件であります。ただ、今のこの北杜市の特徴的な地形、地勢を考えるとやはり大きな谷、山が3カ所あると。その上で集落の配分などを考えると、まずはベーシックな基礎調査の結果、4ブロックに考えたところを起点として検討を進めていこうということで、お示しをさせていただいたものであります。

それから3つ目の21日の地域公共交通活性化協議会における方向性、これはちょっと誤解のないように改めて説明させていただきますが、これは事務局でもなく、また当局の担当課長の中で整理をした結果ですということで地域公共交通活性化協議会にもお諮りし、委員の皆さま方においてもそれをご理解されて当日は議論もなく帰ったものであります。参考として位置づけられているというふうに認識しております。

それから4点目の記載事項等、詳細な中身であります。私も手引き等を一読はさせていただきます、ちょっと能力不足で一つひとつ丁寧にはお答えはできませんけれども、例えば先ほどの地域ですとか公共ですとか、あるいは住民の関係ですとか、それはこれからそれぞれの立場でお互いに意見を出し合ってワークショップの中でまとめ、公共交通会議には当然、市民の団体など、手引きにも示されている団体から構成されておりますので、その中で諮られる答えが、その詳細の中身になろうかということでもあります。

すみません、ちょっときつねにつままれたような答弁になってしまいますが。

それから5点目ですが住民の参画、これについての国の考え方については私はお答えする立場にありませんけれども、この公共交通問題というのは何も今に始まったことではありません。昭和時代、40年代、50年代に始まっている案件であります。当時は経済が右肩上がり、ある程度いけるだろうと踏んできたのが年々厳しくなり、いよいよもって財源も、それから住民も、マンパワーも限られてくるだろうということの中で国がお示しをしたものであって、あくまでも地方自治の中で検討計画をつくるべきものであるというふうに考えております。

その中でどの程度の質問に対する答えとかぶってしまいますけれども、市といたしましては本

日の議会でも申し上げさせていただいたとおり、それぞれの立場、それぞれの役割があるわけでありまして、それぞれがお互いを認識し役割分担を明確化し、その上で連携を図っていくと。その中で市民にとって円滑なサービス、きちっとしたサービスが提供できるよう安定的かつ持続的な公共交通体系をつくっていくという基本的な考え方に基づいて、現在さまざまな意見を聴取、あるいは議論をしているところであります。

そうした中で住民の参画については、ただ、ないからどうしようというよりは積極的に参画をいただきたいということでありますので、そのようなお答えをさせていただきます。

それから6点目、収益率、利用率、ご指摘のとおりそれだけで判断するのはいかななものかと認識しております。さまざまな集落の散在の状況ですとか、あるいは高校生、70代以上の方、一方で生産世代という方々もおりますので、そうした議論の中で設定すべきであり、単に収益率、利用率だけで決めるものではないということであります。

それから今のアンケート状況の中で、先ほどの担当課長で整理したものとずれるというご指摘であります。

あくまでもそれぞれの出てきたものであり、議論はこれからということであります。アンケートの詳細についてもたしかにご指摘のとおり10代、高校生、それから70代以上の方が交通不便になっているということですか、それから8割の大宗層は今、自家用車でやっていて、それほど不便を感じていないといったアンケート結果でありますけども、ただそれについても慎重に議論をしていただきたいということでありまして、今、2つ並べると違うということをもって結論づけることはしておりません。

それからデマンドにつきましては、これは当時の平成21年度から24年度まで、とにかく広いこの北杜市のエリアで起伏に富んで、隣りに行くにしても迂回をしなければいけない。集落は散在しているし、人口もさほど多くはないという状況の中でフルデマンドという、デマンドの中でも一番レベルの高いものに果敢にチャレンジをした経過であります。通常のデマンドというのは一定の区間の中でちょっと寄り道をしようとか、それから路線を延長して、もう少し長くまで、その部分までデマンドしようとかいろいろなものがありますけども、平成21年度から平成24年度においては果敢にもフルデマンドという、ドア・ツー・ドアというものにチャレンジしたというところ、今、当然この計画策定の手引きにも特定の手法を前提とした検討は進めるべきではないという趣旨もありますので、そうした点も踏まえて今後、議論を積み重ねていきたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

では再々質問させていただきます。

方向性については参考であるということであるならば、これはこれからの市民の意見やワークショップ等で方向づけが変わっていくこともあり得るという理解でよろしいですかね。

それから今のデマンドの件ですけども、そういうデマンドが前の実証運行は4年間の結果、うまくいかなかったというのは、これは理解しています。ただ、改善点はいっぱいあったと思うんですね。例えば今、僕ら仲間たちと話しているときも明らかにこのエリアはデマンドでな

くていいとはっきり分かるところもあるわけです。そうすると北杜市全体をフルデマンドで走らそうなんていうことにはならないし、それからいわゆるオペレーティングにしてもやり方を変えられるし、いろいろやることはまだあるはずなんですね。ですからそこがやはり、可能性として、僕はこういう地域における公共交通の最も有効なものは何かと言えばやっぱりデマンドだと今でも思っていますので、そこを選択肢から排除するということは地域公共交通網形成計画、そのあとの実施計画の中ではじめから排除するという考え方は、僕はあんまり賛成できないというふうに思います。今のご答弁だと、はじめから排除するということではないのかなと受け止めたいと思いますけども、そこらへんもう一度ちょっと伺いたいと思います。

それから再質問のところでちょっと聞き漏らしたことがあるので改めて伺いますけど、この北杜市、北杜市でなくてもそうなんでしょうけど、公共交通を今、ちゃんと考えると非常に将来、5年か10年か先か分からないけど大変なことになるよねという、いわゆる危機感といいますか、それを一般の市民、多くの市民、まだ十分感じ取れていないのかなという感じがするんです。そのときにそこをどのように伝えていくのか。これはこの間の地域公共交通活性化協議会のときにも、たしか会長がおっしゃっていたんだと思うんですけど、やっぱり危機感が足りないんじゃないかという発言があったと思います。そこをやはり、先ほど答弁はありましたけど、もっと踏み込んで、本当にこれまづいよということを今、運転できているからいいよという人が非常に多いわけですよ。だけど、では5年先10年先どうなのかということをやっぱり訴えていかないといけないと思うんですね。そこらへんについてのお考えをもう一度お聞かせいただけないかなと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

岡野議員の公共交通についての再々質問、3点いただきました。お答えさせていただきます。

1点目の方向性が今後変わることはあり得るということについては、そのとおりであります。

それから2点目のフルデマンド実施には改善点があったはずというご指摘であり、そういう部分があったのかもしれないというふうに認識いたしますが、少なくとも当時、市民も行政も事業者も誰もがやろうと、しようという合意形成にも至らず、結果、議会にもご理解いただき断念をしたということでありまして、私の答弁の中で排除するかの言い方があれば失礼であり、お詫びさせていただきますけども、そういうことではなくて、当然これからどういったことができるのかということを丁寧に行っていく必要があるだろうという趣旨で、当時のものをそのまま復活させるということについては考えていないというふうに答弁させていただいた次第です。

それから最後の危機感の周知につきましてであります。

たしかにご指摘のとおり、交通弱者とされる方々の足の問題点は非常に大きなものがあります。ただ一方で8割を超える多くの方々が今、自家用車でご自身で移動されていることであったり、また公共交通にも乗らないということは残念なことではありますが、それはそれである意味、事実でもあります。一番の危機感とは双方の中に分断が起きるところが一番問題でありますので当然、問題もあるよと。ただ、今はこういう状況だよと、いろんな情報を含めて周知をしながら議論を進めていけるように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願

いいいたします。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問はありますか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

そうしたら次は観光行政について、ちょっと再質問をお願いします。

まず先ほど数字を挙げていただいたパノラマの湯、増富の湯、スパティオ小淵沢、尾白の湯というところが、これ質問は市外の利用者がというふうにしてあるんですよ。だけどこの数字は市内、市外合算ではないのかなと思うんですけども、そこをちょっとまず確認させていただきたいと思います。

私どもも一応、集計はしているのでその数字に近いというふうに見ていますので、もし違っていたら申し訳ないんですけども確認をお願いしたいと思います。

それでその部分で利用者は減り気味だけど、収入は確保できていますよということがありましたけども、ある意味、当然といえば当然なんですけど値上げをしたわけですから、だけど利用者が減って行って、数字ちょっと、僕、全部書き留められていないんだけど、利用者も減って、収入もその料金改定のころの水準に近づいてしまっている、尾白の湯はそうでもないですね。尾白の湯はそうでもないんだけど、ほかのところはもう、そのところに戻ってしまっているようなところもあるわけで、これは最低でも維持しない限り、つまり翌年ですよ、料金改定の翌年後ぐらいにぼんと収入が上がっているのを最低でも維持しないと収入が確保されたということにはならないというふう思うんですが、そこらへんの見解を伺いたいと思います。

それからそこに関係もするんですけども、この収支が発生する指定管理業者の運営状況で一番分かりやすいのはやっぱり収支報告書とか利用者集計なんですね。毎年、閲覧はできるんですけども、経年の数字を見られるような書式になっていないので、非常にそこを判断するのが難しいんですよ。少なくとも対前年比、対計画比が一目で分かるような書式にしたほうがいいのではないかなというふうにも思いますので、そこのお考えを伺いたいと思います。

それから自動運転のことなんですけども、市長のご答弁でも国土交通省まで行って情報交換、意見交換をして今後も調査するよというお話だったので、ぜひそれは進めていただきたいんですけど、あえて言うならば自動運転が実用化されると非常にコスト削減になるんだろうと思うんです。人がいりませんから。ただイニシャルコストはかかります、その代わり。イニシャルコストはかかるけども、そのあとのランニングコストが落ちる。そうすると長い目で見たときには北杜市の財政には貢献できるシステムだなというふうに思うわけです。ですからいろんな可能性があると思うので、ぜひ、すぐに投入したってそんなものはできないんだろうけども、少なくとも実証運行に手を挙げるとか、そういう準備をしていただくとかということで積極的に取り組んでいただけないかなと思うので、そこらへんのお考えも伺わせていただきたいと思います。

それから看板や標識については多言語化をどんどん進めるというご答弁だったので、それはぜひやってもらいたいんですけども、実は清里でペンションをやっている友人とこの間、話していると、おもしろい話と言ったらいけないんですけど、自分のところのお客さんがしょっちゅう

う外から迷子になって電話してくると言うんですよ。どこにいるんだと言うと、迎えに行きたくても自分がどこにいるか分からないという電話だというんですね。ですからやっぱりそういうことがないように、速やかにやっぱり然るべきところに看板を設置していく、それも今の時代でしょうから英語は当たり前で中国語だとか韓国語とか、何カ国かは必要なんだと思うんですよ。ですからそれはぜひやっていただきたいなというふうに思います。

それから山岳パトロール、お医者さんと看護師さんですね、この件は登山者にとっては大変ありがたいことだと思うし、ボランティアでやっていただくというのはもう厳しくて、大変尊い活動だと思います。市も協力をしていただけるようなんですけども、具体的にどういう協力ができるのか。もしアイデアがあるようだったら聞かせていただけないかなというふうに思います。

それから外国人の訪日、いわゆるインバウンドが宿泊するときに宿泊施設のクオリティ、非常に大事にする、当たり前だと思います。ただ一方で、全然そういうことに関心がなくて、本当に民家に泊まりたいとか、そこで畳にふとんを敷いて寝たいんだとか、五右衛門風呂に入りたいんだというようなニーズがどんどん今、増えてきていると思います。ですからそういうものを含めた北杜市のプレゼンテーションをやったりどんどんやっていくべきだなというふうに思いますので、そこらへんはプロモーションの一環に加えていただければと思いますので、ちょっとそこのお考えをお聞かせください。

それからパーク・アンド・ライドのことをちょっと触れたんですけども、日向山でそれをやってくれなんてことは全然言っていないで、例えば日向山だったらこういうことが考えられますよねということだけの話なんです。日向山については、だからそうではなくて、いわゆる目的地があって車をゆっくり置ける場所があって、そこが多少、距離があるんであればパーク・アンド・ライドのシステムが使えるんじゃないですかということをやったので、一般論として考えていただければよかったと思います。そこらへんもまたちょっとお考えを聞かせていただければと。

それから農産物の直売所については6カ所あるということによく分かりましたけども、その、具体的に来た人の増減、売り上げの増減がどうなっているのかというところ、把握されているでしょうけども、本当はそこまで知りたかったです。というのは、大泉のパノラマ市場というのは生産者が自ら運営している施設ですけども、データが残っている2004年からずっと2桁増で来ていたんですよ。それが書き入れ時の7月、8月にはじめて落ちたんです。レジの通過者も4%、5%落ちたし、売り上げも4%、5%落ちた。これは由々しき事態だなというふうに考えています。命綱ですからね、夏休み。ああいうところは。ですから、今年落ちたのはもしかしたら夏の天候不順というのが足を引っ張ったのかなと。たしかに野菜の出荷量なんか落ちましたからそれは可能性としてあるんですけども、そのせいだというばかりは考えたくないの、そういう意味で市が絡んでいる6施設の売り上げはどうだったのかな、来場者はどうだったのかなというのがちょっと気になっていました。もし、再質問や再々質問で細かい数字のことを聞くわけにはいかないと思いますので、それはまたあとで聞きに僕のほうから行かせてもらいますけども、もし傾向みたいなものが分かればお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

岡野淳議員の観光行政につきまして、そのうち収支報告書の関係、それから自動運転サービスについてお答えさせていただきます。

まず1点目の収支報告書の対比ができるよう、各年度のものを並べてほしいということでもあります。

現在、私たち担当部局といたしましては前年度の評価、それから当該年度の運営、さらには次年度の選定委員を105の施設について担当部局とやっております。その中ではご不満の点があるかと思いますが今、精一杯のことをやらせていただいているつもりでおりますので、それぞれの立場でいろんな情報をもとに整理をしていただければ幸いかと存じます。

それから2点目の自動運転につきましては、これはすぐに担当が情報をキャッチしまして、また実際に関東運輸局にも出向いていったわけでもありますけども、これは私の判断のところもあります。責任の所在の境界線が曖昧という言い方は大変あれなんですけども、例えば自動車会社にあるのか、それを運営するGPSにあるのか、サービスにあるのか、はたまた市の道路の状況が悪いのか、それはぶつかった人が悪いのかなど、責任の所在が曖昧だということを踏まえて、特に年間400万人の観光客を誇る北杜市においての実行は難しいと判断させていただいたものであります。いずれにしても、さまざまな可能性についての情報は取っていきたくて考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。

私のほうからは7点ということをお願いいたします。

まず1点目の温泉施設における市外利用者の状況の説明ということだと思います。

まず傾向なんですけれども、尾白の湯は増加傾向に年々ある。それからスパティオ小淵沢は前年と比べると若干ではありますけども増加している。ほかの2つについては3カ年、年々減少というふうな状況であります。

全体で見ますと4施設とも減少傾向に利用者はあるのかなという状況。この理由としては天候不順等が非常に大きな要因を占めている。特に聞き取り調査も行いました。実際、温泉施設どうなのかといったら、やはり山を抱えている、登山客を結構お客さんとして取っているようです。そういった中で4施設のうち3施設はやはり登山客の減少ですね、雨の影響ですねというふうな回答でした。

それから利用者の減少、収入の状況ということだと思います。

温泉収入につきましては、平成26年度と比較しまして平成27年度は料金改定のこともありまして、かなり収入は3施設とも上がったということですが、平成28年度になると若干やはり落ちている。ただし平成26年度に比べてはそれを上回っているというふうな状況であります。

それから看板ですね。看板については答弁でも申し上げましたとおり今までも随時、見直し

は行っております。来年度、観光圏事業のほうが新たにもう一度、再申請と、改めて申請するというふうなことから来年度、観光庁の予算取りをしてやっていこうと考えておりますが、やはりその中心にはインバウンドを考えております。そうしますともちろん看板も含めて、これはこの間の観光庁でもいらっしゃって指摘された事項もあります。もう少しインバウンドに力を入れてはどうだろうかということで、標識、それから説明板、これもやはり多言語化していかなければいけないかなというところがあります。来年度以降の事業にこういったものを反映させるような考え方であります。

それから山岳パトロールの協力ということであります。

山岳医療のパトロールというのは雑誌にも出ておりましたけれども、今回、日本で初めての試みだそうです。救護所というふうなものはあちこち、北アルプスでも南アルプスでも富士山でもありますけれども、実際に医者が行って看護師とともにそういったところをパトロールするというのは今回が初めてのケース。うちにとっては非常にありがたいこと。特に山梨県でも登山の安全対策というものを協議してまいりました。そういった中でもうちはぜひこれを継続していただきたいなというふうに考えております。

よって、登山医学会と今後は協議して、市がどんなふうな協力ができるのかということを詰めてまいりたいと思っております。

それからインバウンド、例えば宿を安くして提供するというふうなことだと思われますが、やはりこういったものについては首都圏を中心に考えられているのかなと。うちのほうのインバウンドのお客さんというのは、個人客ではありますけれども、ある程度のグレード、一般的なグレードといいますか、そういったところへの宿泊が主でございます。よって、今現在は安く提供できる宿というふうなものは考えておりません。

パーク・アンド・ライドの関係ですね。日向山だけではないよと、これは全般的にどうなんだということだと思います。

今現在の時点では、そういった特別な要望等もございませんので考えてはおりません。例えばの例を申しますと、瑞牆山荘のところでは駐車場を設けて林道は全部クローズして、皆さんそこから歩いていっているということですから日向山もクローズといいますか、通行止めにはできないけれども、できるだけ下から登ってもらおうというふうな考え方でございました。それで答弁させていただきました。

それから農産物の売り上げ、直売所ですね、そのへんの状況はどうかということであります。

細かい数字はともかく、傾向がどんな状況にあるかということだけお話ししたいと思います。平成26年度をベースとして平成27年度の状況ですけれども、利用客、売上高ともに平成27年度は平成26年度に比べて伸びている。一部ちょっと駄目なところもありましたけれども、全般的には6施設、そんな状況だということ。それから平成28年度になりますと、やはり大型連休の日の並びが悪かったり、秋の長雨と、さっきも言いましたけどもそんなふうな影響が出ていまして、全般的に前年に比べて落ちているというふうな状況。ただし、この中にあって道の駅南きよさだけは利用客も収入も伸びております。これを調査しましたらオリジナルのソフトクリーム、この認知度がどんどん上がってきて、今それがかなりの数値で売れているということから、ここだけはほかと違って売り上げが伸びた、利用客も増えたというふうな状況であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○13番議員（岡野淳君）

ごめんなさい、温泉の入れ込み数の合算なのかどうかの確認を。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

申し訳ありません。

温泉のほうの数は、最初申し上げたのは合算の数であります。市内、市外合わせた数を利用状況として申し上げました。

ここで数字のほうも分かっておりますので申し上げます。

増富の湯は平成26年度が約5万9千人。平成27年度が約5万7千人。平成28年度が約5万2千人。これが市外者の状況です。

スパティオ小淵沢の市外者は平成26年度が約9万4千人。平成27年度が約7万5千人。平成28年度が約7万7千人。

パノラマの湯が平成26年度が約8万1千人。平成27年度が約7万7千人。平成28年度が約7万4千人。

尾白の湯です。市外者が平成26年度が約8万6千人。平成27年度が約9万5千人。平成28年度が約9万1千人という推移であります。

これでよろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

では今の観光のところで2、3、再々質問をさせていただきます。

今の温泉のところですけども、もし今、分かるようでしたらで結構なんですけども、この数字だけ見ると落ちるところが落ちていて、理由はいろいろあるんでしょうけど、維持できているところは維持できているという数字だと思いますけども、今後がどういうふうな見通しになっていくのかというのがもしあれば教えていただけないかなと思います。

そこだけお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

岡野議員の再々質問にお答えします。

今の温泉施設の中での今後の見通し、徐々に下がっているではないかというふうな中でどうなんだということだと思われます。

料金改定を行いまして、今現在、各指定管理の施設では市内温泉巡り、これは7つのところで提携してやっております。市外者14枚つづり8,200円のところが、14枚つづりですから1枚当たりになると585円、こんなふうな制度を導入してやっています。スパティオ小

淵沢に確認したところ、これが非常に好評で今までちょっと落ちていたのが盛り上がってきたということがあります。それからもう1つ、割引券制度、こういったものも各温泉施設が工夫してやっております。さっき山の話をしましたけれども、山小屋なんかにも温泉の割引券を置いておいて登山者が帰るときにたいがい入っていく。北アルプスの山小屋ではほとんどの方がやはり温泉の券をもらって地元の温泉へ入っています。そんなふうなことが浸透していけば、もう少し利用客、収入等も上がってくるのかなと、そんな見通しです。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

それでは次に環境の問題で再々質問をいくつかさせていただきます。

まず豊かな自然を守る杜という項目で特定外来植物の駆除をやっているんだと、オオキンケイギクの話が出ました。これはニュースでも時々やるので承知はしていますが、ほかにもバーバスカムという外来種がものすごい勢いで増えています。ここ10年ぐらいいかな。どんな花かの説明はまたのちほど機会があればしますが、とにかくやたらに増えている。それからもう1つはアレチウリ。アレチウリに至ってはもう自然の、小さな木だったら枯れてしまいますので、すごい繁殖力なのでこういったものを将来、駆除の対象に入れてほしいなと思います。アレチウリなんかはたしか河口湖あたりはもうやっていると聞きます。ですから、そのへんも検討していただければと思います。

それから地下水保全ネットワークなんですけれども、地下水観測井データのモニタリングをやっていると。観測井がどのくらい、何カ所あって、それはどういう人がモニタリングしているのか。それからデータの公表はされているのか。そのへんをちょっと伺いたいと思います。

それから9月5日に意見交換があったということなんです、その中で太陽光パネルの設置について意見が出たという、たしか答弁があったと思うんですけど、どういう意見だったのかというのをちょっとお聞かせいただけないかなと思います。

それから最後ですけれども、残したい場所という内容で話し合ったと。一応、これゾーニングまで視野に入れてやっているんだということだと思うんですけど、そのゾーニングというものを具体的にどういうふうに進めていくのか、ちょっと僕、イメージが全然湧かないのでそこらへんももし何かあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

岡野淳議員さんの再質問にお答えいたします。

4点いただきました。まず1点目が豊かな自然を守る杜ということで現在、オオキンケイギクの駆除を行っている。外来植物、まだ増えているような状況というところで、今後拡大していくような考え方はないかといった質問であります。

現状、このオオキンケイギクを中心に駆除を行っておりますけれども、この駆除についてもな

かなか、参加者の確保が難しい状況であります。今年度を例にとりますと29名の参加をいただきました。そういった中でなかなか駆除がしきれない、皆さん、現状を見ていただければ分かりますけど、釜無川の河川敷なんかはもうぎっしり、このオオキンケイギクが植生しているといったような状況であります。

こういったところも踏まえた中で今後、新たなバーバスカムなどの植物もあるということで、これらについても状況を見ながら今後検討していきたいと、そのように考えております。

2点目が観測井の関係でご質問をいただきました。

まずは何カ所観測しているのかということでありますけど、現在におきましては、白州町地内になりますけど釜無川沿いの4カ所の観測を行っているところであります。これにつきましては、主に白州町で飲料水を扱っている業者が多くあります。そういった業者が中心になってこの協議会を組織しているというような状況がありますので、データにつきましては、こういった民間企業が中心に行っておりますので公表はしておりません。

続きまして、太陽光パネルについて、意見交換ではどんな内容だったかということであります。

今回の意見交換会につきましては、2町を1つのエリアとして意見交換会を行わせていただきました。

このあとのゾーニングという質問にも関連してくるわけなんですけども、とりあえず地域特性等を考えた中で2つの町ごとということで1つは明野町・須玉町、もう1つは高根町・大泉町、もう1つは長坂町・小淵沢町で残る白州町・武川町というような4班に分けて今回、意見交換会を行わせていただきました。

その中で太陽光パネルについての意見でありますけど、改善していきたい場所ということで例えば高根町・大泉町では県道28号線沿いの道路両側に設置されている太陽光パネルが管理が行き届いていないということで、これらの改善が必要といったような意見をいただいたところであります。

次の残したい場所のゾーニングということで、具体的にというお話ですけど現在、先ほど説明しましたように4つの班に分かれて意見交換会を行いましたので、基本的にはこの4つのエリアの地域特性等を踏まえた中で、ゾーニングという言葉がふさわしいかどうかちょっと分かりませんが、今のところそんな形で進めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

○13番議員（岡野淳君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

齊藤功文君。

○9 番議員（齊藤功文君）

公共交通について、1 点だけ関連質問させていただきます。

人口減少、少子高齢化が進む中で高齢者など交通弱者の通院、買い物などの移動手段の確保、また交通不便地域の改善が今、求められているわけでありますけれども、本日の山梨日日新聞にも掲載されましたが、本市の若手の市職員が構成する北杜もり上げ隊の方々が市民バスに乗り、利用客より意見を聞き取る作業をしたと、そういう記事が載っておりました。北杜市の重要課題に向けて取り組んでいる姿勢を見るにつけ、少し北杜市も変わってきたなど、こんな感じがいたします。公共交通体系整備についての今後の取り組みに期待するところです。そしてぜひ市民の声に添えていただきたいと思います。

そして質問の1 点ですけれども、今後の地域公共交通網形成計画策定の関連の中でも特に参考になると思うので、1 点だけお聞きしたいと思います。

先ほどの質問の中でいろいろ答弁にもありましたが、高齢者の外出支援サービスモデル事業を公共交通との連携の中で進めていくと、こういう答弁がございましたけれども、募集したところ4 団体を目標にしていたんですけれども、再募集した結果、2 団体のみという、全員協議会での説明がございました。この目標に至らなかったのは、どのような理由が考えられるかお答え願いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

齊藤功文議員の関連質問にお答えいたします。

高齢者の外出支援事業の内容につきましては全員協議会でご説明したとおりですが、その後、2 町以外の町でも勉強会といいますか、説明会等にも参加する中で感触的には再公募に応じていただけるかなという雰囲気があったんですが、9 月15 日現在、締め切りを過ぎましたが再公募に応募はなかったということで、どんな原因かというご質問ですが、やはり継続して事業をやっていく上では、ある程度のボランティアの数の確保等に問題があって、継続して事業をやっていく自信がないというものが主な原因だというふうに、今のところ認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

栗谷議員。

○1 番議員（栗谷真吾君）

観光施策について1 点だけ関連質問をさせていただきます。

オリンピックの合宿誘致ということで、BMX のフランスは今回駄目だったということで答弁の中で検討していくというようなご答弁がありましたけれども、これは要はほかの国を再度、誘致をしていくというための検討という解釈でいいのかということを聞きたいです。

この競技が特殊なのでどのくらい出場する国があるかとか、国内にどのくらい施設があるかわからないんですけど、そこをどういう形で誘致していくのかということを伺いたいことと、あとビーチバレーもたしか誘致をしていたかと思うんですけど、これの状況とか、もしくは駄

目だった場合、ほかにも誘致しているのかどうかというのを併せてお聞きしたいのでよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

栗谷議員の関連質問にお答えいたします。

BMXの事前合宿の誘致ということで、今回はフランス国ということでしたが、さらに他の国との交渉を考えるのかというようなご質問かと思います。

基本的に教育長の答弁のとおり、フランス国のBMXチームのほうからはお断りという回答があったということでございます。今後については、答弁のとおり県とも連携をしながら他の国ということになるかと思っておりますが、BMXはランキング制度で出場チームが決まってくるという競技であります。そういうことで、他の国がどこになるかというところがなかなか把握しづらいという部分もございます。今後、そうした動向を見ながらになるかというふうに思っております。

それからもう1点、ビーチバレーというようにお話がありましたけれども、バレーボールでございます。白州の体育館がI F基準に適合しているということで、事前合宿の誘致のリストに載せてさせていただいているという経過がございます。

これについても今後、引き続き対象になる国があるかどうかを含めまして県等と連携をした中で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○1 番議員（栗谷真吾君）

ビーチバレーの件は失礼いたしました。バレーボールで訂正させてください。

あと再々質問なんですがBMXに関して今回、アドバイザーとして若手のプロライダーの方と連携を取って誘致を行ってきたということなんですけれども、誘致が叶わなかったということで、この競技というか施設等を含めて支援というのは今後、打ち切っていくのかどうかということですね。とても可能性のある施設だと僕は思うので、子どもとかもたくさん集まるので今後もそういった形で市としてできる限りフォローしていくべきと考えるんですが、そういった見解がもし分かれば、もう1回伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

栗谷議員の再々関連質問ということでお答えをさせていただきます。

BMXが北杜市にY B Pという組織がある中で、そこに対する支援はということかと思います。

先ほど申し上げたとおり、今回フランス国との交渉は残念な結果になったということでござ

いまして、BMXの競技の誘致、そのものをまだ断念したわけではございませんので、アドバイザーを務めていただいている関係者とも連携をする中で、何かしらの国があればということで引き続き連携をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ほかに関連はありますか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

環境基本計画についての関連質問をします。

まず残したい場所について、ゾーニングにつながるかどうか分からないけど考えていきたいというご答弁だったかと思います。

ゾーニングというのは広い範囲で、例えば景観条例とか景観計画の中でゾーニングというのは、太陽光の問題のときも思いましたけども、大変広くていろんな財産権の問題とか、それから地権者も多くて非常に難しいというのも私も感じているところであります。

ただ、今回せっかく残したい場所ということを皆さんに、地域委員会の方とかに諮られて、大変多くの意見が出た、皆さん地域を思い、そういうことが出たということで、その場所を保全していく、小さなエリアでもいいから、それを保全していくということが非常に大事なことになるのではないかなと思います。

水源とか、それからいろんな、桜ですか、そういう地権者とか、そういうことも少ないでしょうから、地道にそういうところから守っていくというような活動をぜひ進めていただきたいと思うので、このところについてのご答弁をもう一度お願いしたいのと、もう1つ、再生可能エネルギーについてですけれども、これは環境基本計画ですから非常に地球温暖化ということももちろん、その対策という意味でも大事なんですけども、この間、総務省が太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査結果に基づく勧告というものを9月8日に出しています。今までほかの議員もいろんなところで言ってきましたので、もちろん執行のほうはご存じかと思いますが、そこではっきりと災害による損壊パネルの対処ということで、有害物質の流出の危険性、鉛やセレン等が使用されているものもあるということをはっきりと言っていますし、それから廃棄処分についても有害物質が流出する懸念性ということを総務省が、これは環境省や経済産業省に勧告したものではありませんけれども、その文書の中に一部を除き地方公共団体、事業者とも十分な認識がなく地域住民への注意喚起も未実施というふうに書いてあります。こういう一部地方公共団体にならないように、しっかりと環境基本計画をこれから新たにつくるわけですから、そういうことも含めた地域の環境を守るという意味で太陽光発電、太陽光パネルについても考えていただきたいと思いますと思いますが、そのことについてのご答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

野中真理子議員の関連質問にお答えいたします。

2点いただきました。まず1点目、ゾーニングについてということで今回、意見交換会をし

ている中で保全していく、守っていききたいということで残したい場所の意見をいただいたところでもあります。ゾーニングの考え方につきましては今、野中議員さんがおっしゃったとおりだと思っております。非常に難しい内容でありまして、先ほどちょっと答弁の内容で理解がちょっとされていないところがあるかと思いますが、基本的にゾーニングという概念が、これが当てはまるのかどうかというところはちょっと疑問があるんですけど、現在、行っているのは2つの町ごとの地域特性ということで考えております。これ以外に新たに町を超えて、町を横断するとかそういったゾーニングの考え方は現在、持ち合わせておりませんので、今回につきましては、あくまで2つの町ごとの地域特性というような形の中で保全していく、守っていくというところはしっかり計画の中で位置づけ、また市民が行うべき事業として位置づけをしていきたいと、そんなように考えています。

もう1点、再生可能エネルギーのパネルの廃棄の関係でいろいろ国からの指導もあり、パネルの廃棄には有害物質が出るということで、これらもこの計画の中に位置づけをというお話であります。

ただ、今回の環境基本計画につきましては、基本的には環境施策全般を網羅する計画となっております。これらの関係につきましては、基本的には、太陽光パネルにつきましては現在、建設部のまちづくり推進課のほうでしっかり設置、また廃棄の関係も市民の意見を伺いながらというような形で今後の方向性も定めておりますので、その中でしっかり位置づけはしていくものと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

再々質問ですけども、部長がおっしゃっているようにゾーニングって、そんな大きく考えると非常に難しいので、本当は、私自身もこれがゾーニングと言えるかどうかは分からないけれども残したい場所を残していく、それでその地権者とかそういうことを広げていくとか、地域でそういうふうを考えていくという意味で、それをゾーニングにつなげてぜひいいほしいということなので、大きく考えるよりは残したい場所を大切に保全していくという地道な活動をしていくことを環境審議会、また行政のほうでも考えてほしいということなので、またその考えを伺いたいと思うのと、それから今、太陽光発電についてご答弁いただきましたけれども、環境基本計画ですからこういう有害物質については当然、敏感にならなければいけないものだと思いますので、9月8日の総務省の勧告というものをやはり、環境省や経済産業省に向けられたものというふうを考えるのではなく、やはり各自治体もそれを敏感に反応しなければいけないのではないかなということで申し上げているので、そこのところの答弁をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

野中真理子議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

まずゾーニングの関係につきましては今、野中議員さんのお話等も踏まえて、いずれ、これは環境審議会の中で検討していく内容になりますので、もちろん今回、意見交換等でいただいた意見をしっかり環境審議会に出して最終的な判断をしていきたいと、そんなように考えております。

もう1点、再生可能エネルギーの太陽光パネル廃棄の関係で、有害物質が出るということで、これはしっかりこの計画に位置づけるべきではないかといったご質問であります。

この基本計画の中で個別の案件について方針を示すような計画にはなっておりません。ですので今回、このことについて環境基本計画の中に位置づけることは考えておりません。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

これが最後になります。地方創生事業について2点ほど伺いたいと思います。

まず1点ですけども、この10日にふるさと創生会議が先ほど行われたという中で委員からミズクマの有効活用という話があったという答弁があったんですけども、これについて全員協議会でも私、お話ししたんですけども、水の山については市の商標登録という中で、ミズクマについては違うんだという話を聞いたんですけども、そのへんの見解、使用権ですか、それを含めて答弁いただきたいと。

もう1点は、増富ラジウム温泉の活用の中でたしか健康大学ですか、そことの連携をしながら進めていくという話があったと思いますけども、そのへんがどのように進んでいるのか、その2点についてお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

原議員の関連質問にお答えいたします。

ミズクマの使用権等だと思います。

ミズクマにつきましては、著作権についてはデザイナーのほうで持っておりますが、ミズクマという商標登録はサントリー、それから水の山という商標登録を北杜市でしております。水の山のこのミズクマなんですけども、規約の中で北杜市と水の山パートナー6社ということで使用権が設定されております。

それで今後、このミズクマを広くみんなに浸透させようというふうな、もちろん考えもございます。今現在、水の山サポーターが32団体ほどあるんですけども、こういった団体にも使用できるような基準、規約等を検討していこうということで、今、実行委員会の中でそれを採んでいるところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

石井総務部次長。

○総務部次長（石井悠久君）

原議員の関連質問について、ご回答させていただきます。

地方創生事業でございますので、総務部のほうが全体ということで増富のラジウム温泉の活用にかかる事業についてご回答させていただきます。

原議員のほうから、いわゆる健康科学大学との連携はどのような状況であるかというふうなご質問でございますが、ご指摘のとおり健康科学大学とは本年の2月に市と健康科学大学等で連携協定というふうなものを結ばせていただきまして、地方創生事業に取り組んでいるところでございます。

具体的な取り組み内容につきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり健康維持や地域コミュニティの活性化に向けた体操動画の作成、もしくはそういった運動プログラムの開発というところに専門的なご知見をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

いいですか。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

1点だけ再々質問をさせていただきます。

今ご答弁の中でサントリーがミズクマの商標を持っているという答弁があったんですけども、サントリーのほうのミズクマは最近、クマの形が違うんじゃないかと思えますけど、そのへんの、われわれが使っているミズクマとサントリーが使っているミズクマが違うんですけど、そのへんについてはどのような見解かお願いします。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

原議員の再々質問にお答えいたします。

今現在、厳密に言うと若干違ってくるとのことだと思います。いずれにしてもミズクマという、使えるものについては北杜市と、それからパートナー企業6社というところで設定しております。このミズクマを今後は、先ほど言いましたようにサポーターも使えるようにしていこう、いわゆる共通で使えるものというものを定めているというところですから、サントリーさんは独自に、絵があってその下に文字が入っているような、そんな設定の商標登録だと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月27日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時13分

平成 2 9 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 7 日

平成29年第3回北杜市議会定例会（3日目）

平成29年9月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

公 明 党 進藤正文君

日程第2 一般質問

15番	清水 進君
10番	福井俊克君
19番	保坂多枝子君
2番	池田恭務君
6番	清水敏行君
7番	井出一司君
5番	藤原 尚君
9番	齊藤功文君
1番	栗谷真吾君
16番	野中真理子君

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（41人）

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	高橋一成	企画部長	濱井和博
市民部長	篠原直樹	福祉部長	織田光一
生活環境部長	小松武彦	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	岩波信司	農業委員会事務局長	手塚清作
明野総合支所長	小尾民司	須玉総合支所長	八巻利博
高根総合支所長	清水永一	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	上村法広	小淵沢総合支所長	仲嶋敏光
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
総務部次長	石井悠久	政策秘書課長	清水博樹
総務課長	山内一寿	企画課長	中山晃彦
財政課長	植村武彦	地域課長	宮川勇人
防災調整監	花輪孝	管財課長	大芝一
介護支援課長	三井ひろみ	環境課長	中山和彦
上下水道総務課長	輿水伸二	上下水道施設課長	大輪弘
農政課長	小澤章夫	商工・食農課長	小澤隆二
まちづくり推進課長	植松宏夫	道路河川課長	坂本孝典
教育総務課長	加藤寿	学校給食課長	溝口健一
政策秘書課広報担当リーダー	内藤和樹		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 土屋 裕
 議会書記 清水市三
 // 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承をお願いします。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは公明党の会派代表質問を許します。

公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

公明党の代表質問をいたします。

6項目について質問をいたします。

まず最初に防災対策の充実について質問をいたします。

私たちが生活する北杜市は美しい山岳景観に加え、ミネラルウォーターの生産量や日照時間がそれぞれ日本一と言われており、自然環境に恵まれた地域であります。安全・安心で暮らせることのできることを感謝しなければなりません。

しかし近年の自然災害を見ますと特に東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨など災害は忘れたことにやってくる時代は過去のこと、今は災害が各地で頻発している昨今、8月の台風5号では線状降水帯が長時間停滞し大月、都留市に記録的な豪雨をもたらした土砂崩れが発生いたしました。北杜市においても起こり得る災害であります。東日本大震災の教訓として避難所で授乳や着替えのスペースがないなど女性への配慮が欠けていたことなど、防災に女性の視点を生かすことが大切であります。渡辺市長が掲げる女性の活躍が防災・減災の面でも期待されるところであります。また国も自然災害に備える防災意識社会への転換を進めています。

私たちが日ごろから防災への意識を今まで以上に持ち、今後起こり得る南海トラフ巨大地震や首都直下型地震にも対応していかなければなりません。

公助である行政の防災・減災の推進のみならず、一人ひとりの自助の意識を高めわが家でできること、共助では助け合ったり支え合ったり励まし合ったりという豊かな心を日ごろから育み、地域でできることを具体的に進めていくことが求められております。

そこで以下、質問いたします。

1. 地域防災会議にさらなる女性登用の取り組みについては。
2. 自主防災組織の拡張と対応は。
3. 女性消防団員に対し防災リーダー研修への参加は。
4. 学校における防災対策は。

5. 避難場所の整備・運営・訓練は。

6. 福祉避難所の対応と状況はどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

2項目めのごみの適正処理と減量化について質問をいたします。

地球温暖化をはじめとする地球環境問題が深刻化する中で、わが市は環境日本一の潤いの杜づくりを目指しております。自然の素晴らしさを誇る上で環境に配慮し、森林や水資源の保護や保全に取り組んでいくことが大切なことと感じます。

その中で私たちが日常生活の中で取り組むことのできるごみの削減や再利用に向けて4つのRでごみを減らし、1. リフューズ 断る、2. リデュース 減らす、3. リユース 再利用、4. リサイクル 再資源化、その中でリデュースはごみを減らすことで、捨てるごみを減らしごみを減量することです。特に生ごみは水分を含むため処理するのに燃料がかかります。生ごみの減量の決め手は3キリと言われ「使いキリ・買いすぎない、買ったものは使いキリ」「食べキリ・もったいない、とにかく食べキリ」「水キリ・スリムに水キリ」を家庭で実践することは子どもたちの教育にもつながりますし、環境に配慮した生活の仕方が習慣化していくことで将来、環境問題に配慮した生活に心がける大人に成長すると思います。

ごみ処理は私たち皆さまの税金で賄われています。ごみを減量しないと税金を無駄にしているともいえます。市民一人ひとりがごみを減量することで処理施設も小規模化で対応できることも可能になり、燃料の節約や施設の長寿命化など焼却時のCO2削減による環境負荷の軽減にもつながります。

また近年、大量の廃棄物をもたらす大規模な災害が発生し、その処理の遅れが復旧復興の妨げになっております。災害廃棄物の発生量を推計し収集・運搬や仮置き場、中間処理、最終処分などの事前対策を講じなければなりません。そこで以下、質問いたします。

1. 家庭ごみの減量効果と対応は。

2. リサイクルの推進と学習会等の実施は。

3. 災害廃棄物処理計画の策定は。

4. ごみ減量へ3010運動の普及取り組みは。

5. 市民参加によるごみ焼却施設の見学によるスキルアップの考えはどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

3項目めの食品ロス削減に向けての取り組みについて質問をいたします。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは家庭やスーパー、ホテルやレストランなどあらゆるところで見受けられます。農林水産省によると日本は年間約2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの約632万トンが食品ロスと推計されています。すでに先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われています。長野県松本市では宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ3010運動を進めています。

またNPOの活動として消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名です。国連は2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択しております。さらに食品ロス削減は食品事業者、消費者、行政、それぞれにメリットがあります。過剰生産の抑制による生産、物流コストの削減や廃棄コストの削減、消費の軽減、焼却時のCO2削減による環境負荷の軽減につながります。さらに未利用食品の有効活用は食品ロス削減のみならず、生活困窮者等の支持にも資するわけであります。

そこで本市においても学校、保育園など教育施設における学校給食や食育・環境教育などを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思います。また家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店等における飲食店で残さず食べる運動の展開など市民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要であると考えます。そこで以下、質問いたします。

1. 食品ロスについて市の認識は。
 2. 学校、保育園における食育・環境教育の取り組みは。
 3. 市民業者が一体となった3010運動の取り組みは。
 4. 災害備蓄食品の有効活用はどのようなお考えなのか、お伺いいたします。
- 4項目めの公共施設等総合管理計画について質問をいたします。

少子高齢化、人口減少が急速に進む日本社会、時代の変化をどう読み先手を打つか、さまざまな団体や企業が生き残りをかけて必死の努力を重ねています。今、多くの自治体が直面する課題が公共施設の維持であります。かつて盛んに造られた箱ものは維持費等がかかり、財政を圧迫する状況にあります。

財政が豊かな時代に造られた公共施設を建設する際、建て替えの費用など計算していない状況や人口が減少し税収が落ち込む時代を想定していませんでした。また市の施設をタダで利用できる人もいますが施設にはお金がかかっており、誰かが負担しているわけであります。

今後、箱ものは一挙に老朽化してきます。道路や上下水道なども同様であります。そのことを考えますと、このお荷物を宝の山へと変えていく知恵と目標に向けた取り組みや公共施設の有効活用に取り組む必要があります。私たち現在の市民は将来の市民に対して無責任であってはならないし、子や孫の世代に大きな負担を押し付けないためにも地方創生に努めなければなりません。そこで以下、質問をいたします。

1. 公共施設等総合管理計画の進捗は。
 2. 公共施設マネジメント白書から見る市の特徴と課題は。
 3. 着実に進める業務サイクル（PDCAサイクル）の構築と市民への周知は。
 4. 公共施設の有効活用はどのようなお考えなのか、お伺いいたします。
- 5項目の空き家対策について質問いたします。

市内を歩いてみると人が住んでいる気配がなく雑草が生い茂り、荒廃した状態で放置されている空き家等を見かけます。今後さらに少子高齢化や人口減少により高齢者の一人暮らしも増えていく傾向にあります。北杜市の高齢化率は35%を超える状態で、身近な地域で空き家等が増加していくことが心配されます。老朽化による倒壊の恐れや衛生上の問題、放火や不法侵入の危険など地域の生活環境に悪影響を与えることが懸念されます。そこで国においては平成26年に地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑みて、空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定されました。また本市においても北杜市空き家等対策の推進に関する条例が本年1月1日に施行され、さらに空き家等の実態調査や予防対策・利活用策を進め、特に特定空き家等については所有者の権利も大事ではありますが、やはりその近隣に住まわれている方のことも考慮しなければなりません。隣に特定空き家があることで、例えば家屋の倒壊や不審者による放火等の心配をなるべく早く払拭することが大切だと考えます。そこで以下、質問いたします。

1. 空き家全棟調査の実施状況は。
2. 予防対策は。
3. 利活用対策は。
4. 特定空き家等の対策はどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

最後に教育現場における貧困対策について質問をいたします。

教育の原点は人づくりであると思います。誰人も教育を平等に受ける権利を有し、素晴らしい人材は地域づくりや国家の安定した構築に寄与することは、歴史が証明しているところであります。子どもたちの貧困は将来の貧困の連鎖につながるものと鑑みます。

就学援助は児童生徒の家庭が生活保護を受給するなど、経済的に貧困している場合に学用品費や給食費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費などの一部を市町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度であります。

しかしこれまでは新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については支給されているものの、国の補助金交付要綱では国庫補助の対象を小中学校の入学前を含まない児童、または生徒の保護者としていたため、その費用は入学後に支給されていました。そこで文部科学省では、その要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱を本年3月31日付けで改定することにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入等、新入学児童生徒学用品費の支給対象にこれまでの児童生徒から新たに就学予定者を加えました。これは経済状況が厳しい家庭の子どもをどのように援助していくか、要保護・準要保護世帯の子どもにとりまして希望が持てる要綱変更だと鑑みます。将来の北杜市を担う人材と育ちゆく大切な入学援助として、希望に満ちた援助ができることが重要であります。

そこで以下、質問いたします。

1. 北杜市独自の子育て世代の貧困対策について。
2. 北杜市要保護および準要保護児童等援助費の現状について。
3. 例年10月支給の援助費支給時期の前倒しについてどのようなお考えなのかお伺いし、質問を終わります。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

空き家対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、利活用対策についてであります。

老朽化が進んでいない住宅などの利活用は、周辺の生活環境に影響を及ぼす空き家等の増加を防ぐために非常に有効であります。

本市においては平成19年度に空き家バンク制度の創設、平成27年度には空き家バンク清掃費助成制度を創設するなど、空き家等の利活用を推進してきたところであります。

一方で、空き家所有者意向調査では他人に貸すことへの不安や代々受け継いできた財産を処分することへの抵抗、将来利用するかもしれないという意向などから空き家のままにしておくといった回答があります。

利活用対策を進めるに当たっては、所有者の協力が不可欠でありますことから予防対策と合わせて引き続き必要な情報提供などを行ってまいりたいと考えております。

次に、特定空き家等の対策についてであります。

空き家所有者意向調査の結果から、建築物の老朽度等が最も高いDランクの所有者であっても屋根の変形や柱の傾きなどを認識していないといった結果が出ております。

空き家等の管理責任は所有者にあることから、所有する空き家等の状態を把握していただくための情報提供などを行い、まずは自主的な解決を促しております。

しかし周辺住宅や主要道路等に倒壊の恐れがあるなど、緊急性の高い空き家等については北杜市空き家等対策審議会にご意見を伺いながら特定空き家等に認定し、法に基づく措置を適用するなど早急な解決を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育現場の貧困対策における援助費支給時期の前倒しについてであります。

現在、就学援助費の支給は、上半期分を10月、下半期分を3月の年2回を支給時期としております。これら就学援助費のうち、いわゆる入学準備金については就学前の支給ができなかったため、例年10月に支給しておりましたが、本年4月に国の就学援助費交付要綱が改正され、就学前での支給が可能となったことから、本市においても本年12月に要綱を改正し、補正予算も検討する中で、就学前の支給に向けて準備を進めてまいります。

その他につきましては教育長、担当部長がご答えいたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

防災対策の充実における学校の防災対策についてであります。

各学校では、北杜市地域防災計画を踏まえ、学校における災害時での児童生徒の安全確保等のため講ずべき措置等を定めた学校防災計画に基づき、年間を通じて避難訓練や保護者への引き渡し訓練等を実施しております。また、学校内に非常食や飲料水、毛布を備蓄するなど、自主的な取り組みを行う学校も増えております。

次に、教育現場の貧困対策における本市独自の貧困対策と、要保護および準要保護児童等援助費についてであります。

今年度からの新たな取り組みとして、生活支援を必要とする児童生徒に対し、学習支援人材バンクに登録している教員OBにご協力をいただき、夏休みを利用してほくとっ子チャレンジ教室を開催いたしました。

また、経済的理由により就学に要する費用を援助する就学援助費につきましては、国が対象としている生活保護世帯に加え、これに準ずる準要保護世帯に対しても就学援助費を支給しており、昨年度は、小中学生合わせて291名に総額約2,300万円を支給しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

防災対策の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市防災会議における女性を登用する取り組みについてであります。

北杜市防災会議の委員には、これまで2名の女性をお願いしております。今後も委嘱する際に女性を選出していただけるよう、関係団体・関係機関等に働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織の拡張と対応についてであります。

自主防災組織は大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に食い止めるための重要な役割を担っていることから市でも区長会において働きかけを行い、組織化を推進しているところであります。

今月3日の市総合防災訓練でも自主防災組織が設立されている地域を孤立集落に想定し、実践的な訓練を行い一定の成果を得ることができました。

現在、市内には59の自主防災組織が結成されておりますが、今後も自主防災組織の設立をさらに推進し、自助・共助等の地域の防災意識を向上させてまいります。

次に、女性消防団員の防災リーダー研修への参加についてであります。

女性消防隊は本年4月の発足から本市の消防防災の新しい力として期待が寄せられており、これまでに軽可搬ポンプによる消防技術の向上や市総合防災訓練での防火・防災の啓発活動などに活躍をしていただいております。

今後、女性特有のきめ細やかな視点を日ごろから生かせるよう甲斐の国・防災リーダー養成講座をはじめとする研修会などへ積極的に参加し、防災に関する知識を高めていただきたいと考えております。

次に、避難場所の整備・運営・訓練についてであります。

市では市内37カ所の避難所を整備しており、実際に避難所を開設する場合は指定避難所の中から災害の状況に応じて安全な避難所を選定し、市民の安全確保を図ることとしております。

また、市民の皆さまに対してもいつ起こるか分からない地震に備え、毎年実施している地震災害を想定した市総合防災訓練などにより、防災・減災への意識醸成を図っております。

また来年度からはNPO法人の協力を得る中で、住民に自主的に避難所を開設していただく訓練などを導入していく予定であります。

次に、福祉避難所の対応と状況についてであります。

高齢者や障がい者等の要援護者については、一般の避難所では生活に支障を来す恐れがあることから、福祉避難所等において特別な配慮をする必要があります。そのため平成24年10月に北杜市と14の社会福祉法人等との間で福祉避難所の指定に関する協定を締結し、災害時における要援護者の受け入れ等について円滑な連携および対応を図ることとしております。

現在、福祉避難所は公共9施設、民間25施設を指定しているところであります。

次に、食品ロス削減に向けての取り組みにおける災害備蓄食品の有効活用についてであります。

防災備蓄庫を市内8カ所に設け、水・パン・ミルク等を保管しております。その中で賞味期限が近づいた災害備蓄食品については、市内保育園の防災訓練や市総合防災訓練において試食用として配布を行っております。また社会福祉協議会の緊急食料支援事業へも提供を行うなど廃棄することなく有効活用をしております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共施設等総合管理計画の進捗についてであります。

本年３月に策定した公共施設等総合管理計画に掲げる目標を具現化するための基本方針に基づく工程表により進めております。

本年度は公共施設の現状と将来に向けての課題等について、市民との情報共有を目的に市の広報紙やホームページへの掲載と８地区での市民説明会を行っております。併せて１８歳以上の市民２千人を無作為に抽出した市民アンケートを今月行ったところであり、１１月末にはその概要がまとまるよう進めております。

次に、公共施設マネジメント白書から見る市の特徴と課題についてであります。

公共施設等総合管理計画のベースとなったマネジメント白書から見ると、本市の公共施設は合併前の旧町村時代に芸術文化やスポーツの振興、また地域の特性を生かした産業・観光振興など地域の活性化に寄与するために整備した多様な施設であるという特徴があります。また日本有数の観光地を抱えていることや県内有数の農業地帯であることから、観光施設および農林施設など類似施設が多いという特徴もあります。

一方、地域の活性化などに大きく寄与する施設ではありますが、維持管理経費の増大や少子高齢化、社会経済情勢の変化によるサービス面への対応が的確になされているかなどの課題があります。

次に、PDCAサイクルの構築と市民への周知についてであります。

PDCAサイクルは業務目標を円滑に進める手法として有効であるため、公共施設最適配置の基本方針に組み込まれております。

今後、個別計画策定に向けての実現性を担保するため、計画の進捗状況に応じて検証と評価を行い、改善の上、次の取り組みへ行動するよう業務サイクルを構築するとともに進捗状況等を市民の皆さまへ周知をしてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の有効活用についてであります。

本市の公共施設は、観光施設および農林施設など広く地域の活性化に寄与する多くの施設があり、比較的新しい施設であります。

公共施設の最適配置に向けての基本方針では施設の複合化・多機能化、民間への移管、譲渡など７項目について取り組み手法としております。

このようなことから公共サービス提供の妥当性、公共施設としての必要性などを多角的に検討の上、今後策定する個別計画において、個々の施設の取り扱いについては有効活用を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次の答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ごみの適正処理と減量化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、家庭ごみの減量効果と対応についてであります。

本市では一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量とリサイクル活動を推進しております。またごみ袋の記名を義務付けている効果もあり、1人当たりのごみの排出量が県内で一番少なく、リサイクル率も例年上位に位置していることは、市民のごみのリサイクル化についての高い認識と取り組みの成果と考えております。

今後もお祭りやイベントでのリユース食器の活用や各区においてペットボトル等の資源物をリサイクルするなど4つのR、リデュース、リユース、リサイクル、リフューズを推奨し、さらなるごみの減量化と資源物の再利用化を図りたいと考えております。

次に、リサイクルの推進と学習会の実施についてであります。

本市ではごみカレンダーや分別収集マニュアルを用いて広く市民に周知し、リサイクルの推進を図っております。特に各地区の地域環境委員においては環境行政の広報や相談窓口としてご活躍され、地域の資源物リサイクル活動に多大なる貢献をいただいているところであります。

また地域からの要望に応え、ごみ分別出前講座や環境学習プログラムで講師による環境教育を実施するなどリサイクルの推進のための学習会等を開催しております。

次に、災害廃棄物処理計画の策定についてであります。

本市の災害廃棄物処理計画は近年、国内での大規模災害時に発生する災害廃棄物を迅速かつ効率的に処理を行い、市民生活環境の保全に努めるため平成27年度末に策定いたしました。

なお、甚大な災害などの有事に対しては、処理計画に添って災害廃棄物処理実行計画を実行いたします。

次に、3010運動の普及取り組みについてであります。

3010運動は、平成23年に長野県松本市で宴会時の食事開始30分と終了前10分に提供された料理を集中していただくことで食品ロスを抑える取り組みです。本市では現在未実施ですが、近隣自治体の成果を見据え今後の参考にしたいと考えております。

次に、市民参加によるごみ焼却施設の見学によるスキルアップについてであります。

現在、市内の可燃・不燃ごみを葦崎市のエコパークたつおかにて焼却処分およびリサイクルを行っており、小学校4年生の公共施設研修の受け入れなど広く見学を随時受け付けております。多くの市民の方々にも興味・関心を持っていただくため、足を運んで実際に見てごみ減量化について、日ごろの生活の中で生かしていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

食品ロス削減に向けての取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、食品ロスの認識と市民業者が一体となった3010運動の取り組みについてであります。

世界で約8億人が栄養不足人口とされ、さらには世界人口が2050年までに97億人となり食糧不足が懸念される中、食品ロスへの関心が国際的に高まり、昨年開催されたG7農相会合やG7環境相会合においても食品ロス削減が重要課題となっております。

日本では未来投資戦略2017で食品ロスの削減に向けた国民運動を展開していくとされ、食品ロス削減に関する取り組みを推進しております。

本市ではこれらの動きに先駆け、平成27年2月に北杜市食育推進計画を策定し、循環型社会形成の推進の具体的な取り組み項目として食品廃棄物の減量化の促進を掲げており、3010運動など市民、事業者、行政が連携して取り組む課題と認識しております。

次に、学校・保育園の食育・環境教育の取り組みについてであります。

学校では学校ごとに栄養教職員が中心となり、学校給食を支えている地域食材についての紹介や献立の説明などを行うことにより、生産者への感謝や郷土を愛する心の育成に取り組んでいるところであります。

また、保育園では地域の生産者と連携しながら教育ファーム事業に取り組むとともに、親子食育教室をはじめ栄養士による食育講話やクッキング教室などを開催し、園児に野菜の成長や旬の時期、食べ物を作る楽しさ、食べる楽しさを伝えているところであります。

こうした食育教育により生産農家への感謝や食物の大切さなどを学ぶことができ、食べ残しを減らす意識も育まれ食品ロスを減らすための環境教育にもつながっていると考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

空き家対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、空き家等調査の実施状況についてであります。

平成27年度に実施した空き家等の調査については、昨年度までに状態を確認するための外観調査を行いました。本調査終了後においても市民からの相談などにより新たに空き家等を把握に必要な調査を行っております。

今後もさまざまな機会を通じて情報収集を行い、空き家等の実態を把握してまいりたいと考えております。

次に、予防対策についてであります。

適切に管理が行われない空き家等を増やさないためには、所有者の管理意識を高めていくことが重要であると考えております。

本年7月11日から8月18日までの間で実施した空き家所有者意向調査において、所有者の意識醸成のためにチラシを同封したところ、これまで以上に所有者から空き家等の管理や除却に関する相談などがあり、必要な情報提供を行ったところであります。

現在、空き家所有者意向調査の結果を分析しており、北杜市空き家等対策審議会のご意見を伺いながら引き続き効果的な予防対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

以上で当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

再質問はありますか。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

それでは2項目めのごみ適正処理減量化について、再質問いたします。2点よろしくお願ひします。

本市は環境日本一を目指しており、家庭ごみの減量とリサイクル活動の推進は大切なことであります。1点目として1人当たりのごみ排出量が県内で一番少ない量と聞いています。1人当たり1日何グラムの排出量なのか。また2番目の市町村との排出量の差はどのくらいあるのかお伺ひいたします。

2点目ですけども、リサイクル率も例年上位に位置しておりますが一歩ずつ市民の方と取り組んできた成果と考えますが、その取り組みの内容をお伺ひいたします。

2点、よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

進藤正文議員の再質問にお答えいたします。2点質問をいただきました。

まず1点目のごみの排出量、1人当たりの量についてというご質問であります。

この内容につきましては、環境省が毎年実施しております、一般廃棄物処理事業実態調査の調査結果、これは平成27年度の実績になりますけど、これをもとに山梨県がデータを取りまとめております。その内容によりますと本市のごみの排出量は1人当たり1日536グラムとなっております。県下で一番少ない状況であります。2番目の県内市町村との差は14グラムという状況であります。また市のみで比較しますと、2番目の市とは106グラムの差という状況であります。

続きまして2つ目の質問であります。リサイクル率についても県内で上位であるということで、その取り組み状況についてというご質問であります。

本市におきましては県内一ごみの排出量が少ない、またリサイクル率も高いという状況であります。このことにつきましては、各地区や地域において地域環境委員さんをはじめ地域住民のリサイクル化に対する意識の高い取り組みの結果と考えております。また市におきましても例年発行しますごみカレンダーに分別表を表記するとともに、本年度また新たにごみおよび資源物の分別マニュアルを刷新しまして各家庭に配布したところであります。こういった状況からさらにごみの減量リサイクル化が図られるよう市としても期待しているところであります。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問は。

進藤正文君。

○4 番議員（進藤正文君）

3 項目めの食品ロス削減に向けての取り組みについて再質問いたします。

学校・保育園における食育・環境教育の取り組みをさまざまな方に関わっていただき、学校では生産者への感謝や郷土愛を心に育成する取り組みをやっています。保育園では野菜を食べて育て、食べる楽しさや食べ残しを減らす意識が育まれています。そこで2点、よろしくお願いします。

保育園での教育ファーム事業の内容をお伺いいたします。

また2点目の、保護者の声も踏まえてどのような成果があったのかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

進藤議員の再質問にお答えいたします。

食育は知育、徳育、体育の基本となるということから、北杜市では保育園、学校で食育を推進しております。そんな中で保育園の状況ですけれども教育ファーム事業として市立保育園14園、全部で延べ134回。ですから年間に、1園当たり10回近くの教育ファーム事業をやっております。年間を通して土作りから種まき収穫、あるいは加工品づくりということを保育園児にしてもらっています。もちろん地元の指導農家が支援する中で行っております。

もう一方では食育推進事業として年長児の親子を対象に、実際に料理教室などをやって試食をしてもらっている。これは私立の保育園1園を含める15園で行っております。年間延べ18回、252組が参加しております。

そんな中で保護者の声だとか成果ということですが、子どもが食べ物の大切さを知った、料理に興味を持つようになった、保護者は食育の重要性を知り家庭でも実践すると。こんなような声が多数寄せられております。野菜作りや料理を通して親子で食の重要性や食の大切さを実感してもらい、そのことが食べ残しの削減につながっていくと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

進藤正文君。

○4 番議員（進藤正文君）

4 項目めの公共施設等総合管理計画について再質問いたします。

公共施設の現状と将来に向けての課題等について、市民との情報共有を目的に8地区で市民説明会を行ってきました。まだ2地区残っていますが、今までどのような声があるのか、お伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

進藤正文議員の公共施設に関する再質問、市民説明会における意見の状況についてのご指摘についてお答えさせていただきます。

8月24日からこれまで6カ所、計150名を超える市民の皆さま方にご参加をいただき、その中で直接、あるいはアンケートで付された意見について申し上げますが、総じて皆さん前向きなご意見でございます。特に印象にあるものとしては財産は大切、けれども財政の健全化はもっと重要であり、全員が納得いかないかもしれないけれども市からは思い切った提案をしてほしいという声。あるいは財政の厳しさや人口構成が変化することは十分承知しているということから、そこではなくてもっと有効に活用できるような、未来に向けたような説明だったり進め方をしてほしいと思うといった声が印象に残っておりまして、改めまして諸先輩方の財政健全化に向けた取り組みですとか、市民の皆さま方の見識の高さに敬服しているというような状況であります。そのほかには昨日も出ました、大事なことからもっと周知をすべきではないかと。あるいは市が持つべき施設と民間に委ねるべきものもあるのではないかとといった声。そして最終的にはもっと重要なのはやはり地域の活性化、地域づくりの取り組みを進めながら、その中で再編を見極めるべきであって、具体案を早く示してほしいといったような声があったというふうに整理をしております。

つきましては今後アンケートもございすけども、それらに基づきまして未来志向で前を向いて、また担当部局と議論、検討を重ねて個別計画策定につなげていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

5項目めの空き家対策等について再質問いたします。

空き家等の所有者に意向調査の実施を行ったようですが、空き家となった経緯とか管理で困っていることなどあると思いますが、どのような内容が意向調査であがってきたのかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

進藤議員の再質問にお答えいたします。

意向調査の内容ということでございます。

空き家の所有者の意向調査は送付先不明を除く464件の所有者宛てに家を取得した理由、現在の利用状況や今後の管理、理由などについての調査を行ったものであります。取得した理由としては約7割が相続であり、また全体の約3割がまったく利用されていない空き家でありました。利用しない理由として老朽化していて利用できない。活用したいが借り手、買い手がないなどの回答がありました。管理については約7割が所有者自身で行っており、管理の作業が大変であること、遠方に住んでいるので管理が困難であること、管理費用が負担になるこ

とが課題として挙げられております。

今後の利用などについては引き続き利用する、活用の意向がある、除却の意向があるといった回答がありましたが、空き家のままにしておくとの回答も同程度の割合であり、他人に貸すことへの不安や代々受け継いできた財産を処分することへの抵抗、将来利用するかもしれない、解体費用をかけたくない、捨てられないものがあるといった理由があげられております。この調査結果については北杜市空き家等対策審議会へ報告したあと、公表を行っていく予定であります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

6項目めの教育現場における貧困対策について再質問いたします。3点お願いします。

子どもの貧困が深刻な状況の中、すべての子どもたちが夢や希望を抱き、たくましくしなやかに成長することができるよう山梨県においては市町村長や学校長、PTA等の代表者による山梨子ども貧困対策推進協議会を設立し、全県で貧困の実態を把握する調査を実施したところですが、北杜市における調査の状況についてお伺いいたします。

2点目ですけれども、特に所得の低い世帯に向けた義務教育の就学援助についてランドセルの購入等、小中学校入学準備金について小学校、中学校の従来の支給金額はいくらでしょうか。今までのですね。また要綱が変更になりました。支給金額も変更になったのでしょうか、お伺いいたします。

3点目に要保護児童生徒と準要保護児童生徒との支給金額に違いがあるのか、または同じ金額で支給されるのかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

3点、ご質問をいただいております。

1点目については確認をさせていただいておりますので、まず2点目からお話をさせていただきます。入学準備金の額についてご質問をいただいたと思います。

まず小学校への入学準備金は昨年度が2万470円、本年度が4万600円になってございます。また中学校への入学準備金については昨年度が2万3,550円、本年度が4万7,400円になってございます。

次に、3点目のご質問で要保護、準要保護世帯に対する支給単価が違うのかというようなご質問かと思っております。

これにつきましては、市では国の支給単価基準に基づいた支給単価を設定してございます。このことから要保護、それから準要保護世帯ともに同一の額の支給がされているところでございます。

1点目については福祉部から答弁をさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

進藤正文議員の再質問、1点目の県で実施をいたします貧困の実態調査については福祉部のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

県におきまして家庭の経済状況と子どもの学力の関係を把握し、貧困状態の子どもに対する効果的な支援につなげることを目的に、子どもの生活習慣や学習環境に関する実態調査を実施いたしました。

県での調査対象は県内の小学1年生、小学5年生、中学2年生、高校2年生の10%に当たる保護者、また小学5年生、中学2年生、高校2年生の10%に当たる児童生徒を対象としております。北杜市では10%に当たる対象児童の選定が難しいこと、また調査対象数を多くすることにより、より精度の高い調査把握をしたいことから県が実施いたします調査対象の学年全員につきまして、小中学校等の協力もいただく中で悉皆調査を実施することといたしました。

保護者には就労状況や収入、公共料金の滞納の有無、将来の子どもへの教育意向、習い事、行楽の実施状況、公的支援の認知度を質問。子どもには持ち物、将来の希望、食事の状況、放課後の居場所、学習時間、将来の進学希望等について尋ねております。保護者、子どもともに調査につきましては無記名で行っております。

県によるスケジュールによりますと調査を7月、夏休み前にこれはもうすでに終わっておりますが10月には中間結果、またおおむね12月には最終結果を公表することとしております。

市におきましても県の集計方法等を参考に集計を行い子どもの貧困の実情を把握、今後必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

また先ほどの3点目の質問で要保護児童のランドセル等のご質問でございますが、保護世帯につきましては教育扶助、または一時扶助の中で国のほうの基準で定められた額もございますので、その中で対応している状況でございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

○4番議員（進藤正文君）

以上で終わります。

○議長（中嶋新君）

進藤正文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

その前に傍聴人の方をお願いいたします。

私語は謹んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

次に日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に日本共産党、13分。次にほくと未来、15分。次に無会派 保坂多枝子君、15分。次に無会派 池田恭務君、15分。次に無会派 清水敏行君、15分。次に北杜クラブ、42分。最後にともにあゆむ会、26分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に日本共産党、15番議員、清水進君。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

安倍首相は、明日招集の臨時国会冒頭で衆議院を解散することを正式に表明をいたしました。この冒頭解散は森友・加計疑惑究明などのため、野党4党が憲法第53条に基づき要求した臨時国会開催を事実上、葬り去る憲法違反の異常なやり方です。首相は会見でアベノミクスを進める。再来年10月予定の消費税10%への引き上げによる財源の一部を教育・子育てにまわすと強調をいたしました。とんでもない居直りであります。

安倍政権売り物のアベノミクスは大企業には史上空前の儲けをあげさせる一方で、働く者の賃金は上がり、格差と貧困を拡大させ日本経済を深刻化させる破たんした政策であります。その推進は国民の暮らしの実態を見ない無責任な姿勢です。消費税増税の用途変更は極めて悪質な企てです。2014年4月に強行された8%の増税は、国民の暮らしを直撃し消費を冷え込ませ深刻な不況は今も続いています。

今度は看板を変え教育や子育てという看板で増税を押し付ける、日本経済も暮らしもどん底に突き落とす増税は認められません。今回の解散は国政を私物化し秘密保護法、戦争法、共謀罪の強行を行ってきた強権政治への市民の怒りの沸騰で、世論に追い詰められた結果であります。総選挙で安倍政権に退場の審判をくだすことが求められております。

それでは大きく2点の質問を行います。

最初に中部横断自動車道長坂～八千穂間、6月議会の私の質問で以下の答弁をされたことに対し改めて認識をお伺いいたします。

1点目、B案ルート帯について国土交通省が計画段階評価の手続きにおいて公表されているものと認識していることから今後、国土交通省に問い合わせる予定や市民へ説明する予定はあ

りませんとの答弁ですが、2013年1月から2月にかけて行われた国土交通省主催の地元説明会以降、沿線住民の会が情報開示請求で資料入手した2017年1月まで、B案ルート帯の地形図等については一切公表されることがありませんでした。国土交通省が計画段階評価の手続きにおいて公表されたとの答弁は事実誤認ではないか。

また2点目として、須玉インターチェンジ付近から国道141号線沿いに北上するルート案に関連する資料についてであります。この資料についても本市は国土交通省から提示および説明は受けておりません。しかし国土交通省が過去に開催した計画段階評価手続きによる地元説明会において長坂経由の理由を説明したと伺っており、本資料についてはすでに国土交通省から説明されたものであるという認識から、改めて市民に説明を行う予定はありませんとの回答ですが、同じく住民説明会では須玉からのルートは一切説明を行っておりません。また国土交通省は計画段階評価の手続きプロセスにおいて、住民への複数ルートの提示と比較評価の機会を一切与えておりません。国土交通省が説明したとのことですが、事実誤認ではありませんか説明を求めます。

環境アセスメントについては今後、環境影響評価、環境アセスメントの手続きが進められる中で住民説明会など市民からの意見を聞く機会が持たれることから、国・県など関係機関と連携をしながら市民の皆さんにご理解をいただき、環境や景観に配慮した計画となる協議、検討、対応等をしてまいりたいと考えていますとの答弁をされました。沿線住民の会が国土交通省に対し環境アセスの方法書、昨年度に大日本コンサルタント株式会社に業務委託した報告書が2017年3月に開示されましたが、本編と図面集、221ページのすべてが黒塗りとされていました。

この理由として公にすることにより率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ、不当に国民の間に混乱を生じさせる恐れとしています。どんな調査をしているのかも明らかにしていない中、これで市はよしと判断するのか。環境影響評価、市として独自調査が必要と考えますが見解を求めます。

そして長野県南牧村ではB案ルート帯に対し、1キロ幅のルート帯に入っている山梨県境から野辺山までの長野側住民がルートの変更を求めて国土交通省へ要請を行っております。北杜市はその要請や内容など把握しておりますか、お伺いをいたします。

山梨県側の概算建設費約1,600億円から1,800億円が示されておりますが、高速道路建設に伴う地元負担はどのように国から示されているのか、お伺いをいたします。

昨年5月、石井国土交通大臣はいかに地域の心配する声とコミュニケーションを取るかが課題、連携して対応したいと山梨・長野県知事へ発言をしています。建設ありきでなく地元北杜市で環境や農業、地域経済などへの影響を検討する委員会が必要ではないか見解を求めます。

次に、厳しい介護認定を改めること、65歳からの介護保険に関して伺います。

国では介護保険法の改定を行い、地域包括ケアシステムの深化・推進について発表をいたしました。

国ではこのように介護保険総合データベースの資料の一部を活用し、今回は質問をさせていただきます。

①資料のように全国データに基づき、要介護認定の適正化が行われております。認定率の引き下げをしたらインセンティブ(誘因)として交付金給付が行われる。表にありますように1人当たりの介護費が高い大阪府大東市、主治医が要支援1の男性、身体障害者手帳3級をお持ち

の方に対して通院リハビリを利用すること、入浴もそこでする計画を立てましたが、市はその計画を認めず通院リハビリはせずに自分で介護予防体操をなささい、入浴は自宅風呂を改修すること、このように改正を求めました。この男性は必要なりハビリが受けられず、かえって重症になっております。総合事業実施前は介護保険サービスを利用していました。このように介護保険の利用制限や卒業も指導されている自治体も生まれて、利用料は低く抑える結果となっています。

②と③資料が山梨県内の自治体の状況であります。②の資料は認定率が平成28年3月に全国平均17.9%、山梨では平均が14.2%に対して北杜市は9.3%と最低です。中でも1人当たりの介護費が在宅での比率8.3%は県内13市の中で最低でもあります。要介護2以下で軽度者の認定は甲府市の認定の半分以下であります。

③、この資料パネルであります。国は各自治体の費用を減らして、どれだけ国に寄与しているのか、こうしたことをこの表で表しております。上の表は山梨県自治体の1人当たりの介護費の地域資料であります。この0.0ラインが全国平均ですが北杜市ではマイナス0.3を下回っております。この下のほうの図においては、認定率の地域差指数であります。同じく0.0のラインが全国平均ですが、北杜市はマイナス0.5の水準であり県内最低であります。市内には元気老人が多いだけでは説明が付きません。この結果は以前から指摘しているように申請を受け付けするのではなく、相談によって申請を先送りする北杜市システムになっております。このことが原因ではないでしょうか。2018年に向けて新たな計画が現在策定され、その準備を行っている時期であり、以下3点伺います。

1. 低い認定率を改め、実態に合った認定にすべきではありませんか。市の目標はどのようになりますか。
 2. 大阪府大東市の事例のように介護計画を市が意見し変更することはありますか。新年度以降の方針はどうなりますか。
 3. 65歳から障害福祉から介護保険サービスに切り替える、そうするとサービスの削減や自己負担ということが新たに発生してまいります。市はどのように対応していますか。
- 以上をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

15番、清水進議員の介護認定等における実態に合った認定と市の目標についてのご質問にお答えいたします。

要介護認定等については、地域包括支援センターが相談窓口となり状況把握に努めた上で申請していただいております。認定調査員による調査を行い、主治医の意見書をもとに1次判定を行います。

次に1次判定に基づき保健、医療、福祉分野などの専門職からなる認定審査会で調査の特記事項、医師の意見書をもとに介護度を審査・判定しており、全国で統一された手順に従って介護保険の趣旨、目的に添って実態に合った認定に努めております。

介護認定率が低いのは、新しい総合事業に先駆けて取り組んできたことや介護予防事業に力を入れて積極的に取り組んできたことによるものと考えております。

なお、認定について目標となる率は定めておりません。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

介護認定等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の関与によるケアプランの変更についてであります。

大阪府大東市の事例については、専門職から構成される地域ケア会議においてケアプランの再検討がされたと認識しております。

本市においては個々の状況に合わせ、自立支援に向けたケアプランとなるよう努めてまいります。

次に、障害福祉から介護保険サービスへの切り替えについてであります。

制度により障害福祉サービスを受けている方については、65歳になると介護保険のサービスに移行いたします。このため早い段階で障害者総合支援センターかざくるまと連携し、十分な準備期間を取ることで円滑に移行できるよう、市としても支援してまいります。

また介護保険に相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、状況に応じて利用することができることとなっておりますので、適切なサービスが提供されるよう支援してまいります。

介護保険移行後の自己負担の増加については現在、国において軽減する措置を検討しておりますので国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

中部横断自動車道長坂～八千穂間について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新ルート沿線住民の会が国土交通省から入手したB案ルート帯の地形図の公表についてであります。

B案ルート帯の地形図等といった資料について、市は国土交通省から提示および説明は受けておりません。またB案ルート帯については、国土交通省が計画段階評価の手続きにおいて公表していると再度、国土交通省へ確認しております。

次に、須玉インターチェンジ付近からのルート案に関連する資料についてであります。

国土交通省が過去に開催した計画段階評価手続きによる地元説明会において、長坂接続の理由を説明した上で、複数ルートについて比較したと再度国土交通省へ確認しております。

次に、環境アセスメントにおける市の独自調査の実施についてであります。

中部横断自動車道長坂～八千穂間の今後の予定として、環境アセスメント手続きを実施していくと国土交通省から聞いております。市としては、その手続きにおいて地域への影響等をしっ

かりと検討するよう要望しており、国土交通省もそのことを確認していることから市独自の調査は考えておりません。

次に、長野県南牧村のB案ルート帯に関する長野側住民からのルート変更の要請についてであります。

国土交通省および山梨県、ならびに長野県南牧村からの情報は聞いておりませんので、要請の有無や内容については把握しておりません。

次に、高速道路建設に伴う地元負担についてであります。

現段階で国土交通省からは高速道路建設に伴う地元負担に関する説明は受けておりません。

次に、北杜市の環境や農業、地域経済などへの影響を検討する委員会についてであります。

市では平成25年度に中部横断自動車道の整備を見据え、北杜市の恵まれた地域特性を踏まえながら、地域の活性化に結びつける取り組み等を住民自らが主体的かつ計画的に推進するためのまちづくりの構想を検討するため、学識経験者・市民代表者・各種団体の代表者・国土交通省・山梨県・北杜市の職員で構成する北杜市中部横断自動車道活用検討委員会を設置しております。

引き続き事業の進捗に合わせて委員会を開催し、沿線地域の活性化について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで残り時間を報告いたします。2分53秒です。

清水進君の再質問を許します。

再質問ありますか。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは再質問、最初に中部横断道についてお伺いをいたします。

この課題は多くあると思います。また問題も山積をしています。例えば長野県側で北杜市からの計画ルートを変更してほしい、地区からの要望も出ていますし、変更を求める住民が署名活動にも取り組んでおります。長野県側のルートが変更となれば接続する北杜市のルートも影響するのではないか、こうした問題。

また国の環境アセスメントでは、先ほど話したように市民の情報開示でも黒塗りの回答しかない。判断つかないものしか示さない。このルートの中には世界かんがい施設遺産、高根町村山六ヶ村堰の場所を通る計画であり、やはり地元で環境影響調査を検討しなければいけない課題でもあると思います。そして情報開示によって明らかにされた建設概要費用、こうした図面図の中に北杜市内の山林を買収する。それは1平方メートル約500円です。都内の道路建設で建物補償というのは例えば建物が台所、食堂を取り壊すとなれば今、国はその部分の補償しませんが、建物全体には補償しないのが実態となっています。そして長坂ジャンクション、こうした接続となれば、どれだけの農地がつぶれるのか、そうなれば当該自治体は分断される可能性も生まれる。高根町を横断することになれば、どれだけの水田がつぶれて水路を直さなければいけないのか。またその工事期間によってだいぶ違ってくる。本当に交通料金だけで、この道が採算が取れるのか。まだまだ多くの課題、問題があると思います。新たな検討委員会

が必要だと考えます。

そして先ほど、今ある検討委員会と言われましたがいつ会議を再開するのか、改めてその点もお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

まずルートでございますけれども、これにつきましては平成27年4月に平成26年計画段階評価として山梨県内については清里高原の南側を通りつつ、よりアクセス性に配慮したB案ルート帯という対応方針が決定しております。その理由の1つとして山梨県区間については、これまでのルート帯の比較や主要な観光地間の連携やおおむねの費用の観点からB案ルート帯が適当であると示されております。また環境影響評価等につきましては、現在その評価項目や調査、予測、評価の手続き等の内容を示した報告書の手続きに向けた準備を進めているところと国土交通省より聞いております。報告書（案）がまとまれば環境アセス法に基づき公告・縦覧するとともに住民説明会を開催し、その内容等についての意見を聞くことになっておりますので、市としましては地域の意見を聞く中でしっかりと検討していただけるよう国土交通省および県と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、検討委員会の今後の開催等でございますけれども、これにつきましては、地域住民が主体になって取り組むべきことや行政が主体となって取り組むことなど、中部横断自動車道の整備を見据えた地域活性化に結び付けるための具体的な取り組みなどを策定する予定でございます。時期的にはいつとは言えませんが、今後の進捗状況を見据えながら開催したいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

まず建設ありきでなく、やはり問題点を整理して新たな検討委員会が必要ではないか、その点について再度お伺いをいたします。

時間がないので次に介護の問題について伺います。

市職員である医師の話として自分の患者さんの状況から、患者さん自身が食事やトイレなどを一人でできるようにということで、介護保険サービスを利用して能力を維持することが必要だということで介護認定を行ってほしいと進めました。しかし認定が認められない。この市はなんて判断が厳しいんだというふうなことを直接、医師が話をしています。この課題は市の専門事業であるため困っている人の状況がなかなか分かりませんが、直ちに改善すべきだという点を重ねて申し述べ、その状況をお話してください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

活用検討委員会のことでございますけども、活用検討委員会につきましては中部横断自動車の整備を見据えまして、北杜市の恵まれた地域特性を踏まえながら地域の活性化に結び付ける取り組み等を住民自らが主体的かつ計画的に推進するためのまちづくりの構想を検討するために設置された組織ということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

介護保険法では保険給付は状況の軽減、または悪化の防止に資するよう行われることとされておりまして、その方の自立支援に向けて何を目標としてどう取り組んでいくかが重要であると考えております。認定により介護保険サービスを受けることだけがその方が有する能力に応じた自立した日常生活を営むために最も効果的な方法であるとは限りません。先ほどの答弁と重複いたしますが市では介護保険の趣旨、目的に沿って実態に合った認定に努めております。認定率のみを指標として、介護保険の適用に厳しい対応を行っているわけではございませんのでご理解をいただきたいと思います。

先ほど医師の診断書に基づく介護認定がされないというような事例のご指摘がございましたが、個々のケースにおきましてはいろんな背景等があると思いますので、この場で一概にそれをもって介護認定が厳しいとか、そういうことはちょっと答弁は避けたいと思いますので、個別のケースにつきましては改めていろんな背景があろうかと思いますが、状況があろうかと思いますが、地域包括支援センターのほうに改めてご相談をいただければと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで15番議員、清水進君の一般質問を終わります。

次にほくと未来、10番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

議長のお許しが出ましたので、一般質問を3項目にわたりまして行いたいと思います。

第1点目ですが、地域の活性化を期待する農業生産法人の参入についてであります。

本市においては近年、多くの農業生産法人の参入が見られ、遊休農地・耕作放棄地の解消が図られ、併せて雇用の創出を生み地域農業の活性化に大きく貢献をして、さらなる参入を期待しているところでもあります。

耕作放棄地が多く介在した武川町内においては、すでにアグリビジョンによるトマト栽培と日通ファームによるパクチー、ほうれんそうの栽培が行われております。さらに三吹地内の中山地区で耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の実施により企業参入が見込められることから、この事業が進められておりますがこの事業の内容等についていくつかお伺いをいたします。

1つとして、これまでの市内における企業の参入数とその面積および雇用の創出の実績についてお伺いをいたします。

2番目として、企業参入が見込まれる中山地区の事業規模と総事業費についてお伺いをいたします。

また3番目として、同地区の基盤整備事業の完了予定と参入企業の事業着手予定について併せてお伺いをいたします。

4番目として、同地区の埋蔵文化財の調査状況についてもお伺いをいたします。

それから5番目として、同地区の基盤整備完了後の参入企業についてお伺いをします。

また6番目として、参入企業の事業規模についてはどのようなものかお伺いをします。

また7番目として、同地区の参入企業の雇用予定人数はいかがでしょうか。

またさらに8番目として、この地域においては進入道路が狭く工事および今後の生産過程においても通行に支障をきたすと考えられるため、進入道路の改良も併せて実施すべきと思いますが、どのように考えているかお伺いをいたします。

続きまして2番目の項目ですが、尾白川河川整備および改修工事等の早期着手をということでお伺いをいたします。

近年、南アルプス甲斐駒ヶ岳の花崗岩が風化し上流の各沢においては土石流が堆積しており、集中豪雨時には尾白川に流れ込み河床が上がり、各用水路の取り入れ口は土砂に埋まり、水田にも流入被害が発生している状況であります。

また、昭和34年の災害後に復興した護岸も半世紀以上の経過により、堤防の基礎部分の破損が生じて災害の恐れが予測され、尾白川沿線の白須・台ヶ原・三吹地内の住民は台風・集中豪雨時には常に避難を余儀なくされている状況もあります。

思えば今から58年前に発生した昭和34年災の台風7号で大武川・尾白川が氾濫し、大災害を被り大勢の死者・行方不明者が犠牲となりました。地域住民からは大武川は整備されたが尾白川の整備・改修工事はいつから始まるかとよく聞かれます。地域住民の期待と要望は長年の懸案であります。一日も早い着工で土石流に対する不安を解消し、安全な暮らしを確保していただきたく以下お伺いをいたします。

1番として尾白川の河川整備の早期着工について、今の状況についてお伺いをいたします。

さらに2番として防災上、大武川に架かる駒城橋の架け替えについても併せてお伺いをいたします。

続きまして、教育長にお伺いをいたします。全国学力・学習状況調査の結果対応についてであります。

山梨県教育委員会は8月28日、小学校6年生・中学3年生を対象とした2017年全国学力テストの結果を公表し、県の平均回答率は中学校の国語と数学の計4分野のうち3分野で全国平均を上回ったが、小学校は国語と算数の全4分野で全国平均を下回った。この結果に県教育委員会は小学校は全国平均を下回り課題があるものの、過去のテストと比較すると中学校で伸びがみられ、全体としては改善傾向にあるとしています。この学力テストの結果を踏まえ、北杜市教育委員会の考えを以下、お伺いをいたします。

まず1点目として、公表についての考え方についてお伺いをいたします。

2番として、全国平均から見た市内の小中学校の平均回答率はいかがだったでしょうか。

また3番として、各学校ごとの回答率は各学校ごとに把握しているでしょうか。

4番目として今回の学力テストの結果を踏まえ、その課題等についてどう捉え、どのような授業改善に結び付けていくか、このへんにつきましてお伺いをいたします。

以上3項目にわたり質問をさせていただきました。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

10番、福井俊克議員の尾白川河川整備についてのご質問にお答えいたします。

尾白川は急勾配であるため、また昭和34年の土砂災害を教訓として国では中流域に砂防堰堤などの施設整備を行ってまいりました。

想定される大規模な土石流が発生した場合、下流域の安全を確保するには十分な施設整備が行われていないことから、これまで下流域の事業概要等についての地元説明がされてきたところでもあります。地元においても同意が得られたため、先月、下流域の地元区長から尾白川改修工事の早期着工の要望書が、また甲斐駒清流懇話会から提言書が国および市に提出されたところでもあります。

国では今後設計を進めていく予定と聞いておりますので、市としても国に対し事業の早期着工を求めていくとともに地元への支援等を行ってまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

10番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公表についての考え方についてであります。

全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善に役立てるために行われているものであります。

市教育委員会では、文部科学省から示された調査結果の取り扱いに関する配慮事項を踏まえ、この調査が学力の特定の一部のみを測定しているものであること、また序列化や過度な競争が生じないよう教育上の効果や影響に十分配慮する必要があることから、各学校を介して調査結果に基づく市全体の状況を公表することとし、学校名を明らかにした公表は行わないことといたしました。

次に、全国平均から見た市内小中学校の平均正答率についてであります。

本市では、小学校の算数の活用に関する問題を除き、小中学校すべての教科で全国平均を上回っており、山梨県平均との比較においては小中学校すべての教科が上回っている状況であります。

次に、学校ごとの正答率の把握についてであります。

学校ごとの正答率は、市教育委員会においては把握しており、また各学校にあっては自校の結果について把握をしております。

次に、学力テストの結果と課題をどのように授業改善に結びつけるかについてであります。

調査結果からは、本市の児童生徒の学力や学習環境、生活習慣はおおむね良好であると捉えているところであります。また、地域に関する興味・関心が高く、行事にも進んで参加していることや読書好きな子どもも多く、地域の図書館も積極的に活用しているなど原っぱ教育の成果が表れているものと考えております。

この調査を踏まえ、学校ごとに結果を分析し課題を明確にする中で、今後は学習の見通しと振り返り、ノート指導や言語活動の充実等を図ることにより、主体的・対話的・深い学びに向けた授業改善に努めてまいります。また、家庭との連携を密にし、家庭学習や生活習慣の質の向上を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

10番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

地域の活性化を期待する農業生産法人の参入について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、これまでの市内における企業参入の状況についてであります。

現在までに農業生産法人は20企業が栽培を開始しており、このほか5企業の参入が決定していることから本年度、施設整備、圃場整備等を進めているところであります。

栽培を開始している企業の圃場および施設の面積は160ヘクタールで、雇用については約500人で、そのうち300人を超える市民が雇用されたところであります。

次に、武川町中山地区への企業参入の状況についてであります。

武川町中山地区については平成26年12月に地権者説明会を開催し、企業参入を目的に圃場整備事業の実施に向け、準備を進めているところであります。

事業内容については、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業として計画面積は40ヘクタール、事業費17億8,800万円で平成27年度に事業採択を受けているところであります。

次に、基盤整備事業の完了予定と企業の事業着手予定についてであります。

当該地区の基盤整備事業については現在、県で実施設計を進めているところであり、埋蔵文化財調査後の平成31年度から圃場の整備に着工する予定で進めております。

本工事については9万立方メートルの土の切り盛りを行うことから4年間の工期を要するものと見込んでおります。その後、鳥獣害防除柵の設置を行い工事完了は平成35年度、参入企業の栽培は平成36年度から開始する予定で進めております。

次に、埋蔵文化財の調査状況についてであります。

当該地区においては縄文時代から近世まで幅広い時代の遺跡が分布しているとされており、本年度、試掘調査を行い、その結果、発掘調査が必要の場合は来年度本調査を行うこととしております。

次に、参入企業および事業規模についてであります。

参入企業についてはトマトの施設栽培を行う企業が1社で10ヘクタールの施設を、また醸造用ブドウの栽培を行う企業が1社で14ヘクタールの栽培を計画しております。

次に、参入企業に伴う雇用の創出についてであります。

トマト栽培企業においては常勤の正規社員、パート社員合わせて200人程度の雇用を予定しているところであり、醸造用ブドウ栽培企業においては、常勤社員は若干であります但収穫時には20人から30人程度の雇用となる予定で、雇用の創出に伴う地域の活性化に期待するところであります。

次に、進入路についてであります。

当該地区への進入路については現在、市営林道を活用しているところではありますが、幅員が4メートルで大型車両の通行に支障を来すことが予想されることから、現在、県と拡幅または新設の協議を行っているところであります。

企業参入後は大型トレーラーの通行も考えられること、また入口付近は寺院やゲートボール場があることから、地域住民の安全確保の面からも進入路の整備は必要であると考えており、圃場整備事業と併せて検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

10番、福井俊克議員の駒城橋の架け替えについてのご質問にお答えいたします。

大武川に架かる県道横手日野春停車場線の駒城橋は竣工から56年が経過し、老朽化が進行していることに加え現在の耐震基準を満たしていないこと、橋脚が多いため流れを阻害し過去の災害時には護岸を流失した経緯があります。

また、幅員が狭く普通車同士のすれ違いが困難な状況であることなどから、これまで県に対し架け替えの要望を継続して行っておりました。

本年3月、地元代表者で構成される推進委員会を設立し、地域住民の意見を伺う中で現在、県において治水上の課題も踏まえた架け替え計画の策定に向け、周辺の土地利用も考慮する中で前後の取り付け道路も含めた概略ルートの検討を行っているところであります。

市としては駒城橋は地域の生活道路として、また観光道路としても重要な橋であることから台風や地震などの災害にも強い橋整備となるよう、今後も積極的に早期整備に向け県と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

再質問はありますか。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

それぞれ前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。理解をいたしました。この事業、2事業あるわけではありますが積極的な事業展開を期待しながら、私の質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで10番議員、福井俊克君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

それでは休憩前に引き続き、再開いたします。

次に19番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

今回は1項目について質問いたします。

公有自動車の安全な運行のために。

高齢化率が35%を超え、5万人に満たない人口に対して面積が広大である本市において公共交通の果たす役割は大変大きなものがあり、交通環境の整備や運行計画は大変重要な課題であります。

最近、北杜市でも市民バスによる接触事故が発生しました。民家にも被害が及び、幸い乗客にはケガがなかったものの大惨事に至る可能性も想定されます。議会にはそのほかにも道路整備の不具合による事故や公有自動車の車両事故による損害賠償の報告がされています。ケースによっては、当事者どちらにも過失責任がある場合や市が100%の賠償を負う場合もあり、事故の発生状況はまちまちです。

県外では反対車線から車が中央分離帯を乗り越えてぶつかってしまったというような考えられないような事故もあり、いくら注意していても防げないこともたくさんあります。

また、安全を第一に考える市民バスや保育園の送迎バスは運転者のみならず、乗客としての搭乗者にもケガなどの危険もはらんでいます。

事故を未然に防ぐためにはさまざまな整備やドライバーのテクニックの向上、意識の向上等が考えられますが、万が一にも事故が発生してしまった場合には発生時の状況を的確に把握した上での十分な検証が最も重要となります。

こうしたことから車内の様子や走行中の様子が記録に残るドライブレコーダーを搭載することが必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

1点目、現在ドライブレコーダーを搭載している車両はありますか。

2点目、事故発生時の対応はどのようになっていますか。

3点目、事故が発生したときの状況把握はどのようになっていますか。

4点目、安全な走行に対しての指導はどのようになっていますか。

以上4点、お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

公有自動車の安全な運行について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ドライブレコーダーの設置車両についてであります。

公有車については16台に装着しております。また、市民バスについては全車にドライブレコーダーを設置しております。

次に、事故発生時の対応および状況把握についてであります。

交通事故等が発生したときは、公有自動車等管理運行規則など法令に定められた措置を取るとともに遅滞なく管財課長に連絡することになっております。その後、速やかに管財課職員等が状況把握を行い、警察の求めに応じ現地立ち会い、相手方の被害度合いの確認など必要な対応を行うこととなっております。

次に、安全運転の指導についてであります。

市では法に基づき各施設ごと安全運転管理者を選任し運転者に対する指導・教育を行っております。さらには北杜安全運転管理者協議会が主催する安全運転コンクールに若手職員を参加させ安全運転技術の向上を図るとともに幹部職員からの呼びかけ、グループウェアでの回覧、管財課職員からの声かけなど安全運転の啓発を定期的に行っているところであり、今後も引き続き行ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

3点ほど再質問させていただきます。

この事故はあってはならないことなんですが、万が一事故が起こってしまった場合、そのときは本当に非常に冷静で的確な判断をして行動しなければならないんですが、誰でもそういった場合は非常にパニックになってしまったり、冷静な状況ではいられないというふうに思います。その場合、的確な判断、そして次の行動をどうしたらいいかということがちょっと、訓練なり何かあればスムーズにいくのではないかというふうに思うんですが、事故対応のマニュアルなんかがあると非常に動きやすいのではないかと思います。そんなものが整備されているかどうか、1点伺います。

2点目は、先ほどの答弁の中で公有車には16台、ドライブレコーダーが搭載されているというお答えでございましたが、この公有車というのは何台あるんでしょうか。そしてこの車両の16台というのは、およそどのくらいの割合になるんでしょうか。何%ぐらいの比率でドライブレコーダーがあるのかをお聞きしたいと思います。

3点目になりますが、公有車の中にはバスのように業務委託と、それから市の管理という大まかに言いますと2つに分かれると思うんですが、保育園の送迎バスについて、このバスは小さな子どもたちが乗っているわけです。そして大人のように静かに乗っているということもあんまりないというか、車内の中でも気をつけて乗っているのではないかなというふうに思うんですが特に注意が必要だと思います。この保育園のバスの管理はどのようになっているでしょ

うか。そして保育園のバスについては、このドライブレコーダーは搭載されているでしょうか。

以上3点、お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

19番、保坂多枝子議員の再質問、3点いただきましてそのうち2点につきまして私からお答えさせていただきます。

まず1点目は、事故が発生したときのマニュアルの整備状況についてであります。

これにつきましては道路交通法などに基つきまして、まずは被害状況の確認、それから負傷者がいればその救護に当たること、それから110番、119番を経て管財課長などに報告するなどといったマニュアルを整備させていただいておりまして、職員が使用する庁内ネットワークシステム上で常にいつでも見られるようにしております。

ただ、安全運転については極めて重要でありますので、また引き続き呼びかけなどを徹底してまいりたいというふうに考えております。

それからもう1点目の公有車の台数とドライブレコーダーを設置している車両の台数、その割合ということであります。

公有車の台数は現在348台ございまして、先ほどドライブレコーダー、16台設置している状況でありますので割合としては約4.6%という状況になっております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

保育園の関係で2点、ご質問いただいております。

保育園のバスでドライブレコーダーを搭載している車両はあるかというようなご質問でございますが、市立保育園の園バスにつきましては、現在保育園バス運行規則に基つきまして5つの保育園、長坂、日野春、小泉、白州、武川で運行しておりますが、いずれのバスもドライブレコーダーは搭載されてございません。

また、保育園バスの管理についてのご質問でございます。

始業前点検はそれぞれの保育園の運転手が行い、修繕、車検等の管理につきましては保育園を所管しております子育て応援課で対応しております。

なお、園バス運行の折には必ず保育士が1名以上同乗し、園児の乗り降りのほか車中での安全に配慮をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

では再々質問をお願いいたします。3点ほどございます。

保育園バスなんかも保育士さんが乗って気を付けてくださっているんですけども、ドライブレコーダーはどんな形態になっているのでしょうか。外の様子が分かるということと、それから中の様子が分かるということが必要だと思うんですね。2台搭載している車両もあるようなんですが、角度を変えて両方見られるというふうになっているものもあるようなんですが、ドライブレコーダーはどんな形態になっているのか、1台に2台付いているのかということをお聞きしたいと思います。

それから事故が起きた場合、この発生状況を把握するということは非常に大事だと。先ほどから申し述べておりますが、このことは事故の賠償責任とか、それから次の事故の防止につながるということが非常に大きなことになっていると思います。この経費もかかることなんです。先ほど4.6%という非常に少ない搭載率だったのでちょっとその先のことも懸念されます。市としては全車にこのドライブレコーダーを搭載していくおつもりがあるか、ぜひしていただきたいと思うんですが、そのことについてお伺いいたします。

それから3点目なんですが、先ほどマニュアルがあるということでいろいろと操作手順、説明等を聞かせていただきましたけれど、マニュアルがあるだけではやはり、本当に瞬時のことですし、とっさのことですし、人の判断というのは非常に的確なものがないというふうに思いますので、このマニュアルがあるだけではなく実践に使えるような仕組みといいますか、訓練というか、そういったことも心がけていただきたいと思います。そのことについて3点、再々質問をさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

19番、保坂多枝子議員の再々質問、3点いただきましたのでお答えさせていただきます。

まず1点目はドライブレコーダーのその設置の形態についてのご指摘であります。

ご指摘がありました2台というのは市民バスのことだろうと思います。市民バスにつきましては、当然その事故が起きたときに第三者との折衝を協議すること、車内においては乗客も乗っている、それは運転手についても市としては委託しているというような状況でありますので、その客観的な状況は極めて重要だと考え車外と車内、外と内、合わせて2台を、外の場合は前方に、中の場合は運転手、それから乗客の様子が見える位置に配置をしている状況になっております。

それから2点目の事故防止の観点から公有車348台、全車に付けるべきではないかというご指摘であります。

今、市民バスには全車2台ずつ付けておりまして、公有車については16台、それは外側、前方だけ1台、付けているような状況になっております。これにつきましては、特に市外を出て都市部に、都心に行くというようなことの場合に事故が起きたときの客観的なデータを保有する必要があるということで、新車を購入するときなどに適宜付けているような状態であります。そのことと職員が常日ごろ、ほとんど公有車、稼働率100%の状態でありまして、市内において移動していくときに、どのような事故防止を図っていくのか、それはドライブレコー

ダーだけで十分なのか、直接影響があるのか、それから例えば安全管理をする上では、本当はもっと余裕のある調査行程を組むべきではないかとか、さまざまな議論がありますのでご意見につきましては、参考とさせていただきたいと思います。

それから3点目ですが、マニュアルを整備しているだけでは不十分だというようなご指摘、ごもっともだと思っております。

先般、バスの事故が発生したときにも部長会において再度の呼びかけ徹底をお願いしたところであり、また今後、担当課から周知徹底を図るなどしていくと。それからまた今、若手職員を、これは安全運転については市当局だけではなくて、各事業者共通の課題でありますので北杜安全運転管理者協議会が主催するコンクールにも出て訓練をしているような状況でありますので、そうしたあたりを踏まえて今後、検討して対応してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで19番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に2番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

早速、一般質問に入らせていただきます。

まず学校給食における地産地消について伺います。

第2次北杜市総合計画において次のように謳われております。学校給食等における地域の農畜産物等の利用拡大を推進し、地域に根差した支援を行っていきますとあります。6月議会の答弁では県の目標30%に対しまして、当市では米を含む野菜10品目で36.4%、その他も合わせると北杜市産で40%とのことでありました。これは県の目標に右にならえではなく、より高い目標を掲げているということで大変素晴らしいことだと思っております。

一方で給食の地産地消率が下降傾向にあるのではないかと農業者からの声もあります。これはもともと非常に高かったから下落したらそう感じるというところも多少あるのかもしれませんが、ちょっとそういう声があるということです。

食と農の杜づくり推進計画を見ますと、平成22年から平成25年の地産地消状況が記載されております。事前通告の紙には書いていなかったんですけども、たくさんの市民の方が見られると思いますので、一応数値をご紹介しますと平成22年が北杜市産42.8%、県産1.1%、合計で43.9%。平成23年が北杜市産41.9%、県産6.5%、合計で48.4%。平成24年が北杜市産45.4%、県産6%、合計が50%を超えて51.4%。平成25年が北杜市産41.9%、県産4.6%、合計で46.5%というデータが出ております。同じ品目で比較しますと平成28年の北杜市産が36.4%というご答弁だったかなというふうに理解をしております。これは単純な引き算でいきますと、ピークから比較すると9%のマイナスで量はなかなか計算が難しいんですけども2割ぐらいい減っているように数字では見えます。

センター方式ですと地産地消が難しいという話も一般的としてはあるんですけども、北杜市の規模で見ますと、いわゆるそのセンター方式の巨大な規模ではありませんので、原因としては当てはめにくいということで以下、質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目、定量データの確認です。

食と農の杜づくり推進計画では、先ほどのとおり平成22年から平成25年までの数値が出ております。そのあと平成26年、平成27年、平成28年の推移をまず確認したいと思います。

質問の2点目です。課題が何かということなのですが、平成24年をピークに下落傾向にあるのであれば、その原因が何なのかということでもあります。6月のご答弁では不作の影響があったということでございました。また学校給食調理場運営委員会議事録も拝見したんですが、玉ねぎ、じゃがいもの収穫量が減少して葉物野菜は虫がついて納品できなかったといった記載もございました。一方で農林水産省のホームページのほうに各県、野菜の出荷量みたいなそういったデータがあるわけなんですけども、一応そっちのほうで見てみますと山梨県、不作にはその数値では見えないわけなんです。一応、これも事前の通告ではここにデータがありますよということだけお伝えしてあったんですが、見ている方もいらっしゃると思いますので数値をちょっと分かりやすく平成28年、去年と平成25年の数字が比較で全部出ましたのでご紹介しますと玉ねぎで言うと出荷量ベースですが142%、じゃがいもが129%、キャベツが101%、にんじん105%、白菜が92%、これは多少へこんでいます。大根が140%、ねぎが109%、ごぼうが105%、ほうれんそう148%、きゅうりが106%ということでありまして、素直にこれを見るだけであれば不作というよりは、かなりよく獲れているのではないかなというふうに見えるわけです。仮に、とはいえ市内が不作だった可能性もあるかなとは思っているんですが、だとすると県内から調達するのは十分可能だったのかなというふうに思います。一応、念のため限られた件数ですけども市内の農家さんに私もちょっと近年どうですかとヒアリングしたところ、不作というような感覚はないと。給食で出してほしいと言われれば出せる状況にもありましたよというふうな、これもすみません、定性情報でしかありませんがそういったお話もございました。

そうしますと不作以外に原因があるんじゃないかなというふうに思うわけなんです。なので具体的に不作ということになるのかもしれませんが、平成24年度と、平成24年度というのは地産地消率がピークだったわけなんですけども、それと現在で比較したとき具体的な業務ですとか取り組み内容、あるいは役所の関わり方、関係者の関わり方などにおいて違いがあるのか、ないのか。また市内の商店さん、あるいは市外の商店さんへの発注の違いなどで何か考えられることがあるのか、ないのか、そういったあたりを伺いたいと思います。

質問3点目です。より細やかな目標設定でさらなる高みを目指していただきたいということで質問します。

現在の地産地消率の算出は重量ベースであると理解しております。これには米も含まれていて米の地産地消率は100%、学校給食調理場運営委員会議事録によると給食全体のうち17.4%、米で占めているというふうに理解をいたしました。一方、週2日はパン食でこの重量は軽いというところから週3日の米が全体の数値を押し上げているように見えます。それ自体が課題だとか悪いとかということではないわけなんですけども、米以外の地産地消率で見る、さらに品目ごとでも目標を設定することで、さらにより数字を目指していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

一般論ですけども、目標をブレイクダウンすることがより細かな取り組みにつながり、課題も見えやすくなり、全体の目標達成につながりやすいといえると思います。他の自治体との差

別化をも目指しているはずで、ニュースやネットで取り上げられるような圧倒的な値を目指していただきたいというふうな思いでございます。それだけの潜在能力、ポテンシャルが北杜市にはあると思います。

質問4点目です。仕組みづくりをということです。

以前は食農課が栄養士さん、農家さん、商店さんとの定期的な打ち合わせに入って調整役を担っていたというふうな話も聞きました。その復活を希望される農家さんもいらっしゃる商店さんにその調整役を期待できないかというような声も耳にします。

いずれにしても地産地消率を高めるためには一過性のやり方ではなくて、業務の標準化や仕組みづくりをしないと時間の経過や担当者の異動など、これは役所の異動に限らずですけども、担当者の異動などで地産地消率が上下する要因になりかねないのではないかと思います。市職員が当事者になれというのは難しいとは思いますが、コーディネーターとしてこの仕組みづくりを行うべきと考えますがいかがでしょうか。市長は農業を重視されているって大変、ここは心強い領域であります。給食の地産地消率を高め、食育を推進することは地場産業の振興・消費拡大、健康増進、移住定住促進にもつながる話でありますので、引き続き市長のリーダーシップで後押しをお願いしたいというふうに考えます。

大きく2つ目の質問に入らせていただきます。議会のインターネットによる公開についてということで伺いたいと思います。

約6年前、平成23年第4回定例会にて北杜市議会のインターネット中継を求める請願が採択されたというふうに理解しております。そしてさらに昨年末の平成28年第4回定例会においても北杜市議会本会議のインターネット中継を早急に実施することを求める請願が提出されて、翌平成29年第1回定例会にて全会一致で趣旨採択されました。市民の代表である議会が全会一致で議会のインターネットの公開を進めるべきとしたとも言えるわけで、これは大変重たい意味を持つというふうに考えます。

しかしながら、これを進めるには予算が伴うわけでありましてそこで以下質問をいたします。

インターネットによる情報公開が当たり前とみなされる世の中となりまして、この点で市が遅れているというようなお答えを多くの市民から伺い、またお叱りを受けるところであります。議会としましては趣旨採択ということでありましたが、ぜひ進めるべきだという意思表示をしたというふうに私は捉えております。当件に対します市長のお考えをぜひ伺いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

2番、池田恭務議員のご質問にお答えいたします。

学校給食における地産地消について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校給食における地産地消率の推移についてであります。

平成26年度は44.4%、平成27年度は39.2%、平成28年度は36.4%となっております。

次に、地産地消率が下降傾向にある原因と課題についてであります。

平成24年度以降、地産地消率は下降傾向にあります。その主な原因は、異常気象など天候不良による収穫量の減や葉物野菜に虫などが発生し、納品ができなかったことなどであります。

課題といたしましては、生産農家の方々などに学校給食の献立に沿った野菜等の栽培や納品にご協力をいただき、優先して使用する取り組みを行っているところではありますが、その多くは露地栽培であることから収穫時期が天候に左右されるなど、献立との調整が課題の1つとなっております。

また、米を除く地産地消の主要野菜である玉ねぎやじゃがいもは、下処理や調理のために一定の規格・品質が求められることから、作柄の状況で納品いただける量が増減することも課題となっております。

次に、平成24年度と比較した現在での業務の状況についてであります。地産地消の取り組みが推進された平成24年度当時におきましては生産農家、食材の納入事業者、JA梨北農業協同組合など関係者が生産・集荷・納品・請求・支払いと一連業務を連携して対応しておりましたが、集荷や納品に負担が掛かることなどから現在は生産農家や生産組合と学校給食センターが直接調整を行い、納品をしていただく方式に切り替わっているところであります。

次に市内、市外商店への発注についてであります。学校給食における食材の発注は基本、市内の事業者へ優先してお願いしているところですが、取り扱う食材や商品の内容によっては、これまでの実績により安定した納品が可能な市外事業者へ発注しております。

次に、より細やかな目標設定による地産地消への取り組みについてであります。

学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達に資するため、栄養バランスの取れた給食の提供を目標としております。

地産地消への取り組みは、学校給食における食育の推進を図る上で大切な取り組みではありますが、安全で安心な給食を安定して提供していくためには、過度な目標設定は献立や食材の偏りにつながり適当でないことから、引き続き現状における取り組みを推進するとともに生産農家や生産組合、納入事業者など関係者にご理解とご協力をいただきながら地産地消の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、仕組みづくりについてであります。

地産地消の取り組みとして現在、学校給食センターが生産農家や生産組合と直接調整を行って納品していただいております。一定の成果を上げているものと認識しております。

今後は、北の杜フードバレープロジェクトにおいて、物流組織が創設される計画がありますので市内農産物が安定供給いただけるよう関係部局と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水政策秘書課長。

○政策秘書課長（清水博樹君）

2番、池田恭務議員の議会のインターネットによる公開についてのご質問にお答えいたします。

平成23年北杜市第4回定例会で、市議会本会議のインターネット中継を早急に実施することを求める請願が採択され、平成29年北杜市第1回定例会で同内容の請願が趣旨採択されたことは大変重く受け止めております。

市では市議会本会議の状況を放送番組として編集を行い、ケーブルテレビによる市議会放送を実施しております。またケーブルテレビ未加入者に対応するため、市議会放送をDVDに収録し、市内図書館に設置し貸し出しを行い情報提供に努めております。

インターネットでの議会中継についてはケーブルテレビでの議会放送の実施、市ホームページで会議録の閲覧が可能なことなどを考慮し、専門職員が常駐しない状況でのリアルタイムなインターネット中継は不適切な映像や人的なミスも配信されてしまう可能性、不適切な広告の貼り付けの可能性など市としてのリスクも検討する中で他市の状況も踏まえ、市の放送番組審議会の審議内容や本年度実施した市民アンケートの結果も参考に、放送番組のあり方とともに市議会の放送について慎重に検討しなければならないものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。

再質問はありますか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

再質問の前に数字のところで、咳があってちょっと聞き取れなかったもので、平成26年の。

○議長（中嶋新君）

数字の確認ですか。

○2番議員（池田恭務君）

そうです。平成26年の地産地消の数値のところがちょっと、咳き込まれた方がいらっしゃって聞き取れなかったのです。

○議長（中嶋新君）

教育長、答弁を。

○教育長（堀内正基君）

平成26年度につきましては44.4%と申し上げました。

以上です。

○議長（中嶋新君）

よろしいですか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございます。再質問させていただきたいと思います。

ちょっと事前の通告では農林水産省のホームページに数値がありますよということで、事前にお伝えしていなかったところなのでちょっと恐縮なんですけど、農林水産省の数値を見ますと不作というのが読み取れないんですね。ただ答弁では前回から引き続き不作ということでありました。そうおっしゃるところの裏付けというか、根拠というものがおありなんだろうと思いますので、まずそこを確認したいというのがまず1点。

それと、これはすみません、前後して結構なんですけども、どの年を指して不作というふうにお答えいただいたのかということも確認させていただければというふうに思います。というのが平成24年をピークに平成25年でも下がり、平成26年で多少上がりましたが、

平成27年、平成28年と40%を切っているという状況ですので、この間ずっと不作だったということなのかどうかというところであります。

あと次はより細やかな目標設定でというところで、過度の目標設定だと食育の安心・安全という観点からは多少ちょっとまずいところがあるかもしれないということだったわけですが、目標は目標であって、そういった安心・安全に関わるようなことがあれば、当然その目標は柔軟に見直すということもあり得るわけですので、ここは私は少なくとも平成24年、県産全部で入れて50%を超えるようなところは十分、目標として設定できるんじゃないかなと思いますので、そこも改めてそういった考えができないかを伺えればと思います。

質問4の仕組みづくりのところですが、物流ということをおっしゃっていただきました。私も先ほどは特に申し上げませんでしたけども、いろいろ農家さんたちお話を伺いますと物流は本当に課題としてよく耳にします。あと私も聞いた件数、限られますのでそれが市全体の農家さんの意見だというつもりはもちろんないんですが、給食のケースでいうと調整をどうやっていくのかというようなところもご心配される声もありました。ぜひそういったところもありますので、特に物流は多く聞きますのでぜひ推進していただきたいと思います。これは給食に絡むところでは、いつぐらいに適用される可能性がありそうかというところを質問させていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

池田議員の再質問にお答えいたします。

不作の根拠についてでございますが、議員が挙げられた農林水産省のデータというようなことでご質問をいただいているところですが、先ほど教育長答弁でもあったとおり北杜市内の農家さん、特に学校給食にご協力をいただいている農家さんは露地栽培であったりしますので一概に農林水産省が出している、その指数が北杜市の農家に当てはまるかというところもあるかと思いますが、また同じような答弁になりますけども、農家さんからいただいている野菜、10品目の中で特に数量、重量的な部分を主体としております玉ねぎ、それからじゃがいもですね、これについてはやはり作柄というようなものもございまして、一概に総量で獲れたからといって学校給食センターのほうで全部使えるような状態かという、そのサイズなどが調理に適したものを納品していただいていることから、そういった影響もあったのではないかとこのように考えてございます。

次に、年数的な経過の中でどの年をもって不作というような部分を捉えておるのかというような質問であったかと思いますが、今、回答させていただいた内容と同様な内容になるかと思いますが、なかなか一概に国が出している作柄状況等によるものばかりではないということでご理解をいただきたいと思います。

次に、一番高いときに40数%あったということで、50%を目標にするようなことも考えられるのではないかとこの質問であったかと思いますが、これも先ほど教育長が答弁をさせていただいたとおりでございますけども、学校給食が基本やらなければならないものは安全で安心、それから安定した給食の提供という部分が求められます。たしかに、地産地消の取り組みは大事ですので取り組んでいかなければならないものでございますが、学校給食にそこだけを求め

ますと万が一というようなことも考えられますので、安定した学校給食をやはり確立していくということが、教育委員会としての学校給食の立場というふうに考えてございます。

次に、物流の調整についてであります。過去において市のサポートもある中で組織化された物流の形態を取ったことが事実でございます。一時的に数値が上がったのも事実かと思えますけれども、その後、先ほど教育長答弁でお答えさせていただいたとおり集荷ですとか納品というような部分になかなか負担がかかるということで、事業者さんのほうが離れたりとかいろいろ経過がございまして、現状は農家さんと学校給食センターが計画、調整をしているような状況でございます。努力をする中で現状の数字が確保されていると考えてございます。

北杜市の場合、どうしても先ほど申し上げたとおり露地という部分がございますので、年間を通しての供給というのはなかなか難しい部分がございます。そういったことも含めて学校給食における地産地消というものは考えていきたいと考えてございます。よろしく願います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

池田議員の再質問の中の4番目の物流と調整のあり方について、若干答弁させていただきます。

先ほど教育部長が言ったとおりでありますけれども、今後の対策としてフードバレーの物流組織を活用していこう、これは去年のプロジェクトの中で農家さんと、それからレストランとか宿泊所、こういったものをつなぐところがないよねという声が非常に多かった。そんなことから、そういったつなぐ役割をしていこうということが一番大きな目標であります。そういった中で学校給食においても農家さんや、あるいは商店、そういったところをつなげられるんじゃないかということで今現在、教育委員会とも調整に入っているところです。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

残り時間1分9秒です。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございます。再々質問をさせていただきます。

今、不作の根拠ということでお答えいただいたわけですが、執行するにあたって根拠となるところというのは表に出せる情報だと思うわけなんです、表に出せないで議会としてもチェックできないので、何を言いたいかというと、どこの農家さんが不作であったとか、獲れなかったというような話というのは、この場でお答えはいただかなくて結構なんです、確認しようと思えば議会、われわれから聞けば確認できますかということをもまず1つ伺いたいと思います。

あと若干、まとめのような話なんですけれども総合計画にも書かれていることでありますし、給食の地産地消に期待する声というのは私は非常に強いと思っております。ぜひ最後に市長からもしっかりと、この給食の地産地消率を上げていくという力強いお言葉をいただけないかなと思います、お願いできますでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

池田議員の再々質問にお答えいたします。

まず作柄の状況について、農家さんの状況を確認しているのか、確認する考えがあるかというようなご質問でよろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

その詳細ですか。池田恭務君、どうぞ。質問の内容を詳細に。

○2番議員（池田恭務君）

たしかに市内の農家さんが不作であったということが客観的に分かりますかということの確認です。それがないと主観的に、執行部側で不作であったということが根拠になって業務がされてしまうことになるので、そうではなくて議会のほうから見ても客観的にたしかに不作でしただねということが確認できますよねということの確認です。

○議長（中嶋新君）

分かりますか。

○教育部長（井出良司君）

非常に難しいご質問だなというふうにお伺いしたところなんですけども、まず私どもが捉えているのはその作柄、それから異常気象等によって北杜市の学校給食にご提供いただいている農家さんの状況が思わしくない経過にあって、納品が少なかったんだろうというふうに捉えているところでございます。それについて実証する裏付けがあるかということ、持ち合わせているところではございません。

たしかに、これまでの答弁の中ではそういった言葉を使わせてもらってもいますし、またそれ以外でもやはり収穫の時期、農家さんと学校給食における献立等の調整の中で納品いただける時期というものも、なかなか思うような調整ができなかったりとかすることも1つの原因になっているかと思いますので、答弁の中では大きな原因としてそういったものを説明させていただいたとご理解をいただきたいと思います。

それから2点目として市長にということですけども、当然、計画に上がっておりますので、教育長答弁でも申し上げたとおり学校給食における地産地消は重要だというふうに捉えてございます。そういった部分ではしっかり取り組んでいくべきだと思っておりますが、再三お話をさせていただいておりますけども、それだけに目を向けてしまいますと学校給食の本来の目的を逸してしまうということもございますので、そういったことも頭に入れながら、子どもたちの栄養バランス等々を考えた中で、学校給食に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

地産地消について、池田恭務議員の再々質問にお答えします。

たしかに地産地消のこの率に対してパーセントだけでは見られない部分もございます。そして農家には大変ご苦勞を願っている部分もありますし、また流通に対しましても大変協力して

くださっていた方たちが体の調子ということもありまして、このような数値の推移になっていることがあります。北杜市は安心・安全、しかもおいしい野菜、地域のものをということで地産地消を進めておりますし、学校給食に対する補助金もたくさん出しておりますして特徴ある取り組みをしておるところでございます。

しっかりとした推進を図っていくつもりではございますけれども、単にこの数値だけでさまざまな要因を述べるわけにはいきませんもので、これからもしっかりとした地産地消、皆さんとともに農家のご理解をいただきながら、また流通の面も考えながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、池田恭務君の一般質問を終わります。

次に6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

政治とは何か、誰のためのものか、同じ立場に身を置く者として考えさせられる昨今であります。真摯にわが市をよくしたい、私もその思いから以下大きく4つの項目についてご質問します。よろしくお願いいたします。

まず1番目の項目でございますが、市内夏祭りについてご質問します。

平成28年度の北杜市監査委員によります決算審査の結びの中に、地域委員会予算使途提案事業で各地域において実施している夏祭り等については、隣接する他地域との統廃合を視野に入れ、今後のあり方を検討されるよう意見を述べてきたところである。終了の決定に踏み切った地域や統合を前向きに検討中の地域もあり、今後は北杜市の祭りとしての基本方針を行政主導により明確化し、対外的にもアピールできる特色や地域が自立した運営を行う祭りの実現に向け取り組まれたいとあります。

これはまとめますと統廃合を視野に入れ、今後のあり方を述べてきた。今後は本市の祭りの基本方針を行政主導により明確化をということだと私は理解するものであります。

私も地域委員として、この課題に関わってまいりました。本市の祭りとしての統廃合の方向性、また今夏、2、3地域の夏祭りを見させていただきました。地域の祭りへの強い思い入れも感じました。大変悩ましい課題ではございます。ただ意見書の提言のような考え方も大切だと思います。そこでご質問します。

1. この意見書の提言に対し、本市の考え方はいかがでしょうか。

2. 本市が考える将来の夏祭りとはどのようなものでしょうか、お伺いをいたします。

次に、2つ目の項目であります。軽度の要介護者向けサービスについてご質問します。

軽度の要介護者向けサービス、正式名称、介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。この4月より介護保険から切り離され、本市の事業に移行となりました。7段階ある要介護度のうち軽い要支援1、2の人向け訪問介護と通所介護（デイサービス）は保険給付から外れ訪問型、通所型サービスとなり、2015年度以降は総合事業として本市が提供するようになっていました。

こうした中、このサービスに関する共同通信の調査で回答した1,575自治体の45%が

運営に苦慮しているとのことであります。ボランティアら担い手を確保できていないことが主な理由で、地域住民が支え合う仕組みづくりの難しさが浮かび上がったとのことであります。また、完全移行により市内事業者への影響も考えられます。高齢化が進む中、介護事業はますます身近なものに、重要なものになってまいります。長期視点に立った支援も大切と考えます。そこでご質問をします。

1. アンケート調査3区分、1. 順調、2. 運営に苦慮、3. どちらともいえない、本市はいずれの回答でありましたか、お伺いをいたします。
2. その理由はどのようなことでしょうか、ご質問いたします。
3. 本市の事業者の担い手不足など事業者への影響についての考え方はいかがでしょうか。また考えられる支援策はどのようなものがあるでしょうか、ご質問いたします。

次に、3つ目の項目であります。災害派遣等従事車両証明書の発行と給水車両について、ご質問します。

9月3日、日曜日、本市におきましても防災訓練がその防災計画に基づいて明野町で実施されました。毎年学ぶことがあります。本市は防災ヘリによる救助搬送訓練があり、緊急事態時の状況把握という点で勉強になりました。また4月発足の女性消防隊、その日ごろの訓練活動の成果を十分にを見せていただきました。県代表として今年30日、まもなくであります秋田県での大会があります。ご活躍をお祈りいたします。

さて災害時、必須の物資として飲料水が挙げられます。そのための給水車両も最適な台数があるかと思えます。また大規模災害発生時には本市であれ、他市であれ、ボランティアによる救援活動が不可欠であります。そのボランティアが被災地へ早く駆けつけるために高速道路の利用が考えられますが、こうした場合、条件を満たせば高速道路等料金の無料措置を受けられます。この交付申請は都道府県または市町村で申請となるわけですが、本市での申請可能なことを本市のホームページに記載することにより、本市からのボランティア活動推進にもなりメリットは大きいと考えます。地震など大規模災害が懸念される今日、防災対策に万全を期すことは移住定住促進の見地からも重要と考えます。防災日本一の北杜市、例えばそうした市を目指すことが移住定住に必ず寄与することを確認し、以下ご質問します。

1. 本市の給水車両台数は何台でしょうか。また、その理由も分かれば教えてください。
2. 災害派遣等従事車両証明書発行の本市ホームページへの記載の考え方を伺います。

最後の4番目のご質問であります。主要地方道長坂・高根線、長坂インターチェンジ東交差点について伺います。

主要地方道長坂・高根線、長坂インターチェンジ東交差点は周辺の道路環境の変化もあり、近年連休の折などを中心に渋滞が発生しております。特に五町田交差点より西に進む車両の渋滞が著しいと思われます。ここは県道と市道の交差点であり、本市としての改善策も考えられるのではないのでしょうか。また観光上からも重要な地点と考え、ご質問します。

1. 対面する信号機の時間差対応などを含め、山梨県など関係機関との協議をお願いしたいかがでしょうか。
2. 市内道路のスムーズな運行は都会など慢性的な渋滞経験者には田舎暮らしのよさ、北杜市への高評価につながると考えますが、いかがでしょうか。

以上4項目、よろしく伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

6番、清水敏行議員の軽度の要介護者向けサービスにおけるアンケート調査3区分の回答と、その理由についてのご質問にお答えいたします。

このアンケートは、介護保険法の改正により市町村事業に移行した介護予防・日常生活支援総合事業の運営状況等について行われたものでありますが、事業の進捗状況についてはおおむね順調であることから順調と回答しております。

その理由については平成27年度から県内では最も早くこの事業に取り組んでおり、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従来の訪問型介護相当のサービスは6カ所、訪問型サービスAは4カ所、従来の通所型相当のサービスは18カ所、通所型サービスAは8カ所、通所型サービスBは3カ所あり、一般介護予防事業の高齢者通いの場合は39カ所開設されており、他市と比べて体制整備は進んでおります。

また、これらの事業のボランティアの育成やマニュアルの作成による運営支援、リハビリ専門職による活動内容の支援等も行っており、事業はおおむね順調に進められております。この先進的な取り組みにより、県外からの視察も多く高く評価されております。これからも利用者のニーズに応えられるよう取り組んでまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

市内の夏祭りについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、監査委員の決算審査意見書提言に対する市の考えについてであります。

地域委員会予算使途提案事業については、地域委員会運営要綱で市長の定める予算の範囲内において、地域の特色を生かし自主性に富むイベントの開催に関することなどを決定することと規定しております。

このことから、合併後も各地域委員会予算において夏祭り等のイベントを継続して実施をしておりました。しかしながら地域からの自発的な発案、調整等により平成21年度から高根町・長坂町の北杜ふるさと祭りが統合され、平成24年度からは白州町・武川町の甲斐駒エリアふるさと祭りなどが相互協力となり、より盛大にかつ効率化も図られて実施されているところであります。

このことから市としては各町の夏祭り等の開催に当たり、地域の特色を生かし自主性に富むイベントとして、創意工夫を重ねる中で開催していただきたいと考えております。

次に、市が考える将来の夏祭りについてであります。

地域委員会連絡協議会において、毎年度の予算使途提案時にはイベント事業の見直しや連携、既存事業の精査等を各地域委員会にお願いしているところであります。

このことから、将来の夏祭り等を含むイベントの開催に当たりましては、地域の意見を尊重

しつつ、各総合支所と連携を図る中で統合や効率化等を各地域委員会にお願いしてまいりたいと考えております。

次に、災害派遣等従事車両証明書の市ホームページの掲載についてであります。

災害応急対策に使用する車両について、被災地の災害対策本部または地方自治体等の公的な機関の派遣要請に基づき、有料道路の通行料金が免除される災害派遣等従事車両証明書については緊急性もあり、利用者の利便性も高める必要もあることから本市においても市ホームページの書類ダウンロードの一覧に掲載してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

6番、清水敏行議員の軽度の要介護者向けサービスにおける事業者への影響や支援策についてのご質問にお答えいたします。

本市では、地域や教育の現場において福祉・介護の仕事の魅力を体験を通じて感じていただきイメージアップに努めるとともに、介護職の離職にならないよう事業者と連携し働きやすい環境整備に努めてまいります。

また、総合事業においてはボランティアの確保が必須であり、介護予防サポートリーダー、介護支援ボランティア等を養成する中で人材育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

6番、清水敏行議員の災害派遣等従事車両証明書の発行と給水車両における給水車両の台数等についてのご質問にお答えいたします。

本市の給水車両につきましては、現在2トン給水車を2台保有しております。北杜市地域防災計画では災害のため飲料水が枯渇し、または汚染した場合、最小限度必要な量の飲料水の供給を避難所、医療機関など緊急性の高いところから行うこととしております。

平成23年3月に発生した東日本大震災の際、市では給水車1台に加え積載型給水タンクなどを各総合支所や断水地域に配置し、必要に応じて給水対応を実施しました。しかしながら今後さらなる大規模な自然災害や漏水事故による断水等の発生も予測されることから、本市の広い地域において緊急性の高い施設や地域等への給水活動をより迅速に行うため、昨年度、2トン給水車を1台追加導入し災害等の対応に備えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

6番、清水敏行議員の主要地方道長坂・高根線の長坂インターチェンジ東交差点についての

ご質問にお答えいたします。

主要地方道長坂・高根線と市道大八田・西井出線が交差する長坂インターチェンジ東交差点は右折レーンがないことから観光シーズンには五町田交差点まで渋滞し、市民の生活に支障を来たしております。

また、観光面においても八ヶ岳南麓からの重要なアクセス道路でありますので、市民の皆さまや都会から訪れた方のスムーズな運行は重要であると考えことから渋滞解消に向け、県および北杜警察署などの関係機関と協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時45分といたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時45分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

○6番議員（清水敏行君）

それでは、最初の市内夏祭りについての再質問をさせていただきます。

実際に現在の夏祭り、いくつか市内でされております。現状のままお祭りの推移を見ていくということも1つあるでしょうし、またこれは私が述べることは、あくまでも私の私見的な意味合いなので、どうこうということではありません。そういうお立場で聞いていただきたいんですが、例えば市民祭りを北杜市としてのお祭りを1つ、つくる。そうしますと現状の職員の方もすべて参加者として例えばお祭りに参加もできるわけでありましたが、現状のお祭りもまともところはまともな形で、残るところは残る。花火大会については1つに集約させるというような、そんな方法はどうかかなと思うんですけども、今それをどうこうということではなくて、この行財政改革の視点もありますし、北杜市民という立場で、もう町民ではなくて市民だという立場で、その市民の方にも理解を求めていく。やはりこの提案にある提言、意見書の提言にありますように、やはり地域委員会のほうでということももちろん分かるんですけども、やはり私はどこかで市がすぐどうこうということではなしに、そういう市の行政側でそういう土壌をつくっていただけないかということをはとつと思うわけでありまして。そこだけ、無理な、なかなか難しいご質問だとは思いますが、そういう土壌づくりを今後、地域委員会と一体となって少しでも前に進めるような、その進め方も難しいわけでありまして、そういうことでのご答弁をいただければと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答えをいたします。

市民祭りの市の考え方であると思います。

現在、各町の夏祭りというものはそれぞれの地域の特色を生かし、自主性に富むイベントとして開催されております。地域の思いというものもそこにございますので、統合や効率化等につきましては地域の意見を尊重しつつ、各総合支所と連携を図る中でそれぞれ地域委員会の中においてお願いをしてまいりたいと市では考えております。

地域間等の調整等も今後必要になろうかと思っておりますので、それらも含めて検討していくということになると思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

よろしくお願いします。大変難しいと思っておりますので。

続きまして、軽度の要介護者向けサービスについてご質問します。

本市の介護事業の取り組みをしている点については高く評価ができると思うんですが、実際に2025年問題、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年、かつて経験したことのないような高齢化社会が迫ってくると。さまざまな問題がありまして、他人ごとではなくて、まさしくわがこととなってくるような時代であります。施策として、さらに重要なものになってくるかと思えます。当然、介護従事者、労働力の確保が必要となります。本市もそうした確保のためにさまざまな、先ほど支援をお聞きしましたけども、例えば介護職員の処遇改善加算を促進させることなどを含め、いくつか考えられる具体的な支援策があるのではないかなと思うんですが、もし何かそういった支援策、もしありましたら具体的に例示していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

1点、再質問をいただきました。清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

従事者の処遇改善等に対する支援策ということでございます。

処遇改善につきましては当然、国の制度の改正によります加算の算定というようなものに対しては介護職員の賃金の改善に充てなければならないということになっておりますので、そういうものに対しましては、市がしっかりと管理・監督をしていくというようなことで、地域密着型サービスを提供する事業者に対しましては、施設の運営協議会等に出席しておりますし、また実地指導なども行っておりますので、その際にしっかりと賃金への反映状況については確認をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

今の点で再々質問を1点させてもらいますけども、例えば単価の見直しなどはちょうど3年の区切りの年になってくるのかなという気もするんですけども、少し触れていただいたように思うんですけど、そういったことも今後、視野に入れていついていただけるのかどうか、再度確認をさせてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

清水敏行議員の再々質問にお答えいたします。

サービスにおいて単価の見直し等は考えているかということでございます。

サービスの単価の見直しにつきましては事業内容に見合ったものでなければなりませんし、また事業者が納得される単価の設定を行われなければならないということもございますので、事業を行う際には事業者と協議を行って、合意をいただいた上で単価というのは設定をしている状況でございます。また平成30年には介護報酬の改定がございまして、あらゆるサービスについて見直しがされるのかなという部分がございまして、またそれに連動いたしまして市の総合事業に関しましても、必要があれば事業者と協議を行った上で単価の見直しについては行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

分かりました。よろしくお願いいたします。

3つ目の災害派遣の証明書の件なんですけど、実際にいつごろから載せていただけるのか。また載せると同時に広報などに広く載せて、そういうことで周知もお願いできたらと思いますし、他の県、他の市では図を具体的に載せたりしていますので、分かりやすい配慮をしていただければ助かりますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

災害派遣等従事車両証明書の発行について、清水敏行議員の再質問にお答えをいたします。

ホームページの掲載につきましては、早急に実施ができると思います。そんなに時間はかかりません。

それからホームページ以外ということになりますと現在、昨年度からの実績におきましても平成28年度には15件ほどの証明書を出しております。今年度につきましても1件、出てい

る状況ですので、ある程度はそういう方々には知れていると考えているんですが、広報紙等にPRとして載せるように検討いたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

今の再々質問といいますか、今の私の説明が悪かったと思うんですね。そのホームページに載せるようなものをそのまま広報に載せてくださいということではなくて、そのホームページに載りますよということを広報で周知してもらいたいということです。そういうところで見ることができますよということ。今、いただいた答弁も含めてやっていただければ助かりますが、いかがでしょうか。説明が悪いですか。なかなか日本語が上手ではなくて申し訳ないですが。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

清水敏行議員の再々質問にお答えをいたします。

ホームページに載せることによって周知を図るということではないですね。ホームページへ載せたことを広報するということですね。分かりました。その旨、実施いたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

大変、言葉が上手でなくて日本語を勉強しなければいけないと思いますが、大変失礼いたしました。申し訳ありません。よろしくお願いします。

最後、4項目めでありますが主要地方道長坂・高根線ということで、答弁は特に結構でございます。ただ、実際に費用はあまりかけないです道路整備というのがあるんだろうと思うんですね。北杜市は600平方キロ、琵琶湖の中に入るくらい広い市であります。関係機関との協議をできるだけ強くしていただいて、できるだけ早く改善などをしていただければということで要望して終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

答弁はよろしいですか。

（はい。の声）

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7 番議員（井出一司君）

大きく2項目について質問をいたします。

まず、農地中間管理機構との連携による耕作放棄地などの活用についてであります。

農業の現状は、好みに個人差はありますが土まみれになって働くことに幸せを感じる人以外は収入が低く、不安定な農業は魅力的には映らない等々の理由で農業人口の減少、また時代の流れが現在、少子高齢化の一途を辿るように農業従事者の高齢化、さらにきつい・汚い・格好悪いという3Kがつきまとう仕事ということで、後継者が不足しているなどが課題として挙げられます。

農業で生活をしていくことは大変に難しく、ほかに生活の糧を得て農業はその片手間に行っている人、他県等に就職した人は農業の活用も管理もできない、また高齢で農業を廃止しなければならなくなり、耕作放棄地、荒廃地が多くなる要因となっています。

農地といえ個人所有の土地である以上、所有者の意思で放棄することも自由であります、農地が耕作放棄地化されると、ご承知のように放棄された土地よりむしろ周辺に影響が及んでしまいます。

耕作放棄地では雑草や害虫が増え周辺の農地に影響をもたらします。周辺に影響を及ぼす耕作放棄地はどこ地域でも廃止をしなければと考えているはずですが、個人が所有権を持っていることから地域全体と個々のせめぎ合い、優良農地化がうまくいかないのが現状であります。

また地方人口の減少、地価の下落が続いている中で所有者の居住や生死が判明しない細切れの土地があちこちにでき、土地の利活用がスムーズに進まない要因ともなっております。いわゆる土地の所有者の不明化問題が耕作放棄地の活用、空き家対策などを行う上で支障となっている事例が各地で報告されています。これは相続未登記の問題があるといわれており、一般的には土地・家屋の所有者が亡くなると新たな所有者となった相続人が相続登記を行い、名義を自分に変更する手続きを行うが、相続登記は義務ではないので手続きを行うか、いつ行うかは相続人の判断に委ねられています。農地の耕作放棄を管理の放棄、相続未登記を権利の放棄と言えるかもしれませんが、普段は表面化しませんが、いろいろ諸事業などを行うとき実態が見えてくるものであります。

法務省が全国10カ所を対象に調査したところ、50年以上登記の変更がなく相続登記未了の恐れのある土地は大都市で約6.6%、中小都市中山間地域で約26.6%にのぼっています。しかしこの土地を新たに利用することになったときに所有者に連絡する場合、何十年も前の情報から相続人、占有を特定し同意を得る必要があるため、空き家対策や農地の耕作放棄地の活用などを進めるとき大きな支障になっていると思われます。

このような状況の中で農地耕作放棄地の利活用を行う場合、農地中間管理機構の存在が挙げられます。言うまでもなく農地中間管理機構は耕作者がいない農地の所有者から農地を借りて再生整備し、経営規模の拡大を目指す農業者に貸し出す組織で農地の中間的受け皿の役割を担うものであると説明されていますが、全国的に機構は受け皿というものの農地であればなんでも引き受けるものではなく、耕作放棄地を使えるように整備するといった役割は持たず、借り手がなければ持ち主に返すということで、優良農地をより生産効率の高い農業経営者へと集積させる組織といわれています。今までは規模拡大を図る農業者が優良農地と条件不利地を借り耕作をしていたが、機構はセットではなく農地ごとに借りて耕作するという姿であります。ただしマーケットにのるには過半数の合意が必要で、農地利用は生産効率と権利関係が整理さ

れているかに大きく影響されます。

わが国の耕作放棄地はちょっと古いですが2010年で約40万ヘクタールに達しており、機構により耕作放棄地の活用、農地の規模拡大により国際競争力を高めていこうというものであります。そして2020年までに約30%強の、これは12万ヘクタールの農地の復元を目指すとしています。

本市においては、農地耕作放棄地などの利活用を農地中間管理機構との連携により取り組んでいるところであり、経営組織などの規模拡大、新規就農者の農地の確保、農業生産法人の参入などを行い耕作放棄地および荒廃地が減少し優良農地に再生されているところであります。

そこで以下、伺います。

1. 本市の農地面積のうち耕作放棄地の面積は。
2. 本市の耕作放棄地のうち貸付可能な再生利用面積は。
3. 耕作放棄地再生を行う場合の具体的取り組み状況は。
4. 農地中間管理機構による本市の耕作放棄地の利活用の実績は。
5. 農地中間管理機構による利活用を図る場合の問題点および課題は。
6. 農地中間管理機構との連携での今後の計画は。

次に、2つ目の項目の介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。

介護保険法が一部改正され、平成27年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。この新しい総合事業は厚生労働省としては市町村が中心となり、地域の実情に合わせ地域の方々などが参画し、多様なサービスを行い充実することで地域の支え合う体制をつくり、要支援者などに対する効果、効率的な支援などを可能にすることを目指すとしています。

新しい総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護・予防事業の2種で構成され、サービス事業は介護認定で要支援1・要支援2の認定を受けた方、基本チェックリストで該当とされた方（事業対象者）を対象に介護予防のケアマネジメントのもとサービスを利用できるとしています。またサービス内容は訪問型サービス、これは清掃、洗濯などの日常生活支援、通所型サービス、これは機能訓練、つどいの場などの日常生活支援、その他の生活支援サービス、栄養改善を目的とした配食、一人暮らしの高齢者の見守り、さらに介護予防ケアマネジメント、これは総合事業によるサービスなどを適切に提供するケアマネジメントであります。

保険給付、これは予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護および介護予防通所介護が新しい総合事業へと移行し、各市町村が基準や単価を設定し運営することとなり、各自治体の自由度が高くなり、地域に合ったサービスを創意工夫して提供できるようになっています。

8月19日の山梨日日新聞で新しい総合事業に対し、半数の自治体が運営に苦慮している。またボランティアなどの担い手が確保できないことが主な理由で、地域住民が支え合う仕組みづくりが難しいと掲載されていました。

国の施策方針と現場の実態とに差があり、各自治体の施策（取り組み）が十分に連動していないと考えられます。

そこで以下、伺いをいたします。

1. 本市の新しい総合事業のサービスおよび種類の現況は。
2. サービス事業の基準、単価、利用料の内容および状況は。

3. 新しい総合事業実施の課題は。

以上で質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

農地中間管理機構との連携による耕作放棄地等の活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の耕作放棄地の面積および貸付可能な再生利用面積についてであります。

農地法の規定に基づき、市農業委員会が毎年実施している昨年度の利用状況調査によると本市の耕作放棄地の面積は1,375.7ヘクタールで、市の全体農地面積の18.1%で企業参入に伴う圃場整備事業などの取り組みにより減少傾向にあります。

一方で耕作放棄地のうち抜根、整地、客土等により通常の農地への再生が可能であると見込まれる、いわゆる再生利用可能農地の面積については471.1ヘクタールであります。

次に、連携による今後の計画についてであります。

これまで県中間管理機構、市農業振興公社と連携し耕作者の確保、農地の整備を進めてきた結果、農地中間管理機構が設立された平成26年度から昨年度末までの機構借り受け面積の実績は県全体で421.9ヘクタールである中、本市では197.5ヘクタールで約47%を占めており、県内では突出した状況にあります。

農業者の高齢化が進む中、耕作者や担い手の確保は急務であり今後も県農地中間管理機構、市農業振興公社と一層の連携を図り、利用権設定の周知を強化するとともに国・県の補助事業を活用した農地の整備を計画的に進め耕作放棄地の再生に努めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の新しい総合事業のサービスの内容についてであります。

市では平成27年から新しい総合事業に取り組んでおり、訪問型サービスについては従来の訪問介護相当のサービスと人員基準を緩和した訪問型サービスAを行っております。

通所型サービスについては、従来の通所介護相当のサービスと人員基準を緩和した通所型サービスA（通称、ふれあい広場）とボランティアが主体的に運営する通所型サービスB（通称、ふれあい処）があります。また通所型サービスCとして、筋力元気アップ教室を開催しております。

次に、サービス事業の基準、単価、利用料等についてであります。

自己負担の利用料は所得に応じて単価の1割、または2割負担となっております。

訪問介護相当のサービスの月額単価は週1回利用で1万1,680円、週2回利用は2万3,

350円で利用者は55人です。訪問型サービスAの単価は1回当たり30分までは1,360円、30分から60分は2,150円、60分から90分は3,120円で利用者は21人です。

通所介護相当のサービスの月額単価は週1回利用で1万6,470円、週2回利用は3万3,770円で利用者は143人です。通所型サービスA、ふれあい広場の単価は1回2,500円で現在118人が利用しております。通所型サービスB、ふれあい処の単価は1回1,800円で現在10人が利用しております。通所型サービスCの筋力元気アップ教室は3カ月間で自己負担は2千円であり、11月から開催する予定であります。

次に、新しい総合事業の課題についてであります。

総合事業の本来の目的は高齢者が地域社会から取り残されず、住み慣れた環境の中で生活できる地域づくりにあります。その暮らしを地域でどう支えていくかという取り組みは、短期間でつくれるものではありませんので、地域の皆さまの温かいご協力をいただきながら地域ぐるみの取り組みとして着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

農地中間管理機構との連携による耕作放棄地等の活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、耕作放棄地再生の具体的な取り組みについてであります。

本市においては農業生産法人の参入に伴い農地の集積を進めているところであり、大規模な耕作放棄地再生につながっている状況にあります。

一方で担い手組織、地域営農組織の規模拡大、また新規就農者の農地の確保においても県単補助事業の機構借り受け農地整備事業を活用し、耕作放棄地の解消を図っているところであります。

また再生後の耕作を行う担い手の確保が必要であることから農地の賃貸借を支援するため地域集積協力金や耕作者集積協力金、経営転換協力金の活用を推進するとともに参入企業が行う長期の農地の賃貸借についても農地中間管理機構を活用し、耕作放棄地発生防止を図っているところであります。

次に、農地中間管理機構による耕作放棄地の利活用の実績についてであります。

市内において、耕作放棄地の再生には主に機構借り受け農地整備事業や圃場整備事業を活用しているところであり、平成27年度から本年度までの3年間で134.5ヘクタールの農地が再生されることとなります。

整備後ほとんどの農地が農地中間管理機構を活用し、利用権の設定を行っているところであります。

次に、農地中間管理機構による利活用を図る場合の問題点等についてであります。

相続未登記のまま放置される農地が増えている中、相続未登記の農地を農地中間管理機構を通じ利用権設定を行う場合、すべての相続人から同意を取る必要があることから農地の集積や

賃貸借に支障を来たしている状況があります。

一方で借り受けを行う農業者においても高齢化が進む中、賃貸借契約の期間満了時に更新がされず新たな担い手の確保、耕作者の確保に苦慮するケースが増えている状況にあります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

再質問はありますか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは項目ごとに質問をさせていただきます。

まず最初に、農地中間管理機構との連携による耕作放棄地などの活用について再質問をいたします。

まず1つ目は、農地中間管理機構による耕作放棄地などの活用を図る場合の地域および個々の貸し付けに対する支援実績は。先ほどの答弁にもありましたように地域集積協力金の本市の実績は。耕作者集積協力金の実績は。経営転換協力金の実績は。その他の支援があればその実績を教えていただきたいと思います。

2つ目といたしまして、相続未登記の農地での耕作放棄地の割合が一般農地より高い傾向にあると思われませんが、相続未登記だから耕作放棄地になったというより条件不利の耕作放棄地だから未登記となっているのが現実ではないかと私は考えているわけであります。

答弁でも賃貸借契約の満了時に新たな担い手の確保に苦慮するケースが増えている状況であるといっていますが、種々の問題が今後出てくると予想されますが、これらに対する今後の考えと対応について伺います。

3つ目ですが、農地中間管理機構を通しての所有者不明の農地を借り入れ、貸し出す手続き方法について伺います。

以上、再質問します。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

井出議員の再質問にお答えいたします。3点いただきました。

最初が地域および貸し手に対する支援ということだと思います。

農地中間管理機構を活用する場合の支援策としましては機構、集積、協力金の3種類がございます。協力金の交付を受ける場合には要件がありますが、機構借り受けの際にはできる限り交付金が活用できるよう要件に合う集積を行うなど調整を行っております。

農地中間管理機構が設立されてから3年間の本市の交付実績を申し上げたいと思います。

まず地域集積協力金ですけれども7件で64.97ヘクタール、1,334万4千円。これは地域に出すものです。耕作者集積協力金、これは貸し手に渡すものですが936筆で94.71ヘクタール、1,698万8千円です。同じく貸し手に渡す協力金ですが経営転換協力金、78戸で26.45ヘクタール、2,700万円であります。

その他の支援策として、圃場整備など土地改良事業の実施に伴う地権者負担金において農地中間管理機構が借り受けた農地については、県単補助金の農地集積基盤整備事業補助金を活用し、負担金の一部を助成するようにしております。実績としましては平成28年度が1,666万5千円、平成27年度が1,700万円でありました。

2つ目のご質問ですけれども、賃貸借にかかる諸問題に対する総合的な対策ということだと思います。

耕作放棄地の解消防止においては、農地中間管理機構を活用した農地の賃貸借が有効手段であると考えております。さらに賃貸借においては、地権者に代わる耕作者の確保がやはり最も重要な課題であると思っております。

農業の高齢化が進む中、農地に関わる新たな課題も出てくることも考えられますが、今後も新規就農者の育成、地域営農組織の規模拡大、農業生産法人の参入等を積極的に進め、担い手の確保を図り市の財産である豊かな農地の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、不明農地の手続きの関係です。

農地中間管理機構を通じて農地の賃貸借を行う場合、市農業振興公社を通じて手続きを進めております。借り受け農業者が希望する農地が所有者が不明の場合、市農業振興公社が所有者を調べ交渉、そして契約に結び付けております。また所有者が死亡の場合も相続人を調べ交渉を行っております。

このようなことから、本市は県内において他市町村に比べて農地中間管理機構の活用状況が突出しているというふうな状況にあると思っております。

市としましては今後も市農業振興公社と連携し、農地中間管理機構の利用を促進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

再々質問をさせていただきます。

耕作放棄地の防止、借り受け者の確保は急務でありますので県農地中間管理機構、市農業振興公社と連携し対応を考えていくとのことですが、難しい農業の現状を考えたとき、農業委員会およびJAとの連携も必要であると考えますが農業委員会、JAとの連携はどのように考えているか伺います。

そして2つ目ですが、地域の中には小規模ではあるが耕作放棄地があるのでここを中間管理機構で活用してもらいたいと思っている地域があった場合にどのようにしたらいいか伺います。

この2点、お願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

井出議員の再々質問にお答えいたします。

1点目、JAとの関わりという中で産業観光部のほうから答弁したいと思います。

現在、耕作放棄地の解消防止を目的に進めている企業参入に伴う農地の賃貸借については直接JAとの関わりはございません。しかしJAは農業者にとっては1つの窓口、相談者であるということから新規就農者、有機農業者などへの農地の斡旋、機構制度の周知についてはJAと連携して進めているところであります。

次に、地域からの申し出の場合の借り受けということだと思います。

農地中間管理機構においては地権者からの依頼により借り入れを行い、耕作者を募集し要件を設定することとなります。しかし実際のところは耕作者が決まらない間の農地の管理、またその土地代の支払い、費用面において課題があることから現時点では耕作者が決まった段階で利用権を設定し借り受けを行っている状況であります。

しかしながら耕作放棄地の防止の面からは、所有者や農地の状況に応じた借り受けを行う必要もあることから今後、市農業振興公社、県の農地中間管理機構とこのへんについては検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

手塚農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（手塚清作君）

井出一司議員の再々質問にお答えいたします。

農地中間管理機構等と農業委員会との連携について質問されておりますが、主に耕作放棄地等の情報交換等を密にして、耕作放棄地の発生防止および農地利用最適化の推進を行っております。議員さんのご指摘のとおり連携は非常に大事と考えております。

一例を挙げますと市農業委員会が毎年、実施しています農地利用状況調査において所有者が耕作放棄地でどうにもならないという場合には所有者等に意向調査等を行っており、その中で中間管理機構等を通して耕作をお願いしたいというような意向があった場合には、その情報を中間管理機構等に提供し、耕作放棄地の防止等に取り組んでいるという状況でございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは2つ目の項目の介護予防・日常生活支援総合事業について、再質問をさせていただきます。

まず1つとして、料金は市町村の裁量に任されることになったが、本市の基準と利用料金は妥当と考えているか、また他市との比較についてお伺いをいたします。

2つ目といたしまして、新しい総合事業を進めていく上で地域ケア会議は法律上正式な機関として位置づけられたことにより課題を抽出し、政策形成をする土台ができたといわれていますが、本市の状況についてお伺いをしたいと思います。

3つ目は、中小型サービスはサービスA ふれあい広場、サービスB ふれあい処実施とのことですが運営場所は、また今後増える見込みはあるのかお伺いをいたします。

4つ目ですが、国においてはサービスを受けたのち改善されれば卒業を考え、受け皿につい

て交流の場などを考えているようでありますが、本市の体制はどうなっているかお伺いをいたします。お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

井出一司議員の再質問にお答えいたします。

4点ほどご質問をいただきました。

はじめに、本市の基準と料金についてであります。事業の基準や単価等につきましては他市の状況等も踏まえ介護保険事業者と話し合いを重ね、合意を得た中で進めてきた経過がございます。このため、他市との比較におきましても妥当な額であるというふうに考えておるところでございます。

次に、地域ケア会議の状況についてでございます。

現在、本市におきましては地域包括支援センターが中心となり介護保険にかかる専門職で構成される地域ケア連絡会議を年6回、開催をしております。現状といたしましては、事例の検討や情報共有の場ということで留まっておりますが、ご指摘のとおり今後は地域の課題を抽出いたしまして、政策形成のための提言ができるような場としてやっぱり位置づけていかなければいけないものと考えておるところでございます。

3番目に通所サービスA、Bの運営場所と今後の開設見込みということでございます。

通所サービスAにつきましては、町ごとに申し上げますと明野町はゆうゆうふれあい館、須玉町は、ほくと・ぬくもりとコミュニティ須玉、高根町は旧JAの甲支所、長坂町は障害者総合支援センターとほくと・さくら苑、小淵沢町は共同福祉施設、武川町は高齢者活動センターの市内8カ所で運営されております。ほぼ全域を網羅できるものと考えております。

なお、旧JAの甲支所につきましては施設が老朽化いたしましたことによりまして、9月からは長坂町のJA長坂農業改善センターに場所を移して、事業を行っているということでございます。

次に、通所のサービスBでございますが武川町のふれあい牧、小淵沢町の地域サロンそら、大泉町のおしゃべりの会の3カ所で行われております。各町にサービスが必要と考えておりますが、ボランティア主体の運営となっておりますので介護ボランティアの協力を得る中で順次広めていければというふうに考えておりますので、そのように努めてまいりたいと思います。

次に、最後でございますね、4番目、症状が改善された場合の受け皿となる交流の場等の状況についてでございますが、市では各地区でボランティアが中心となって行われております高齢者の交流の場、公民館カフェ、コミュニティカフェなどが市内に39カ所ございますが、理想的には歩いて行ける場所にあることが望ましいというふうに考えておりますので、これらにつきましてもどうしてもボランティア頼みになりますが、ボランティアの協力を得る中で広めていけるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは最後、再々質問をさせていただきます。

この気持ち的な問題だろうと思いますが要支援1・要支援2と認定された人、国で示すチェックリストを活用した事業対象者も同程度のサービスを受けられるのかどうか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

井出一司議員の再々質問にお答えいたします。

要支援の認定を受けている方とチェックリストによる事業対象者のサービス内容についてということでございます。

要支援1、または要支援2と認定されている方とチェックリストにより事業対象者となった方につきましては、同じサービスを受けることができます。サービスを受けるためには地域包括支援センターにおきましてケアプランを作成し、サービスを受けていただくということになります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、5番議員、藤原尚君。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

北の杜フードバレープロジェクト事業について。北杜クラブです。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

平成28年度に地方創生加速化交付金を活用し、北の杜フードバレープロジェクト事業を立ち上げ北杜市内の農業者、商工業者、観光業者等が連携して行う農畜産物の地産全消や地域循環型農業を構築し、ブランド化を通じた地域活性化の取り組み等を推進・実施し支援している、この本事業のことについて伺います。

近年、北杜市には日本一の日照時間と優良な水など豊かな環境資源を活用して新規農業、農業者の組織化、企業による農業参入法人など農業生産に携わる担い手が増加しています。

また、首都圏に近いこともあることから、都市部の子育て世代や田舎暮らしを求める若年層や定年退職者の移住希望者が増加して、北杜市は日本一住みたいまちになりました。

しかし現状では観光と移住等については、さまざまな事業実施により促進が図られ大きな成果が出ていますが、農業については農業者が個々の営農に迫られ、消費者のニーズや動向などをきめ細かく把握することが困難な状況にあります。

このことから本市では市内の食と農に携わる農業者、商工業者、観光業者等による横断的な地域運営ネットワークとして北の杜フードバレープロジェクト事業を実施し、関係者による協働事業として農観連携ツーリズムの共同企画や活動拠点の整備などの取り組みを推進し、地域

活性化を図っていききたいとの説明があり認識したところであります。

本事業では市内の農業者、商工業者、観光事業者間の連携を促し、協働体制を構築し農畜産物認証、いわゆるGAPを取得することにより食の安全・安心の保障が担保となり、高付加価値化と生産性の向上、農業経営の改善や高効率化が図れる。特に商品の差別化、高付加価値化を図ることにより北杜市産農畜産物のブランド化が確立され、消費者への情報発信により販売力が強化され、大きなメリットと相乗効果が期待されることから地産地消の充足や全国へ向けての情報発信、地産全消を目指すとしています。

また、本市では近い将来の目標として2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに北杜市産農畜産物を提供することを目指しており、実現できれば市内の関係者からも、また県内の関係者からも注目されると思います。

つきましては、この北の杜フードバレーでは市内の関係事業者と連携し、5項目の事業メニューを実施していくとされていますので、本事業の各プロジェクトの内容と現在の進捗状況について次により伺います。

1. コンソーシアムプロジェクトについて。
2. 地産地消・地産全消プロジェクトについて。
3. ソウルフードプロジェクトについて。
4. 農観連携ツーリズムプロジェクトについて。
5. 農畜産物認証プロジェクトについて。

以上の5点を質問いたしますので、ご回答のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

5番、藤原尚議員の北の杜フードバレープロジェクト事業についてのご質問にお答えいたします。

北の杜フードバレープロジェクトでは、平成26年11月の安全・安心 日本の台所 北杜市の宣言を具現化するため、昨年、地方創生加速化交付金事業を活用し、北の杜フードバレー協議会推進構想を作成いたしました。これは農業分野と他分野のプレーヤーを組織化し、地域運営ネットワークを構築することで販路の拡大、新産業の創出、地域経済循環の形成などを図るもので5つのプロジェクトを実施してまいります。

市ではランチメニューコンテストの実施やJTB関東との包括連携協定により、来月の北杜市フードバレー協議会が順調にスタートできるよう対応してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

5番、藤原尚議員のご質問にお答えいたします。

北の杜フードバレープロジェクト事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、コンソーシアムプロジェクトについてであります。

市内に農業参入した15の法人とサポートする県や市などの産・官・学・金・労で組織された北杜市農業企業コンソーシアムの共通課題を解決するため、植物残渣の共同処理や首都圏等への物流網の再構築によるコストダウンなどを共同で行い、経営基盤の強化を行うプロジェクトであります。

次に、地産地消・地産全消プロジェクトについてであります。

地産地消をさらに充足する試みとして、フードバレー構築プロジェクトのヒアリング調査で最も要望の多かった農家と宿泊・飲食業者を直接つなぐ地域内の物流組織を創設する計画であります。

また、地産全消では市内に農業参入している農業法人の母体企業として、日本一の集客力を誇るレジャー施設を運営する企業、首都圏を中心に80を超える量販店を展開する企業、巨大商業施設を全国展開する企業などがありますので、これらの企業と連携し北杜市産農畜産物を供給して農家の所得の向上と安定経営を目指してまいります。

次に、ソウルフードプロジェクトについてであります。

北杜市の農畜産物は日本一の日照時間や豊富な水に恵まれ、多くの物がおいしいと評価されておりますが、北杜市を訪れてこれが食べたいという定番化された料理がないのが現況であります。

プロジェクトでは、北杜市のソウルフードとして定着するメニュー提案していただくためランチメニューコンテストを開催し、コンテストで選ばれたメニューを市内の飲食事業者や宿泊事業者が統一して提供するために、エコひいき地産地消協力店や水の山プロジェクト協力店などと連携し、メニューの定番化やブランド化を図ってまいります。

次に、農観連携ツーリズムプロジェクトについてであります。

これまでのツーリズムは観光スポットを訪れることが中心でありましたが、北杜市が誇る地域資源、例えば自然、山岳景観、農業、林業などをコンテンツとして宿泊業とも連携し新しい体験型ツーリズムを展開してまいります。特に全国規模の旅行会社とも連携協定を締結しましたので、学校教育の課外学習や企業研修の場としても活用できるプランを提案してまいります。

次に、農畜産物認証プロジェクトについてであります。

北杜市農畜産物が消費者に求め続けられるためには、他産地と差別化を図り情報発信していくとともに高付加価値によるブランド化を推進していく必要があります。このため、生産工程を管理していくGAPなどの認証制度に取り組み、安全・安心な農畜産物をPRしてまいります。また、東京オリンピック・パラリンピックで使用する食材については、GAPまたは有機JASに認定されているものに限るとの方針が示されたため東京オリンピック・パラリンピックに北杜市産農畜産物を供給できるよう山梨県などの関係機関や企業と連携してまいります。

なお、各プロジェクト事業の進捗状況については、これから北杜市フードバレー協議会を立ち上げ事業を実施してまいりますので、フードバレー協議会に参加していただく関係者と十分協議をしながら、官民協働事業として持続可能な取り組みとなるよう推進してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

藤原尚君。

○5 番議員（藤原尚君）

詳しいご答弁をありがとうございました。再質問をお願いしたいと思います。

まず本事業の説明で地産地消、地産全消プロジェクトの事業メニューのところで農家と宿泊、飲食業者を直接つなぐ地内の物流組織、御用聞きを創設し地産地消を充足させるといっておりますが、この説明をしておりますけれど、この御用聞きについて次により伺いたいと思います。

①御用聞きの組織とは何を目的にどのようなメリットがありますか。

②御用聞きとはどのような組織の構成ですか。

③御用聞きの組織をいつ創設しますか。

次の2番目として、農畜産物認証プロジェクトの事業メニューで本市が農業の認証制度であるGAP、農業生産工程管理への取り組みを推進していくと説明されていますが、このGAP、農業生産工程管理なんですが、このことについて次により伺いたいと思います。

①認定機関はどこになりますか。

②生産工程管理される品目とはなんですか。

次の3番目なんですが、工程管理の内容についてご説明をお願いしたいと思います。

4番目、工程管理の実践についてをお聞きしたいと思います。

最後の5番目なんですが、この事業をすることによって農家へのメリットはどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

以上の再質問について、ご回答をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

藤原尚議員の再質問にお答えいたします。8点いただきました。

最初に御用聞きという言葉が出ましたが、おそらく全協の中で説明した言葉だと思います。これについて、御用聞きの中でこれは何を目的に、どんなメリットがあるのかということです。

御用聞きの組織は去年、フードバレープロジェクトの聞き取り調査、ヒアリング調査を行いました。その結果、農家が栽培した農産物を飲食関係のお店に個別に届けるのには負担がかかり、飲食関係者もまた農家へ農産物を取りに行くということは非常に大変でやりにくいと。それが地産地消の障害になっているという、そんな意見の集約がございました。そこで軽いネットワークの物流組織をつくって、農家と飲食店をつなぐことで関係者の負担軽減になるとともに地産地消による高付加価値化が実現するのではないかというプロジェクトであります。

次に、この御用聞きはどのような組織の構成かということですが、フードバレー協議会加入希望者の中に地域内物流をするという個人や組織がありますので、今後協議会の中で会議により構成する予定であります。

その次に、いつ創設するかということだと思います。

御用聞き組織は要望が最も多かったプロジェクトなので、フードバレー協議会発足とともに真っ先に取り組みたいと考えております。補正予算が成立後、保冷車などの施設整備を優先して実施していく予定であります。

次に、GAPについて5点ありました。

GAPについての、この認定機関はどこになるのか。

これまでのGAP認定についてはグローバルGAPとJGAPアドバンスの2種類がありました。今現在もあります。いずれのGAPの認定も認証機関が認定する際に20万円を超える費用負担がかかって、そういったこともあって取り組みが遅れていたという経緯がございます。

このようなことから国では東京オリンピックを見据え、都道府県が認定する都道府県GAPの認証制度も認めようということになりました。山梨県においてもやまなしGAP認証制度を創設して認証に伴う費用負担もないことから、プロジェクトではやまなしGAPの導入支援を行っていくことを考えております。

次に、このGAPの中の農業生産の工程管理される品目は何かということですが、やまなしGAPでは野菜、果樹、水稻が対象品目として導入基準書に示されております。畜産品については導入基準の検討を今、県のほうで進めているというところです。

工程管理の内容です。

GAPでの工程管理については特別な取り組みを新たにするというものではなく、農薬の適正管理や適正散布、農作業の安全確保などを項目ごとに整理し記録・記帳していくというものであります。

工程管理の実践です。

フードバレー協議会では県の担当部門と連携し実践農家への導入支援を行ってまいります。また、各農家単位では農協の営農指導員とも連携して支援を予定しております。

最後にGAPによる農家へのメリットです。

GAP認証制度の取り組みについては、栽培管理の記帳など農家に負担もかかります。かかりますが、近年の傾向を見ると量販店がGAP認証を求める場合もあると聞いておりますので他産地との差別化や高付加価値化による販売促進が期待できることから、協議会ではこれを取り組んで推進していこうと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

○5番議員（藤原尚君）

ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで5番議員、藤原尚君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は4時10分いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時10分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次にともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

はじめに私は平成29年9月北杜市議会定例会にあたり、市民の皆さまから寄せられた市政課題の中からインフラ整備について、河川清掃についての2項目について質問させていただきます。

私たちの会派 ともにあゆむ会は市民の皆さんの声を市政に反映すべき、また5人の市議会議員の持ち味を生かしながら市民の皆さまとともに歩みを進めているところであります。小さな歩みでも近い将来に希望あふれるまちづくりに反映できることを期待し、質問いたします。

まずはじめに、インフラ整備についてであります。

北杜市は県内でも移住希望地として人気の高い地域と聞いています。中でも八ヶ岳南麓地域が魅力ある地域として位置づいているところでございます。

観光に関わる事業者さん、またずっとこの地に住んでおられる方々に伺いました。魅力あるこの地に移住したい、また土地を探しに来て周辺に土地を求めようとしても、その土地に水道の給水申請が現状ではできないということ、また周辺に太陽光パネルが設置されないか心配だということで断念するケースが多々あると聞いております。

給水申請ができない市の理由を聞くと、①隣接の道路に水道管が設置してあるが管の口径が細いため、これ以上は給水不可能である。それなら申請者の自己負担で口径の太い管から取り出しの水道管布設工事をすれば給水することは可能ですとの回答。②こうした工事にかかる負担に比べれば、宅地内へ井戸をボーリングしたほうが安いとのことで先日、井戸を設置した方がおります。こうした現実が大泉町内で何件も起きているわけであります。

こうした事例を踏まえて、以下の項目について質問いたします。

（1）インフラ整備と人口動態の把握についてであります。

合併以降、インフラ整備をする上で人口動態をどのように捉え、施策に反映してきたのかお伺いいたします。

（2）インフラ整備と人口減少対策についてであります。

北杜市へ新たに移動して住居を建てる人々のためにインフラ整備、水道の整備は人口減少に歯止めをかけるための施策としても重要課題の1つであると思いますが、市長はどのようにこうした現実を受け止めていますか。

（3）こうした新たに北杜市に住もうと住居地を求めている方々のためにも市が進めている人口ビジョン・総合戦略の中で、人口減少を少しでも食い止めようとして諸施策を展開してはいますが、この人口ビジョン・総合戦略の中ではインフラ整備について明確な施策を打ち出されておられません。今後、総合戦略の中に具体的にインフラ整備（水道）を明記し、重点的に推進実行していくことが重要で、また喫緊の課題であると考えますが、渡辺市長、どのようにこうした現実を受け止めていますか。

次に、河川清掃についてであります。

市内各町においては、合併前から今日に至るまで地域の河川（一級河川ほか）の草刈りや清掃美化活動を地域住民の協力のもとに実施されてきました。近年、市内各地域においては住民の高齢化が急速に進み、こうした河川の協同活動等に出労することが困難になってきていると、よく聞かれます。

例えば大泉町の例でございますが、私が住んでいる4区という行政区があります。新井地区、

姥神地区、姥神住宅地区と3つの地区で構成されています。ここ数年、毎年河川清掃の時期になりますと、今までどおり草刈りを実施するのか検討されております。約20戸の地区においては、うち2名、3名しか草刈り機は使えない状態であります。約30戸の地区では60歳前後がその地区では年齢が一番若い層なんです。80歳、90歳代の高齢者も多数作業に出ますが、そうした方は公民館の草刈り、花植えなどにまわります。こうしますと、あと数年で河川の草刈り作業にまわる人がごく少数となります。一級河川泉川の今までと同じような作業は困難となるわけであります。今、1つの地区の例で実態をお話しましたが他の町、行政区、地区においてもこれ以上に厳しい実態であるところもございます。

こうした事例を踏まえて、以下の項目について質問いたします。

(1) 市内各町の河川(1級河川ほか)の草刈りや清掃美化活動の実態について、どのくらい把握しているのでしょうか。

(2) 地域住民の高齢化が進み、こうした河川の協同活動等に出労することが困難になってきている実態がございます。こうしたことを踏まえ、市内を流れる河川の草刈りや清掃美化活動等について、渡辺市長、こうした現実をどのように受け止めているのでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

9番、齊藤功文議員のインフラ整備における人口減少対策についてのご質問にお答えいたします。

人口減少の抑制、インフラの整備はいずれも本市にとって重要な施策だと考えております。簡易水道事業は地方公営企業であり、独立採算を原則としておりますが、不足する財源については一般会計からの繰り入れに依存している状況であります。

このため水道施設の整備についても地域の協力を受ける中、費用対効果等を考慮しつつ計画的に対応していきたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長(小松武彦君)

9番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

インフラの整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、インフラ整備と人口動態の把握についてであります。

インフラ整備を進める上で、将来の人口動態の把握は非常に重要なことと考えております。本市の簡易水道事業においては、平成21年度に行った水道事業経営認可申請時にコーホート要因法により平成31年度までの給水区域内の将来人口を推定し、計画給水人口を算出しております。推定では平成31年度まで給水人口は年々減少することとしておりますが、水道施設については、人口減少に比例させた規模の縮小は難しいことから、現状施設の維持管理を進めるとともに施設更新時に人口減少に合った適正な施設規模とすることとしております。

次に、インフラ整備の総合戦略への盛り込みについてであります。

平成27年9月に策定した北杜市人口ビジョン・北杜市総合戦略は若者応援、住まいづくり等を主体とした5年間の戦略であります。インフラ整備については長期的な視点、計画によって維持・整備していくことが必要であるため、簡易水道などのインフラ整備については総合戦略での対応は考えておりません。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

9番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

河川清掃について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内各町の河川（一級河川ほか）の草刈りや清掃美化活動の実態についてであります。

市では国土交通省・山梨県・静岡県・長野県の主催で実施しております富士川流域河川一斉清掃に取り組んでおります。本年度の活動実績として報告を受けているものは、市内18団体が各地域の一級河川およびその他の河川において河川の草刈りおよびゴミ拾いなどの清掃活動に参加いただき、市内各行政区においては環境美化活動の中で実施し、多くの皆さまにご協力いただいているものと認識しております。

次に、高齢化が進む中での河川の草刈りや清掃美化活動についてであります。

河川内に生えた草木は、放置すると野生鳥獣のすみかとなって農作物への被害をもたらし、また川の流れを阻害することから氾濫による水害を招く恐れもあります。これらの被害を防止するためにも草刈りや清掃活動などを継続することが重要であります。

これからも管理者である国および県へ清掃や整備などを要望してまいります。水路などの小規模な河川等については、今後も地域で守っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再質問をさせていただきます。

まずインフラ整備についての件でございますけれども、先ほども質問の中で隣接の道路に水道管が設置してあるけれども、管の口径が短くて給水が不可能だと。もし給水申請するであれば遠くの太いところから管を布設するというような、そういう事例を紹介しました。

もう1点は、それは甲斐大泉駅周辺の事例でございますが、もう1点は大泉総合会館支所周辺の事例でございますけれども、やはり同じように目と鼻の先の隣接の土地には、道路には管が通っておりますけれども、細いというようなことで周辺は20戸、みんな供給しているんですけれども、新たに移住してくる人がそこへずっと住みたいという状況の中で、やはり100メートル先、太い管のところから給水ができないか、というような給水ができないの

で自己負担でやってほしいということで、それは井戸を掘ったほうが安いということでそうした事例を紹介しました。

私は基本的には水道事業というのは市町村の自治体で給水の責任を持って、そこに住む人に供給するというのが大原則だと思います。例えば今回の総合戦略の中でも水道、インフラ整備については明記してはないけれども、それぞれ医療費の無料化だとか保育料の無料化、マイホーム補助金の制定とか、いろいろそうしたわれわれの主張したことも入っておりますけれども、そうしたこともとても大切ですけれども、やはり生活をする上には、居住する上にはこの不可欠な水道水の供給というものが一番求められているんです。どんなところに住もうとも。そうしたことをやはり念頭に置いた中で、今回の総合戦略等においてもぜひ入れてもらいたい。そして水道をまず、そういう要望があれば供給を優先してやっていただくと、こういうことであります。

そして移住してきた場合は土地の評価、そして建物も固定資産等がかかります。そして住民税も入ります。そうすると一般会計へ税金、市税が入ります。そうすると投資した水道は独立採算というようなことでございますけれども、そうした水道会計へ一般会計から繰り出すと。そうしたことで永遠に税金が入ってくると。こういうことで地域が活性化する。このようなことを考えた中で施策をさらに進めていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

まず1つ目は水道に新規に加入される方が管を太くするとか、自己負担でなく、すべてこれらについても市が責任を持って布設すべきではないかといった質問だと思います。

現在、新しく水道に加入する方につきましては現状では水道法、また条例等によりまして申し込む方の費用負担をお願いをしているところであります。この状況は当然、法律・条例等によってしっかり定められております。これまで、合併前から現在もこういった形の法制度のもとに給水についてはお願いし、工事負担につきましても施工者の負担ということでお願いしている状況であります。

布設された配水管につきましては当然その後、市がしっかり維持管理を行うというような状況の中で進めておりますので、この考え方は今後も同じような形で続けていきたいと、そのように考えております。

また、総合戦略への盛り込みということであります。これにつきましては答弁でも述べさせていただきましたけど、総合戦略自体は5年間という短期間での計画であります。その中で特に効果が期待できる子育て世代に集中して施策の位置づけをしています。一方、水道などのインフラにつきましては、長期的な視点、計画によって維持整備をしていくことが必要と考えておりますので、これにつきましては総合戦略にはなじまないといったことで今後も位置づける考えはございません。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

ぜひ市長に伺いたいんですけども、市は人口減少対策をやっている、やるんだと言うんですけども、やはりそこに素晴らしい場所だということで居を構えたいという方、その道路の前には水道管が通っているんです。それが細いから、あなたが負担して全部ここまで引いてくれば、あなたのところも給水しますよというそういう発想が、これはやはり移住してくる人、新たに居を構えようという人にとって、ちょっと抵抗があるではないかと思います。ぜひともそういう減少対策の中にもインフラ整備、水道の整備というものの財政的支援をしていただいてやっていくと、そういうふうなことを再度お願いしてこの項目については終わります。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

水道施策について、先ほどと同じような質問の内容だと思います。

総合戦略については、すべての施策をここへ集中して行うということではないと思います。この総合戦略では当然、効果が期待できる施策を集中的にここに位置づけて行っているといった状況から見ても、この水道施策についてここで改めて施策として盛り込むのは、ちょっとそぐわないと、そのように考えております。

先ほど市の状況で新規に加入する方の手続きについて、法律・条例に基づいて行っているという説明をさせていただきましたけど、県内の他の市もまったく同じような状況の取り扱いを行っております。そういった状況を踏まえる中でも、インフラについては中長期的な計画の中でしっかり進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

次に、河川清掃についてでありますけれども、先ほどの答弁の中で一級河川だとかは国や県へ草刈りとか清掃については要請するというようなお話がございましたけれども、中小河川については中山間事業とかそういうのでそれぞれの地域でやっているわけですが、そうした大きい一級河川等について、ぜひこれからも市が中心になって、また地域の要望に応えられるようお願いしたいと思いますけれども、地域の生活環境、ふるさとの河川景観を子子孫孫に伝え守っていただくという強い意思の中で、高齢化していく地域の環境整備のために今まで以上に市の施策に組み込んで推進を図っていくことが重要ではないかと私は考えますけれども、市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

一級河川の清掃等、草刈り等のご質問でございますけども、今までどおり一級河川のほうにつきましては県、国が管理となります。今までも草刈り、あるいは整備等については地域からの要望を受け、県のほうへ上申をしております。今後もこれにつきましては、継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

出生数の減少、高齢化の進む中で市民がそれぞれの地域に安心して暮らせる、地域の仕組みづくりがトップリーダーとしての市長に強く求められていると思います。今後の推進策について、どのようにお考えでしょうか。再度、質問いたします。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

高齢化というようなものもございます。それぞれ地域の実情はあるかと思っておりますけども、市としましては、地域のことは地域で守っていただきたいと考えております。また地域によっては後継者や地域の消防団などにもお願いをしているところもあります。そのような中で地域において協議・検討をしていただければと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

ここで本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

次にともにあゆむ会、1番議員、栗谷真吾君。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

今回はコミュニティ・スクールの取り組みについて、質問をします。

今年度から泉小学校がいずみわくわくプロジェクトという愛称で学校運営協議会制度、通称コミュニティ・スクールを始めました。文部科学省の説明によるとコミュニティ・スクールとは地域に開かれた学校からもう一步踏み出し、地域でどのようにして子どもたちを育てていくのか、また何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民、保護者と共有し地域と一体となって子どもたちを育む地域と共にある学校づくりを進めるためにつくられた制度です。主に行えることは大きく3点です。1. 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること。2. 学校運営について教育委員会、または校長に意見を述べるができること。3. 教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができること。この3点です。学校運営の基本

方針の承認を行うなどの具体的な権限を持っていることから地域住民や保護者が学校運営に対する当事者意識を分かち合い、共に行動する体制を構築できるものと理解しています。

取り組みを始めてから半年が過ぎ、コミュニティ・スクールの会議は2回行われ、来月の11日にも3回目の会議が予定されています。この取り組みが実質的に効果のあるものにしていくためには、積極的に地域住民や保護者が参加したくなるような、わくわくするような取り組みにしていく必要があると感じます。

子どもたちがしなやかに、そしてのびやかに育っていくために今後の市での展開などを含め8点質問をいたします。

1. 今年度の取り組み状況はどうなっていますか。また制度を導入したあとに行った事業などがあれば合わせて教えてください。
2. 平成17年度から始まり、平成28年度までに全国で2,800校以上が実施をしています。なぜ北杜市では今年度のタイミングで実施することになったのでしょうか。
3. 制度を導入するにあたり、どこか参考にした学校や事例はありましたか。
4. 北杜市学校運営協議会規則第6条第1項第1号当該指定学校の通学域内の住民との記載がありますが、これはどのような基準で選ばれるのでしょうか。
5. 新たな制度が導入されたことで教員への時間的負担が増えると考えていますか。もし想定している場合、負担軽減措置として教員を増やすなど具体的な対策は検討していますか。
6. 子どもたちの意見を直接取り入れる仕組みがこの制度には含まれていないのですが、この点についてどのように考えますか。
7. これからほかの学校でもコミュニティ・スクールを導入していくつもりがありますか。もしスケジュールなどがあれば教えてください。
8. 来年度以降、コミュニティ・スクールに関して積極的な予算配分を検討しているのか見解を伺います。

以上です。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

1番、栗谷真吾議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティ・スクールの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本年度の取り組み状況についてであります。

コミュニティ・スクールは、特色ある学校づくりができるよう学校と地域住民・保護者が連携して学校運営に取り組むもので本年度、泉小学校がモデル校として取り組みを進めているところであり、ふるさと大行進への協力や道德懇話会への参加、児童への学習支援など、学校行事等への協力を行っております。

次に、本年度実施した理由についてであります。

本市では家庭・地域との連携を目指し、原っぱ教育を進めてまいりました。こうした中、国では平成27年12月の中央教育審議会の答申を受け、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきとの考えが示されました。このため、これまでの本市の取り組みとコミュニティ・スクールを取り巻く状況等を検証する中で、より効果的な地域との連携の姿を構築する

ため、本年度から取り組みを始めたところであります。

次に、制度導入に当たっての参考事例についてであります。

既に本事業に取り組んでいます昭和町や甲斐市、制度導入に向けて準備を進めていました山梨市の事例を参考としたところであります。

次に、学校運営協議会委員の選定基準についてであります。

委員の選出につきましては、国から示された手引き等を参考にしながら学校長からの推薦により、学校の運営に深い関係にある地元行政区や地域委員会の方々を委嘱したところでございます。

次に、教員の負担軽減措置などの対策についてであります。

コミュニティ・スクールの導入段階においては、組織の立ち上げや仕組みづくりの構築等もあることから、モデル指定校へ教員の加配措置が行われておりますが、教職員の負担増とならないような運営のあり方を研究してまいりたいと考えております。

次に、子どもたちの意見を取り入れることについてであります。

学校の教育環境等への児童の意見については適宜、学校が把握に努め協議会に反映させてまいります。

次に、今後の導入についてであります。

モデル指定校である泉小学校での取り組みを受け、その効果や課題等を検証した上で、それぞれ地域に合ったコミュニティ・スクールの設置について、検討してまいりたいと考えております。

次に、来年度以降の予算配分についてであります。

すでに地域と連携して取り組む原っぱ教育創生事業があることから、コミュニティ・スクールの運営につきましては、同事業の予算で対応していくことを考えているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

栗谷真吾君の再質問を許します。

栗谷真吾君。

○1 番議員（栗谷真吾君）

泉小学校では、もとから地域との連携を取りながらの教育活動を行っているということは伺っています。そうした背景があるので、まったく新しい取り組みを始めるというわけではないという認識でいます。ぜひさらに実効性のある取り組みにしていってもらえたらと思っております。

さて、再質問になるんですが、今年の3月の国会で決議された地方教育行政法の改正によりコミュニティ・スクールの設置は、これまでの置くことができるとの任意から置くように努めなければならないという努力義務へと格上げされました。より積極的にこの取り組みの導入を働きかけているということです。市内の広がりを期待するところでありますので、改めて市への見解をお伺いいたします。

また、複数の学校でも1つのコミュニティ・スクールを置くことができるようになりました。今後の中で例えば泉中学校との連携を取っていく考え等があるのか、併せて見解を伺えればと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

栗谷議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目としまして、法改正で任意のものだったものが努力義務に変わったということで、今後のコミュニティ・スクールの推進についてというご質問かと思えます。

教育長答弁でもお答えしたとおり、今回、北杜市では泉小学校をモデル校として指定させていただいて取り組みを始めたところでございます。ここで実証する中で、他の学校が取り組みやすいような課題であったりとか、いろいろな改善等を検証する中で、他の学校にも普及してまいりたいという考えでおります。

次に、2つ目としまして、複数の学校で1つのコミュニティ・スクールというような取り組みも認められているということで、それに対する考えについてであります。

同じエリアでの中学校との連携ではありますが、義務教育ではありますが、中学校、小学校、それぞれ教育課程が異なっている部分もありますし、十分な検討が必要だというふうに考えております。制度としてそういったものがある中では、検討材料としては考えられますけども、慎重な対応が必要かというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問はありますか。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

ありがとうございました。すでにおそらく小中学校でコミュニティ・スクールを導入しているところもあるかと思うので、ぜひそういった事例も含めて幅広く検討していただければというふうに思っています。

それでは再々質問になるんですけども、先日このコミュニティ・スクールの会議の傍聴に参加したんですが、泉小学校の校長先生をはじめとして子どもたちのために一生懸命取り組もうとしている委員の方や保護者の方々がたくさんいらっしゃるという印象を受けました。このような前向きな取り組みに対しては、ぜひ積極的に支援をするべきというふうに考えています。この取り組みは北杜市の掲げる、先ほどの答弁もありましたが原っぱ教育の一環となりますので今後さらに積極的な支援をしていただきたいと思いますと思っております。

今年度、コミュニティ・スクールの取り組みに対して、たしか予算が40万円ほど組まれていたかと思うんですが、ぜひ来年度に関してはもっと思い切った予算配分を検討してほしいと思っているんですが、ぜひ子どもに対してとりわけ思いの強い市長の見解も伺えればと思っておりますので、再度、見解のほうを伺って質問を終わりといたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

栗谷議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

今後更なる支援をということで、予算措置についても拡充をというご質問かと思います。

教育長答弁でもお答えさせていただいたとおり、従来より北杜市は原っぱ教育ということで地域と連携を図った事業に取り組んできているところでございます。現状、泉小学校についてはモデル校ということで、相応の支援措置がされているかと思っております。こういったものを見ながら、その予算についても必要性等を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、栗谷真吾君の一般質問を終わります。

最後にともにあゆむ会、16番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

小淵沢駅の現状と今後について一般質問いたします。

小淵沢新駅舎利用開始後の誘導や使い勝手については、さまざまな批判が寄せられてきました。交通誘導員の増員や配置時間の延長、東側出口の確保など市ができる限りの対応をしてきたことは承知していますが、以下の点について伺います。

①今定例会の市長所信でJRによる旧駅舎解体工事の工程変更および地元行政区、商工会などからの要望の対応等により工事期間の延長を余儀なくされたとありましたが地元行政区、商工会などからの要望とはどのようなものなのでしょうか。

②交通誘導員が苦情承り係のようになっていますが、どのような苦情があったのか聞き取りをしているのでしょうか。市へ直接持ち込まれたことも含め、実際にどのような苦情が寄せられたのか、お教え願いたいと思います。

③旅行客の送迎では、荷物の積み下ろしが必要な場合がほとんどです。東側ロータリー整備期間中、またロータリー完成後は積み下ろしの場所はどこになるのでしょうか。

④送迎時には構内駐車場は常に満杯の状態です。一般車駐車場が10台分しかないのにレンタカーが4台も占有しているのは、バランスを失っているのではないのでしょうか。このことについての見解を伺います。またレンタカー会社が市に支払う4台分の月額・年額駐車場料金はいくらののでしょうか。

⑤駅舎の西側建物部分の照明が大変暗かったです。この質問通告以降、少し明るくなったようにも思いますが、明るくすべき場所ではないかと質問いたします。

⑥交流施設の利用状況はいかがでしょうか。

⑦駅北側に植栽をしましたが、管理は誰がどのように行うのでしょうか。

⑧南北自由通路について、駅舎一体型でなくても単体の歩道橋として設置することは可能でしょうか。またそのお考えが市にあるかどうか伺います。

質問は以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

16番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢駅の現状と今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに行政区、商工会などからの要望についてであります。

地元本町区および商工会小淵沢地区から、8月から小淵沢は観光のトップシーズンに入ることから、この時期に歩行者の通行が東側からは朝夕で、昼間は西側のみでは商店街への観光客の入り込みがないとして、歩行者が東側から終日通行できるように、観光客などが商店街へ行けるように駅前に案内看板の設置、駅利用者が混乱しないような対策の要望をいただきました。

次に、駅利用者からどのような苦情が寄せられたかについてであります。

苦情の内容については駐車場の台数が少ない、バスが通行する際、一般車両が一旦停止することで混雑する、駐車場スペースへの入口が狭い、誘導員の対応といったものであります。

次に、旅行客の荷物の積み下ろしについてであります。

現在は仮運用であることから一般車両は送迎車両の駐車場での積み下ろし、バス等の利用者は待機場所での積み下ろしとなっております。

東側ロータリー完成後は、一般車両は駅舎前に乗降場を設けますのでそこで積み下ろしを行っていただきます。バス利用者は、ロータリー付近にバス待機場を設けますのでそこでの積み下ろしとなります。

次に、レンタカーの占有と駐車料金についてであります。

現在レンタカーが駐車しているスペースおよび一般車両の転回に利用しているスペースはいずれもJR東日本の所有敷地であり、レンタカー会社が市に支払う料金はありません。

なお、JRにおいて所有敷地を第三者に貸し付けるものでありますので、市が関与すべきではないものと考えております。

次に、駅舎西側の照明についてであります。

現在使用している駐車場へ料金システム等を整備する際に防犯灯を設置する計画であります。

次に、交流施設の利用状況についてであります。

現在は開放して交流スペースとしてご利用いただいておりますが、駅舎供用開始からこれまでの間、条例に基づく利用申請はありませんでした。

次に、駅北側の植栽の管理についてであります。

この植栽はJR東日本が主体となり、市が協力する中で駅舎竣工に併せて鉄道沿線からの森づくり事業で行ったものであります。植栽の管理については市が行ってまいります。

次に、南北自由通路についてであります。

南北自由通路については、北口の整備計画がないことや巨摩跨線橋を整備したことおよび市の財源の問題など、総合的に勘案して整備する考えはありません。

なお、西側にある地下通路の壁の塗装を行い、照明器具の交換を行うなどして以前と比べて明るくなりました。

また駅舎が西側に移動したことにより従前より近くなりましたので、この西側の地下通路を利用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

再質問と確認も含めて、お答えをお願いしたいと思います。

まず1番目ですけれども地元行政区、商工会からの要望というのは終日、東側からの歩行者の通行ということは分かったんですけども、それが要するに2カ月も工期を遅らせる1つの要因になったというような書き方なんですけど、延長を余儀なくされた、そういうことなのでしょうか。そこを1つ目の質問として伺います。

もう1つはレンタカーのことですけれども、JRの土地ですから市が関与できることではないということですが、あの駐車場自体はたしか市営駐車場として市が借りるのか、市が運営するものと認識しております。そのうちの4台分、少なくとも3台は駅舎の西側に位置していますので分かるんですけども、もう1台離れたところも含めて駅の、またJRの土地なのかどうなんでしょうか、そこを確認したいと思います。

また3番目に南北自由通路についてですけれども、私の質問は単体の歩道橋として設置することは可能かです。1つ目は、ですから今、総合的に判断してやらないというお答えでしたけども、まず技術的、またJRとの交渉とかによって可能かどうかということをお答え願いたいと思います。

それから4番目の質問になりますけれども、この駅ができ上がってみて、いろんな使い勝手、私も利用させていただいて思いますのは、もともとの設計図を見たときから思っていたんですが機能性よりもデザイン性ということを優先された駅だなと。とても格好いいし、山が見えてすごくアピールする部分はあるけれども使い勝手が非常に悪い。例えば特急が着くときなどは構内の駐車場はいっぱいになって、もっと駐車場がなければいけなかったんじゃないかとか、そういうような反省もみられます。

そういうことで今後の、いろいろな公共施設を造る上でどういうふうにお考えに、全体を見てお考えになられたかなと。苦情とか皆さんのことも聞きながら、そういうことを市のほうでどういうふうにお考えになられているかということを伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再質問にお答えします。

4点ほどいただきました。順不同になりますけども、ご容赦いただきたいと思います。

まず余儀なくされたということでございますけども、一番余儀なくされた理由については一応、JR駅舎、旧駅舎解体工事の部分につきましてはのものとございます。ただ、工事箇所内の通行を終日されますと当然、全面工事ができませんので半々に分けて工事をするという形になりますので、そういう形の部分で工期の延長を行ったものでございます。

次に、レンタカーの駐車場の場所につきましては、駅舎西側の市が管理します市営駐車場までの間はすべてJR駅舎の所有敷地という形になりますので、そこでレンタカー会社へJRの

ほうが貸し付けているということで、そこに停めているということでございます。ただ、市のほうとしても転回場所として、今使っている待機駐車場に入って出てくる部分についてはＪＲからお借りして行っているというところでございます。

南北通路についてなんですけども、実際あそこにつきましては、西側の通路を利用させていただきたいという考えでございます。あそこにつきましては塗装をし直しまして、また照明の器具も明るくしました。また小学生の作品を展示してあります。そこは楽しんで通行していただければということで、単体での南北通路の考えはありません。

・・・すみません、単体として造ることについては、ＪＲとも特に協議はしておりませんので把握しておりません。

駅舎のほうの部分について、完成後につきましてもこの駅舎のデザインについても策定委員会において議論を重ね、全体のバランスを勘案して決定したものでございます。基本的にはバリアフリー基準に適合した歩道、それから駐車場等の確保を行っているものでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君の再々質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

やはりデザインを優先させたと思うのは、例えば夕方、交流施設に行ってみると高校生が勉強していたりすることが見受けられるんですが、照明が間接照明なので非常に暗くて勉強がやりづらいだろうなというようなところとか、全体が間接照明なので構内も暗いという印象を大変受けるということと、それからあと動線みたいなものもデザインが優先されて考えられていなかった、だからこそこんなに皆さんからの不満が出ているんだと思います。

そこで東側ロータリーができ上がったときの動線を考えると西側から東側に出る車は、出る車ですよ、要するに外に出る車。しかし東側のロータリーに入ってくる車は、要するに車を停める、だからそこで絶対交差が起きるはずなんです。またそういうことも含めて、安全性も含めた確保が特に東側ロータリーができたときに必要になってくると思うので、デザインだけではなく、そういう実際というものを考えた上で今までの轍を踏まないようにというか、今までの皆さんのご苦労とか、市民の皆さんから、それから観光客の皆さんからいろいろと苦情が寄せられていると思いますけども、そういうことを予想して次に生かせるように考えていただきたいと思いますが、そのことも含めてご答弁を願いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

まず照明等につきましてはですけども、たしかに間接照明ということもでございます。それにつきまして、現在まだ整備をしている段階でございますので、今後の状況等を確認しながら対応等を行ってまいりたいと思います。

それから東側ロータリーの動線ということでございます。これにつきましては、西側からロータリーに進入する場合は一旦停止をそこでしていただきます。それにつきましては、当然標識

および停止線等を設置しますので、運転者は安全を確認してロータリーのほうへ進入していただくことになります。ロータリー内については、車が停車していても通行できる幅員を確保しておりますので対応は可能と考えております。運用後は、しばらくの間は誘導員等の配置も検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで16番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月28日、午後2時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時01分

平成 2 9 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 8 日

平成29年第3回北杜市議会定例会（4日目）

平成29年9月28日
午後 2時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成28年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成28年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成28年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成28年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成28年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成28年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成28年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成28年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第16 | 認定第16号 | 平成28年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第17 | 認定第17号 | 平成28年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第18 | 認定第18号 | 平成28年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第19 | 認定第19号 | 平成28年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第20 | 認定第20号 | 平成28年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第21 | 認定第21号 | 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第22 | 認定第22号 | 平成28年度北杜市病院事業特別会計決算の認定 |
| 日程第23 | 議案第61号 | 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第62号 | 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 2 5 議案第 6 3 号 北杜市小淵沢駅前広場条例及び北杜市駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 6 4 号 北杜市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 請願第 4 号 国連での「核兵器禁止」条約の推進を求める請願
- 日程第 2 8 請願第 5 号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第 2 9 議案第 6 5 号 平成 2 9 年度北杜市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 6 6 号 平成 2 9 年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 6 9 号 平成 2 9 年度北杜市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 同意第 1 0 号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第 3 3 同意第 1 1 号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第 3 4 同意第 1 2 号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第 3 5 同意第 1 3 号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第 3 6 発議第 6 号 「核兵器のない世界と恒久平和」の実現を求める意見書の提出について
- 日程第 3 7 発議第 7 号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
- 日程第 3 8 議員派遣の件
- 日程第 3 9 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市	長	渡 辺 英 子	副	市	長	菊 原 忍
総 務 部	長	高 橋 一 成	企 画 部	長	濱 井 和 博	
市 民 部	長	篠 原 直 樹	福 祉 部	長	織 田 光 一	
生 活 環 境 部	長	小 松 武 彦	産 業 観 光 部	長	丸 茂 和 彦	
建 設 部	長	赤 羽 久	教 育 長	堀 内 正 基		
教 育 部	長	井 出 良 司	会 計 管 理 者	中 田 二 照		
監査委員事務局	長	岩 波 信 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長	手 塚 清 作		
明野総合支所	長	小 尾 民 司	須 玉 総 合 支 所 長	八 巻 利 博		
高根総合支所	長	清 水 永 一	長 坂 総 合 支 所 長	中 澤 貞 夫		
大泉総合支所	長	上 村 法 広	小 淵 沢 総 合 支 所 長	仲 嶋 敏 光		
白州総合支所	長	宮 川 雅 人	武 川 総 合 支 所 長	有 泉 賢 一		
総 務 部 次 長		石 井 悠 久	政 策 秘 書 課 長	清 水 博 樹		
総 務 課 長		山 内 一 寿	企 画 課 長	中 山 晃 彦		
財 政 課 長		植 村 武 彦				

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局	長	土 屋 裕
議 会 書 記		清 水 市 三
〃		進 藤 修 一

開議 午後 2時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、ご苦労さまです。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず諸報告をいたします。

企画部から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資法人等の経営状況を説明する書類および教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき北杜市教育委員会自己点検・評価報告書が提出されました。あらかじめお手元に配布したとおりであります。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承ください。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第22 認定第22号 平成28年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算特別委員長、野中真理子君。

野中真理子君。

○決算特別委員長（野中真理子君）

決算特別委員会の委員長報告を報告書の朗読をもって行います。

平成29年9月28日

北杜市議会議長 中嶋新様

決算特別委員会委員長 野中真理子

決算特別委員会委員長報告書

決算特別委員会は、去る9月5日の平成29年第3回北杜市議会定例会において付託された事件を9月11日、12日、13日、14日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成28年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 平成28年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第7号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第8号 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第9号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第10号 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第11号 平成28年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第12号 平成28年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第13号 平成28年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第14号 平成28年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第15号 平成28年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第16号 平成28年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第17号 平成28年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第18号 平成28年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第19号 平成28年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第20号 平成28年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第21号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第22号 平成28年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上22件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「臨時財政対策債の借り入れを回避できたが、基金積み立てが厳しい状況となっている。現在の財政状況をどう捉えているのか」との質疑に対し、「平成28年度については、臨時財政対策債の借り入れを回避し、財政調整基金も取り崩さずに済んだが、基金については積み立て額が減少する一方で取り崩し額が多くなり、平成27年度末と比較して約10億円減となっている。平成27年度からの段階的縮減により普通交付税が減額された影響により、積み立てが可能な額が少なくなり、基金残高は減少に転じてきており、臨時財政対策債についても借り入れを行わなければならない状況が迫っている。こうした中、平成29年度もしくは平成30年度については臨時財政対策債の借り入れをなんとか回避、または減額できるような財政運営に努めたい」との答弁がありました。

次に、「実質単年度収支の決算状況は」との質疑に対し、「歳入歳出の差し引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は約12億3千万円ほどであり、基金取り崩しや繰上償還などの事情を排除した実質単年度収支は約16億円であった。実質単年度収支は、合併特例措置で平成28年度に加算されている額とほぼ同額であり、平成32年度までは黒字が保てる状況といえる。ただ、第4次行財政改革大綱における財政見通しにおいては、合併特例債の発行終了の影響が大きく表れてくる平成35年度には赤字に転じてくる見込みであることから、行財政改革を今以上に進める必要がある」との答弁がありました。

次に、「職員採用試験委託料はどこに委託しているのか」との質疑に対し、「職員採用試験は1次と2次に分けて実施している。その中で1次では教養試験、事務適正検査、職場適用検査と上級職においては専門試験を行っている。町村会の中に事務局がある山梨県町村職員統一試験実施委員会に問題の作成および採点について業務委託している」との答弁がありました。

次に、「平成28年度のマイナンバーカードの発行枚数は。人口比にして何%の発行率になるのか。また、市としては申請するよう市民に対してPRしているのか」との質疑に対し、「個人ナンバーカードの発行枚数は平成29年4月1日現在、交付が4,352件、申請件数は5,292件である。交付件数との差は、申請はしているものの市役所に取りに来ていない方がいるためである。申請の割合は人口比にして10.9%になる。PRはしていないが、申請する方は、特に高齢者は免許証の代わりに顔写真が付いた身分証明書として使用するため申請している」との答弁がありました。

次に、「総合健診の受診率は」との質疑に対し、「総合健診の受診率については、国民健康保険加入者の40歳から74歳までの特定健診の受診率を把握しており、受診率は50.7%である」との答弁がありました。

次に、「扶助費が増加した要因は」との質疑に対し、「扶助費が増加した主な要因は、中学校3年生までの子ども医療費の受診率が増加したことに伴い約2千万円の増、障害者福祉サービス費の提供数が増加したことに伴い、約5千万円が増となったことが挙げられる」との答弁がありました。

次に、「ファミリーサポートセンターの利用状況は」との質疑に対し、「ファミリーサポートセンターの利用補助金は1時間につき200円で総額34万3,600円となる。依頼会員は399人、協力会員は52人、両方を兼ねる会員は15人であり合計466人となる。平成28年度の利用時間は1,990.57時間である。平成27年度は依頼会員は355人、協力会員は44人、両方会員は11人であり、合計で410人であり会員数は増えている」との答弁がありました。

次に、「子育て世代マイホーム補助金の実績は」との質疑に対し、「平成28年度の子育て世代マイホーム補助金については計画書の提出が137件あり、そのうち完成が133件であった。市内外の内訳は市内が100件、市外が37件であり、この制度を利用した市外からの転入者は128名であった」との答弁がありました。

次に、「不法投棄監視パトロールの委託先とパトロールの頻度は」との質疑に対し、「不法投棄監視パトロールについては、峡北広域シルバー人材センターに委託しており、週に2回、過去に不法投棄が多かった箇所を重点的にパトロールしている。見回る箇所については、担当者で打ち合わせを行い決めている」との答弁がありました。

次に、「青年就農給付金補助の利用状況は」との質疑に対して「青年就農給付金については100%県補助金であり、平成28年度については44経営体、延べ73名分が交付された。夫婦については割り増しで交付され、4組は夫婦である」との答弁がありました。

次に、「太陽光発電のため農地転用を許可した件数は」との質疑に対し、「平成28年度に農地転用を許可した件数は、農地法第4条が6件で2,474平方メートル。農地法第5条が26件で3万3,395平方メートル。合計では32件、3万5,869平方メートルである」との答弁がありました。

次に、「「水の山」の登録商標の活用方法は」との質疑に対し、「パートナーシップを結ぶ企業に対して使用を認め、全国へ北杜市ブランドを発信していく」との答弁がありました。

次に、「観光ノベルティや観光パンフレットの効果はどのように考えているのか」との質疑に対し、「観光ノベルティやパンフレットについては、その効果を検証することは困難であるが、リムジンバスに置くなどパンフレット等が求められるケースもある。北杜物語については、評

判は良くキャンペーンでの配布も効果があると考えている」との答弁がありました。

次に、「就学援助費の対象者は」との質疑に対し、「就学援助費は、生活保護を受給している家庭や生活保護に準じた世帯の児童生徒に対して支給している」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「労働者の平均賃金は、ピーク時から70万円も減っている。実質賃金は昨年まで前年度賃金を下回っている。正職員が減り非正規労働者は増加し、その多くがワーキングプアとなっている。年金も削減され、個人消費の落ち込みにより地域経済は落ち込み、社会全体に深刻な影響を与えている。高齢者の中には日々の生活を切り詰めている方もあり、子どもの貧困も年々増加し、無料ゼミや子ども食堂などのボランティア活動が行われている。市民に身近な自治体が暮らしの施策を行うことが求められている。平成28年度の決算では性質別歳出で第一に公債費、いわゆる借金の返済に16.1%、49億円余が支出され、基金を取り崩しての繰上償還は18億6,300万円が含まれている。市民の暮らしを支える扶助費は、前年より2%増加してはいるが31億9千万円である。この結果、平成28年度の実質収支額は12億3,400万円、実質単年度収支額は16億円余であり、昨年度の実質単年度収支額は32億円余と毎年黒字である。市は財政が厳しい、財政再建が必要として第3次行財政改革大綱において計画を立て、経常経費の目標値6%に対して6.6%と達成している。同じく補助金支出の適正化により、市単独補助金は3%削減目標に対して16.4%と大幅な削減となっており、団体への補助金も3%の削減目標に対して12.3%となっている。市民へは財政が厳しいと説明し、福祉分野など多くの分野で削減した結果、実質収支が黒字となった。国民健康保険制度は、生活を補填する社会保険のように傷病手当制度はなく前年度の収入により課税されるため、仕事をなくし収入がなくなると滞納となり、最低限の生活費に追われることになる。国民健康保険税の1世帯1万円の引き下げは大切な暮らしの応援となる。市内の国民健康保険世帯に1万円減額したとしても財源は1億円以内で可能である。介護保険サービスの自己負担減額も重要であり、福祉タクシーの利用拡大など市民の暮らし、生活を応援する政治「愛ある政治」は市長の判断、繰上償還の一部を利用すれば可能である。また、住宅リフォーム制度や高校3年生までの医療費窓口無料化なども早期の実施が求められている。お金がないわけではなく、市民の暮らしを支える自治体の役割が軽視されていることから認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算に反対する」。

一方、「平成28年度決算は前市長の12年の大きな成果を継承し、新たな渡辺市長時代のスタートとなる大きな節目の年である。大きな変革の中での平成28年度一般会計決算は、合併以来の最重要課題である財政健全化と北杜市の将来を見据えた積極的な事業展開の1年の総括である。財政健全化の判断指標となる実質公債費比率は7.2%と昨年比1.9%改善し、将来負担比率は0.7%と昨年比4.4%大幅に改善されるなど、健全財政運営がなされた決算である。このことは合併以来、「財政健全化のもとに市政の発展」を目標に厳しい財政運営に努力してきた大きな成果である。特筆すべきは、国の施策や財政支援の情報を迅速かつ的確に捉え、それらに対応し財政基盤の強化に努力する一方で歳出の削減のみの消極的財政運営に陥ることなく、市の将来の発展のために必要な投資には、積極果敢に挑戦し実行してきた。主なものは子育て支援住宅や須玉小学校大規模改修、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備など多くの重要な事業に取り組んできた。また、昨年11月に就任した渡辺市長は「一人ひとりが輝く・愛でつながる北杜市」をキャッチフレーズに「子育てと福祉」「雇用と産業」「教育」「スポーツ」「若者と女性の活躍」の5項目を重点施策と位置づけ市民の視線から、また女性の視点を大切にし、

市政の推進を図る中で前市長の財政健全化路線を継承し、第4次行財政改革大綱を策定、いずみ保育園の改修と保育園総合計画策定に着手、地域全体で子どもの学習を応援する公営アカデミーの開設、合併特例措置の段階縮減への対応など、市の将来を見据えて各種事業に積極的に取り組んでいる決算である。緊縮財政に努める一方、行政需要が多様化する中で財政健全化と住民サービス向上に取り組む姿勢も見受けられる。よって認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成する」。

一方、「厳しい財政やまだ成功事例の見当たらない課題に対する取り組みについて努力は見受けられるが投資対効果、結果検証PDCAを徹底的に追求すべき事業も多く、全体的・総合的に見て合格とすることも可能であるが基準を厳しくし反対する。まず、各種計画策定業務において、外部に委託しているが支払い額に対してアウトプットへの品質への納得感が低い。事務局機能をお願いするのではなく、職員や市民が気づかなかった課題や視点での提案を期待するためであると考え。次に公共交通について、成功事例のない課題であって苦労はしているが現状が改善されておらず、民間であれば厳しい評価となる。次に人件費については、行政改革推進委員会でも指摘があったように人事院勧告に則って自動的に給与を上げるのではなく、成果に対して頑張っている職員が報われるよう、パフォーマンスが最大化されるよう努めるべきである。次に指定管理について、努力はみられるが改善に至っていない状況のところもあった。次に観光関連については、投下資金に見合っているかどうかの説明が不十分である。次に地域おこし協力隊の活用については、効果的だったとはいえない。外の視点や行政ではできなかった柔軟な地域おこし策が国からも期待されている。次に鳥獣害対策については、例年踏襲の取り組みが多く、捕獲量で改善傾向もあるが農業被害・生活被害の実態が不明瞭で成果が分かりにくく、減少していないと言う声も根強くある。捕獲頭数は中間指標であって、結果としてどのような成果を得られたのかを測る必要がある。地域が立ち上がることが1つの要素となるが、そのために役所はコーディネーターとしての立ち回りが期待されている。市全体を包括する戦略策定が効果的な獣害対策に求められていることから反対する」。

一方、「歳入総額は323億779万円、歳出総額は305億2,108万1千円で実質収支は12億3,483万2千円である。地方公共団体の決算の認定にあたり一番大事なことは法律に照らして財政運営がなされているかである。運用の良し悪しが付かないこともあるが、法律に照らしてまったく問題はない。地方自治体は、公平で公益性があることを踏まえて事務事業作業を行っており、民間企業とはこの点について税金を使うということで違いがある。財政を見ると平成28年度末の基金残高は172億円、市債は646億円である。これまで苦労を重ねる中で、58歳で退職してきた職員や人員の削減を行い、少ない人数で効率よくコンパクトな行政に大きな面積を抱える中でチャレンジしてきた。残業する職員や休日に出勤する職員がいた。臨時財政対策債も借入れをせず、財政調整基金も取り崩さなかったのも職員が人数以上の働きをしてきたことによるものである。国民健康保険税についても1世帯1万円の減額については高額所得者もあり、一律1万円減額することは必ずしも弱者救済には当たらない。市単による就学援助や保育園第2子以降無料化、中学校3年生までではあるが医療費無料化を実施している。高齢者にもタクシー券を用意しているが、市民も厳しい財政状況の中で税金の使い道についてはなんでも使えば良しとはせず、利用を遠慮されている方もいると思う。PDCAサイクルについては、市は予算を立て決算を行い翌年度に反映しており、PDCAサイクルを実施していると思う。問題が生じたときには部局をまたいで検討することも行っており、

次年度には課題解決に向けて取り組んでくれるものと期待している。平成28年度決算は分岐点であると思う。16億円の単年度収支があったとはいえ、市税において今年度は固定資産税が増加しているが、来年の評価替えにより減少することは必須である。ここまで財政健全化に頑張ってきたが先行きに不安はある。しかし平成28年度の事務事業については、市民が胸を張って活躍できる将来を見据えた決算であると確信できることから賛成する」。

一方、「市民目線・市民感覚に沿って予算執行が行われ、その事業が費用対効果において適正だったかという点を重視してチェックしたが、観光振興の分野において予算執行に疑問に感じることがいくつかあった。市の主要産業であり、花形である産業だけに数々の事業が打ち出され執行されたが、その事業に対して経過検証が不十分に感じられる点が見受けられた。また観光分野で地域おこし協力隊の事業においては、前年度の検証を踏まえての成果があったのか疑問に感じている。さらに指定管理者制度においては職員の努力を垣間見ることはできるが、十分な経営改善が図れずに目標とする売り上げに届かない施設もあった。こうした結果の伴わない事業に対して人件費の削減という指導は理解できるが、それだけでは良い結果に結びつかない。対外向けに積極的な広報活動をする、地域を交えイベントを行うなどさまざまな対策を複合的に行った上で改善をしていくことは当然のことである。PDCAサイクルに則って経営を行っていない指定管理者に対する市の姿勢は、市民感覚からすると容認できない。地域おこし協力隊のような制度は、利用の仕方によっては地域活性化に大きな原動力となる可能性も秘めている。実際に他の自治体では目に見える成果を残しているケースもたくさんある。事例を検討し、効果的な活用をしていただきたいことから反対する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「平成28年度決算において歳入総額は増額し、歳出総額が減額しているがその要因は」との質疑に対し、「歳入については税収の増による。歳出については、C型肝炎の薬価の改定より医療給付費が減額したと思われる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号 平成28年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「介護予防事業や包括支援事業の効果が見られ、介護保険料が県内でも低くなっていると思われるが現状は」との質疑に対し、「介護予防事業については、国が取り組む前から先進的に実施してきた。現在、公民館カフェを市内39カ所で開催するなど、市民やボランティア団体の協力を得ながら実施していて、総合事業に取り組んできたことにより成果が出ていると考えている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号 平成28年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「滞納繰越額の詳細は。不納欠損した件数と理由は。また、給水停止をした事例は」との質疑に対し、「滞納繰越額については平成27年度分909万4,780円、平成26年度分787万5,230円、平成25年度分722万5,910円である。不納欠損については資産の回復困難29件、破産法20件、時効完成2件、調定停止中5件、所在不明3件である。

また、給水停止については８１件で、そのうち４０件は再開した」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第７号 平成２８年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてあります。

「下水道料金の滞納の件数と対応は」との質疑に対し、「平成２８年度は８２８期分、平成２７年度は８１５期分である。滞納整理については下水道は公債権で時効は５年であるため、時効により不納欠損とならないよう対応していく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第８号 平成２８年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「滞納者数は。不納欠損の理由は」との質疑に対し、「滞納者数は１４６人である。不納欠損の理由は時効である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第９号 平成２８年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「新エネルギーの基金の使用目的は」との質疑に対し、「新エネルギーの基金積み立ての目的の１つに平成３９年に撤去する場合のパネルの処分費と土地の造成費がある」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第３号 平成２８年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第５号 平成２８年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１０号 平成２８年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１１号 平成２８年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１２号 平成２８年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１３号 平成２８年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１４号 平成２８年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１５号 平成２８年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１６号 平成２８年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１７号 平成２８年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１８号 平成２８年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第１９号 平成２８年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第２０号 平成２８年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第２１号 平成２８年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第２２号 平成２８年度北杜市病院事業特別会計決算の認定の１５件については質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第４１条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。
討論はありませんか。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算書の認定に反対の立場から討論を行います。

国の政治により、労働者の平均賃金は1997年のピークのときから年間70万円も減っております。実質賃金は昨年まで前年賃金を下回っております。2014年から3年間で正職員が23万人減り、一方で非正規労働者は172万人増え労働者全体の4割に達しています。その多くが年間200万円以下のワーキングプア、働く貧困層であります。アベノミクスによる消費税増税、2014年の4月より5%から8%への増税と輸入物価高が実質賃金低下に拍車をかけ消費税引き上げの結果、3年以上にわたっても個人消費は落ち込んだままであります。

また、年金で暮らす高齢者も安倍内閣がマクロ経済スライドを2015年度より発動し0.9%の年金削減を行いました。消費税の増税とアベノミクスで物価を吊り上げながら年金は減らし続けるという悪政の中で高齢者、国民の家計は激しく痛めつけられております。個人消費は年間8兆円も減る、地域経済の落ち込みなど社会全体に深刻な影響を与えております。

こうした政治のもとで市内で暮らす高齢者の中では毎日の薬を飲むのを減らしている、毎日の新聞購読をやめる、必要な介護サービスを減らす、こうした事態が今、静かに進行をしています。また子どもの貧困も2015年、政府が発表した子どもの貧困率は16.3%、約6人に1人となっています。年々増加しています。この地域でも無料ゼミや子ども食堂などボランティア活動が行われております。市民に最も身近な自治体が国のこうした悪政が続く中、サービス向上や暮らしを支える施策を行うことが求められていると、まず考えられます。

平成28年度性質別歳出で第1位に公債費、いわゆる借金の返済に16.1%の49億円余であります。基金を取り崩しての繰上償還は18億6,300万円が含まれております。

一方で市民の暮らしを支える扶助費は前年より2%増加していますが、額では31億9千万円の10.5%となっています。この結果、平成28年度の実質収支は12億3,400万円、実質単年度収支額は16億円余、同じく昨年度の実質単年度収支額は32億8,800万円となっています。決算では毎年の大幅な黒字であります。

市では財政が厳しい、財政再建が重要として第3次行政大綱において計画を立てました。平成25年度と比較して平成28年度の目標を示しています。経常経費の削減を6%の目標に対し達成では6.6%と超過達成をしています。同じく補助金支出の適正化では市単独補助金は3%の減額目標が16.4%の大幅な削減となっています。団体への削減も3%の削減目標が12.3%となっています。市民へは財政が厳しいからと説明し、福祉分野のみならず多くの分野で削減をいたしております。こうした結果、実質収支が黒字になっているではありませんか。しかし最初に述べたように市民の暮らしは本当に大変であります。

国民健康保険制度は、事業主負担や入院し仕事を休んでいる期間の生活費を補填する社会保障のような傷病手当制度がありません。前年より同じように仕事がなく収入がない期間も前年の収入で課税されるため、一度払えなく滞納すると払いたくても最低限の生活費だけに追われています。2人以上の世帯における実質消費支出は2012年の30万円から2017年には

2万円も切り詰め28万円と減少をしています。国民健康保険税の1世帯1万円の引き下げは大切な暮らしの応援となります。市内国民健康保険世帯に1万円減額しても財政は1億円以内で可能です。介護サービス自己負担の軽減も重要であります。2割負担導入となった世帯、入所費の負担増で施設入所をあきらめるなど深刻な事例も生まれています。

福祉タクシーの利用拡大、日中の高齢者だけの世帯は利用できるなど他の自治体で行われております。市の状況では外出支援サービス、タクシー券の助成は年間わずかの13万5千円の実績です。障がい者が利用できる福祉タクシー助成事業は51万2千円となっています。本来に市民の暮らし、生活を応援する政治、愛ある政治は市長の決断で可能だと考えます。繰上償還の一部を利用すれば可能だと考えます。

また、住宅リフォーム制度の実施や高校3年生までの医療費窓口無料化なども早期の実施が求められます。補正予算は市民の切実な要求・要望を実現させるために積み上げることができはずであります。お金がないわけではなく、市民の暮らしを支える自治体の役割が軽視されているのではありませんか。

以上の理由によって、認定に反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

私は平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論をいたします。

白倉前市政を継承し渡辺市長は昨年11月の就任以後、愛でつながる北杜市を目指し前市長が立てた施策、ならびに事業計画を引き継ぎ着実な事業執行と財政運営に取り組んできました。新たに第2次北杜市総合計画、第4次北杜市財政改革大綱を策定するとともに多様化する市民ニーズに対応する新たな取り組みもスタートさせました。人と自然と文化が躍動する環境創造都市の構築に向けて市民福祉の向上と財政改革の市政運営に邁進されることを期待いたします。

歳入323億779万円、歳出305億2,108万1千円、平成28年度の決算につきましては、財政面から見ると健全化の判断指標であります実質公債費比率は平成18年度の19.4%から7.2%、将来負担比率は平成20年の167.3%から0.7%と大幅に改善されています。市債につきましても市債残高646億円となり、大きく減額されてきているとともに基金保有額は172億円と増額されてきており、臨時財政対策債の借り入れおよび財政調整基金の取り崩しを回避できたこともあり、財政健全化への取り組みは大いに評価できるものがあります。

事業面においても前市長からの継続事業ではありますが、小淵沢駅舎改築駅前広場整備や須玉小学校大規模改修については堅実に実施し完成をみました。さらに北杜市総合戦略にかかる事業を見ると若者応援では子育て世代向け事業に積極的に取り組み、子育て世代のニーズに応えました。

住まいづくりでは子育て支援住宅の整備、子育て世代マイホーム補助金などにより多くの移住者の受け入れにつながりました。また雇用創出により多くの農業者を確保し、交流・観光では水の山北杜ブランドの推進により観光入込客の増につなげ、さらに生活環境づくりでは防災体制の強化、通学路の安全対策、再生可能エネルギーの活用など安心して暮らせるまちづくり

に取り組み住み続けたいまち、住んでみたいまちの実現を図ったことは評価できるものであります。

事務事業の評価の見直しにつきましては、第3次北杜市財政改革アクションプランの結果を見ると未達成のものはあったものの約7割が目標を達成しており、毎年事務事業について検証しながら、設定した事業目標に向けて業務の改善を実施していることは評価できるものであります。

アクションプランにない事務事業の見直しについても、鳥獣害対策を例にとってみると鳥獣が里に下りてこないように里山整備や耕作放棄地解消に向けた取り組みを実施し、鳥獣害を軽減するにはそもそも頭数を減少させることが一番の対策であることから、県と協議して管理捕獲を実施し捕獲の方法についても新たに大型捕獲檻を取り入れるなど結果を検証し、試行錯誤しながら取り組んでいる。加えて追い払いについても地域の連携を図るよう努力をしている。指定管理者制度については、住民の福祉増進のため設置された施設を民間業者などの有するノウハウを活用し、住民サービスの向上を図ることで施設の設置目的を効果的に達成するために導入された制度であり、昨年度も条例で定められた施設ごとの目的に従って指定管理者と協議しながら管理運営を行ってきた。報告のあった指定管理施設の管理運営状況の平成28年度の実績報告においてはD評価とされた施設もあったが、おおむね施設目的に沿って適正に管理されているとのことであり、評価の低かった指定管理者に対しては業務改善指示を行っていたとのことであった。また地域おこし協力隊についても、これまでは地域に根付くよう関係機関と協議をしてきたとのことであったが、平成29年度からは隊員と話し合いを重ね隊員が抱える問題に対して真摯に向き合い、さらに定住へつなげられるように取り組んでいる姿勢は十分に評価できるものであります。

今後予想される地方交付税のさらなる削減、合併特例債の打ち切りなどにより平成33年度以降は厳しい財政運営を迫られます。まだまだ検討・改善すべきことは多々あると思いますので市民の皆さまと今まで以上に真摯に向き合い、市民のために努力していただくことを期待し、平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の賛成討論といたします。

○議長（中嶋新君）

次に原案に反対者の発言を許します。

ありますか。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、議員となり初めての決算ということで自分なりに評価基準を決めて審査をしました。特に重要視したことは市民目線、市民感覚に沿って予算執行が行われ、その事業が費用対効果において適正だったかということです。そうした点から見ていくと、観光振興の分野において予算執行に対して疑問に感じることがありました。

北杜市の主要産業である観光、花形ともいえる産業だけに多額の予算が組まれ数々の事業が打ち出され執行されています。しかしそれぞれの事業に対しての結果検証が不十分に感じる点も見受けられました。また私自身も以前、所属していました観光分野での地域おこし協力隊の事業においても国が掲げている協力隊員に求める、行政ではできない柔軟な地域おこし策の成

果というものが平成28年度に関しては見えてきません。また指定管理者制度の事業においても職員の方の努力を垣間見ることはできるのですが、十分な経営改善が図れずに目標とする売り上げに大きく届かない施設もいくつかありました。

そうした結果の伴わない事業に対して、人件費の削減という指導をすることは理解できる部分もありますが、それだけでは当然よい結果へと結びつくものではありません。対外向けに積極的な広報活動をする、地域を交えてイベントを行うなどのさまざまな対策を複合的に行った上で改善をしていくのは当然のことと思います。

そうしたPDCAサイクルに則って経営を行っていない指定管理者に対する市の対応は、市民感覚からすると残念ながら容認できるものではありません。

指定管理者制度で使用されている施設や事業にかかる一部の費用などは、個人や企業の資産ではなく、あくまでも市民の方からいただいた税金だからです。北杜市の財政状況は今後段階的に厳しくなってきます。そうした状況になる前に効果が見込めない事業などがあれば、今のうちから大胆にカットし市民サービスはさらに充実させることに努める、そんな渡辺市長の思い切ったリーダーシップを期待します。

また北杜市には素晴らしい知恵やアイデアを持った市民の方が大勢います。そうした多様な市民の声を真摯に受け止め柔軟に対応していく。そして北杜市には熱い思いを持ち、地域をよりよくしていこうと一生懸命働かされている若い職員の方もいます。本当に心強く感じています。そんな若い職員の方がどんどん現場に出向き、市民の声を聞いた上でアイデアを出し、それを実行できるよう、さらにのびのびと働ける職場づくりに取り組んでいただきたいです。

市民と職員の皆さんが一体となり知恵を出せば、きっと明るい北杜を描けるんじゃないかと信じています。そうした思いを含め、平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

ありますか。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

平成28年度は前市長の12年間の大きな成果を継承し、新たな渡辺市長時代のスタートとなる大きな節目の年度でありました。この大きな変革の中での平成28年度の一般会計歳入歳出決算、それぞれ300億円余は合併以来の重要課題である財政の健全化と北杜市の将来を見据えた積極的な事業展開の1年の総括であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標のうち実質公債費比率は7.2%と昨年度に比べて1.9%の改善が図られております。

また将来負担比率は0.7%と昨年度に比べまして4.4%と大幅な改善が図られ、財政の健全な運営の中での決算であります。このことは合併以来、財政の健全化のもとに市政の発展を目標にし、厳しい財政運営に努力してきた市の成果であると思います。

特筆すべきことは国の施策や財政支援の情報を迅速かつ的確に捉え、それらに対応する等により財政基盤の強化に努力する一方、ともすると落ちがちになるわけではありますが、歳出の縮減のみの消極的財政運営に陥ることなく、北杜市の将来の発展のために必要な事業には積極果敢に挑戦にそしてそれらを実行し、実績を残してきたことであります。

主なものを挙げますと若者の定住人口の増加を推進するための子育て支援住宅の整備、教育環境の充実のための須玉小学校大規模改修事業、小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業、特に小淵沢駅舎駅前広場整備事業におきましては20億円を超える大事業であったため、計画段階から多くの関係者や団体の皆さま、また専門家の皆さまの意見や要望を聞く一方、ワークショップ等を開催し、広く市民の皆さまから意見を聞くように担当課は大変な努力を重ねてまいりました。また議会にもこの事業につきましては、その節目節目で説明をし理解を得ながらの事業の推進でありました。

小淵沢駅舎および駅前広場は、敷地が非常に細長い形で狭隘でありました。そして南側に隣接する市道45号線とも段差があり非常に使いにくい、利用しにくい土地でありました。また当然であります予算にも限りがあります。そしてJRとの協議も大変でありました。このような厳しい規制の中での事業執行であったため、関係者の皆さまには大変なご苦勞があったかと思いますが、完成した駅の施設を見渡しますと近代的で駅舎と石垣等、周囲の環境とマッチしたお洒落なデザインと、また駅としての機能性にも十分配慮された施設であると思います。

まだ一部工事中とはいえ北杜市の玄関口として、また広く八ヶ岳観光圏や八ヶ岳定住自立圏の玄関口にふさわしく北杜市の、またこの地域の将来の発展の中心となることが期待される駅であります。

駅についてデザインのみで機能性に欠ける、駐車場が少ない、進入路が狭い、また混雑する、照明が暗い等の指摘を一部の人から聞いておりますが、今はまだ駅は工事中であります。今年の12月の全面完成によりこれらの課題の多くは解決し、北杜市として誇れる駅となることが期待されていると思います。特に2階の多目的スペースにつきましては、計画段階で地域の皆さんと協議をする中で、地域の団体の皆さん等の強い要望により整備されたと聞いております。このため駅の完成以前から地元の皆さんをメンバーとして設置した小淵沢駅活用検討委員会が中心となり、その活用策について検討を今、必死でしております。

今、私たちに求められているのはできたものを批判することだけではなく、小淵沢駅は地域はもちろん北杜市も長年の念願でありました。それらが整備されたわけでありますから、利用しやすく親しみのある、また多くの皆さまに愛される駅となるように運営等に協力して、そして自信と確信を持って次世代へと引き継いでいくことが私たちの責務であると思います。

次に、北杜市の主要産業である観光事業も平成28年度は積極的に取り組んでおります。山梨県観光入込客統計調査によりますと、平成28年は前年に比べ北杜市への観光入込客数が7.6%増加しております。総体で400万人を超える観光客の皆さまが北杜市に訪れるとの実績を示しております。このことは長年にわたり行政や観光協会などの関係の皆さま方が協力し、連携し取り組んできた、その大きな成果であるわけであります。

1つの例ではありますが、観光協会の皆さま方が中心となり、多くの関係者の参加のもとJR関係者の協力を得て首都圏等の主要駅構内での観光キャンペーンも重要な事業であります。キャンペーン会場で行き交う人々と触れ合う中で観光パンフレットを配布し言葉を交わし、北杜市のPRに長年、関係者が努力を積み重ねてきた。400万人の観光入込客は、その成果で

あると思います。

本議会の特別委員会の中でパンフレットの配布はまったく効果がない、砂漠に水をまくごとくとの発言がありましたが、このことは関係者の一生懸命に取り組んでいる姿を思いますと非常に残念な発言であると思います。今申しあげましたように、関係団体の多くの人たちの長年にわたってのその地道な努力が、また関係の皆さま方の知恵と汗と涙の結晶が年間で400万人を超える観光客の誘致に、そして北杜市の発展につながってきたわけであります。2年や3年のそんな短期間でことが成就するほど簡単な取り組みではありません。関係の皆さんに感謝を申し上げるとともに今後の取り組みに期待を申し上げたいと思います。

次に、地域おこし協力隊についてであります。

北杜市で制度の趣旨を理解し、迅速かつ積極的に取り組み観光部門と農業部門で50名近い協力隊をすでに受け入れております。

平成28年度には、19名の皆さまがそれぞれの部門で地域の新たな担い手として活躍をされました。それぞれの協力員は隊員としての期間を満了し北杜市に定着し、自らの夢や目標を持ち、一生懸命活躍している方も多数いらっしゃいます。しかし残念ながら期間の途中で挫折した人や他の道を求めた人等、ケースはいろいろあるわけでありますが、これに取り組んだ成果は顕著に表れております。

このように平成28年度決算は住民の福祉の向上を目指し、北杜市の発展を目指し多くの重要な事業に取り組み、その成果を表していることは評価に値をします。

また昨年11月に就任した渡辺市長は「一人ひとりが輝く愛でつながる北杜市」をキャッチフレーズに基本方針として子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツ、若者と女性の活躍の5項目を重点施策として位置づけ、市民の視点からまた女性の視点を大切にし市政の推進を図る中で今後10年間の北杜市のまちづくりの指針となる第2次総合計画の策定、前市長の財政健全化路線を継承し第4次行財政改革大綱を策定、いずみ保育園の改修と保育園総合整備計画策定への着手、地域全体で子どもの学習を支援する公営アカデミーの開設の準備、そして合併特例債の段階的縮減への対応等、就任4カ月余りではありましたが北杜市の将来を見据えて各種事業に積極的に取り組んでいる、その姿の見える平成28年度決算であります。

以上のように緊縮財政に努める一方、近年、行財政需要が多様化する中で財政の健全化と住民サービスの向上に取り組む真摯なその姿勢は今後も継続・継承し、一層充実していくものと確信し認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に反対者の発言を許します。

ありますか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論いたします。

先ほど野中委員長から大変分かりやすく要約いただいたところでありまして、重複するところもありますが申し上げたいと思います。

厳しい財政や成功事例がまだ見当たらないさまざまな課題への取り組みなど、多くの職員の皆様のご苦労、ご努力があることを見聞きしております。事業によっては固定費のような性

質に近い支出もあるわけですが、いわゆる投資対効果であるとかPDCAによる結果検証を徹底して追求すべき事業も同様に多くございます。全体的、総合的に見れば好印象の部分も大変多いわけですが、効果的な予算執行であったか疑問符のつくものもあり、今年度以降への期待も込めまして反対をいたします。

われわれ議員は市民を代表させていただいております。すなわち市民がどう考えるであろうかということが常に判断基準となろうかと思えます。適切に市民感覚を感じ取り、採決行動が市民感覚と異なれば次の選挙で厳しい審判を受けるわけですが、先日、傍聴しました行政改革推進委員会では市民のストレートなご意見を伺いました。ご活躍の皆さまがメンバーであり、終始納得感のあるご指摘をされておられました。そのあたりも一部触れながら進めたいと思います。いくつかのポイントで理由を申し述べます。

各種計画策定業務を外部業者に委託しているものでありますが、支払い額に対して成果物品質への納得感が低いというご指摘を受けます。高額をお支払いして外部に委託するのは当然ですが、事務局機能ではなく職員や市民が気付かなかった課題や原因、また新しい視点での提案を期待するためであると考えます。様式に情報を落とし込むだけではありません。今後に期待をしたいと思います。

公共交通は先行する成功事例がなく答えのない中での試行錯誤であり、大変なご苦勞をされているというふうに認識しております。先日、盛り上げ隊による調査なども報道されておりました。しかし市民の声は厳しくなる一方であるというふうに感じます。取り組みが成果につながることを期待するとともに議員の立場からも提言に努めてまいりたいと思います。

人件費については行政改革推進委員会でもご指摘がありましたが、人事院勧告に則って半ば自動的に給与を上げるのは市民の納得感が得られていないと、同様に考えます。人事院勧告の妥当性に対する疑問はすでに大変大勢の方から投げかけられておりますが、簡単に説明しますと人事院は民間の給与を調査し、それを参考にして国家公務員の報酬を勧告します。しかしながら人事院の調査対象は大企業に偏っており、市民の生活感覚と近いとは言えないと思います。

北杜市行政改革推進委員会でも執行部からの答弁がありましたが、人事院の勧告に従うのは必須ではありません。大勢の職員が日々汗を流し当市を良くするために奔走されています。そういった職員の待遇をよくすることに反対はいたしません。ただ半ば自動的に、そして全体の給与を上げるということではなく成果に対するものとし、必死に頑張っている職員が報われ、やる気が最大化されるよう効果的な人件費の活用を望みます。

指定管理については改善努力が大変よく見られ、実際に改善している施設がある一方で残念ながら改善に至っていない施設も見受けられました。観光関連につきましては、税金をつぎ込めば効果がゼロということはありません。キャンペーンで都心に赴いてパンフレットを配れば、それは多少効果があるものと思います。しかしそこに投入した市民の血税に対して効果に見合っていないという根強いお声があります。そして成果も曖昧です。こちらについては新体制による今年度以降の改善を期待したいというふうに思います。

獣害対策については、例年踏襲の取り組みが多く獣の捕獲量などでの改善傾向もありますが、農業被害、生活被害の実態や改善状況が不明で成果が分かりません。獣の捕獲頭数はあくまでも中間指標であり、その中間指標が上下した結果、どのような成果が得られたのか、これを見る必要があります。

ただ、これ役所だけでできることではなく、地域も一緒に立ち上がることが1つの要素にな

ろうかと思いますが、そのためには北杜市全体を包括する戦略策定が効果的な獣害対策に求められており、行政にはコーディネーターとしての立ち回りが期待されていると思います。

次に、子育て支援住宅ですが1戸当たり約3千万円であることの疑問は、これまでもご指摘とおりでございます。先日、就業促進住宅の収支シミュレーションの説明を伺いましたが、データは非公開ということで詳細は市民の皆さまへご紹介できませんが、子育て支援住宅もおおむね同じ考え方というふうに理解いたしました。納税者のお財布ということで考えると赤字であると言えるのではないかと思います。子育て支援住宅による効果は間違いなくあるわけですが、よりリーズナブルな投資でないとい市民の、また納税者の納得は得られないのではないかと考えます。

次に、給食の地産地消率の下落については、昨日も一般質問させてもらいましたが平成24年をピークに下落傾向が続いています。不作為が原因であるとのことご答弁がありましたが、その裏付けの説明には市民は納得できなかったのではないかとこのように思います。

また数値がすべてではないといった趣旨のご答弁もあったかと思います。しかしながら目標数値や実績数値があるからこそ、うまくいっていない箇所が見えてくるわけです。高い目標を掲げないと挑戦につながりません。そして挑戦の結果、課題を明確にし解決に向けて取り組むことは、これはこれまでの関係者の頑張りを否定することでは決してありません。これは真逆の考え方であって関係者の皆さまの頑張りを、そして成果をどのように最大化するのかという取り組みです。

北杜市総合計画にも掲げられる当課題に対し、役所としてしっかりと関わり仕組みを構築していくことが求められていると考えます。物流面では対策がなされるところです。大いに期待しております。ただ、それだけではない課題があるとの関係者からの指摘もあるようですので、今年度以降の給食の地産地消率の向上に期待をしてみたいと思います。

次に、通学補助については現在、明野においてPTAを含め議論がされているというふうに聞いております。これまでの運用内容はいつ誰がどのような権限や責任において決めたのか不明瞭であり、文書も残っていないというふうに聞いております。当市の規則や規程に則らないのではないかとと思われる運用がされてきたように見えるわけです。保護者への意向調査がされた様子もなく、通学補助が受けられることを明野の保護者の方々はご存じありませんでした。お住まいの場所にもよりますが、場合によっては年間数万円にもなる通学補助をこの決算年度、平成28年度のみならず、これまで長い間、受けられなかったと言え、適切な運用が求められます。

最後に、これも繰り返し指摘しているところでありますが、観光系の地域おこし協力隊の活用が効果的ではありません。総務省の資料から抜粋しますと行政ではできなかった柔軟な地域おこしを斬新な視点で行ってもらう、こういったことが求められているわけです。すなわち、これまで行政がやってきたことの延長線上の業務であったり、事務に配置することが市民から期待されているわけではありません。

緊急雇用とはその性質がまったく異なるんだと、そういった市民からの厳しいお叱りもありました。われわれの代表である、市民の代表である国民の代表である国会議員が決めた本来の政策趣旨と異なる運用がされてきているのではないかとこの市民のお声に反論ができません。財源を税金で提供している市民の立場で見れば、当然のご指摘と感じます。予算執行状況が低いことも確認されました。地域おこし協力隊が本来の政策趣旨に則った活動が難しいことが難

職率の高さにつながっているのではないかということを否定できません。

以上、いくつかのポイントを述べさせていただきました。

繰り返しますが職員の皆さまの奮闘は見聞きしておりますし、今後に対する期待には変わりなく大きいものがあります。今年度の効果的な予算執行、そして来年度の予算編成に生かしていただき、市民生活向上に向けたさらなる取り組みを期待いたしまして討論とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

認定第1号 平成28年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に対し賛成の立場から討論いたします。

この平成28年度一般会計につきましては歳入歳出の決算額、歳入323億779万円余り、そして歳出は305億2,108万円余りでございます。財源更正といたしましては地方交付税が35.1%、市税は23.5%、国県の支出金になりますが14.5%。また歳出の構成といたしましては民生費21.3%、公債費16.1%、土木費13.1%、教育費11.7%となっております。

さて北杜市の課題は、これは合併からずっと引き続いておりますが大きなものとして合併した自治体が共通の課題ではございますが、交付税の段階的縮減がございます。自主財源の確保が求められているという状況でございます。

また2点目として、この北杜市は特に高齢化率が35%を超え出生率が200人余り、急速な少子高齢化が進んでいる市でございます。また人口は年々減少傾向にあり、約400人に近い自然減が起っています。

次に、3点目になりますが、この広大な面積に居住空間が広がりインフラの整備、それから交通網の整備などを必要とし、行政効果が上げにくいということが挙げられています。

ほかにもたくさんありますが、こうした中、北杜市では財政調整基金を取り崩すこともなく市債の繰上償還を積極的に行い財政の健全化に向けて努めております。

財政健全化判断比率では実質公債費比率7.2%、将来負担比率を0.7%、これは前年度と比べて4.4ポイントの改善をしています。非常に厳しい財政の中でこのような改善を行うことは多くの努力を必要としています。市ではこの市の基幹産業である農業と観光に軸足を置いた施策に工夫や努力を重ね定住人口の増加や税収の増加、また雇用の創出など財源の確保に努めております。

また、市民の暮らしを守り将来の北杜市を見据えた施策、産業、教育、子育て支援策等、多様なニーズがある中、100%とは言えない中でも配慮と努力を行っております。合併特例債の影響もあって平成35年度には赤字に転じてくる中長期の見通しの中、油断のできない財政状況下でさまざまな工夫をし行動をしております。

今まで申し上げましたこうした状況を鑑み、平成28年度歳入歳出決算に対し賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

(な し)

これで討論を終結いたします。

これから、認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立多数です。

したがって、認定第1号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時40分といたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に、認定第2号 平成28年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これから、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成28年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第４号 平成２８年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第４号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第５号 平成２８年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第５号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第６号 平成２８年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第６号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第６号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第７号 平成２８年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成28年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号 平成28年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号 平成28年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号 平成28年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号 平成28年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第14号 平成28年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第14号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第15号 平成28年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第15号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第16号 平成28年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第16号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第17号 平成28年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第17号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第18号 平成28年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第18号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第19号 平成28年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第19号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第20号 平成28年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第20号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第21号 平成28年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第21号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第22号 平成28年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第22号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

た。

○議長（中嶋新君）

日程第23 議案第61号から日程第28 請願第5号までの6件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から請願第4号について報告を求めます。

総務常任委員長、齊藤功文君。

○総務常任委員長（齊藤功文君）

総務常任委員会委員長報告を朗読をもって行います。

平成29年9月28日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 齊藤功文

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、9月5日の本会議において付託されました事件を9月19日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

請願第4号 国連での「核兵器禁止」条約の推進を求める請願

発議 「核兵器のない世界と恒久平和」の実現を求める意見書（案）

以上2件であります。

審査結果ですけれども、請願の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

請願第4号 国連での「核兵器禁止」条約の推進を求める請願についてであります。

請願の審査に先立ち、委員より「核兵器のない世界と恒久平和」の実現を求める意見書（案）が提出され、日程に追加し審査することとなりました。

質疑では「請願は日本政府に国連核兵器禁止条約に参加し、積極的に禁止・廃絶を主張することを求めたが、すでに国連で条約は可決してしまった。発議に記載したとおり、今後の日本政府には核兵器のない世界と恒久平和の実現のため、平和国家の誇りを高く掲げ積極的に働きかけて、平和の橋渡しとなることが求められると考えるが紹介議員はどのように考えるか」との質疑に対して「日本政府の今後の方向性としては本日提出された発議のとおりであり、発議を尊重し委員会に判断を委ねる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく提出された発議を踏まえて全員一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

併せて発議 「核兵器のない世界と恒久平和」の実現を求める意見書（案）については、全員一致で委員会発議とすることに決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第61号および請願第5号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

報告書の朗読をもって文教厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

平成29年9月28日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

文教厚生常任委員会委員長報告

文教厚生常任委員会は、9月5日の本会議において付託されました事件を9月20日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第61号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について

請願第5号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

以上2件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、議案第61号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

「被保険者の関係者とは」との質疑に対し、「被保険者の関係者とは配偶者および世帯主、同一世帯の世帯員である。これまで第2号被保険者の介護保険料および介護サービスを受給した際の個人負担分の算定を行う際、第2号被保険者に対しては調査権がなかったが法律の改正に伴い条例を改正することにより、被保険者が属する住基上の同一世帯員について調査が可能となった」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についてであります。

「OECD諸国と比べて1学級当たりの児童生徒数は」との質疑に対し「2014年時点で初等教育段階の平均学級規模はOECD平均は1クラス当たり21人に対し27人であり、OECD加盟国の中で2番目に多かった」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。
次に経済環境常任委員会から議案第62号から議案第64号までについて報告を求めます。
経済環境常任委員長、井出一司君。

○経済環境常任委員長（井出一司君）

経済環境常任委員会委員長報告を朗読をもって行います。

平成29年9月28日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 井出一司

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、9月5日の本会議において付託されました事件を9月21日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第62号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

議案第63号 北杜市小淵沢駅前広場条例及び北杜市駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第64号 北杜市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について

以上3件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見などについて申し上げます。

はじめに、議案第62号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例についてであります。

「事務の効率化とは。基金を含めて権利関係についても一本化されるのか」との質疑に対し「予算書および決算書がそれぞれ1冊になり、分かりやすい説明が可能となる。基金については名称の変更をするだけで、これまでと同じである。基金の運用については、各財産区管理会で決定していく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 北杜市小淵沢駅前広場条例及び北杜市駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

「地域の要望に応えるため条例の改正は考えているのか」との質疑に対して、「必要に応じて今後検討していく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 北杜市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「高速道路の標識が追加されるとのことであるが、市道に設置してある案内看板に変更はあるのか」との質疑に対して、「観光客に対する案内看板の変更は必要があれば検討する」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第61号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第61号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第62号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第62号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第63号 北杜市小淵沢駅前広場条例及び北杜市駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第63号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第64号 北杜市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第64号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第4号 国連での「核兵器禁止」条約の推進を求める請願に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第4号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、不採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第5号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第29 議案第65号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

議案第65号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

資料の1ページをご覧くださいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億2,590万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を288億8,150万8千円とするものでございます。

恐れ入ります、6ページをご覧ください。第2表 繰越明許費補正でございます。

追加といたしまして8款2項道路橋梁費、市単道路新設改良事業1億4,800万円は、市道須玉若神子31号線法面对策工事において強制執行に伴う路線一括発注をする必要があり、年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

さらに同款4項住宅費、市営住宅等改修事業4,600万円はサンコーポラス長坂団地2号棟改修において全体工期により年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

その下の第3表 債務負担行為補正をご覧ください。

追加といたしまして、いずみ保育園建設に伴う仮設園舎の賃借につきまして契約を締結するため、期間を平成30年度から平成31年度までとし限度額を1,702万1千円とする債務負担行為を設定するものでございます。

7ページをご覧ください。第4表 地方債補正でございます。

変更といたしまして合併特例事業債を2,920万円増額し、限度額を17億400万円とし発行限度額の計を29億4,880万円とするものでございます。

次に2ページ、3ページ目にお戻りください。

歳入歳出予算の補正内容について、ご説明いたします。

はじめに歳入でございます。

10款1項地方交付税2億898万8千円の増額につきましては、一般財源としまして普通交付税を充当するものでございます。

12款1項分担金100万円の増額は、県単耕作放棄地等再生整備支援事業の受益者分担金でございます。

14款1項国庫負担金683万3千円の増額は、保育所運営費負担金の増額補正によるものでございます。

2項国庫補助金2,143万円の増額は、地域住宅支援交付金などの増額補正によるものでございます。

15款1項県負担金341万6千円の増額は、保育所運営費負担金の増額補正によるものでございます。

2項県補助金6,798万円の増額は福祉タクシーシステム事業費補助金、活力ある水田農業支援事業費補助金および機構借受農地整備事業費補助金などの増額補正によるものでござい

ます。

3項県委託金1,111万3千円の増額は、圃場整備換地委託金の増額補正によるものです。

17款1項寄附金1千万円の増額は、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に基づく企業からの指定寄附金の見込み額を計上しているものでございます。

18款2項基金繰入金1億800万円の増額は、いずみ保育園の仮設園舎借上料に充当する公共施設整備基金繰入金を計上しているものでございます。

20款5項雑入1億5,729万9千円の増額は、市道須玉若神子31号線法面对策工事の強制執行に伴い、原因者に請求する弁償金および県が実施する国道141号線長沢交差点改良工事により移設が必要となる既存の防火貯水槽に関する県の補償料を計上しているものでございます。

21款1項市債2,920万円の増額は団体営土地改良事業、県単耕作放棄地等再生整備支援事業および消防施設整備事業に充当する合併特例事業債を計上しているものでございます。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出でございます。

2款1項総務管理費146万円の増額は、地域女性活躍推進交付金を活用してフォーラム開催などを行う男女共同参画推進費でございます。

2項徴税費4,750万2千円の増額は、昨年度に中間納付された法人市民税の一部について還付を行う市税賦課徴収費でございます。

3款1項社会福祉費6,208万3千円の増額は、事業費確定に伴う障害者自立支援費の国庫負担償還金などでございます。

2項児童福祉費1億3,383万5千円の増額は、現在地に建て替えるいずみ保育園の新園舎の建設期間中に必要となる仮設園舎の借り上げなどを行う保育所総務管理費でございます。

3項生活保護費4,494万1千円の増額は、事業費確定に伴う生活保護費の国庫負担償還金などでございます。

6款1項農業費1億1,945万7千円の増額は、農事組合法人等への機械設備整備に対する助成などを行う農業振興事業費、水田農業構造改革対策事業費、農業基盤整備などを行う県単土地改良事業費、団体営土地改良事業費、県営土地改良事業費、地方創生応援税制を活用して北の杜フードバレープロジェクト事業を実施する食育推進事業費でございます。

8款2項道路橋梁費1億5千万円の増額は、市道須玉若神子31号線法面对策工事を強制執行により実施する市単道路新設改良費でございます。

4項住宅費4,600万円の増額は、サンコーポラス長坂団地2号棟を改修する住宅維持補修費でございます。

5項都市計画費743万8千円の増額は小淵沢駅前広場整備の工期延長に伴い、駅前広場内の安全の確保と歩行者の安全な通行の確保を行うため工期延長期間中の交通警備員の配備を行う街路整備事業費および北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会の設置に伴い、運営に関する経費を計上するまちづくり計画推進費でございます。

9款1項消防費1,318万7千円の増額は、県が実施する国道141号長沢交差点改良工事に伴い既存の防火貯水槽の移設を行う消防施設整備費でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第65号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第30 議案第66号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

議案第66号 平成29年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ842万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億5,271万6千円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いいたします。はじめに歳入であります。

3款2項国庫補助金は、既存の介護施設にスプリンクラーを設置するための経費に対する補助金として842万6千円を計上するものです。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。歳出であります。

1款6項地域介護・福祉空間整備費等補助金は、須玉デイサービスセンターの指定管理者が自主事業として行っている宿泊サービスの事業について、消防法等の改正によりスプリンクラーの設置が義務付けられたことに伴い、指定管理者が行うスプリンクラーの設置に対して

842万6千円を補助するもので補助率は10分の10となっております。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第66号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第31 議案第69号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

最初に渡辺市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

議案第69号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

第1条、歳入歳出予算の総額に3,446万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ289億1,596万8千円とするものであります。

本日の衆議院解散に伴い、平成29年10月に行われる衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の執行経費について早急に予算化する必要があることから、追加の予算計上を行うこととし本日、追加提案させていただいたところであります。

内容につきましては企画部長から説明いたしますのでよろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

内容説明を担当部長に求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

議案第69号 平成29年度北杜市一般会計補正予算書（第3号）について、ご説明いたします。

予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,446万円を追加し、歳入歳出予算の総額を289億1,596万8千円とするものでございます。

2ページ、3ページをご覧ください。はじめに歳入でございます。

15款3項県委託金については、衆議院選挙費委託金でありまして3,446万円の増額でございます。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出でございます。

2款4項選挙費3,446万円の増額は衆議院の解散に伴い、平成29年10月に行われる衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査を実施するために必要な選挙事務費でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第69号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第32 同意第10号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第35 同意第13号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

同意案件につきまして、ご説明いたします。

はじめに、同意第10号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が辞職したことに伴い新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市大泉町谷戸206番地、三井修、昭和23年11月16日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第11号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が辞職したことに伴い新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市小淵沢町8277番地、進藤敏夫、昭和25年1月8日生まれ。北杜市小淵沢町6797番地、新海洋雄、昭和17年12月12日生まれ。北杜市小淵沢町6138番地1、進藤璋久、昭和19年8月8日生まれ。北杜市小淵沢町5101番地、小林定次、昭和22年3月20日生まれ。北杜市小淵沢町7047番地3、清水輝隆、昭和23年11月26日生まれ。北杜市小淵沢町1094番地、萱沼鉄男、昭和20年2月1日生まれ。北杜市小淵沢町1037番地7、小松一仁、昭和22年7月17日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第12号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が辞職したことに伴い新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市小淵沢町6138番地1、進藤璋久、昭和19年8月8日生まれ。北杜市小淵沢町7047番地3、清水輝隆、昭和23年11月26日生まれ。北杜市小淵沢町1037番地7、小松一仁、昭和22年7月17日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第13号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件につきましては、保護組合議会議員が辞職したことに伴い新たに保護組合議会議員を選任する必要があるため、八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合同規約第6条第1項の規定により北杜市小淵沢町6138番地1、進藤璋久、昭和19年8月8日生まれ。北杜市小淵沢町5101番地、小林定次、昭和22年3月20日生まれ。北杜市小淵沢町7047番地3、清水輝隆、昭和23年11月26日生まれ。北杜市小淵沢町1037番地7、小松一仁、昭和22年7月17日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第10号から同意第13号までの4件は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第10号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第11号 棒道下恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第12号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第13号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第36 発議第6号 「核兵器のない世界と恒久平和」の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります齊藤功文君から提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、齊藤功文君。

○総務常任委員長(齊藤功文君)

発議第6号 「核兵器のない世界と恒久平和」の実現を求める意見書の提出について、朗読をもって報告させていただきます。

発議第6号

平成29年9月28日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会総務常任委員会委員長 齊藤功文

「核兵器のない世界と恒久平和」の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

核兵器の存在を根底から否定する核兵器禁止条約が、7月7日国連で採択された。「全人類の安全保障」を謳い、核兵器は人類にとって脅威であり、核兵器が使用されれば、人類の生存に不可欠な環境は破壊され、放射能に長く苦しむ壊滅的な事態になりかねないが、一方では、自国防衛のため国家の安全保障上、核兵器を必要悪とするという考え方があり、核兵器禁止条約とは隔たりがある。核兵器を違法化し、核廃絶の動きを加速化させることが、条約の主な目的であり、核兵器使用をほのめかせ、威嚇することも禁じた条文は核兵器を必要とする考え方を認めていない姿勢が鮮明になっている。

核兵器禁止条約の交渉会議には、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国の核保有国は、「安全保障環境の現実を無視している」として不参加を表明し、アメリカの同盟国である日本、韓国を始めカナダ、ドイツなど北大西洋条約機構加盟国も不参加を決めた。こうした国際情勢の中、唯一の被爆国である日本は、憲法に掲げられた国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の3原理ならびに非核3原則のもと、核保有国を始め国際社会に、さらに北朝鮮に、日本と世界、人類の平和を目指して「核兵器のない世界と恒久平和」の実現のため、平和国家の誇りを高く掲げ、積極的に働きかけて、平和の橋渡しとなるよう強く求めるため、この案を提出する。

「核兵器のない世界と恒久平和」の実現を求める意見書（案）

核兵器の存在を根底から否定する核兵器禁止条約が7月7日国連で採択された。核兵器の使用、開発、実験、製造、保有、譲渡などを幅広く禁止する初めての条約である。広島、長崎の被爆者が長きにわたり壮絶な体験を語り、核廃絶の声をあげて来たことを踏まえ、「ヒバクシャの受け入れ難い苦しみに留意する」と前文に明記された。「全人類の安全保障」を謳い、核兵器が人類にとって脅威であると鑑み、核兵器が使用されれば、人類の生存に不可欠な環境は破壊され、放射能に長く苦しむ壊滅的な事態が生じる。そのため自国防衛のため国家の安全保障上、核兵器を必要悪とする考え方から、核兵器禁止条約は隔たりがある。マレーシア国連政府代表部のイクラム大使は、絶対悪の「烙印を押す」と指摘した。核兵器を違法化し、核廃絶の動きを加速化させることが、条約の主な目的である。それゆえ核兵器使用をほのめかせ、威嚇することも禁じた条文は核兵器を必要とする考え方を認めていない姿勢が鮮明になっている。

一方で、北朝鮮は核実験とそれを運ぶ、弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、威嚇と自国の正当性を訴え、核実験と大陸間弾道ミサイルの発射実験に成功したと示唆しているが、日本並びに国際社会は抗議と制裁を行っている。核兵器禁止条約の交渉会議には、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国の核保有国は、「安全保障環境の現実を無視している」として不参加を表明し、アメリカの同盟国である日本、韓国を始めカナダ、ドイツなど北大西洋条約機構加盟国も不参加を決めた。核保有国が参加しなければ核軍縮は一步も進まない現実、核兵器

禁止条約では、核保有国が参加する道筋として、核兵器を放棄してから加わるか、核兵器を放棄しなくても、条約に参加後、廃棄計画を提出する二通りを示している。さらに、非締約国には、議決権のない参加国として、2年に一度開かれる締約国会議や、条約発効から5年後に開かれる再検討会議に参加を認める規定も設けられた。こうした国際情勢の中、唯一の被爆国である日本は、憲法に掲げられた国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の3原理並びに非核3原則のもと、核保有国を始め国際社会に、さらに北朝鮮に、日本と世界、人類の平和を目指して「核兵器のない世界と恒久平和」の実現のため、平和国家の誇りを高く掲げ、積極的に働きかけて、平和の橋渡しとなるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 伊達忠一殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

防衛大臣 小野寺五典殿

外務大臣 河野太郎殿

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、発議第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第37 発議第7号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります岡野淳君から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

提案理由を朗読をもってさせていただきます。

発議第7号

平成29年9月28日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状況にある。子どもたちの学びの質を高める教育環境の実現のためには、定数改善や少人数学級推進は不可欠であり、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。

また、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が誇りとやりがいを持てる環境を確保するために長時間労働を是正することが必要であり、教職員定数改善も欠かせない。教職員が子どもたちと向き合う時間を確保することで、より一層きめ細かな指導ができ、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成につながる。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であることから、この案を提出するものである。

意見書の案を朗読いたします。

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状況にあります。一人ひとりの子どもたちに対してきめ細かな対応や、教職員が心身ともに健康を維持しながら教育活動に携わるなど、子どもたちの学びの質を高めるための教育環境の実現のためには、定数改善や少人数学級推進は不可欠であり、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。

また、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。（公財）連合総合生活開発研究所の教職員が働き方・労働時間に関する報告書によると、7～8割の教員が1ヶ月の時間外労働が

80時間（過労死ライン相当）となっていること、1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が誇りとやりがいを持てる環境を確保するためには長時間労働是正が必要であり、教職員定数改善も欠かせません。教職員の子どもたちと向き合う時間を確保することで、より一層きめ細かな指導ができ、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成につながります。

北杜市でも、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し、未来を切り開く人財の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、教職員の長時間労働を是正するために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
 1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
 1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 伊達忠一殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

文部科学大臣 林 芳正殿

財務大臣 麻生太郎殿

総務大臣 野田聖子殿

以上であります。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから発議第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第38 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件につきまして、やむを得ず変更が生じる場合は議長に一任をお願いしたいと思いますのご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第39 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

9月5日に開会されました本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時55分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	土 屋 裕
議 会 書 記	清 水 市 三